

その他資料

資料№1 令和7年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方
の整理

資料№2 中央最低賃金審議会（令和8年6月26日 第1回目安に関する小
委員会）資料

①主要統計資料・・・1頁

②足下の経済状況等に関する補足資料・・・63頁

③今後の予定（案）・・・164頁

④参考資料：最低賃金に関する調査研究・・・165頁

資料№3 地方最低賃金審議会委員説明資料（地域別最低賃金編）

資料№4 地方最低賃金審議会委員説明資料（特定最低賃金編）

令和7年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理

令和8年6月23日

1 令和7年度の地域別最低賃金の審議結果と課題

令和7年度の地域別最低賃金については、令和7年9月5日までに全ての地方最低賃金審議会で答申が出され、全国加重平均で1,121円、過去最大66円の引上げとなった。

令和7年度は、中央最低賃金審議会において、A・Bランク63円、Cランク64円と、昭和53年度に目安制度が始まって以降、最も高い引上げ額の目安（以下「目安額」という。）が提示された。また、この目安額を踏まえ、地域ごとに異なる経済状況等も考慮の上、各地方最低賃金審議会における審議の結果、39道府県で目安額を上回る答申が出され、うち11県では、目安額を10円以上上回る高い引上げ額となった。

また、発効日についても、11月以降を発効日とする地域が27府県に達し、令和8年1月1日以降を発効日とする地域も6県あった。

これら令和7年度の地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえると、

- ・ 目安額を大幅に上回る答申は、近隣県等との競争や最下位回避の意識の下、地域の実態と乖離した引上げとなったのではないかといった、審議に対する疑義がメディア等から呈されたこと
- ・ 地域ごとに発効日に大きなばらつきが生じ、一時的に地域間格差が拡大するほか、年度ごとに発効時期が大幅に変動することで、労使双方の予見可能性が損なわれるおそれがあること

等の課題があったと考えられる。

そこで、今般、中央最低賃金審議会「目安制度の在り方に関する全員協議会（以下「全員協議会」という。）」において、令和8年度以降の審議に向けて、主にこれら2つの事項について課題の整理と対応方針の整理を行うこととした。

2 近隣県等との過度な競争意識や最下位回避の意識による地域の実態と乖離した引上げについての考え方

(1) 課題

- 最低賃金法（昭和34年法律第137号）第9条第2項において、「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない」と規定されており、法定3要素のデータに基づく審議が原則である。また、「中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告」（令和5年4月6日）においても、「最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導

くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきであることについて合意が得られた」とされたところ。

- 一方で、令和7年度の地方最低賃金審議会では、近隣県等の答申が出た後で審議を行うために、審議会日程を後ろ倒しにする動きも一部に見られ、近隣県等や同じランク内での過度な競争意識や最下位回避の意識の中で、高い引上げ額となったのではないかと指摘がある。
- また、全員協議会の議論の中では、目安額に大幅な上乗せをする地域が多数生じる状況が今後も続くのであれば、目安制度の在り方自体を議論する必要があるのではないかと、この意見もあった一方、これらの審議結果の背景には、目安を超える最低賃金の引上げが行われた場合の特別な対応として、補助金等による政府の支援が示されたことなど、令和7年度の特殊事情があったのではないかと、この意見も出された。

(2) 対応方針

- 令和5年に開催された全員協議会では、「最低賃金法第9条第2項¹の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきであること」を確認し、合意が得られたところであり、今後も、この基本的な考え方に基づいて、中央及び地方最低賃金審議会での審議を行うべきである。
- とりわけ、近隣県等との金額のみの比較だけで当該地域の最低賃金額を決めることや、最下位を避けたいという動機から、地域の実態と乖離した引上げ額を導き出すことは適切でなく、法定3要素のデータを総合的に考慮して地域別最低賃金額を決定すべきである。
- 審議の結果、示された最低賃金額だけを捉えて「高すぎる」「低すぎる」との批判が生じることは適当でなく、目安額に大幅な上乗せをするのであれば、その判断理由を地方最低賃金審議会の公益委員見解等で明らかにすべきである。
- なお、令和7年度の審議では、一部で、地方最低賃金審議会の開催を予定していたものの、審議せずに審議日程を延期する動きも見られたが、これが仮に他地域の審議結果のみをもって当該地域の最低賃金額を決めたいとの意向によるものだとすれば、法定3要素のデータに基づく審議という最低賃金額の決め方そのものへの疑義を生じかねないことに留意が必要である。
- また、特に前年度、例年以上に高い引上げを行った場合、翌年度の審議では、その影響等を公労使委員間で確認した上で、当該年度の審議を行うべき

¹ 地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。(最低賃金法第9条第2項)

である。

- 地方最低賃金審議会において、総合指数など様々な指標を活用し、全国における当該地域の位置づけを踏まえて地域別最低賃金額を決める事例も見られる。総合指数などの様々な指標を活用することは、地域の法定3要素の状況を勘案する際の一つの方法だと考えられるが、可能な限り最新のデータを用いて、法定3要素それぞれのデータを確認すべきである。その上で、他地域との比較を行う上では、当該地域の日本全体での位置づけを総合的に考慮すべきである。
- また、中央最低賃金審議会 で用いられた指標のうち、一部について都道府県別データがなく、地方最低賃金審議会委員が対応に苦慮しているという意見があった。厚生労働省は、当該年度の中央最低賃金審議会の審議で用いたデータのうち、都道府県別データがないものについて、利用可能な資料やデータの参考事例等の丁寧な情報提供に努めることとする。

3 発効日についての考え方

(1) 課題

- 金額改正の発効日について、最低賃金法第14条第2項では、「公示の日から起算して30日を経過した日（公示の日から起算して30日を経過した日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から」とされている。従前は、多くが「公示日から起算して30日を経過した日」から発効する法定発効であり、指定日発効について議論するケースは少なかった。
- 令和7年度は、中央最低賃金審議会の「令和7年度地域別最低賃金額改定の日安に関する公益委員見解」（令和7年8月4日）に「引上げ額とともに発効日についても十分に議論を行う」との記載が盛り込まれた。これを踏まえ、地方最低賃金審議会 で、引上げ額だけでなく発効日についても議論が行われた結果、特に、中央最低賃金審議会が示した目安額に10円以上の上乗せをするなど、地域別最低賃金額の大幅な引上げがあった11県において、指定日発効とした結果、発効日が例年に比べ大幅に後ろ倒しされる傾向が見られた。
- 令和7年度は指定日発効が急増し、過半数の27府県で11月以降の発効となったほか、10月1日発効の栃木県から令和8年3月31日発効の秋田県まで発効日に大きなばらつきが生じた。
- さらに、6県において発効日が令和8年1月以降となったが、これらの県では、地方最低賃金審議会において、
 - ・ 地域別最低賃金引上げに伴う影響率が他地域と比べて高いこと
 - ・ これまで目安額どおりの引上げが続いてきたことから、令和7年度の大幅引上げは県内企業にとってインパクトが大きいことなどの点について公労使委員間で議論が行われた結果、発効日が例年と比べて

大幅に後ろ倒しされることとなったものである。

- 一方で、地域間の発効日の極端なばらつきは、最低賃金制度の全国的な整合性の観点のほか、一時的に地域間格差が拡大することや、仮に年度ごとに発効時期が大幅に変わるのであれば、労使双方の予見可能性を損なうおそれがあることなどの課題があるものと考えられる。
- 発効日の在り方については、一部の地方最低賃金審議会から、
 - ・ 地方に委ねることなく、法律の中立性、斉一性を踏まえ、中央において責任をもって結論を導き出すよう要望する
 - ・ 中央最低賃金審議会において、発効日の在り方や留意すべき点などについて考え方を示した上で、地方最低賃金審議会において議論を深めることが適当である
 - ・ 発効日の後ろ倒しを当該地域のみで実施した場合、他地域とのバランスの問題が生じるため、制度改正を含め、中央最低賃金審議会でも議論すべき等の意見や要望が出されている。
- 全員協議会の議論において、次のような課題意識が示された。
 - ・ 地方から、発効日をどのように決めれば良いのか分からないという声が多く上がっており、一定の目安を示してほしいという意見も聞かれる。地方最低賃金審議会の委員が考えるべき方向性や考慮要素をある程度明確に示す必要があるのではないか。
 - ・ 発効日の決め方について、地方最低賃金審議会の委員の中に迷いや混乱が生じているように思う。中央最低賃金審議会として地方最低賃金審議会に対し、期待していることをメッセージとして改めて示すべきではないか。
 - ・ 「支払い準備」の解釈が過度に柔軟に広がると発効日の後ろ倒しの歯止めがきかなくなるため、一定程度定義し、メッセージとして発出する必要があるのではないか。

(2) 発効日の後ろ倒しの背景と影響の確認

- 地域の実情を把握するため、まずは令和7年度の審議において、越年発効となった6県を含め発効日が後ろ倒しとなった府県の背景と賃上げへの影響を確認した。
(越年発効となった背景)
- 越年発効となった背景については、参考資料1のとおり、県により様々ではあるものの、熊本県を除く5県が、高い引上げ額に言及していた。
(発効日の後ろ倒しや越年発効の影響(企業や事業所への調査))
- 発効日が越年した県における求人賃金の状況について、ハローワークで受理したパートタイムの新規求人賃金を用いて確認したところ、3月発効の群

馬県・秋田県の両県において、令和7年度改定後の地域別最低賃金額を下回る求人の割合（未達求人割合）は、令和7年7月時点では約6割（群馬県：54.0%、秋田県：66.0%）であったところ、同年12月時点で約4割に減少し、令和8年1月時点で3割弱、2月時点で約1割となった（参考資料2）。

同じ企業を対象に継続して調査したものではないことに留意が必要であるが、本データを令和7年7月の未達求人割合に対する各月の未達求人割合の比率で見ると、群馬県（令和8年3月1日発効）の場合、令和7年12月で約7割（70.7%）、令和8年1月で5割、令和8年2月で1割弱（8.3%）に、秋田県（令和8年3月31日発効）の場合、令和7年12月で6割強（62.6%）、令和8年1月で約4割（40.6%）、令和8年2月で3割弱（28.9%）、令和8年3月に5%台（5.6%）となった。なお、本データはハローワークで受理した新規求人賃金に関するものであり、求人を出した企業が自社従業員の最低賃金近傍労働者の賃上げを行った時期を表したものではないことに留意する必要がある。

- 発効日が例年より後ろ倒しされたことの中小企業への影響に関して、独立行政法人労働政策研究・研修機構の調査を用いた厚生労働省の集計によると、必ずしも地域別最低賃金額の改定による賃上げではない点に留意が必要²だが、令和7年度の地域別最低賃金の発効日が例年より後ろ倒しされ令和7年11月から令和8年3月までの間であった27府県に本社のある中小企業のうち、約8割の企業が「賃金の引上げ時期に影響はない」と回答した一方、約2割の企業は「引上げ時期を遅らせた（遅らせる予定である）」と回答し、その割合は発効日が遅いほど高くなった。また、発効日が後ろ倒しされたことによる企業経営等への様々な影響について、約8割の企業が「特に影響はない」と回答した一方、約1割の企業は「賃金引上げに向けて準備期間が確保できた」と回答し、同じくその割合は発効日が遅いほど高くなった。（参考資料3）
- さらに、令和7年度の地域別最低賃金の発効日が令和8年1月から3月までの間であった6県の労働局において、地域別最低賃金の引上げの影響率が高い6業種³の中小企業・小規模事業者に対し、発効日が後ろ倒しになったことによる賃上げ時期への影響や、その受止め等についてヒアリングを行った。発効日の後ろ倒しを踏まえて賃上げ時期を遅らせたか否かについては、いずれの県でも、「例年より遅らせた」とする事業者もいれば「例年どおり」とする事業者もいた。「遅らせた」事業者の理由として、「賃上げ原資の確保」等

² 発効日が例年より後ろ倒しされたことの労働者への影響に関する厚生労働省の委託調査についても同様の点に留意が必要

³ ①製造業②運輸業・郵便業③卸売業・小売業④宿泊業・飲食サービス業⑤生活関連サービス業・娯楽業⑥サービス業（他に分類されないもの）

の準備期間のほか、「例年、最低賃金の発効時期に合わせている」との回答も多くあった。一方、「例年どおり」とする事業者の中には、「毎年決まった時期に賃上げを行うこととしている」との回答が多く、他に、「10月発効の他県の支社と合わせて賃上げを行った（福島県、飲食業等）」、「四国4県に支社があるので、一番早いところに合わせて賃上げしている（徳島県、運輸業）」、「（賃上げ時期に期限のある）県の補助金を利用するため（群馬県、製造業）」、「これまでと同じ時期に賃上げがあるという労働者の期待があった（福島県、運輸業）」などの回答があった。また、発効時期が例年より後ろ倒しされたことの受止めとして、「賃上げ原資の確保などの準備期間を確保することができた（熊本、生活関連サービス業）」、「人件費を削減できてありがたい（群馬、小売業等）」などの意見がある一方で、「3月末まで遅らせる必要はなく、10月末や11月初旬であれば準備は整う（秋田、飲食業）」、「他県から大幅に遅れるのは問題。地域内の事業所が足並みをそろえて賃上げできるようにした方が良い（徳島県、サービス業）」などの意見があった。（参考資料4）

（発効日の後ろ倒しや越年発効の影響（労働者への調査））

- 他方、発効日が例年より後ろ倒しされたことの労働者への影響に関して、厚生労働省の委託調査によれば、令和7年度の地域別最低賃金の発効日が令和8年1月から3月までの間であった6県に主な仕事の勤務先がある最賃近傍雇用者（ここでは、時間当たり賃金が勤務地の地域別最低賃金の1.1倍未満の非正規雇用労働者で1年以上勤務している者を指す。）のうち、約4割の労働者が「例年と変わらない時期に時間あたりの賃金の上昇があった」と回答した一方、3割台半ばの労働者が「遅れた」と回答した。また、地域別最低賃金の引上げ時期が遅れたことによる影響について、6割台半ばの労働者が「特に影響はなかった」と回答した一方、約2割の労働者が「時間あたり賃金が増える時期が遅れたため、仕事に対するモチベーションが下がった」、約1割の労働者が「時間あたり賃金が増える時期が遅れたため、家計に悪影響が生じた」と回答した。（参考資料5）
- また、同調査において、過去1年間で時間あたり賃金が増えた最賃近傍雇用者について、賃金が増えた時期を確認したところ、「わからない」を除いて、「2025年10月」が3割台半ばと最も多く、「2026年4月」が1割台半ばと次いで多かった。これを令和7（2025）年度の地域別最低賃金の発効日別にみると、令和8（2026）年1月に発効した4県に勤務地のある者では「2026年1月」が4割弱と最も多く、令和8年3月に発効した2県に勤務地がある者では「2026年4月」が約3割と最も多く、「2026年3月」が3割弱と次いで多くなった。（参考資料6）

(3) 全員協議会における議論

- 発効日は、法的強制力を伴う地域別最低賃金の実効性を確実に担保する観点から、発効の時点を規定する最低賃金法第 14 条第 2 項に「公示の日から起算して 30 日を経過した日（公示の日から起算して 30 日を経過した日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）」とされている。
- こうした中で、望ましい発効日の時期や地方最低賃金審議会での審議における考慮要素等に関しては、未組織労働者にも春闘における賃上げ結果を速やかに波及させるという地域別最低賃金の改定の趣旨を踏まえると、引上げ額と引き換えに発効日が後ろ倒しされるのは本末転倒であり、早期発効が重要であるという意見があった。また、法定発効が基本であり、指定日発効は特別な理由がある場合に限り公労使で十分に議論した上で決定することを明確にすべきという意見があった。さらに、就業調整の問題など他制度の課題を最低賃金法の枠組みの中に持ち込むことは、最低賃金法の本来の趣旨を歪めるおそれもあるため、できる限り最低賃金法の目的に即して運用することが望ましいとの意見があった。
- 他方で、特に令和 7 年度においては、事業者の予想を大きく上回る高い引上げ幅となった地域もある中で、発効日が後ろ倒しされたことは、企業にとって、賃金原資の確保、給与規程の見直し、就業調整の抑制等の観点から一定の意義があったと考えられるという意見があった。また、発効日のばらつき自体が直ちに問題なのではなく、決定理由についての議論と説明が不十分だった点に課題があり、引上げ額と同程度の重みをもって発効日についても議論を尽くし、その理由を対外的に丁寧に説明することで納得性を高めることが重要であるという意見があった。さらに、地方最低賃金審議会が発効日について議論されたことは大きな進展だが、年度ごとに発効日が大幅に変動すると、労使ともに予見可能性を欠くとともに、年度によっては次の発効日までの期間が短くなることによるデメリットについても踏まえるべきであるという意見もあった。
- さらに、引上げ額と発効日の関係について、次の意見があった。
 - ・ 地方最低賃金審議会の審議では、金額と発効日を分けて議論するプロセスを踏むべきである。最低賃金法上も、地域別最低賃金額の決定原則（第 9 条第 2 項）と発効時期の規定（第 14 条第 2 項）が明確に分けられている。
 - ・ 中央最低賃金審議会の「令和 7 年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」（令和 7 年 8 月 4 日）で「引上げ額とともに発効日についても十分に議論を行う」と示した趣旨は、発効日を交渉材料にして良いということではなく、引上げ額についてしっかり議論し、引上げを着実に実行できる発効日を地方最低賃金審議会の公労使委員間であわせて議論して決めてほしいという趣旨である。

- ・発効日の設定次第で、額では最下位を回避しつつ、企業側の準備期間を確保するなど、発効日がいわば「交渉材料」として扱われている。発効日が後ろ倒しされることで、名目の引上げ額と実際の引上げ効果との乖離が生じる状況となることは共通の認識とすべきである。物価上昇局面で発効日が遅れると、実質的な引上げ効果は更に低くなる。

(4) 対応方針

- 公労使委員それぞれが、発効日が引上げ額との間で「交渉材料」となっていることへの課題意識や、地方最低賃金審議会における公労使委員間の建設的な議論につながる基盤や指針を示すべきではないかとの認識を示した。そこで、議論を踏まえて、発効日の在り方について、次の基本的考えを確認した。
 - ・発効日は、法的強制力を伴う地域別最低賃金の実効性を確実に担保する観点から、発効の時点を規定する最低賃金法第14条第2項に「公示の日から起算して30日を経過した日（公示の日から起算して30日を経過した日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）」とされており、指定日発効⁴とする場合は、その必要性について広く理解を得られるかなどの観点から、各地方最低賃金審議会の公労使委員間で、十分に議論して決定すること。
 - ・発効日について、大幅な引上げ額を確保するための過度な交渉材料とすべきではない。発効日に関する主な考慮要素として、全員協議会で示された課題、労働者の生活や企業経営に与える影響、例えば災害など様々な地域の事情について、公労使委員間で十分に議論した上で、発効日について判断すること。特に企業の支払いのための準備期間を主な理由として指定日発効とする場合、企業が賃金原資の確保や給与規程の見直し等に要する具体的な期間について、公労使委員間で十分に議論を行うこと。また、指定日発効とする場合には、その判断理由を地方最低賃金審議会の公益委員見解等で、できる限り明らかに示した上で決定すべきこと。
 - ・指定日発効とした地方最低賃金審議会においては、その影響等を把握した上で、翌年度の審議を行うべきであること。

4 その他

その他、ランク区分の見直しや、EU指令についての考え方に関して、委員から以下のような意見が出された。

⁴ 曜日の都合等により1日～数日程度ずらすようなケースは除く。

(1) ランク区分の見直し

- 今後の議論に向けて次のような意見が出されたが、一定の時間をかけて議論を尽くす必要があるとされた。
 - ・現在のランク区分は、額差の幅が大きいBランクと、ほとんど幅のないCランクという構造になっており、目安の示し方として、現在のA B C区分が妥当なのか改めて検討の余地がある。次の見直しでは、現在のA B C区分を前提とした入替えにとどまらず、ランク制度のフレームそのものの在り方について幅広く検討する必要がある。
 - ・ランク区分そのものが、地域間格差を生む一つの要因になっている側面がある。次の見直しでは、どのような指標や考え方に基づいてランクを区分するか、その手法自体についても検証する必要がある。

(2) EU指令についての考え方

- 今後の議論に向けて次のような意見が出されたが、一定の時間をかけて議論を尽くす必要があるとされた。
 - ・EU指令で示された賃金の中央値の60%や平均値の50%等の水準について議論する際は、均等待遇の見地から、所定内給与だけでなく特別給与も加味して見る必要がある。
 - ・物価や賃金が大きく変動する時代における合理性のある最低賃金の水準について、労働者の生計費や通常の事業の賃金支払能力の観点から、名目上の水準値がどれほど実質的な意味を持つのかについて、今後の議論の中で意識する必要がある。
 - ・日本と諸外国の賃金制度の違いや、OECDによる国際比較において各国のデータに含まれる賃金の範囲等を精査した上で議論を尽くす必要がある。

5 今後の取組について

- 中央最低賃金審議会は地方最低賃金審議会に対し、令和8年度以降、2及び3の考え方を踏まえた審議を行うことを要望する。
- 4（1）及び（2）について、全員協議会で引き続き議論を行うことで合意した。

発効日を令和8年1月1日以降に指定した県の根拠

参考資料 1

都道府県名	発効日指定の根拠
秋田県 (令和8年3月31日) 【1,031円、 +16円(+8.4%)】 (参考) 影響率：29.3%	・令和7年度の引上げ額は県内企業にとって予想を大きく上回るものであることや、<u>最賃引上げの影響率は全国でも高い水準にあり(令和6年度全国3位)、令和7年度の引上げで更に影響率が高まることが想定。</u> ・このような状況から、<u>企業の準備期間を十分に確保する必要性が他県と比較しても高く、制度上可能な最大限の準備期間を確保。</u>
群馬県 (令和8年3月1日) 【1,063円、 +15円(+7.9%)】 (参考) 影響率：18.5%	・これまで目安を大幅に超える改定を行っていなかったことを受け、<u>企業の準備期間を十分確保する必要性がある一方、企業における給料の締め日の状況や「1日」という県民への分かりやすさの観点</u>を踏まえて、<u>最大限の準備期間を確保。</u>
福島県 (令和8年1月1日) 【1,033円 +15円(+8.2%)】 (参考) 影響率：21.9%	・過去に例を見ない大幅な引上げであること、<u>官公需を含めた価格転嫁などの見直しが必要になること、年内発効とした場合、11～12月に「年収の壁」を超えないための働き控えが生じかねないことから、1月1日発効としたもの。</u>
徳島県 (令和8年1月1日) 【1,046円 +3円(+6.7%)】 (参考) 影響率：27.4%	・2年間で150円という全国でも例のない大幅引上げとなるため、<u>十分な準備期間を確保する必要があること、年内発効とした場合、11～12月に「年収の壁」を超えないための働き控えが生じかねないことから、1月1日発効としたもの。</u>
熊本県 (令和8年1月1日) 【1,034円、 +18円(+8.6%)】 (参考) 影響率：21.6%	・8月10日から大雨で県内に大きな被害が生じたため、使側は復旧に時間を要するとして令和7年度は例年よりも指定日発効を強く要望した。労側は当初、最賃と今回の大雨被害は別の問題として早期発効を求めたものの、<u>被害状況を踏まえて令和7年度に限った特殊事情として最終的に同意し、答申時期も考慮して発効日を1月1日とすることで労使が合意。</u>
大分県 (令和8年1月1日) 【1,035円、 +17円(+8.5%)】 (参考) 影響率：27.6%	・令和7年度の引上げ額は県内企業にとって予想を大きく上回るものであること、<u>最賃引上げの影響も令和6年度時点で27.6%と高い水準であったが、令和7年度の引上げで更に高まること、年内発効とした場合、11～12月に「年収の壁」を超えないための働き控えが生じかねないことから、1月1日発効としたもの。</u>

(注) 影響率は、「令和6年最低賃金に関する基礎調査」によるもので、令和6年度の各地方最低賃金審議会で使用された調査結果から算出した数値(全国平均23.2%)。事業所規模30人未満(製造業等は100人未満)が調査対象。

2 発効日について

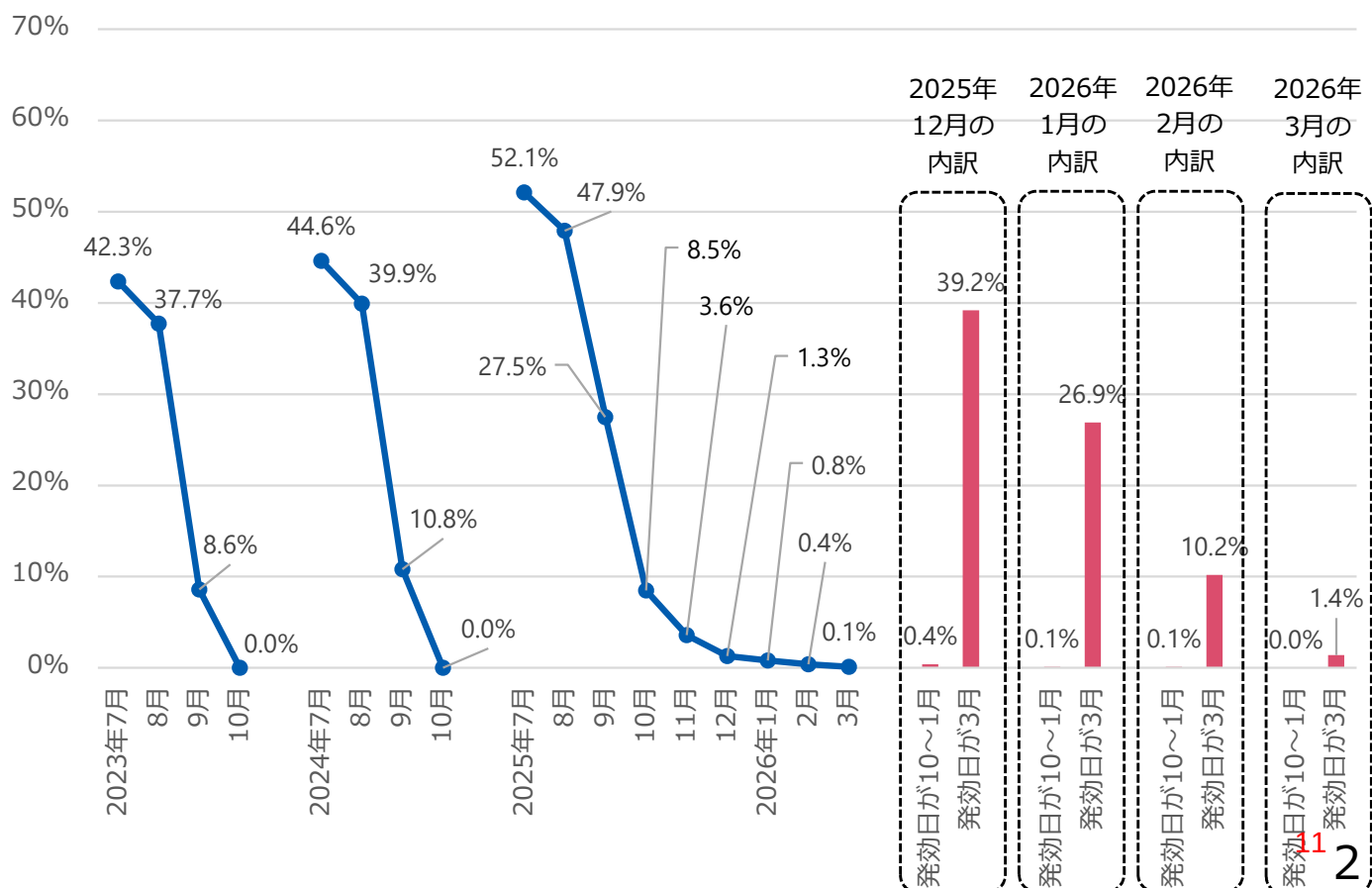
引上げ後の最低賃金を下回ることとなるパートタイム求人の割合 (2025年7月～26年3月、新規求人、一般パートタイム、全国平均)

参考資料 2

- ハローワークで受理したパートタイムの求人賃金を用いて、引上げ後の最低賃金を下回ることとなる求人の割合（以下、「未達求人割合」という。）を特別集計した。最低賃金との比較に用いる求人賃金は、各求人に記載された「支給額（基本給＋定額的に支払われる手当）」における「下限額」を用いた。
- 令和7年度の全国平均の未達求人割合は、2025年7月は52.1%、8月は47.9%、9月は27.5%、10月は8.5%、11月は3.6%、12月は1.3%、2026年1月は0.8%、2月は0.4%、3月は0.1%となっている。発効日が3月の2県の未達求人割合についてみると、2025年12月は39.2%（発効日が10～1月の45都道府県では0.4%）、2026年1月は26.9%（同0.1%）、2月は10.2%（同0.1%）、3月は1.4%（同0.0%）となっている。
- ※ 既に引上げ後の最低賃金が発効している都道府県であっても、月の後半に発効する場合や夜間の守衛など断続的労働に関する減額特例のケースも含まれることから、割合が0%になっていない場合もあることに留意。

	新規パート 求人数 (全体)	支給額（下限額） が引上げ後の最低 賃金を下回ること となる求人数
2023年7月	320,100	135,536
8月	332,922	125,572
9月	326,980	28,052
10月	361,178	351
2024年7月	322,866	144,038
8月	296,312	118,324
9月	311,026	33,628
10月	362,915	600
2025年7月	315,590	164,322
8月	277,463	132,797
9月	297,333	81,833
10月	333,179	28,240
11月	273,522	9,807
12月	295,966	3,842
うち発効日10月～1月	288,901	1,069
うち発効日3月	7,065	2,773
2026年1月	347,209	2,667
うち発効日10月～1月	338,240	253
うち発効日3月	8,969	2,414
2026年2月	308,324	1,084
うち発効日10月～1月	300,350	272
うち発効日3月	7,974	812
2026年3月	306,624	263
うち発効日10月～1月	298,527	146
うち発効日3月	8,097	117

未達求人割合（全国）の推移



(発効日順、求人の就業地別、2025年7月、10月～26年3月)



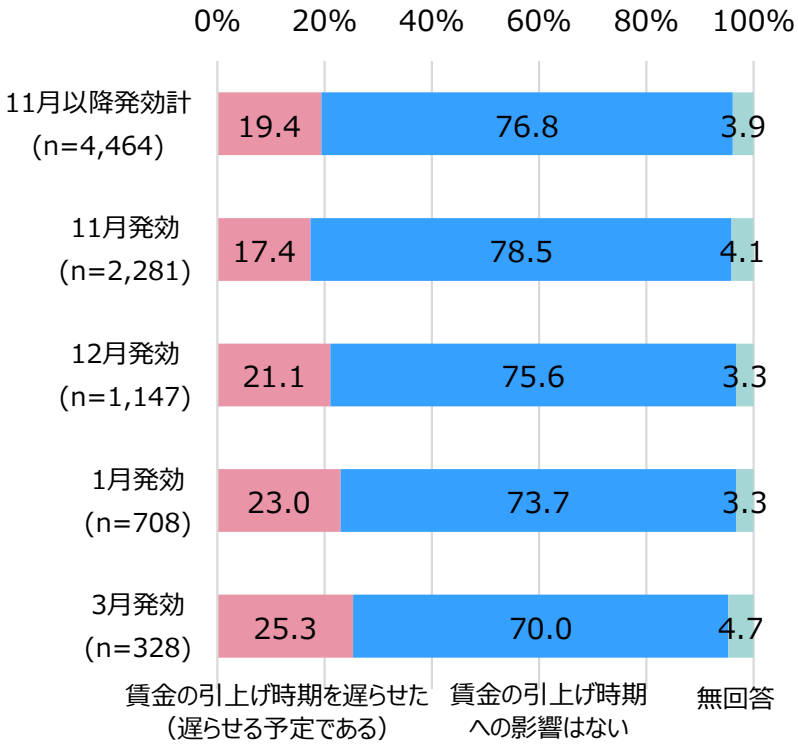
2 発効日について

2025年度の地域別最低賃金の発効日が例年より遅くなったことの中小企業への影響

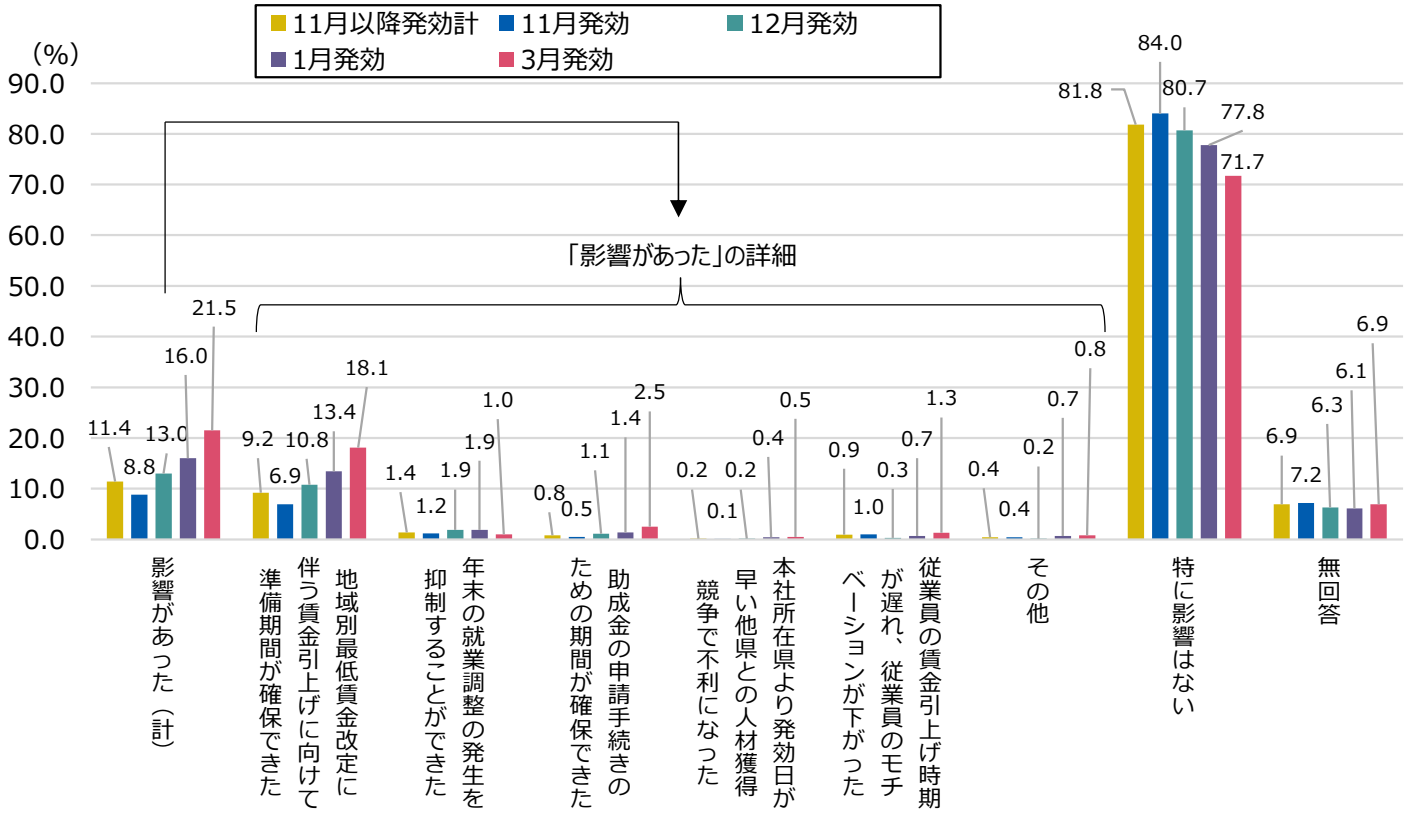
- 2025年度の地域別最低賃金の発効日が例年より遅く11月から翌3月までの間であった27府県に本社のある企業のうち、「発効日の遅れに伴い賃金の引上げ時期を遅らせた（または遅らせる予定である）」と回答した企業の割合は約2割であり、その割合は、発効日が遅いほど高い。
- 発効日が遅くなったことによる影響については、約8割の企業が「特に影響はない」と回答した。「影響があった」と回答した企業は約1割であり、発効日が遅いほどその割合は高い。何らかの影響があったと回答した企業の中では、「賃金引上げに向けて準備期間が確保できた」と回答した企業が全体の約1割と最も多く、さらに、発効日が遅いほどその割合は高い。

発効日が遅くなったことに伴い

賃金の引上げ時期が遅れたか



発効日が遅くなったことによる影響（複数回答）



（資料出所） JILPT「最低賃金の引上げと企業行動に関する調査」（2025年）の速報値をもとに、厚生労働省労働基準局で作成。速報値であるため、数値が改訂される可能性がある。

調査対象は従業員規模1人以上300人未満の企業。調査期間は2026年1月23日～2月20日（3月末までに到着した調査票を集計）。

（注）集計対象企業（8,754社）のうち、本社所在地が、2025年度の地域別最低賃金の発効日が2025年11月1日以降であった、青森、埼玉、静岡、三重、京都、奈良、和歌山、島根、広島、福岡、佐賀、宮崎、鹿児島（以上、11月発効）、岩手、山形、山梨、岡山、愛媛、高知、長崎、沖縄（以上、12月発効）、福島、徳島、熊本、大分（以上、1月発効）、秋田、群馬（以上、3月発効）のいずれかである企業（4,464社）について集計。「発効日が遅くなったことによる影響（複数回答）」（右図）の「影響があった（計）」は、合計から「特に影響はない」と「無回答」を控除したもの。

なお、「発効日が遅くなったことに伴い賃金の引上げ時期が遅れたか」の「賃金の引上げ時期への影響はない」は、必ずしも、最低賃金の改定による賃上げではない点に留意が必要。

- 発効日が越年した6県（秋田、群馬、福島、徳島、熊本、大分）において、最低賃金引上げの影響率が高い6業種（※）の従業員数概ね300人未満の中小・零細事業者（又は各事業所の人事労務責任者）に対し、発効日が後ろ倒しされたことによる賃上げへの影響等についてヒアリングを行った（1県当たり30～40事業所）。

（※）①製造業、②運輸業・郵便業、③卸売業・小売業、④宿泊業・飲食サービス業、
⑤生活関連サービス業・娯楽業、⑥サービス業（他に分類されないもの）

秋田県（発効日：令和8年3月31日）

（ヒアリングを行った事業所）

- 従業員規模20～49人、50～99人の事業所を中心に、約40の事業所にヒアリングを行った。

（賃上げ時期）

- 発効日の後ろ倒しの賃上げ時期への影響について、賃上げを「例年より遅らせた」とする事業所と「例年どおり」とする事業所があった。
- 「遅らせた」とする事業所の理由として、「賃上げ原資の確保」等の準備期間のほか、「例年、最低賃金の発効時期に合わせている」との回答も複数あった。
- 賃上げ時期を遅らせたメリットとして、準備期間のほか、「約半年分、賃上げ分の支払いがなかったことはありがたい（生活関連サービス業・娯楽業）」、「業績の低迷を抑えられた（同）」等の意見があった。また、「価格転嫁がすぐにできない業種なので、準備期間が長く取れてよかった（運輸業）」等の意見もあった。
- 一方で、「例年遅れると、県内でも体力のある企業とそうでない企業に差が生じ、体力のない企業はますます採用が厳しくなる（宿泊業）」など、メリットとともにデメリットを指摘する意見もあった。
- 「例年どおり」とした事業所は、「毎年決まった時期に賃上げを行うこととしている」とする答えが多かった。

（発効時期が後ろ倒しになったことの受止め）

- 「引上げ幅が大きい（発効日が後ろ倒しになったことで）対策を取ることができた（生活関連サービス業）」とする意見がある一方で、「3月末まで遅らせる必要はなく、10月末や11月初旬であれば準備は整う（飲食業）」、「令和8年度の発効時期を考えると、3月末まで遅らせる必要はなかった（卸売業・小売業）」とする意見もあった。

群馬県（発効日：令和8年3月1日）

（ヒアリングを行った事業所）

- 従業員規模「1～4人」、「5～9人」の事業所を中心に、約50の事業所にヒアリングを行った。

（賃上げ時期）

- 発効日の後ろ倒しの賃上げ時期への影響について、賃上げを「例年より遅らせた」とする事業所と「例年どおり」とする事業所があった。
- 「遅らせた」とする事業所の理由として、「賃上げ原資の確保」等の準備期間のほか、「例年、最低賃金の発効時期に合わせている」との回答も複数あった。また、「遅らせた」とする事業所の中には、「群馬県の賃上げ補助金を利用するために例年より1か月だけ遅らせた（製造業）」（※）との意見もあった。当該事業所は、「県の補助のおかげで大幅な賃上げだという気持ちにならず対策を練れた」と回答。
（※）当初、令和7年11月末までに賃上げを行った事業所が対象となっていた。
- 「例年どおり」とした事業所の中には、「毎年決まった時期に賃上げを行うこととしている」とする回答が多く、ほかに、「群馬県の賃上げ補助金を利用するため（製造業）」、「早期の賃上げが社員のやる気につながる（卸売業・小売業）」などの意見があった。

（発効時期が後ろ倒しになったことの受止め）

- 「人件費を削減できてありがたい（小売業等）」、「提供するサービスの単価を上げるなど賃上げ原資確保に向けた対応ができた（生活関連サービス業）」、「取引先によっては人件費上昇分の価格転嫁にすぐに対応してもらえないので、交渉期間があってよかった（製造業）」などの意見があった。一方で、「会社としては助かるが、従業員からは不満が出ると感じる（卸売業・小売業）」などの意見があった。

福島県（発効日：令和8年1月1日）

（ヒアリングを行った事業所）

- 従業員規模「20～49人」、「50～99人」の事業所を中心に、約30の事業所にヒアリングを行った。

（賃上げ時期）

- 発効日の後ろ倒しの賃上げ時期への影響について、賃上げを「例年より遅らせた」とする事業所と「例年どおり」とする事業所があった。
- 「遅らせた」とする事業所の理由として、「例年、最低賃金の発効時期に合わせている」との回答が多くあった。遅らせたメリットとして、「人件費を抑制できた」とする意見が多くあったが、「10月発効の県にも事業所があるため、会社として2度の対応が必要になった（運輸業）」ことを課題として挙げる事業所もあった。
- 「例年どおり」とした事業所については、「毎年決まった時期に賃上げを行うこととしている」とする回答が多かったが、ほかに、「10月発効の他県の支社と合わせて賃上げを行った（飲食業等）」、「これまでと同じ時期に賃上げがあるという労働者の期待があった（運輸業）」などの意見もあった。

（発効時期が後ろ倒しになったことの受止め）

- 「引上げ幅が大きかったので、（発効日まで）余裕ができたのは利点だが、10月発効の県に所在する事業所は10月に賃上げを行ったため、2度の対応が煩雑だった（運輸業）」等の意見があった。

徳島県（発効日：令和8年1月1日）

（ヒアリングを行った事業所）

- 従業員規模「10～19人」、「20～49人」の事業所を中心に、約30の事業所にヒアリングを行った。

（賃上げ時期）

- 発効日の後ろ倒しの賃上げ時期への影響について、賃上げを「例年より遅らせた」とする事業所と「例年どおり」とする事業所があった。
- 「遅らせた」事業所の理由として、「例年、最低賃金の発効時期に合わせている」との意見が多くあった。遅らせたメリットとして、「事務的な準備期間のほか、人件費抑制の面でも助かった（飲食業）」、「パート労働者の就業調整を避けられた（製造業）」等の意見があった。また、「県内の下請けとの関係で、1月1日の発効日に合わせて価格転嫁に応じることで（まとめて）対応した（製造業）」との意見もあった。
- 「例年どおり」とした事業所については、「毎年決まった時期に賃上げを行うこととしている」とする回答が多かったが、ほかに、「香川が本社で四国4県に支社があるので、金額は一番高いところ、発効日は一番早いところに合わせて賃上げしている（運輸業）」との意見があった。

（発効時期が後ろ倒しになったことの受止め）

- 「賃金改定の手続きに要する時間が確保できた（製造業）」、「決定から発効まで3か月程度あった方が良いので、今回の1月はよかった（運輸業）」と評価する意見があった一方で、「四国4県に支店があるため、県ごとにばらばらにならない方が良い（卸売業、小売業）」、「他県から大幅に遅れるのは問題。地域内の事業所が足並みをそろえて賃上げできるようにした方が良い（サービス業）」との意見もあった。

熊本県（発効日：令和8年1月1日）

（ヒアリングを行った事業所）

- 従業員規模「10～19人」、「20～49人」、「50～99人」の事業所を中心に、約40の事業所にヒアリングを行った。

（賃上げ時期）

- 発効日の後ろ倒しの賃上げ時期への影響について、賃上げを「例年より遅らせた」とする事業所と「例年どおり」とする事業所があった。
- 「遅らせた」理由として、「例年、最低賃金の発効時期に合わせている」との回答が多くあった。その他、「賃金規程の見直しのため（卸売業・小売業等）」や「発注先と契約料金アップの交渉を行ったため（サービス業（他に分類されないもの）」、「新年度の契約更新時に人件費等の価格転嫁を行うため、10月に賃上げすると半年分の人件費増加分を自社で先行負担する必要があるが、その先行負担分を減らすため（同）」などの回答があった。
- 「例年どおり」とする企業の中には、「毎年決まった時期に賃上げを行うこととしている」とする回答が多かった。

（発効時期が後ろ倒しになったことの受止め）

- 「賃上げ原資の確保などの準備期間を確保することができた（生活関連サービス業）」、「人件費支出を3か月分抑制できたため、収益にプラスとなった（小売業）」、「価格転嫁や契約見直しの準備期間を確保できた（サービス業（他に分類されないもの）」との意見があった一方で、「『最低賃金改定済み』と他県のニュースが先行して流れるので、従業員への説明が必要になった（生活関連サービス業）」などの意見もあった。
- 他県よりも後ろ倒しになったことについて、「佐賀県にも事業所があるので、発効時期を統一してほしい（運輸業）」、「（全国に店舗があるが）賃金計算は本社一括で対応するため、発効日がばらばらだと担当者の業務が煩雑になる。発効日又は月を統一してほしい（小売業）」との意見があった。

（その他）

- 発効日の周知に関して、「今回、例年の10月から後ろ倒しとなった正式な理由もよくわからない。毎年変わるなら、企業側への説明も必要ではないか（製造業）」との意見があった。

大分県（発効日：令和8年1月1日）

（ヒアリングを行った事業所）

- 従業員規模「10～19人」、「20～49人」の事業所を中心に、約30の事業所にヒアリングを行った。

（賃上げ時期）

- 発効日の後ろ倒しの賃上げ時期への影響について、賃上げを「例年より遅らせた」とする事業所と「例年どおり」とする事業所があった。
- 「遅らせた」理由として、「最低賃金の発効時期に合わせた」との回答が多かったが、ほかに、「上げ幅が大きかったのでバランスを取るため全社的な賃上げを行ったことから準備期間が必要だった（製造業）」等の意見があった。
- 「遅らせた」利点として、「資金繰りなどの準備ができた（製造業）」、「（発効日の前日までが申請期限となっている）業務改善助成金を有効に活用できた（生活関連サービス業）」等の意見が出された。他方で、「（発効時期が異なる）他県にも支店があるため、従業員同士で不公平感が生まれる可能性がある（運輸業）」等の意見もあった。
- 「例年どおり」とする企業の中には、「毎年決まった時期に賃上げを行うこととしている」とする回答が多かった。

（発効時期が後ろ倒しになったことの受止め）

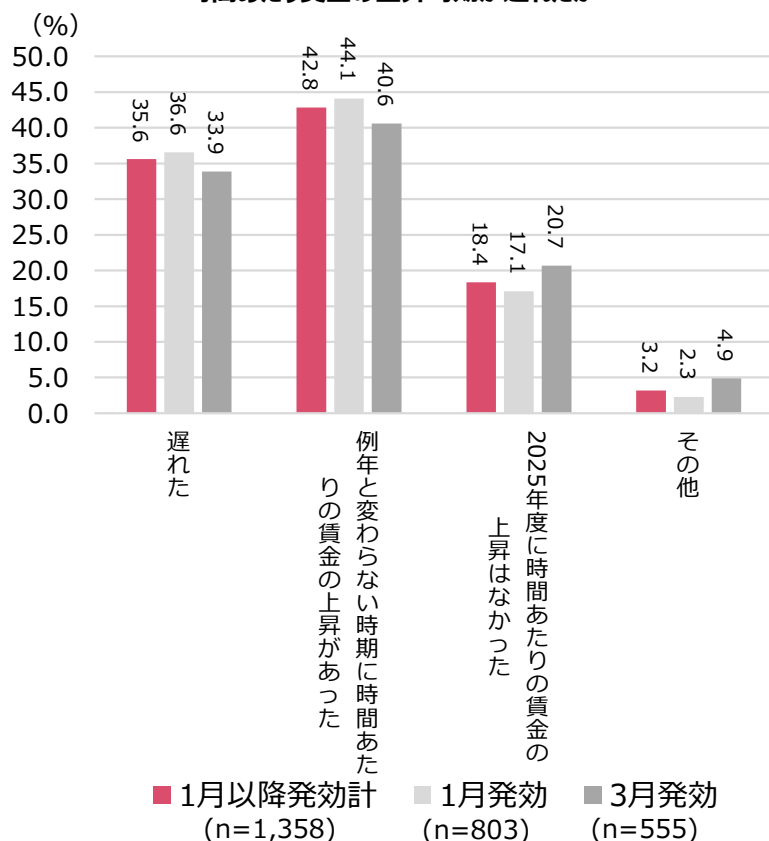
- 「利点があるので、もっと遅らせても良い（製造業）」、「上がり幅が大きいので、中小・零細企業の資金繰りを考えると納得（製造業）」などの意見がある一方で、「他県に営業所があるので、できれば発効日は全国一律にしてほしい（運輸業）」、「（複数県で事業展開しているため、）都道府県によって発効日が異なると賃上げのタイミングが何度もあり、担当部署にとって負担（飲食業）」、「他県と発効日が異なる場合には余裕をもって周知してほしい」等の意見もあった。

2 発効日について

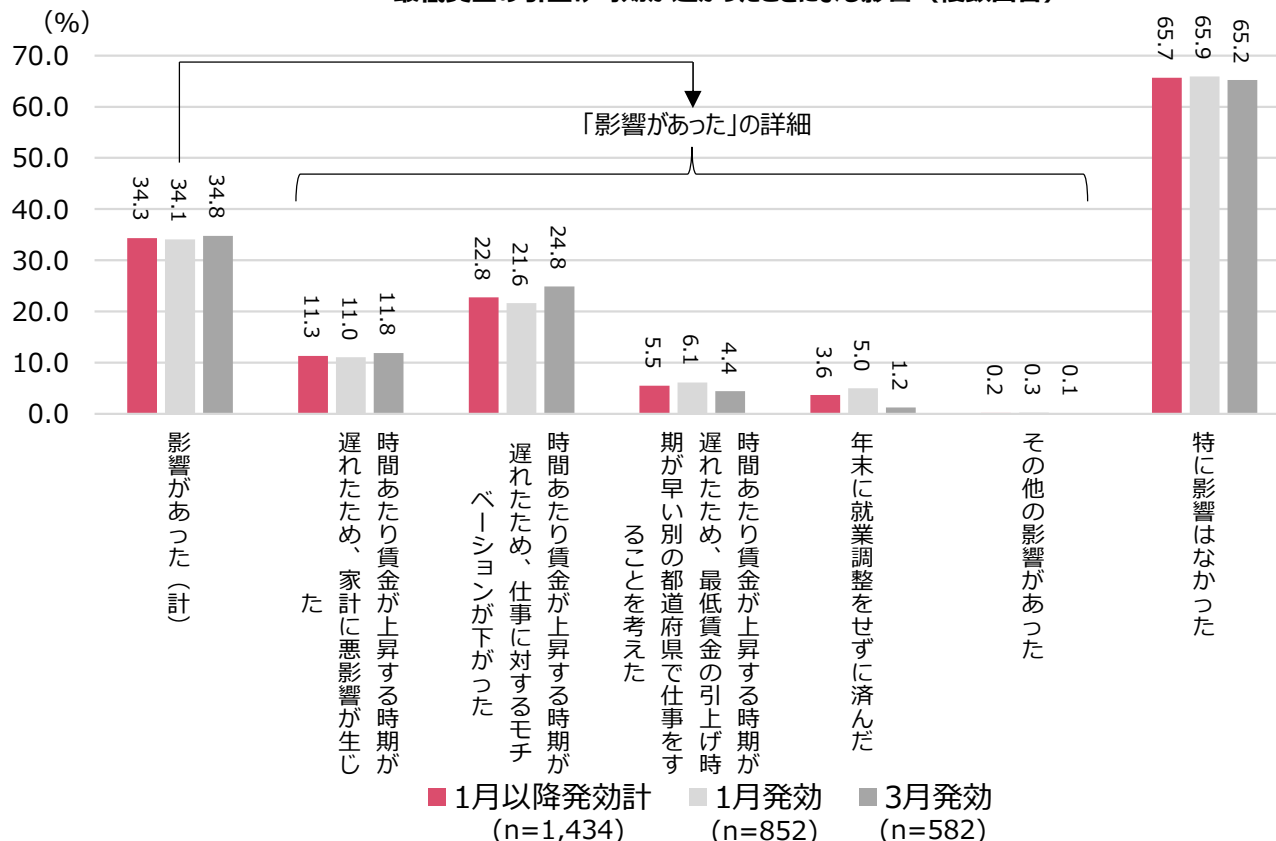
2025年度の地域別最低賃金の発効日が例年より遅くなったことの最賃近傍雇用者への影響

- 2025年度の地域別最低賃金の発効日が例年より遅く2026年1月から3月までの間であった6県（2026年1月：福島、徳島、熊本、大分、2026年3月：秋田、群馬）に主な仕事の勤務先がある労働者に対し、最低賃金の引上げ時期が遅れたことにより時間あたり賃金の上昇時期は遅れたかを尋ねたところ、「例年と変わらない時期に時間あたりの賃金の上昇があった」が42.8%、「遅れた」が35.6%であった。
- 最低賃金の引上げ時期が遅れたことによる影響を尋ねたところ、「特に影響はなかった」が65.7%、「影響があった」は34.3%であった。何らかの影響があったと回答した中では、「時間あたり賃金が増える時期が遅れたため、仕事に対するモチベーションが下がった」が最も多く22.8%、次いで「時間あたり賃金が増える時期が遅れたため、家計に悪影響が生じた」が11.3%となっている。

時間あたり賃金の上昇時期が遅れたか



最低賃金の引上げ時期が遅かったことによる影響（複数回答）



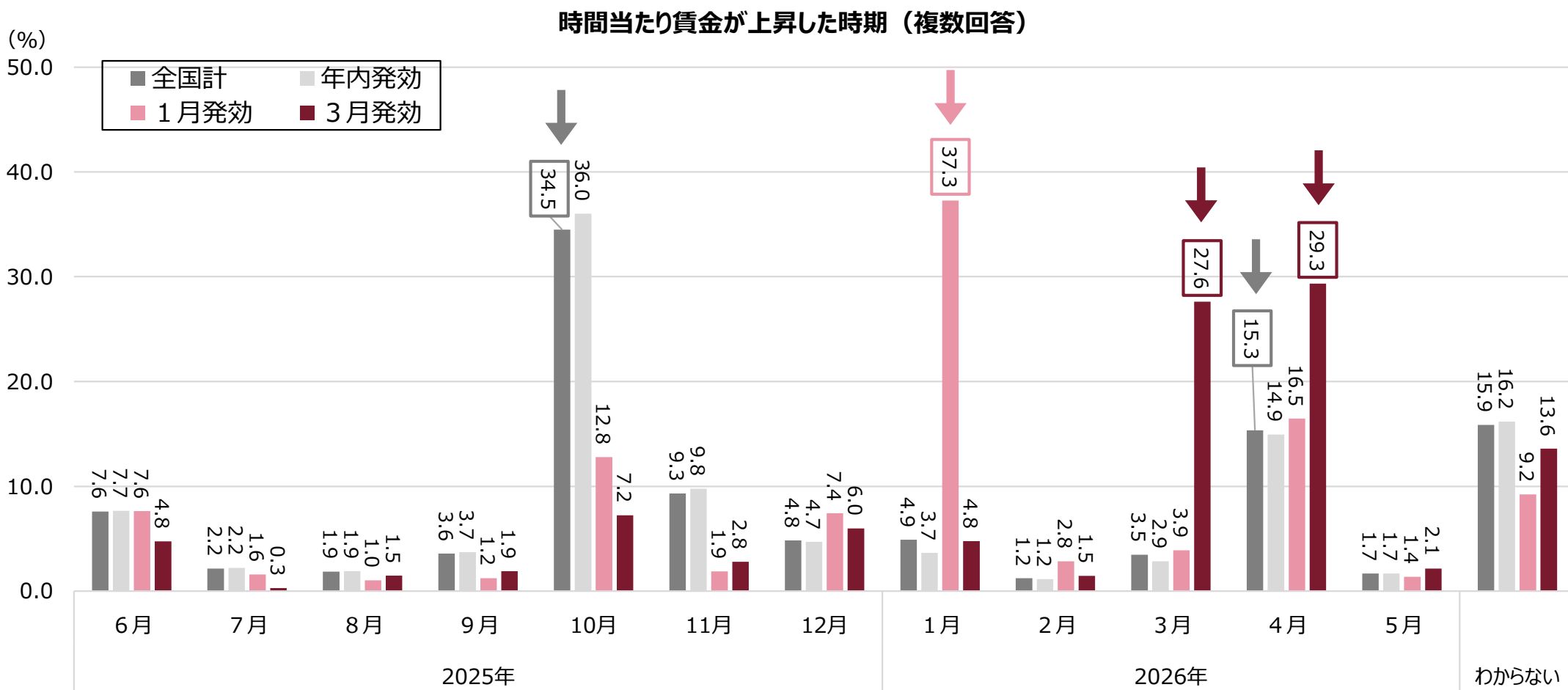
（資料出所）株式会社クロスマーケティング「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や対応等に関する実態把握のための調査」（2026年、厚生労働省委託事業）の速報値をもとに、厚生労働省労働基準局で作成。速報値であるため、数値が改訂される可能性がある。
調査対象は時間あたり賃金が勤務地の地域別最低賃金の1.1倍未満の非正規雇用労働者で1年以上勤務している者（最賃近傍雇用者）。調査期間は2026年5月1日～15日。WEB上でのモニター調査。
集計にあたっては、「令和7年賃金構造基本統計調査」の調査票情報から集計した性別、年齢階級、勤務地の地域区分別の最賃近傍雇用者の構成比と同様となるよう、復元処理を行っている。
（注）2025年度における最低賃金の引上げが例年より遅く2026年1月から3月までの間であった6県（2026年1月：福島、徳島、熊本、大分、2026年3月：秋田、群馬）に主な仕事の勤務先がある労働者について集計。
（）内は集計に用いた復元前のサンプル数を示す。「時間あたり賃金の上昇時期が遅れたか」については、本調査内での設問間の回答内容が整合的でなかった回答者（1月以降発効計の1,434サンプル中76）を除いて集計した。
「最低賃金の引上げ時期が遅かったことによる影響（複数回答）」（右図）の「影響があった（計）」は、合計から「特に影響はなかった」を控除したものの。

2 発効日について

発効日別にみた最賃近傍雇用者の時間当たり賃金が上昇した時期

参考資料6

- 過去1年間で時間当たり賃金が上昇した最賃近傍雇用者について、賃金が上昇した時期は、「わからない」を除いて、「2025年10月」（34.5%）が最も多く、「2026年4月」（15.3%）が次いで多い。これを2025年度の最低賃金の発効日別にみると、2026年1月に発効した4県に勤務地のある者では「2026年1月」（37.3%）が最も多く、2026年3月に発効した2県に勤務地がある者では「2026年4月」（29.3%）が最も多く、「2026年3月」（27.6%）が次いで多くなっている。



（資料出所）株式会社クロスマーケティング「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や対応等に関する実態把握のための調査」（2026年、厚生労働省委託事業）の速報値をもとに、厚生労働省労働基準局で作成。速報値であるため、数値が改訂される可能性がある。
調査対象は時間当たり賃金が勤務地の地域別最低賃金の1.1倍未満の非正規雇用労働者で1年以上勤務している者（最賃近傍雇用者）。調査期間は2026年5月1日～15日。WEB上でのモニター調査。
集計にあたっては、「令和7年賃金構造基本統計調査」の調査票情報から集計した性別、年齢階級、勤務地の地域区分別の最賃近傍雇用者の構成比と同様となるよう、復元処理を行っている。
（注）本調査内での設問間の回答内容が整合的でなかった回答者（全4,033サンプル中76）を除いて集計した。有効回答者のうち、過去1年以内に時間当たり賃金の上昇があった者（全体の56.3%（復元処理後の集計値））について集計。
「1月発効」は福島、徳島、熊本、大分の各県（集計に用いたサンプル数は復元前510）、「3月発効」は秋田、群馬の各県（同389）、「年内発効」はそれら以外の41都道府県に勤務地の所在する者を指す。
複数回答であるため、年に2回以上賃金の上昇があった場合には、複数の時期を回答しているケースも存在する。このため、回答割合の合計は100%を超える。

主要統計資料

資料標題

I 全国統計資料編

- 1 主要指標の推移（暦年・四半期・月）
 - (1) GDP、鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数、倒産件数、完全失業者数及び完全失業率 . . . 1
 - (2) 求人倍率、消費者物価指数、国内企業物価指数、賃金（現金給与総額）指数 . . . 2
- 2 有効求人倍率、完全失業率の推移
 - (1) 有効求人倍率の推移（全国・ランク別、暦年・月） . . . 3
 - (2) 性・年齢別完全失業率の推移（全国、暦年・月） . . . 4
- 3 賃金・労働時間の推移
 - (1) 賃金
 - イ 賃金（現金給与総額・定期給与額）増減率の推移（規模別（30人以上・5～29人）、暦年・月） . . . 5
 - ロ パートタイム労働者比率の推移（規模別（30人以上・5～29人）、暦年・月） . . . 6
 - ハ 初任給額、上昇額等の推移（年度、学歴別） . . . 7
 - (2) 賃金・労働時間
 - イ 賃金・労働時間指数の推移①〔事業所規模30人以上〕（暦年・四半期、所定内給与・所定内労働時間・時間当たり所定内給与） . . . 8
 - 賃金・労働時間指数の推移②〔事業所規模5～29人〕（暦年・四半期、所定内給与・所定内労働時間・時間当たり所定内給与） . . . 9
 - ロ 一般労働者の賃金・労働時間の推移（暦年、規模別（10人以上・10～99人・5～9人）・所定内給与・所定内労働時間・時間当たり所定内給与） . . . 10
 - ハ 月間労働時間の動き（暦年・月、所定内労働時間・所定外労働時間（規模別（30人以上・5～29人））） . . . 11
- 4 春季賃上げ妥結状況等
 - (1) 春季賃上げ妥結状況（2026年）等（連合（規模別、方式別）、経団連（大手・中小別）、日商） . . . 12
 - (2) 賃上げ額・率の推移 . . . 13
 - イ 1人当たり平均賃金の改定額及び改定率の推移（暦年、賃金の改定額・改定率）
 - ロ 賃金の改定の状況、賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素別企業割合（2025年）
- 5 夏季賞与・一時金妥結状況（連合、経団連） . . . 14
- 6 消費者物価指数の対前年上昇率の推移（全国・ランク別、暦年・月） . . . 15
- 7 1月あたりの消費支出額の推移（暦年） . . . 16

8	地域別最低賃金額（時間額）、未満率及び影響率の推移	・・・17
9	賃金構造基本統計調査特別集計による未満率及び影響率	・・・18
10	地域別最低賃金と賃金水準との関係	
	(1) 一般労働者（暦年、全国・産業計（企業規模10人以上・10～99人））	・・・19
	(2) 短時間労働者（暦年、全国・産業計（企業規模10人以上・10～99人））	・・・20
	(3) 毎月勤労統計調査（暦年、全国・産業計、事業所規模5人以上）	・・・21
11	企業の業況判断及び収益	
	(1) 日銀短観による企業の業況判断及び収益	
	イ 業況判断（D I）（企業規模別、四半期）	・・・22
	ロ 経常利益増減（企業規模別、年度）	・・・23
	ハ 売上高経常利益率（企業規模別、年度）	・・・23
	(2) 法人企業統計による企業収益①（資本金規模別、年度）	・・・26
	法人企業統計による企業収益②（資本金規模別、四半期）	・・・27
	(3) 中小企業景況調査による業況判断（D I）（産業別、四半期）	・・・28
12	労働生産性	
	(1) 法人企業統計でみた労働生産性の推移（年度）	・・・30
	(2) 就業1時間当たり名目労働生産性の推移（暦年）	・・・32
Ⅱ 都道府県統計資料編		
1	各種関連指標（ランク別・都道府県別、1人当たり県民所得・標準生計費・新規学卒者（高卒）の所定内給与額）	・・・33
2	有効求人倍率の推移（ランク別・都道府県別、暦年）	・・・34
3	失業率の推移（ランク別・都道府県別、暦年・四半期）	・・・35
4	賃金・労働時間の実情と推移	
	(1) 賃金	
	イ 定期給与の推移〔事業所規模5人以上〕（ランク別・都道府県別、暦年）	・・・36
	ロ パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金平均額	・・・37

ハ パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金下限額	・・・ 38
(2) 労働時間	
常用労働者1人平均月間総実労働時間と所定外労働時間の推移〔調査産業計、事業所規模5人以上〕 (ランク別・都道府県別、総実労働時間・所定外労働時間別(暦年))	・・・ 39
5 消費者物価指数等の推移	
(1) 消費者物価対前年上昇率の推移(ランク別・都道府県別、暦年・月)	・・・ 40
(2) 消費者物価地域差指数の推移①(ランク別・都道府県庁所在都市別、暦年)	・・・ 41
消費者物価地域差指数の推移②(ランク別・都道府県下全域、暦年)	・・・ 42
6 消費支出額の推移	
(1) 1月あたりの消費支出額の推移(総世帯、暦年)	・・・ 43
(2) 1月あたりの消費支出額の推移(総世帯のうち勤労者世帯、暦年)	・・・ 44
7 労働者数等の推移	
(1) 常用労働者数〔事業所規模5人以上〕(ランク別・都道府県別・暦年)	・・・ 45
(2) 雇用保険の被保険者数(ランク別・都道府県別・暦年)	・・・ 46
(3) 就業者数(ランク別・都道府県別・暦年)	・・・ 47
Ⅲ 業務統計資料編	
1 地域別最低賃金改定状況	
(1) 2025年度 地域別最低賃金の審議・決定状況 (ランク区分・都道府県別、前年度決定金額・改正最低賃金額(引上げ額・率)・採決状況等)	・・・ 48
(2) 目安と改定額との関係の推移(ランク別・都道府県別、年度)	・・・ 49
(3) 効力発生年月日の推移(ランク別・都道府県別、年度)	・・・ 50
(4) 加重平均額と引上げ率の推移(全国・ランク別、年度)	・・・ 51
(5) 最高額と最低額及び格差の推移(最高額・最低額・格差、年度)	・・・ 52
(6) 地域別最低賃金引上げ率の推移(ランク別・都道府県別、年度)	・・・ 53
2 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果	
(1) 監督指導結果の推移(全国計、暦年、法違反の状況等)	・・・ 54
(2) 業種別法違反の状況(2026年1月～3月、全国計)	・・・ 55

I 全国統計資料編

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

1 主要指標の推移 (1) GDP、鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数、倒産件数、完全失業者数及び完全失業率

	GDP (国内総生産)					鉱工業生産指数		製造工業稼働率指数		倒産件数		完全失業者数 (月平均)		完全 失業率
	名目	前期比	年率換算	実質	前期比	指数	前期比	指数	前期比	実数	前年比	実数	前年差	
	(億円)	(%)	(%)	(億円)	(%)	(2020年=100)	(%)	(2020年=100)	(%)	(件)	(%)	(万人)	(万人)	(%)
2016 年	5,559,706	1.3	-	5,668,728	0.7	110.5	0.0	114.7	△ 1.6	8,446	△ 4.2	208	△ 14	3.1
2017 年	5,651,190	1.6	-	5,760,757	1.6	114.0	3.1	119.2	3.9	8,405	△ 0.5	190	△ 18	2.8
2018 年	5,691,535	0.7	-	5,808,810	0.8	114.6	1.1	119.3	0.8	8,235	△ 2.0	167	△ 23	2.4
2019 年	5,718,380	0.5	-	5,790,890	△ 0.3	111.6	△ 2.6	114.8	△ 3.8	8,383	1.8	162	△ 5	2.4
2020 年	5,540,744	△ 3.1	-	5,542,850	△ 4.3	100.0	△ 10.4	100.0	△ 12.9	7,773	△ 7.3	192	30	2.8
2021 年	5,735,688	3.5	-	5,740,408	3.6	105.4	5.4	108.5	8.5	6,030	△ 22.4	195	3	2.8
2022 年	5,849,006	2.0	-	5,816,850	1.3	105.3	△ 0.1	108.1	△ 0.4	6,428	6.6	179	△ 16	2.6
2023 年	6,160,330	5.3	-	5,858,777	0.7	103.9	△ 1.3	107.0	△ 1.0	8,690	35.2	178	△ 1	2.6
2024 年	6,347,513	3.0	-	5,848,908	△ 0.2	101.2	△ 2.6	101.4	△ 5.2	10,006	15.1	176	△ 2	2.5
2025 年	6,634,656	4.5	-	5,910,815	1.1	100.9	△ 0.3	102.5	1.1	10,300	2.9	176	0	2.5
2025 年 1～3月	6,523,168	0.9	3.5	5,913,440	0.5	101.8	0.0	102.3	0.9	2,457	6.0	169	△ 6	2.4
4～6月	6,645,612	1.9	7.7	5,929,433	0.3	101.3	△ 0.5	102.7	0.4	2,533	△ 3.0	182	△ 7	2.6
7～9月	6,655,837	0.2	0.6	5,894,598	△ 0.6	100.2	△ 1.1	102.2	△ 0.5	2,639	6.3	178	△ 1	2.5
10～12月	6,714,693	0.9	3.6	5,905,458	0.2	100.5	0.3	103.1	0.9	2,671	3.0	173	10	2.5
2026 年 1～3月	6,756,105	0.6	2.5	5,932,188	0.5	103.0	2.5	104.6	1.5	2,662	8.3	185	16	2.7
2026 年 1月	-	-	-	-	-	104.5	4.3	105.1	2.9	887	5.6	191	6	2.7
2月	-	-	-	-	-	102.4	△ 2.0	105.0	△ 0.1	851	11.4	185	△ 6	2.6
3月	-	-	-	-	-	102.0	△ 0.4	103.7	△ 1.2	924	8.3	186	1	2.7
4月	-	-	-	-	-	102.5	0.5	102.9	△ 0.8	883	6.6	179	△ 7	2.5
5月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	780	△ 9.0	-	-	-
資料出所	内閣府「国民経済計算」					経済産業省「鉱工業指数」				東京商工リサーチ調べ		総務省「労働力調査」		

- (注) 1 斜字となっているGDPの四半期別の数値、鉱工業生産指数及び製造工業稼働率指数の四半期別・月別の数値並びに完全失業者数及び完全失業率の月別の数値は、季節調整値及びその前期（月、四半期）比（差）であり、そのほかの数値は原数値である。
- 2 GDPの四半期の額は年率である。実質の実額は2020暦年連鎖価格である。
- 3 2017年以前の鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数は接続指数であり、稼働率指数接続指数の暦年値は月次原指数の12か月平均値を労働基準局賃金課にて算出。また、2018年以前の鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数の前年比は公表当時における指数値から計算されたものであり、接続指数で計算した前年比とは必ずしも一致しない。

1 主要指標の推移 (2) 求人倍率、消費者物価指数、国内企業物価指数、賃金（現金給与総額）指数

	求人倍率		消費者物価指数 (持家の帰属家賃を除く総合)		国内企業物価指数		賃金(現金給与総額)指数、パート比率									
	新規	有効	指数 (2020年=100)	前期比 (%)	指数 (2020年=100)	前期比 (%)	調査産業計					製造業				
							名目指数 (2020年=100)	前期比 (%)	実質指数 (2020年=100)	前期比 (%)	パート 比率 (%)	名目指数 (2020年=100)	前期比 (%)	実質指数 (2020年=100)	前期比 (%)	パート 比率 (%)
2016 年	2.04	1.36	97.7	△ 0.1	96.2	△ 3.5	99.7	0.6	102.0	0.8	30.63	100.5	0.7	102.9	0.8	14.15
2017 年	2.24	1.50	98.3	0.6	98.4	2.3	100.2	0.4	101.9	△ 0.2	30.69	102.0	1.5	103.8	0.9	13.32
2018 年	2.39	1.61	99.5	1.2	101.0	2.6	101.6	1.4	102.1	0.2	30.88	103.8	1.8	104.3	0.6	12.74
2019 年	2.42	1.60	100.0	0.6	101.2	0.2	101.2	△ 0.4	101.2	△ 1.0	31.53	103.5	△ 0.3	103.5	△ 0.9	13.37
2020 年	1.95	1.18	100.0	0.0	100.0	△ 1.2	100.0	△ 1.2	100.0	△ 1.2	31.13	100.0	△ 3.4	100.0	△ 3.5	13.35
2021 年	2.02	1.13	99.7	△ 0.3	104.6	4.6	100.3	0.3	100.6	0.6	31.28	101.9	2.0	102.2	2.2	13.45
2022 年	2.26	1.28	102.7	3.0	114.9	9.8	102.3	2.0	99.6	△ 1.0	31.60	103.6	1.7	100.9	△ 1.3	13.57
2023 年	2.29	1.31	106.6	3.8	119.9	4.4	103.5	1.2	97.1	△ 2.5	32.24	105.4	1.7	98.9	△ 2.0	13.47
2024 年	2.25	1.25	110.0	3.2	122.8	2.4	109.2	2.8	99.3	△ 0.3	30.86	109.3	3.0	99.4	△ 0.1	12.95
2025 年	2.20	1.22	114.0	3.7	126.7	3.2	111.7	2.3	98.0	△ 1.3	31.31	113.9	4.2	99.9	0.5	13.00
2025 年 1～3月	2.29	1.25	113.0	1.0	125.8	1.0	107.2	0.0	94.8	△ 1.3	31.53	110.5	0.9	97.7	△ 0.4	13.19
4～6月	2.21	1.23	113.7	0.6	126.5	0.6	108.7	1.4	95.6	0.8	31.11	113.6	2.8	99.9	2.3	12.99
7～9月	2.16	1.21	114.1	0.3	126.7	0.2	109.1	0.4	95.5	△ 0.1	31.20	112.9	△ 0.6	98.8	△ 1.1	12.86
10～12月	2.14	1.19	115.3	1.0	127.9	0.9	109.5	0.4	95.2	△ 0.3	31.40	113.8	0.8	98.9	0.1	12.96
2026 年 1～3月	2.12	1.19	114.8	△ 0.4	128.9	0.8	110.4	0.8	96.1	0.9	31.84	115.2	1.2	100.3	1.4	12.75
2026 年 1月	2.11	1.18	115.1	△ 0.1	128.5	0.3	109.3	△ 0.7	95.1	△ 0.6	31.83	114.5	△ 0.2	99.7	0.0	12.68
2月	2.10	1.19	114.3	△ 0.7	128.5	0.0	111.2	1.7	97.0	2.0	31.86	115.6	1.0	100.9	1.2	12.84
3月	2.15	1.18	114.9	0.5	129.7	0.9	110.7	△ 0.4	96.2	△ 0.8	31.82	115.5	△ 0.1	100.3	△ 0.6	12.73
4月	2.11	1.18	115.3	0.3	133.3	2.8	111.4	0.6	96.7	0.5	31.16	116.8	1.1	101.4	1.1	12.59
5月			115.9	0.5	134.5	0.9										
資料出所	厚生労働省「職業安定業務統計」		総務省「消費者物価指数」		日本銀行「企業物価指数」		厚生労働省「毎月勤労統計調査」									

- (注) 1 斜字となっている求人倍率及び賃金指数の四半期別・月別の数値は季節調整値及びその前期（四半期、月）比であり、そのほかの数値は原数値である。
- 2 毎月勤労統計調査は、事業所規模5人以上の結果である。四半期の季節調整値は労働基準局賃金課において月数値を平均して算出している。
- 2024年の前年比については、2023年にベンチマーク更新を行った参考値を作成し、この参考値と2024年の値を比較することによりベンチマーク更新の影響を取り除いて算出しているため、指数から算出した場合と一致しない。実質指数は消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）で実質化。
- 3 求人倍率は、新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。
- 4 国内企業物価指数の2026年5月分の数値は速報値である。同指数の2020年以前の暦年値の前年比は各基準の指数から算出した値を掲載しており、掲載している指数から算出した前年比と一致しない場合がある。

2 有効求人倍率、完全失業率の推移

(1) 有効求人倍率の推移

(単位：倍)

		2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年	2025 年	2026年			
												1月	2月	3月	4月
全国		1.36	1.50	1.61	1.60	1.18	1.13	1.28	1.31	1.25	1.22	1.18	1.19	1.18	1.18
	Aランク	1.34	1.47	1.56	1.55	1.10	0.96	1.10	1.18	1.14	1.12	1.09	1.09	1.08	1.08
	Bランク	1.40	1.55	1.67	1.66	1.25	1.22	1.39	1.38	1.32	1.29	1.25	1.25	1.25	1.25
	Cランク	1.25	1.44	1.54	1.52	1.19	1.25	1.41	1.40	1.33	1.27	1.23	1.23	1.22	1.23

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

- (注) 1 各ランクの算出に用いた有効求人数は、求人票に記載された就業場所で集計した就業地別の数値である。
 2 各ランクにおける数値は、それぞれのランクに属する都道府県の有効求人数の合計を有効求職者数の合計で除して算出。
 3 新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。
 4 各ランクは、2023年度からの適用区分である
 5 各月の数値は季節調整値である。

(2) 性・年齢別完全失業率の推移

(単位：％)

	男女計							男性							女性							
	年齢計	15～24歳	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55～64歳	65歳以上	年齢計	15～24歳	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55～64歳	65歳以上	年齢計	15～24歳	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55～64歳	65歳以上	
2016 年	3.1	5.1	4.3	2.9	2.5	2.9	1.9	3.3	5.7	4.4	2.9	2.6	3.4	2.5	2.8	4.5	4.1	2.9	2.4	2.3	1.3	
2017 年	2.8	4.6	3.7	2.6	2.4	2.7	1.8	3.0	4.7	3.8	2.6	2.4	3.0	2.2	2.7	4.5	3.5	2.6	2.3	2.2	1.2	
2018 年	2.4	3.6	3.4	2.2	2.0	2.3	1.5	2.6	4.1	3.4	2.3	2.1	2.5	2.1	2.2	3.1	3.3	2.2	2.0	2.0	0.8	
2019 年	2.4	3.8	3.2	2.2	2.0	2.1	1.5	2.5	3.9	3.5	2.1	2.0	2.4	2.0	2.2	3.7	2.9	2.1	1.9	1.9	0.8	
2020 年	2.8	4.6	3.9	2.5	2.3	2.6	1.7	3.0	5.0	4.1	2.7	2.4	2.9	2.4	2.5	4.2	3.7	2.3	2.3	2.1	1.1	
2021 年	2.8	4.6	3.8	2.5	2.4	2.7	1.8	3.1	5.1	4.2	2.5	2.4	3.1	2.4	2.5	4.2	3.3	2.3	2.3	2.5	1.1	
2022 年	2.6	4.4	3.6	2.4	2.1	2.5	1.6	2.8	4.9	3.8	2.4	2.2	2.7	2.0	2.4	3.5	3.2	2.3	2.0	2.2	1.1	
2023 年	2.6	4.1	3.6	2.4	2.0	2.5	1.7	2.8	4.4	3.8	2.3	2.0	2.8	2.4	2.3	3.8	3.4	2.2	2.0	2.1	1.0	
2024 年	2.5	4.0	3.4	2.3	2.1	2.5	1.7	2.7	4.0	3.5	2.4	2.0	2.6	2.2	2.4	3.7	3.5	2.2	2.0	2.2	1.0	
2025 年	2.5	3.8	3.3	2.3	2.0	2.6	1.9	2.7	4.0	3.5	2.4	2.0	2.7	2.3	2.3	3.7	3.1	2.2	1.9	2.3	1.2	
2026 年	1 月	2.7	4.3	3.3	2.5	2.2	2.9	1.9	2.9	5.2	3.4	2.5	2.5	3.1	…	2.5	3.5	3.5	2.4	1.8	2.9	…
	2 月	2.6	3.8	3.3	2.5	2.3	2.6	1.9	2.8	4.2	3.2	2.9	2.4	2.8	…	2.4	3.4	3.5	2.1	2.1	2.4	…
	3 月	2.7	3.8	3.7	2.5	2.2	2.5	1.8	2.9	3.8	4.2	2.8	2.5	2.7	…	2.4	3.9	3.2	2.1	1.8	2.3	…
	4 月	2.5	3.6	3.2	2.5	2.0	2.7	1.8	2.7	4.1	3.0	2.6	2.2	3.0	…	2.3	3.2	3.4	2.3	1.9	2.4	…

資料出所 総務省「労働力調査」

(注) 1 月次の数値は季節調整値。

2 男女別の65歳以上の季節調整値は公表されていない。

3 賃金・労働時間の推移

(1) 賃金

イ 賃金（現金給与総額・定期給与額）増減率の推移

(単位：%)

		2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年	2025 年	2026年			
										1 月	2 月	3 月	4 月
現金 給与 総額	30人以上	1.2	△ 0.2	△ 1.7	1.0	3.1	1.8	3.3	2.6	2.8	4.2	3.6	4.1
	500人以上	4.0	△ 1.1	△ 1.5	1.3	2.9	0.6	1.7	2.8	3.6	4.6	4.9	3.1
	100～499人	2.4	0.1	△ 2.7	0.3	4.3	2.3	3.0	1.2	2.1	3.9	1.2	4.1
	30～99人	△ 0.9	△ 0.5	△ 1.3	0.5	3.1	1.6	3.9	2.9	2.4	3.5	4.4	4.5
	5～29人	△ 0.7	△ 0.1	0.0	0.0	△ 0.2	0.5	2.4	2.1	2.0	2.2	2.2	2.8
定期 給与 額	30人以上	0.7 (0.7)	0.1 (0.1)	△ 1.1 (0.1)	1.2 (0.8)	2.4 (2.0)	1.6 (1.8)	2.6 (2.7)	2.2 (2.3)	3.3 (3.2)	3.8 (3.8)	4.1 (3.9)	4.0 (3.7)
	500人以上	3.0 (3.1)	△ 0.4 (△ 0.3)	△ 0.7 (0.5)	1.7 (1.1)	1.5 (1.4)	0.9 (1.0)	1.7 (1.7)	2.4 (2.5)	3.7 (3.7)	4.5 (4.7)	4.6 (4.6)	4.0 (3.9)
	100～499人	2.0 (2.2)	0.2 (0.4)	△ 1.9 (△ 1.0)	0.7 (0.2)	3.4 (2.7)	1.9 (2.3)	2.0 (2.2)	1.4 (1.6)	2.1 (2.0)	2.6 (2.4)	2.6 (2.4)	3.2 (3.1)
	30～99人	△ 1.1 (△ 1.3)	△ 0.6 (△ 0.7)	△ 1.1 (0.2)	0.9 (0.8)	3.1 (3.0)	1.3 (1.1)	3.0 (3.3)	2.1 (2.1)	3.5 (3.4)	4.1 (4.0)	4.4 (4.3)	4.0 (3.7)
	5～29人	△ 0.6 (△ 0.5)	△ 0.2 (△ 0.1)	0.2 (0.8)	△ 0.1 (0.0)	△ 0.3 (△ 0.5)	0.5 (0.4)	1.3 (1.3)	1.6 (1.7)	2.6 (2.7)	2.3 (2.5)	2.4 (2.8)	2.4 (2.5)

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 1 各年(月)の数値は、指数の対前年(同月)増減率である。

2 ()内の数値は所定内給与額についての増減率である。

ロ パートタイム労働者比率の推移

(単位：％)

	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年	2025 年	2026年			
											1 月	2 月	3 月	4 月
30人以上	25.22	25.09	25.09	25.59	25.28	25.05	24.53	24.68	24.82	25.25	25.60	25.57	25.53	24.91
500人以上	17.06	16.63	15.85	16.03	15.39	15.30	14.97	15.37	15.73	15.64	15.64	15.66	15.15	14.89
100～499人	24.46	24.99	24.60	24.78	24.92	24.40	23.54	23.71	23.79	24.80	26.04	25.95	26.10	25.20
30～99人	30.39	29.95	30.28	31.47	31.15	31.31	30.56	30.83	30.51	31.01	30.86	30.84	30.86	30.40
5～29人	37.80	37.90	39.06	39.78	39.14	39.52	41.00	42.07	40.31	40.67	41.36	41.49	41.42	40.82

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

ハ 初任給額、上昇額等の推移

上段：初任給額（単位：円）、下段：上昇額・率（単位：円、％）

	高校卒				高専卒 (技術) (2026年度は 本科・技術)	短大卒 (事務) (2026年度は 2年制・事 務)	大学卒			大学院 (修士) 卒
	(事務・技術)			(現業)			(事務・技術)			
	一律	差あり					一律	差あり		
		基幹職	補助職					基幹職	補助職	
2017 年度	165,977	167,090	159,497	167,568	186,402	177,546	208,235	211,051	186,004	224,212
	1,093 (0.7)	565 (0.3)	532 (0.3)	834 (0.5)	966 (0.5)	851 (0.5)	1,109 (0.5)	1,132 (0.5)	745 (0.4)	930 (0.4)
2018 年度	168,286	170,104	161,889	168,085	187,652	179,334	208,929	213,500	188,362	225,362
	1,361 (0.8)	2,618 (1.6)	2,385 (1.5)	1,386 (0.8)	1,660 (0.9)	1,493 (0.8)	1,637 (0.8)	2,171 (1.0)	1,511 (0.8)	1,707 (0.8)
2019 年度	168,696	170,298	161,058	170,066	187,941	180,431	209,173	214,378	188,111	225,732
	1,670 (1.0)	1,737 (1.0)	1,641 (1.0)	1,613 (1.0)	1,490 (0.8)	1,642 (0.9)	1,544 (0.7)	1,251 (0.6)	1,041 (0.6)	1,569 (0.7)
2020 年度	170,663	174,719	163,383	171,892	190,068	182,648	209,561	214,974	189,037	225,729
	1,681 (1.0)	1,098 (0.8)	1,160 (0.7)	1,443 (0.8)	1,597 (0.8)	1,202 (0.7)	1,408 (0.7)	1,608 (0.8)	1,231 (0.7)	1,498 (0.7)
2021 年度	171,550	173,527	162,731	171,894	190,262	183,068	210,092	215,665	189,113	226,262
	634 (0.4)	781 (0.5)	603 (0.4)	505 (0.3)	867 (0.5)	797 (0.4)	727 (0.3)	904 (0.4)	544 (0.3)	778 (0.3)
2022 年度	174,214	177,922	167,016	172,803	192,547	185,158	212,129	216,397	190,808	228,266
	1,967 (1.1)	2,050 (1.2)	2,109 (1.3)	1,871 (1.1)	1,883 (1.0)	1,669 (0.9)	1,789 (0.9)	1,375 (0.6)	1,275 (0.7)	1,817 (0.8)
2023 年度	180,494	185,320	174,104	178,920	200,791	193,240	219,946	225,971	198,124	237,300
	5,988 (3.4)	6,238 (3.5)	6,139 (3.7)	6,084 (3.5)	6,673 (3.4)	6,361 (3.4)	6,161 (2.9)	7,567 (3.5)	6,007 (3.1)	7,158 (3.1)
2024 年度	191,455	197,345	184,337	190,625	214,621	203,873	231,127	241,085	211,616	250,449
	10,490 (5.8)	8,807 (4.7)	7,884 (4.5)	10,946 (6.1)	11,111 (5.5)	10,072 (5.2)	10,544 (4.8)	13,644 (6.0)	10,757 (5.4)	12,287 (5.2)
2025 年度	204,870	208,833	193,494	202,197	227,779	216,190	244,602	251,438	221,805	263,740
	12,047 (6.2)	13,977 (7.2)	10,606 (5.8)	11,506 (6.0)	14,110 (6.6)	12,639 (6.2)	13,115 (5.7)	14,067 (5.9)	11,311 (5.4)	14,357 (5.8)
2026 年度	217,981	232,940	214,190	219,485	245,627	231,975	266,708	269,707	237,875	282,645
	12,868 (6.3)	14,277 (6.5)	12,754 (6.3)	13,536 (6.6)	12,835 (5.5)	11,336 (5.1)	13,283 (5.3)	9,919 (3.8)	10,233 (4.5)	12,614 (4.7)

資料出所 労務行政研究所（労政時報）「決定初任給の最終結果（各年度）」

（注） 1 上段は初任給額（円）、下段左は上昇額（円）、下段右は上昇率（％）。

2 集計（回答）企業は各調査年度により異なり、上昇額・率は各調査年度において付帯的に調査した前年度の初任給額をもとに算出したものである。このため、上昇額・率は、前年度の初任給額から計算される上昇額・率とは一致しない。また、上昇額・率が正であっても初任給額が前年度の額よりも小さくなっている箇所が一部の区分にみられる。

3 調査対象は、全国証券市場の上場企業及び上場企業に匹敵する非上場企業である。

4 2026年度は、東証プライム上場企業についての速報集計結果である。

5 2026年度は、高専卒、短大卒について、集計対象は2025年度以前と同じだが、集計対象を明確化するため、高専卒（本科・技術）、短大卒（2年制・事務）に表記を変更している。

(2) 賃金・労働時間

イ 賃金・労働時間指数の推移①[事業所規模30人以上]

	指数（2020年＝100）						実数（参考）		
	所定内給与		所定内労働時間		時間当たり 所定内給与 ①／②		所定内給与	所定内労働時間	時間当たり 所定内給与 ③／④
	①	前年比	②	前年比			③	④	③／④
		(%)		(%)		(%)	(円)	(時間)	(円)
2016 年	98.6	0.6	104.8	0.0	94.1	0.6	267,210	135.8	1,968
2017 年	99.2	0.6	104.7	△ 0.1	94.7	0.6	268,736	135.7	1,980
2018 年	99.9	0.7	104.1	△ 0.6	96.0	1.4	270,694	134.9	2,007
2019 年	99.9	0.1	101.9	△ 2.1	98.0	2.1	270,847	132.0	2,052
2020 年	100.0	0.1	100.0	△ 1.7	100.0	2.0	271,025	129.6	2,091
2021 年	100.8	0.8	100.9	0.8	99.9	△ 0.1	273,186	130.8	2,089
2022 年	102.8	2.0	101.1	0.2	101.7	1.8	278,687	131.0	2,127
2023 年	104.7	1.8	101.6	0.5	103.1	1.4	283,594	131.7	2,153
2024 年	107.2	2.7	101.2	△ 0.6	105.9	3.2	290,654	131.1	2,217
2025 年	109.7	2.3	100.0	△ 1.2	109.7	3.6	297,225	129.6	2,293
2024 年 1～3月	105.1	2.0	98.1	△ 1.1	107.1	3.2	284,691	127.1	2,240
4～6月	107.6	2.8	103.2	△ 0.6	104.3	3.4	291,658	133.8	2,180
7～9月	107.8	3.1	100.8	△ 0.7	106.9	3.7	292,274	130.6	2,238
10～12月	108.4	3.0	102.7	△ 0.2	105.6	3.3	293,922	133.1	2,208
2025 年 1～3月	107.1	1.9	96.3	△ 1.8	111.2	3.8	290,283	124.8	2,326
4～6月	110.1	2.3	102.0	△ 1.2	107.9	3.5	298,363	132.2	2,257
7～9月	110.3	2.3	100.4	△ 0.4	109.9	2.8	298,969	130.1	2,298
10～12月	111.1	2.5	101.2	△ 1.5	109.8	4.0	301,208	131.1	2,298
2026 年 1～3月	111.0	3.6	96.6	0.3	114.9	3.3	300,848	125.2	2,403

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 1 事業所規模30人以上、調査産業計の数値である。

2 四半期の実数値及び時間当たり所定内給与は、労働基準局賃金課にて算出。

3 所定内給与及び所定内労働時間の2024年の前年比については、2023年にベンチマーク更新を行った参考値を作成し、この参考値と2024年の値を比較することによりベンチマーク更新の影響を取り除いて算出しているため、指数から算出した場合と一致しない。

4 時間当たり所定内給与の2024年の前年同期比については、労働基準局賃金課にて、2023年の所定内給与及び所定内労働時間の参考値をもとに時間当たり所定内給与の参考値を作成し、その参考値と比較することにより算出。

イ 賃金・労働時間指数の推移②[事業所規模5～29人]

	指数（2020年＝100）						実数（参考）		
	所定内給与		所定内労働時間		時間当たり 所定内給与 ①／②		所定内給与	所定内労働時間	時間当たり 所定内給与 ③／④
	①	前年比	②	前年比			③	④	③／④
		(%)		(%)		(%)	(円)	(時間)	(円)
2016 年	99.1	0.2	106.6	△ 1.0	93.0	1.4	207,447	128.9	1,609
2017 年	99.8	0.7	106.0	△ 0.6	94.2	1.3	208,956	128.2	1,630
2018 年	99.3	△ 0.5	104.6	△ 1.3	94.9	0.7	207,902	126.4	1,645
2019 年	99.2	△ 0.1	102.1	△ 2.4	97.2	2.4	207,780	123.5	1,682
2020 年	100.0	0.8	100.0	△ 2.0	100.0	2.9	209,379	120.9	1,732
2021 年	100.0	0.0	99.8	△ 0.2	100.2	0.2	209,351	120.6	1,736
2022 年	99.5	△ 0.5	98.7	△ 1.1	100.8	0.6	208,367	119.4	1,745
2023 年	99.9	0.4	98.6	△ 0.1	101.3	0.5	209,202	119.3	1,754
2024 年	104.0	1.3	99.4	△ 1.2	104.6	2.4	217,877	120.2	1,813
2025 年	105.8	1.7	98.1	△ 1.3	107.8	3.1	221,582	118.6	1,868
2024 年 1～3月	102.5	1.2	96.6	△ 1.3	106.1	2.5	214,593	116.8	1,837
4～6月	104.5	1.0	101.2	△ 1.5	103.3	2.5	218,802	122.4	1,788
7～9月	104.4	1.5	99.1	△ 1.3	105.3	2.7	218,563	119.8	1,824
10～12月	104.8	1.6	100.7	△ 0.7	104.1	2.4	219,489	121.7	1,804
2025 年 1～3月	103.9	1.4	94.9	△ 1.8	109.5	3.2	217,582	114.7	1,897
4～6月	106.5	1.9	100.4	△ 0.8	106.1	2.7	223,059	121.4	1,837
7～9月	106.1	1.6	98.2	△ 0.9	108.0	2.6	222,236	118.7	1,872
10～12月	106.7	1.8	98.8	△ 1.9	108.0	3.7	223,400	119.4	1,871
2026 年 1～3月	106.7	2.7	93.9	△ 1.1	113.6	3.7	223,350	113.5	1,968

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 1 事業所規模5～29人、調査産業計の数値である。

2 四半期の実数値及び時間当たり所定内給与は、労働基準局賃金課にて算出。

3 所定内給与及び所定内労働時間の2024年の前年比については、2023年にベンチマーク更新を行った参考値を作成し、この参考値と2024年の値を比較することによりベンチマーク更新の影響を取り除いて算出しているため、指数から算出した場合と一致しない。

4 時間当たり所定内給与の2024年の前年同期比については、労働基準局賃金課にて、2023年の所定内給与及び所定内労働時間の参考値をもとに時間当たり所定内給与の参考値を作成し、その参考値と比較することにより算出。

ロ 一般労働者の賃金・労働時間の推移

	10人以上				10～99人				5～9人			
	所定内給与	所定内 実労働時間	時間当たり 所定内給与	前年比	所定内給与	所定内 実労働時間	時間当たり 所定内給与	前年比	所定内給与	所定内 実労働時間	時間当たり 所定内給与	前年比
	①	②	①／②		③	④	③／④		⑤	⑥	⑤／⑥	
	(千円)	(時間)	(円)	(%)	(千円)	(時間)	(円)	(%)	(千円)	(時間)	(円)	(%)
2016 年	304.0	164	1,854	0.0	266.4	171	1,558	1.3	260.5	173	1,506	0.0
2017 年	304.3	165	1,844	△0.5	269.0	171	1,573	1.0	262.6	172	1,527	1.4
2018 年	306.2	164	1,867	1.2	268.3	171	1,569	△0.3	268.6	171	1,571	2.9
2019 年	307.7	160	1,923	3.0	273.2	168	1,626	3.6	270.6	169	1,601	1.9
2020 年	307.7	165	1,865	－	278.0	170	1,635	－	282.0	171	1,649	－
2021 年	307.4	165	1,863	△0.1	279.9	169	1,656	1.3	276.1	170	1,624	△1.5
2022 年	311.8	165	1,890	1.4	284.5	169	1,683	1.6	280.6	170	1,651	1.7
2023 年	318.3	166	1,917	1.4	294.0	169	1,740	3.4	288.8	168	1,719	4.1
2024 年	330.4	160	2,065	7.7	299.3	166	1,803	3.6	296.8	165	1,799	4.7
2025 年	340.6	162	2,102	1.8	305.6	166	1,841	2.1	298.9	166	1,801	0.1

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

- (注) 1 数値は、各年とも6月について調査したものであり、調査産業計である。
- 2 一般労働者とは、短時間労働者以外の労働者をいう。短時間労働者とは、1日の所定労働時間又は1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者をいう。
- 3 前年比は、時間当たり所定内給与の対前年増減率である。
- 4 時間当たり所定内給与は、労働基準局賃金課にて算出。
- 5 賃金構造基本統計調査は、2020年調査より集計方法の見直しが行われており、2020年以降の調査結果と2019年以前の調査結果を単純比較することができない。

ハ 月間労働時間の動き

	所定内労働時間				所定外労働時間							
	30人以上		5～29人		30人以上				5～29人			
	調査産業計		調査産業計		調査産業計		製造業		調査産業計		製造業	
		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比
	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(時間)	(%)
2016 年	135.8	0.0	128.9	△ 1.0	12.7	△ 1.7	17.5	△ 0.6	8.3	△ 0.8	10.6	△ 6.8
2017 年	135.7	△ 0.1	128.2	△ 0.6	12.7	△ 0.1	17.9	2.4	8.7	4.7	11.2	5.4
2018 年	134.9	△ 0.6	126.4	△ 1.3	12.5	△ 1.1	18.0	0.6	8.3	△ 4.7	11.5	2.5
2019 年	132.0	△ 2.1	123.5	△ 2.4	12.4	△ 1.0	16.7	△ 7.4	8.0	△ 3.6	10.0	△ 12.5
2020 年	129.6	△ 1.7	120.9	△ 2.0	10.8	△ 13.1	13.4	△ 19.8	7.0	△ 12.7	7.6	△ 24.5
2021 年	130.8	0.8	120.6	△ 0.2	11.6	7.4	15.3	14.7	7.1	1.7	8.5	11.7
2022 年	131.0	0.2	119.4	△ 1.1	12.2	5.2	16.0	4.3	7.4	3.6	9.6	12.4
2023 年	131.7	0.5	119.3	△ 0.1	12.1	△ 1.2	15.2	△ 5.3	7.4	0.2	8.9	△ 7.1
2024 年	131.1	△ 0.6	120.2	△ 1.2	11.7	△ 2.6	14.6	△ 3.5	7.4	△ 1.9	8.5	△ 4.9
2025 年	129.6	△ 1.2	118.6	△ 1.3	11.5	△ 1.8	14.8	1.6	7.2	△ 3.5	8.3	△ 1.3
2026 年 1 月	124.0	0.1	110.8	△ 0.5	11.3	1.8	14.3	2.9	6.7	△ 1.4	7.2	△ 4.1
2 月	123.5	△ 0.5	113.9	△ 2.0	11.4	0.0	15.3	2.1	7.0	△ 2.8	8.6	△ 5.4
3 月	128.1	1.3	115.9	△ 0.6	12.0	1.6	15.7	4.0	7.2	△ 5.2	8.5	△ 3.5
4 月	134.6	1.0	121.7	△ 0.9	12.2	1.7	15.6	3.3	7.3	△ 4.0	8.6	0.0

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 1 常用労働者であり、パートタイム労働者を含んでいる。

2 各年（月）の前年比の数値は、指数の対前年（同月）増減率である。

3 2024年の対前年比については、2023年にベンチマーク更新を行った参考値を作成し、この参考値と2024年の値を比較することによりベンチマーク更新の影響を取り除いて算出しているため、指数（又は上表の実数）から算出した場合と一致しない。

4 春季賃上げ妥結状況等

(1) 春季賃上げ妥結状況（2026年）等

連合 第6回回答集計結果(2026年6月4日)			
	平均賃金方式 (加重平均)	個別賃金方式(組合数による単純平均)	
		35歳	30歳
1,000人以上	455組合 1,813,887人 17,715円(17,613円) 5.14%(5.42%)	17組合 57,706人 13,805円(12,938円) 4.08%(3.92%)	25組合 88,526人 13,621円(12,689円) 4.35%(4.01%)
300～999人	844組合 454,300人 15,716円(15,475円) 5.15%(5.26%)	50組合 26,811人 12,637円(14,025円) 4.00%(4.64%)	48組合 25,880人 12,604円(13,441円) 4.57%(4.96%)
100～299人	1,060組合 192,090人 14,353円(13,943円) 5.04%(5.07%)	77組合 13,545人 11,007円(10,203円) 3.84%(3.71%)	76組合 13,041人 10,119円(9,713円) 3.88%(3.84%)
～99人	1,082組合 52,963人 12,608円(12,364円) 4.66%(4.73%)	86組合 4,319人 7,700円(10,001円) 2.92%(3.88%)	91組合 4,703人 7,860円(9,831円) 3.22%(4.07%)
規模計	3,441組合 2,513,240人 17,012円(16,893円) 5.12%(5.35%)	230組合 102,381人 10,332円(11,179円) 3.58%(4.01%)	240組合 132,150人 10,124円(10,705円) 3.85%(4.16%)

- (注) 1 ()内の数値は、2025年6月5日付 第6回回答集計結果。
2 平均賃金方式は、賃上げ分が明確に分かる組合を対象に集計。
3 個別賃金方式は「純ベア」、「定昇込み」等の方式があるが、表中は「純ベア」方式の数値である。
4 個別賃金方式の規模別の伸び率は労働基準局賃金課が計算。

連合(有期・短時間・契約等労働者)

		単純平均		加重平均
時給	378組合 900,351人	賃上げ額	66.85円(59.67円)	74.90円(67.02円)
		引上げ率	5.44%(5.17%)	6.16%(5.81%)
		平均時給	1,295.30円(1,214.87円)	1,290.28円(1,219.88円)
月給	141組合 26,688人	賃上げ額	10,389円(9,925円)	10,755円(10,144円)
		賃上げ率	4.38%(4.30%)	4.50%(4.38%)

(注) ()内の数値は、2025年5月8日付 第5回回答集計結果。

経団連(大手企業)第1回集計(2026年5月27日)

	平均賃上げ方式 (加重平均)
主要23業種 大手248社	103社 19,964円(19,342円) 5.46%(5.38%)

- (注) 1 原則として、従業員数500人以上の企業を対象。
2 調査対象248社のうち153社(61.7%)の回答を把握したが、うち50社は平均金額不明などのため、集計より除外。
3 ()内の数値は、2025年5月22日付第1回集計結果(97社)。

経団連(中小企業)最終集計(2025年8月28日)

	平均賃上げ方式 (加重平均)
17業種 754社	366社 11,999円(10,712円) 4.35%(4.01%)

- (注) 1 原則従業員数500人未満の企業を対象。
2 381社(50.5%)から回答を把握したが、このうち15社は平均金額不明等のため、集計より除外。
3 了承、妥結を含む。

日商 中小企業の賃上げ・賃金改定に関する調査(2026年6月8日)

	(加重平均)
正社員 (月給)	全体 12,036円(11,074円)
	1,604社 4.29%(4.03%)
	20人以下 9,573円(9,568円) 752社 3.52%(3.54%)

- (注) 1 前年4月と当年3月、4月の全期間に在籍し、かつ雇用形態や労働時間の変更が無い「正社員/月給支給」の従業員が対象。
2 2,260社が回答し、無回答や異常値のうち回答企業からの確認が取れなかったものについては集計より除外。
3 ()の数値は、2025年6月4日集計結果。2025年度調査は、2024年4月と2025年4月の両期間に在籍し、かつ雇用形態や労働時間の変更が無い「正社員/月給支給」の従業員が対象。2026年と2025年で集計対象企業は同一ではないことに留意。

(2) 賃上げ額・率の推移

イ 1人当たり平均賃金の改定額及び改定率の推移

年	賃金の改定額（円）		賃金の改定率（％）	
	加重平均	単純平均	加重平均	単純平均
2016 年	5,176	4,559	1.9	1.8
2017 年	5,627	4,920	2.0	1.9
2018 年	5,675	4,952	2.0	1.9
2019 年	5,592	5,080	2.0	1.9
2020 年	4,940	4,250	1.7	1.6
2021 年	4,694	4,087	1.6	1.5
2022 年	5,534	4,818	1.9	1.9
2023 年	9,437	7,755	3.2	3.0
2024 年	11,961	10,078	4.1	3.7
2025 年	13,601	10,818	4.4	3.7

資料出所 厚生労働省「賃金引上げ等の実態に関する調査」

- (注) 1 1人当たり平均賃金の改定額及び改定率は、1か月当たりの1人平均所定内賃金の各年1月から12月までの合計改定額、改定率である。
- 2 加重平均とは常用労働者数による加重平均、単純平均とは企業数による平均である。

ロ 賃金の改定の状況、賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素別企業割合（2025年）

(単位：％)

	1人平均賃金を 引き上げた・ 引き上げる企業	1人平均賃金を 引き下げた・ 引き下げる企業	1人平均賃金は 変わらなかった・ 変わらない企業	賃金の改定を 実施しない企業
計	(95.3)	(1.2)	(1.0)	(2.5)
企業業績	41.0	58.1	45.4	66.2
世間相場	8.0	－	－	－
雇用の維持	11.9	－	－	2.8
労働力の確保・定着	16.4	2.4	23.7	0.2
消費者物価の動向	3.1	－	－	－
労使関係の安定	0.6	－	－	－
親会社又は関連（グループ） 会社の改定の動向	5.6	－	－	－
前年度の改定の実績	1.1	－	－	－
最低賃金	5.3	－	23.7	2.9
行政からの支援(減税・補助・助 成)	0.1	－	－	2.5
専門家からの助言	0.1	－	－	－
その他の要素	0.4	－	－	－
重視した要素はない	4.7	35.0	－	24.5
不詳	1.7	4.5	7.2	0.9

資料出所 厚生労働省「賃金引上げ等の実態に関する調査」

- (注) 1 () 内は賃金の改定を実施又は予定している企業及び賃金の改定を実施しない企業に占める賃金の改定状況それぞれの企業割合である。
- 2 表中の－は当該集計値がないものを示す。
- 3 計には「不詳」を含む。「不詳」の数値は、100から各項目の合計を差し引いて賃金課で独自に試算。

5 夏季賞与・一時金妥結状況

連合第6回回答集計結果(2026年6月4日)

一時金		2026年回答			2025年回答	
		集計対象組合	対象組合員数	(参考) 昨年対比	集計対象組合	対象組合員数
夏 季	回答月数	2.53ヶ月		0.01ヶ月	2.52ヶ月	
		1,910組合	1,486,283人		1,908組合	1,546,035人
	回答額	824,717円		49,232円	775,485円	
		1,070組合	664,923人		1,102組合	693,618人
年 間	回答月数	5.06ヶ月		△0.08ヶ月	5.14ヶ月	
		2,014組合	1,732,061人		2,027組合	1,891,142人
	回答額	1,774,200円		104,195円	1,670,005円	
		985組合	849,100人		865組合	762,019人

(注) 1 数値は組合員一人当たりの加重平均。

2 2025年回答の数値は2025年6月5日付 第6回回答集計結果

経団連最終集計 (2025年8月8日)

	2025年夏季			2024年夏季		
	社 数	妥 結 額	増 減 率	社 数	妥 結 額	増 減 率
総 平 均	154社	974,000円	3.44%	156社	941,595円	4.23%
製造業平均	119社	1,029,479円	4.37%	120社	986,369円	3.55%
非製造業平均	35社	863,726円	3.30%	36社	836,150円	7.57%

(注) 1 数値は組合員一人当たりの加重平均（一部従業員平均含む）。

2 調査対象は原則として従業員500人以上、主要23業種大手247社。

3 23業種157社（63.6%）の妥結を把握しているが、うち3社は平均額不明等のため集計より除外。

4 増減率は当年の集計企業の前年の妥結額に対するもの（同対象比較）。

（最終集計における「増減率（%）」は、前年公表値（最終集計）との比較により算定）

5 2024年夏季の数値は2024年8月7日付最終集計。

6 消費者物価指数の対前年上昇率の推移（全国・ランク別）

（単位：％）

	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年	2025 年	2026年				
											1月	2月	3月	4月	5月
全 国	△ 0.1	0.6	1.2	0.6	0.0	△ 0.3	3.0	3.8	3.2	3.7	1.7	1.4	1.6	1.5	1.7
A ランク	△ 0.1	0.3	1.1	0.7	△ 0.1	△ 0.6	3.0	3.9	3.1	3.6	1.8	1.6	1.6	1.6	1.7
B ランク	△ 0.1	0.6	1.2	0.5	△ 0.1	△ 0.3	2.8	3.7	3.2	3.6	1.5	1.2	1.5	1.4	1.6
C ランク	0.1	0.8	1.2	0.5	△ 0.2	△ 0.3	2.8	3.8	3.5	3.8	1.5	1.2	1.6	1.5	1.8

資料出所 総務省「消費者物価指数」

（注） 1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。

2 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。

3 各ランクは、2023年度からの適用区分である

7 1月あたりの消費支出額の推移

(単位：円、人)

	単身世帯		総世帯					
	消費支出額	勤労者世帯	消費支出額	世帯人員	等価消費支出額	勤労者世帯		
		消費支出額				消費支出額	世帯人員	等価消費支出額
2016 年	158,911	171,455	242,425	2.35	158,141	268,289	2.68	163,884
2017 年	161,623	170,816	243,456	2.33	159,493	271,136	2.66	166,244
2018 年	162,833	178,801	246,399	2.33	161,421	275,706	2.65	169,365
2019 年	163,781	181,784	249,704	2.30	164,650	280,531	2.60	173,978
2020 年	150,506	168,965	233,568	2.27	155,025	262,359	2.57	163,655
2021 年	155,046	171,816	235,120	2.25	156,747	263,907	2.52	166,246
2022 年	161,753	178,434	244,231	2.22	163,917	273,417	2.50	172,924
2023 年	167,620	182,114	247,322	2.20	166,744	272,285	2.47	173,251
2024 年	169,547	183,950	250,929	2.17	170,342	275,568	2.45	176,054
2025 年	173,042	191,523	259,880	2.15	177,237	291,397	2.42	187,317

前年比

2016 年	▲ 0.7%	▲ 3.9%	▲ 1.9%	▲ 1.3%	▲ 1.3%	▲ 3.0%	▲ 1.1%	▲ 2.5%
2017 年	1.7%	▲ 0.4%	0.4%	▲ 0.9%	0.9%	1.1%	▲ 0.7%	1.4%
2018 年	0.7%	4.7%	1.2%	0.0%	1.2%	1.7%	▲ 0.4%	1.9%
2019 年	0.6%	1.7%	1.3%	▲ 1.3%	2.0%	1.8%	▲ 1.9%	2.7%
2020 年	▲ 8.1%	▲ 7.1%	▲ 6.5%	▲ 1.3%	▲ 5.8%	▲ 6.5%	▲ 1.2%	▲ 5.9%
2021 年	3.0%	1.7%	0.7%	▲ 0.9%	1.1%	0.6%	▲ 1.9%	1.6%
2022 年	4.3%	3.9%	3.9%	▲ 1.3%	4.6%	3.6%	▲ 0.8%	4.0%
2023 年	3.6%	2.1%	1.3%	▲ 0.9%	1.7%	▲ 0.4%	▲ 1.2%	0.2%
2024 年	1.1%	1.0%	1.5%	▲ 1.4%	2.2%	1.2%	▲ 0.8%	1.6%
2025 年	2.1%	4.1%	3.6%	▲ 0.9%	4.0%	5.7%	▲ 1.2%	6.4%

資料出所 総務省「家計調査」

(注) 1 「等価消費支出額」は、「消費支出額」を「世帯人員」の平方根で除して算出。

2 「家計調査」は2018年1月から調査で使用する家計簿等の改正を行っており、その影響による変動を含むため、時系列比較をする際には注意が必要である。

8 地域別最低賃金額(時間額)、未満率及び影響率の推移

	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年	2025 年
地 域 別 最 低 賃 金 (円)	823	848	874	901	902	930	961	1,004	1,055	1,121
未 満 率 (%)	2.7	1.7	1.9	1.6	2.0	1.7	1.8	1.9	1.8	2.0
影 響 率 (%)	11.1	11.9	13.8	16.3	4.7	16.2	19.2	21.6	23.2	27.7

資料出所 厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」

- (注) 1 最低賃金額は、全国加重平均である。
- 2 「未満率」とは、最低賃金額を改定する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合である。
- 3 「影響率」とは、最低賃金額を改定した後に、改定後の最低賃金額を下回ることとなる労働者割合である。
- 4 事業所規模30人未満（製造業等は100人未満）を調査対象としている。

9 賃金構造基本統計調査特別集計による未満率及び影響率

2020年に変更された集計方法に基づく特別集計値

(単位：％)

	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
未満率	1.3	1.3	1.3	1.8	2.0	1.9	2.3	2.4	2.2	2.2
影響率	4.3	4.8	4.8	6.1	2.5	5.9	6.9	8.1	8.8	10.8

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 「未満率」とは、最低賃金を改定する前に、最低賃金を下回っている労働者割合である。
- 2 「影響率」とは、最低賃金を改定した後に、改定後の最低賃金を下回ることとなる労働者割合である。
- 3 賃金構造基本統計調査の調査対象事業所には、事業所規模1～4人は含まれていない。
- 4 未満率及び影響率の算定の基礎となる賃金額は、所定内給与額（全ての産業・事業所規模で通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
- 5 2015年～2019年の値は、時系列比較を行うため、2020年調査と同じ集計方法で集計を行ったものである。

従来の特別集計値

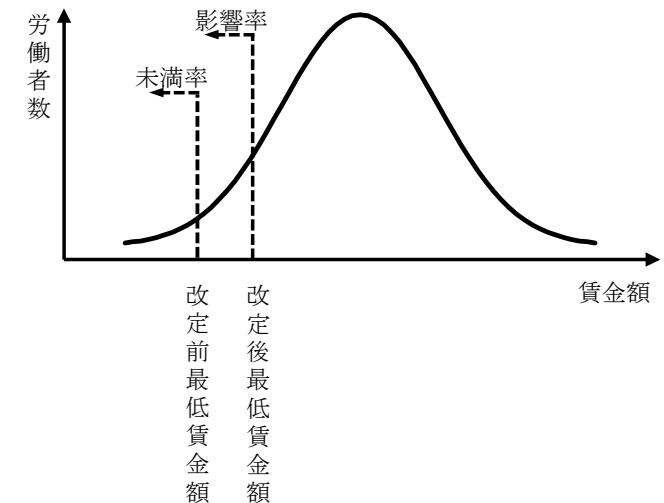
(単位：％)

	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
未満率	1.5	1.5	1.6	1.9	—	—	—	—	—	—
影響率	4.5	4.9	5.1	6.0	—	—	—	—	—	—

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 「未満率」とは、最低賃金を改定する前に、最低賃金を下回っている労働者割合である。
- 2 「影響率」とは、最低賃金を改定した後に、改定後の最低賃金を下回ることとなる労働者割合である。
- 3 賃金構造基本統計調査の調査対象事業所には、事業所規模1～4人は含まれていない。
- 4 未満率及び影響率の算定の基礎となる賃金額は、所定内給与額（一部の産業・事業所規模で通勤手当、精皆勤手当、家族手当を除く。）を所定内実労働時間数で除したものである。
- 5 賃金構造基本統計調査では、2020年より、通勤手当、精皆勤手当、家族手当が調査事項から廃止され、なおかつ集計方法も変更されたため、従来の特別集計値と同じ集計を行うことが不可能となった。

未満率及び影響率のイメージ図



※曲線は、賃金額を横軸にとったときの労働者分布を表している。

10 地域別最低賃金と賃金水準との関係（一般労働者）

(1) 一般労働者(暦年、全国・産業計(企業規模10人以上・10～99人))

		地域別最低賃金 (全国加重平均額)	一般労働者（男女計）							
			産業計・企業規模10人以上				産業計・企業規模10～99人			
		時間額 ①	所定内給与 (月額) ②	所定内 実労働時間 ③	時間当たり 所定内給与 ④＝②／③	時間額比 ①／④	所定内給与 (月額) ⑤	所定内 実労働時間 ⑥	時間当たり 所定内給与 ⑦＝⑤／⑥	時間額比 ①／⑦
見直し前の 集計方法	2016 年	(円) 823	(千円) 304.0	(時間) 164	(円) 1,854	(%) 44.4	(千円) 266.4	(時間) 171	(円) 1,558	(%) 52.8
	2017 年	848	304.3	165	1,844	46.0	269.0	171	1,573	53.9
	2018 年	874	306.2	164	1,867	46.8	268.3	171	1,569	55.7
	2019 年	901	307.7	160	1,923	46.9	273.2	168	1,626	55.4
見直し後の 集計方法	2016 年	823	303.6	165	1,840	44.7	268.7	171	1,571	52.4
	2017 年	848	303.8	165	1,841	46.1	271.6	171	1,588	53.4
	2018 年	874	305.3	164	1,862	46.9	270.7	171	1,583	55.2
	2019 年	901	306.0	161	1,901	47.4	276.2	168	1,644	54.8
	2020 年	902	307.7	165	1,865	48.4	278.0	170	1,635	55.2
	2021 年	930	307.4	165	1,863	49.9	279.9	169	1,656	56.2
	2022 年	961	311.8	165	1,890	50.9	284.5	169	1,683	57.1
	2023 年	1,004	318.3	166	1,917	52.4	294.0	169	1,740	57.7
	2024 年	1,055	330.4	160	2,065	51.1	299.3	166	1,803	58.5
	2025 年	1,121	340.6	162	2,102	53.3	305.6	166	1,841	60.9

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

- (注) 1 時間当たり所定内給与及び時間額比は、労働基準局賃金課にて算出。
- 2 賃金構造基本統計調査は、2020年調査より、復元倍率算出方法について、回収率等の影響を受けないよう見直しが行われており、2020年以降の調査結果と2019年以前の調査結果を比較することができない。このため、ここでは、2016年～2019年の数値について、見直し後の集計方法で遡及集計した結果も掲載している。

(2) 短時間労働者（暦年、全国・産業計（企業規模10人以上・10～99人））

			地域別最低賃金 (全国加重平均額)	短時間労働者							
				産業計・企業規模10人以上				産業計・企業規模10～99人			
			時間額 ①	所定内給与 (時間額) (男女計) ②	時間額比 ①／②	所定内給与 (時間額) (女性) ③	時間額比 ①／③	所定内給与 (時間額) (男女計) ④	時間額比 ①／④	所定内給与 (時間額) (女性) ⑤	時間額比 ①／⑤
見直し 計方法 前の集	2016 年	(円) 823	(円) 1,075	(%) 76.6	(円) 1,054	(%) 78.1	(円) 1,068	(%) 77.1	(円) 1,037	(%) 79.4	
	2017 年	848	1,096	77.4	1,074	79.0	1,089	77.9	1,055	80.4	
	2018 年	874	1,128	77.5	1,105	79.1	1,117	78.2	1,082	80.8	
	2019 年	901	1,148	78.5	1,127	79.9	1,147	78.6	1,115	80.8	
見直し 後の集計 方法	2016 年	823	1,238	66.5	1,116	73.7	1,180	69.7	1,086	75.8	
	2017 年	848	1,235	68.7	1,130	75.0	1,172	72.4	1,091	77.7	
	2018 年	874	1,280	68.3	1,171	74.6	1,234	70.8	1,132	77.2	
	2019 年	901	1,304	69.1	1,184	76.1	1,256	71.7	1,153	78.1	
	2020 年	902	1,412	63.9	1,321	68.3	1,378	65.5	1,306	69.1	
	2021 年	930	1,384	67.2	1,290	72.1	1,366	68.1	1,274	73.0	
	2022 年	961	1,367	70.3	1,270	75.7	1,339	71.8	1,250	76.9	
	2023 年	1,004	1,412	71.1	1,312	76.5	1,396	71.9	1,291	77.8	
	2024 年	1,055	1,476	71.5	1,387	76.1	1,424	74.1	1,358	77.7	
	2025 年	1,121	1,518	73.8	1,418	79.1	1,491	75.2	1,388	80.8	

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

(注) 1 時間額比は、労働基準局賃金課にて算出。

2 賃金構造基本統計調査は、2020年調査より、復元倍率算出方法について、回収率等の影響を受けないよう見直しが行われており、2020年以降の調査結果と2019年以前の調査結果を比較することができない。このため、ここでは、2016年～2019年の数値について、見直し後の集計方法で遡及集計した結果も掲載している。

(3) 毎月勤労統計調査（暦年、全国・産業計、事業所規模5人以上）

	地域別最低賃金 (全国加重平均額)	産業計・事業所規模5人以上					
	時間額	所定内給与 (月額)	月間出勤日数	所定内 労働時間	一日当たり 所定内給与	時間当たり 所定内給与	時間額比
	①	②	③	④	②／③	⑤＝②／④	①／⑤
	(円)	(円)	(日)	(時間)	(円)	(円)	(%)
2016 年	823	241,519	18.6	132.9	12,985	1,817	45.3
2017 年	848	242,646	18.5	132.4	13,116	1,833	46.3
2018 年	874	244,670	18.4	131.4	13,297	1,862	46.9
2019 年	901	244,432	18.0	128.5	13,580	1,902	47.4
2020 年	902	244,968	17.7	125.9	13,840	1,946	46.4
2021 年	930	245,709	17.7	126.4	13,882	1,944	47.8
2022 年	961	248,529	17.6	126.0	14,121	1,972	48.7
2023 年	1,004	251,257	17.6	126.3	14,276	1,989	50.5
2024 年	1,055	262,325	17.7	126.9	14,821	2,067	51.0
2025 年	1,121	267,532	17.4	125.3	15,375	2,135	52.5

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 1 常用労働者であり、パートタイム労働者を含んでいる。

2 一日当たり所定内給与、時間当たり所定内給与及び時間額比は労働基準局賃金課にて算出。

11 企業の業況判断及び収益

(1) 日銀短観による企業の業況判断及び収益

イ 業況判断（DI）

（「良い」－「悪い」・%ポイント）

		2023年				2024年				2025年				2026年3月	
		3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	最近	先行き
規模計	製造業	-4	-1	0	5	4	5	5	8	7	7	7	11	12	7
	非製造業	12	14	16	18	18	19	20	20	21	21	21	21	21	13
大企業	製造業	1	5	9	12	11	13	13	14	12	13	14	15	17	14
	非製造業	20	23	27	30	34	33	34	33	35	34	34	34	36	29
中堅企業	製造業	-5	0	0	5	6	8	8	11	11	10	12	16	16	9
	非製造業	14	17	19	20	20	22	23	22	25	25	24	25	27	18
中小企業	製造業	-6	-5	-5	1	-1	-1	0	1	2	1	1	6	7	4
	非製造業	8	11	12	14	13	12	14	16	16	15	14	15	16	8

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」（日銀短観）

（注） 1 調査対象 調査対象企業は下表のとおりである。なお、総務省「事業所母集団データベース」に基づき調査対象企業の選定を行っている。

調査対象企業数は、2026年3月調査の時点で、9,209社である。

	資 本 金
大企業	10 億 円 以 上
中堅企業	1億円以上10億円未満
中小企業	2千万円以上1億円未満

2 業況判断（DI）

(1) 回答企業の収益を中心とした、業況についての全般的な判断を、「最近（回答時点）の状況」および「先行き（3か月後）の状況」について、季節変動要因を除いた実勢ベースで、3つの選択肢（「1. 良い」、「2. さほど良くない」、「3. 悪い」）の中から1つを選び回答してもらう。

(2) 3つの選択肢毎の回答社数を単純集計し、全回答社数に対する「回答社数構成百分比」を算出する。

そして、次式によりディフュージョン・インデックス（Diffusion Index）を算出する。

$$DI = (\text{第1選択肢の回答者数構成百分比}) - (\text{第3選択肢の回答者数構成百分比})$$

ロ 経常利益増減

(前年度比・%)

		2023年度	2024年度	2025年度 (計画)	2026年度 (計画)
規模計	製造業	9.6	5.8	-0.2	-2.6
	非製造業	14.6	5.5	3.4	-2.2
大企業	製造業	9.1	6.0	-1.6	-2.1
	非製造業	15.5	2.4	3.1	-1.4
中堅企業	製造業	10.5	4.2	9.4	-3.6
	非製造業	13.3	9.0	10.5	-3.2
中小企業	製造業	12.7	6.3	1.0	-5.4
	非製造業	13.2	11.1	-1.9	-3.3

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)

(注) 経常利益増減

回答企業の経常損益(損益計算書を作成する場合の経常損益。財務諸表等規則に準拠し、回答企業の個別決算ベース。)について、年度の実績計数、および計画(予測)計数を回答してもらい、層別に1社当たりの平均値を出した上で、層別の母集団数を乗じ、これを合計した推計値を前期値と比較して率を算出する。

ハ 売上高経常利益率

(%)

		2023年度	2024年度	2025年度 (計画)	2026年度 (計画)
規模計	製造業	9.10	9.32	9.15	8.77
	非製造業	6.14	6.23	6.35	6.14
大企業	製造業	11.50	11.82	11.65	11.23
	非製造業	8.71	8.59	8.83	8.58
中堅企業	製造業	5.45	5.48	5.36	5.07
	非製造業	4.46	4.66	4.83	4.57
中小企業	製造業	4.71	4.82	4.77	4.45
	非製造業	4.10	4.38	4.24	4.11

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)

(注) 売上高経常利益率

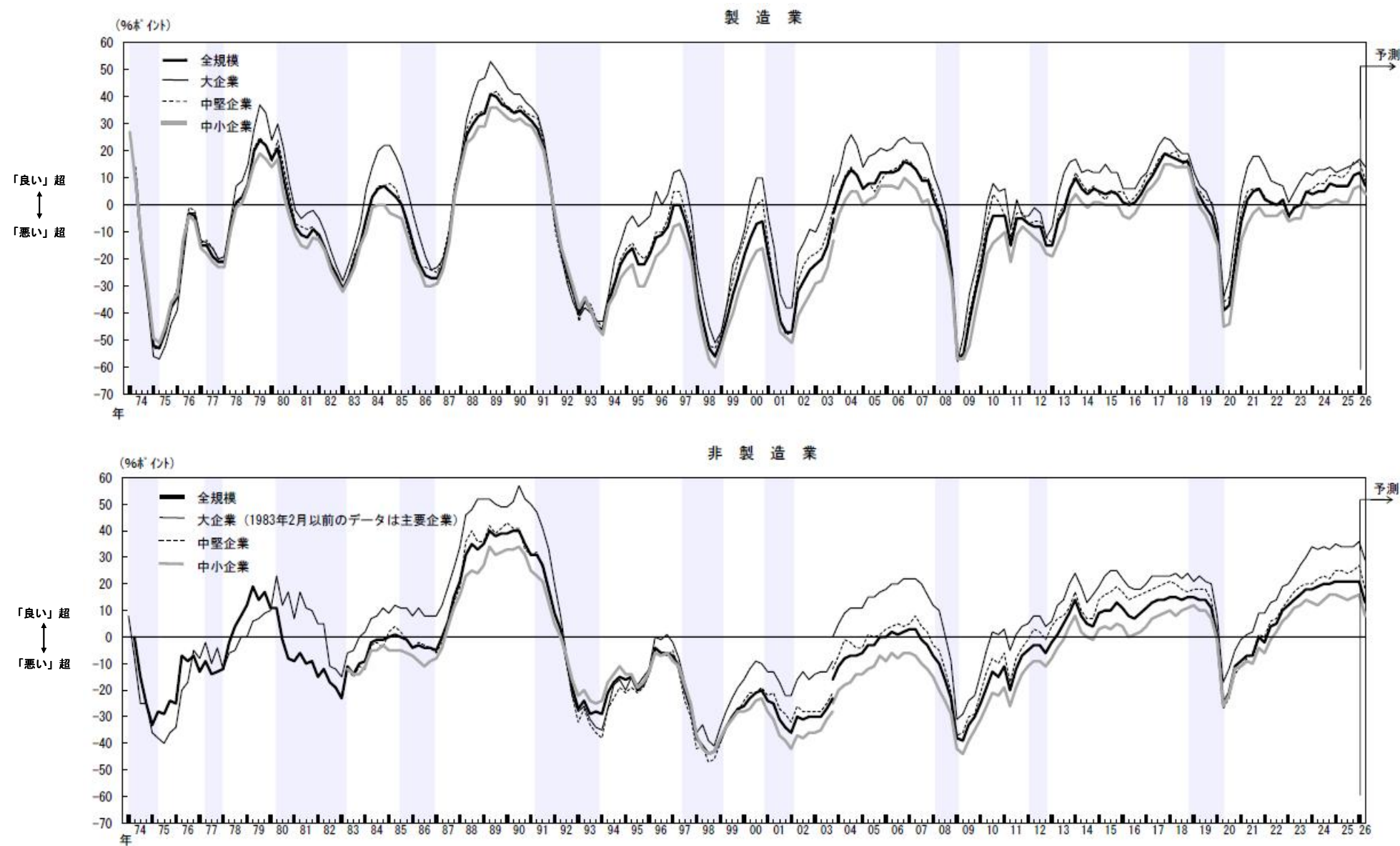
回答企業の総売上高(財務諸表等規則に準拠し、回答企業の個別決算ベース。)について、経常利益増減と同様に母集団推計値を算出し、これで経常損益の母集団推計値を除して、売上高経常利益率を算出する。

(参考)

(注) 1. シャドーは、景気後退期（内閣府調べ）。以下同じ。

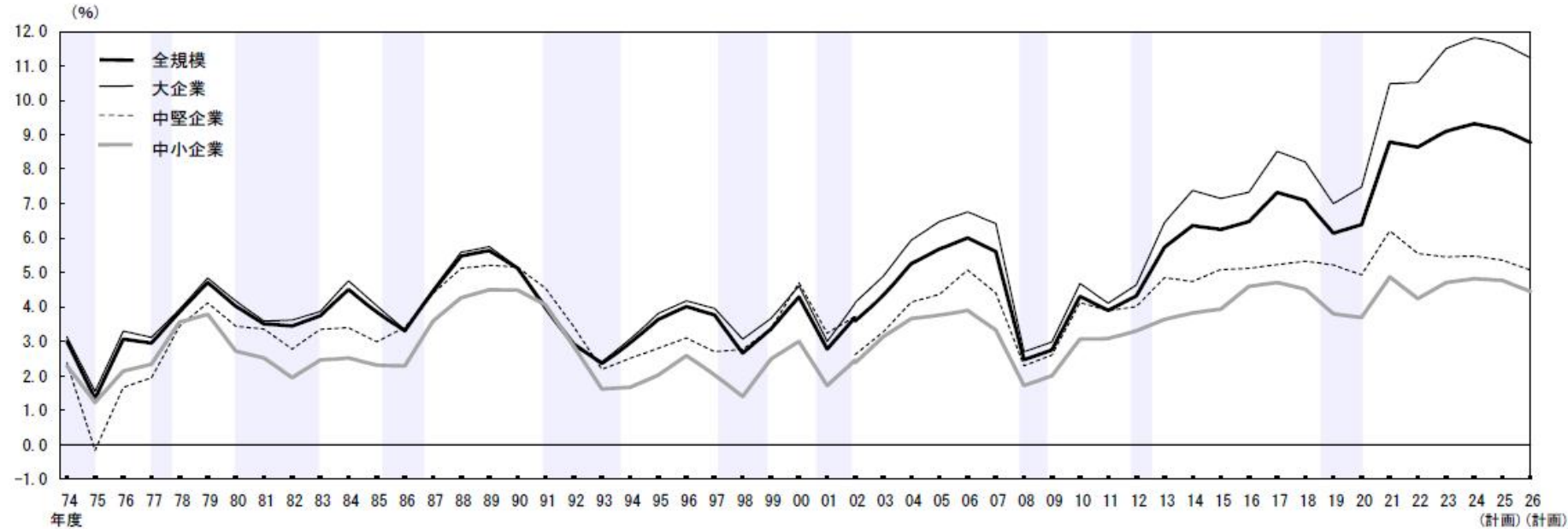
2. 2004年3月調査より調査対象企業等の見直しを行なったことから、2003年12月調査以前と2004年3月調査以降の計数は連続しない(2003年12月調査については、新ベースによる再集計結果を併記)。以下同じ。

▽業況判断の推移

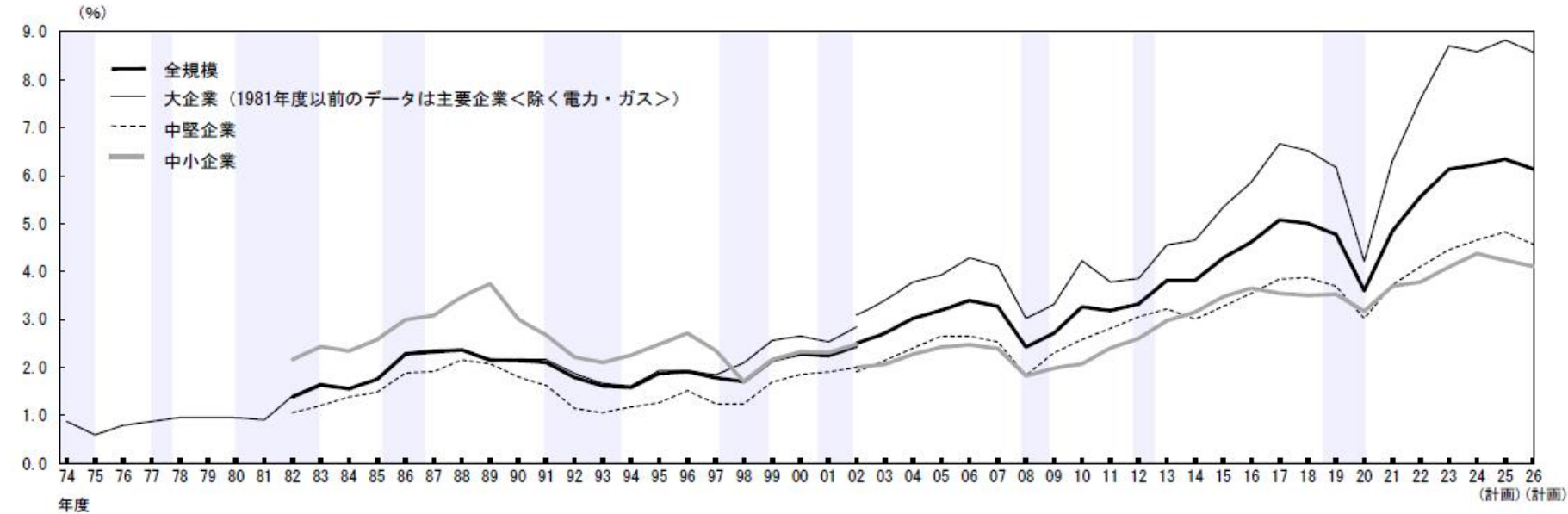


▽売上高経常利益率の推移

製 造 業



非 製 造 業



資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観) (2026年3月調査)

(2) 法人企業統計による企業収益①（年度）

（単位：億円、％）

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
経常利益	規模計	682,201	749,872	835,543	839,177	714,385	628,538	839,247	952,800	1,067,694	1,147,288
	前年度比	5.6	9.9	11.4	0.4	▲ 14.9	▲ 12.0	33.5	13.5	12.1	7.5
	資本金規模1,000万円以上	657,908	718,663	799,926	802,784	686,739	600,970	814,644	910,804	1,013,605	1,100,066
	前年度比	6.1	9.2	11.3	0.4	▲ 14.5	▲ 12.5	35.6	11.8	11.3	8.5
	〃 10億円以上	402,359	424,325	462,998	482,378	416,995	370,705	495,341	573,614	639,560	687,032
	前年度比	7.5	5.5	9.1	4.2	▲ 13.6	▲ 11.1	33.6	15.8	11.5	7.4
	〃 1億円～10億円	99,865	111,773	130,045	136,617	115,306	104,222	140,200	150,904	174,204	184,190
	前年度比	4.0	11.9	16.3	5.1	▲ 15.6	▲ 9.6	34.5	7.6	15.4	5.7
	〃 1,000万円～1億円	155,684	182,566	206,883	183,789	154,438	126,043	179,103	186,286	199,840	228,845
	前年度比	3.7	17.3	13.3	▲ 11.2	▲ 16.0	▲ 18.4	42.1	4.0	7.3	14.5
	〃 1,000万円未満	24,293	31,209	35,617	36,392	27,646	27,568	24,603	41,996	54,090	47,222
	前年度比	▲ 4.8	28.5	14.1	2.2	▲ 24.0	▲ 0.3	▲ 10.8	70.7	28.8	▲ 12.7
売上高経常利益率	規模計	4.8	5.2	5.4	5.5	4.8	4.6	5.8	6.0	6.5	6.8
	資本金規模1,000万円以上	5.0	5.4	5.7	5.7	5.1	4.8	6.2	6.4	6.9	7.2
	〃 10億円以上	7.4	7.9	8.1	8.2	7.4	7.2	9.1	9.6	10.7	11.1
	〃 1億円～10億円	3.9	4.2	4.5	4.6	4.0	3.9	5.0	5.0	5.3	5.3
	〃 1,000万円～1億円	3.1	3.5	3.8	3.6	3.1	2.7	3.6	3.5	3.7	4.1
	〃 1,000万円未満	2.0	2.6	2.6	2.7	2.2	2.3	2.0	2.9	3.3	2.8

資料出所 財務省「法人企業統計」

（注）1 金融業、保険業を除く全産業。

2 「資本金規模1,000万円以上」の数値については、厚生労働省労働基準局賃金課にて算出。

(2) 法人企業統計による企業収益②（四半期）

（単位：億円、％）

		2024年				2025年				2026年
		1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
経常利益	資本金規模1,000万円以上	274,279	357,680	230,124	286,919	284,694	358,338	275,385	300,270	326,271
	前年同期比	15.1	13.2	▲ 3.3	13.5	3.8	0.2	19.7	4.7	14.6
	〃 10億円以上	136,516	254,157	146,106	162,227	138,830	249,814	175,535	177,112	173,061
	前年同期比	10.2	15.3	4.1	6.5	1.7	▲ 1.7	20.1	9.2	24.7
	〃 1億円～10億円	49,086	44,612	42,556	53,125	53,105	46,099	50,428	52,087	59,048
	前年同期比	23.5	10.9	▲ 4.2	14.7	8.2	3.3	18.5	▲ 2.0	11.2
	〃 1,000万円～1億円	88,677	58,911	41,461	71,567	92,759	62,425	49,422	71,071	94,162
	前年同期比	18.8	6.3	▲ 22.1	32.3	4.6	6.0	19.2	▲ 0.7	1.5
売上高経常利益率	資本金規模1,000万円以上	7.1	9.7	6.1	7.2	7.0	9.6	7.3	7.5	8.0
	〃 10億円以上	8.8	16.6	9.4	10.2	8.4	16.3	11.2	11.0	10.3
	〃 1億円～10億円	5.5	5.2	4.7	5.6	5.6	5.4	5.7	5.7	6.3
	〃 1,000万円～1億円	6.2	4.5	3.1	4.9	6.4	4.7	3.7	4.8	6.4

資料出所 財務省「法人企業統計」

（注）1 金融業、保険業を除く全産業。

2 四半期別調査は、資本金規模1,000万円以上の企業が対象。

(3) 中小企業景況調査による業況判断（D I）

（「好転」－「悪化」・%ポイント、前年同期比）

	2023年				2024年				2025年				2026年
	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
合計	-21.1	-10.5	-13.7	-14.8	-18.3	-15.7	-17.1	-18.0	-21.4	-16.3	-16.8	-17.5	-17.6
製造業	-19.4	-11.5	-15.1	-15.1	-19.9	-18.8	-19.7	-20.2	-20.8	-17.9	-19.6	-17.8	-15.9
建設業	-18.7	-13.7	-15.6	-12.9	-14.5	-11.8	-11.7	-9.7	-14.8	-8.5	-9.4	-8.7	-11.3
卸売業	-16.3	-6.7	-7.9	-10.3	-15.1	-12.4	-14.3	-13.7	-16.2	-13.8	-15.1	-15.6	-15.1
小売業	-31.5	-21.5	-25.4	-26.4	-28.4	-25.0	-26.9	-29.2	-31.2	-26.8	-26.2	-28.4	-26.5
サービス業	-16.6	-0.9	-4.2	-7.2	-11.7	-8.8	-10.5	-12.2	-18.4	-11.1	-11.1	-13.2	-15.4

資料出所 中小企業庁・（独）中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」

（注）1 本調査の調査対象企業は以下のとおり（全国で約1万9千社）である。

製造業、建設業：資本金3億円以下又は従業員300人以下

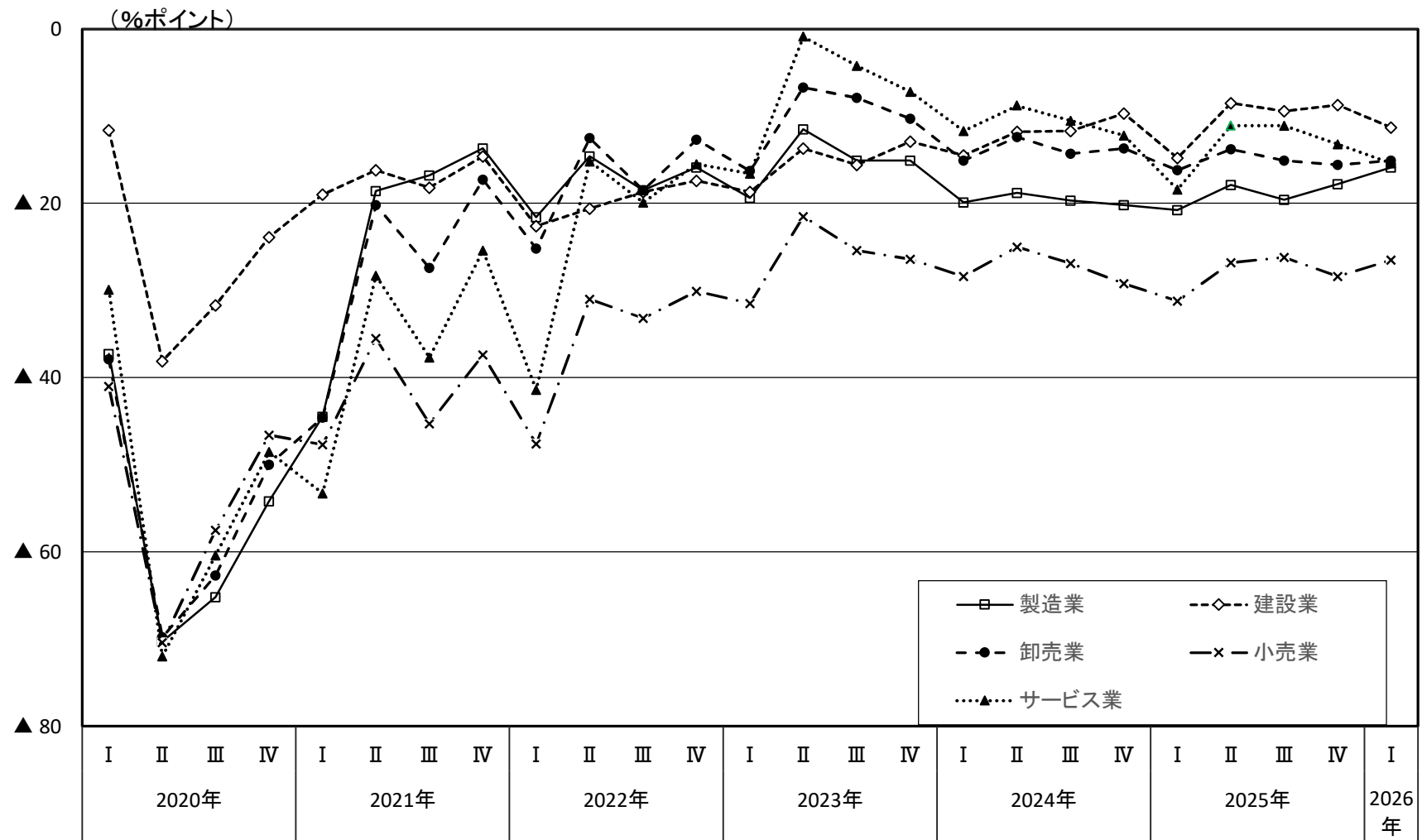
卸売業：資本金1億円以下又は従業員100人以下

小売業：資本金5千万円以下又は従業員50人以下

サービス業：資本金5千万円以下又は従業員100人以下

2 「D I」とは、Diffusion Indexの略で、「増加」・「好転」したなどとする企業の割合（百分率）から、「減少」・「悪化」したなどとする企業の割合（百分率）を引いた値である。

業況判断DIの推移(5業種別)



資料出所 中小企業庁・(独) 中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」
 (注) 前年同期比 「好転」－「悪化」

12 労働生産性

(1) 法人企業統計でみた労働生産性の推移

従業員一人当たり付加価値額の推移

(単位:万円、%)

	産業・資本金規模計		製造業						非製造業					
			資本金1億円以上		資本金1千万円以上 1億円未満		資本金1千万円未満		資本金1億円以上		資本金1千万円以上 1億円未満		資本金1千万円未満	
		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比
2015 年度	725	2.8	1,137	▲ 1.0	555	1.5	521	16.8	1,007	3.6	586	2.8	491	0.2
2016 年度	727	0.3	1,158	1.8	554	▲ 0.2	527	1.2	1,033	2.6	582	▲ 0.7	503	2.4
2017 年度	739	1.7	1,227	6.0	572	3.2	484	▲ 8.2	1,036	0.3	591	1.5	502	▲ 0.2
2018 年度	730	▲ 1.2	1,201	▲ 2.1	570	▲ 0.3	485	0.2	1,059	2.2	566	▲ 4.2	494	▲ 1.6
2019 年度	715	▲ 2.1	1,104	▲ 8.1	551	▲ 3.3	467	▲ 3.7	1,035	▲ 2.3	551	▲ 2.7	496	0.4
2020 年度	688	▲ 3.8	1,064	▲ 3.6	540	▲ 2.0	436	▲ 6.6	957	▲ 7.5	536	▲ 2.7	483	▲ 2.6
2021 年度	722	4.9	1,283	20.6	569	5.4	424	▲ 2.8	995	4.0	552	3.0	457	▲ 5.4
2022 年度	738	2.2	1,279	▲ 0.3	569	0.0	443	4.5	1,066	7.1	569	3.1	483	5.7
2023 年度	773	4.7	1,358	6.2	587	3.2	475	7.2	1,162	9.0	577	1.4	506	4.8
2024 年度	817	5.7	1,404	3.4	625	6.5	485	2.1	1,236	6.4	605	4.9	543	7.3

資料出所 財務省「法人企業統計」(年次別調査、「金融業、保険業以外の業種」)

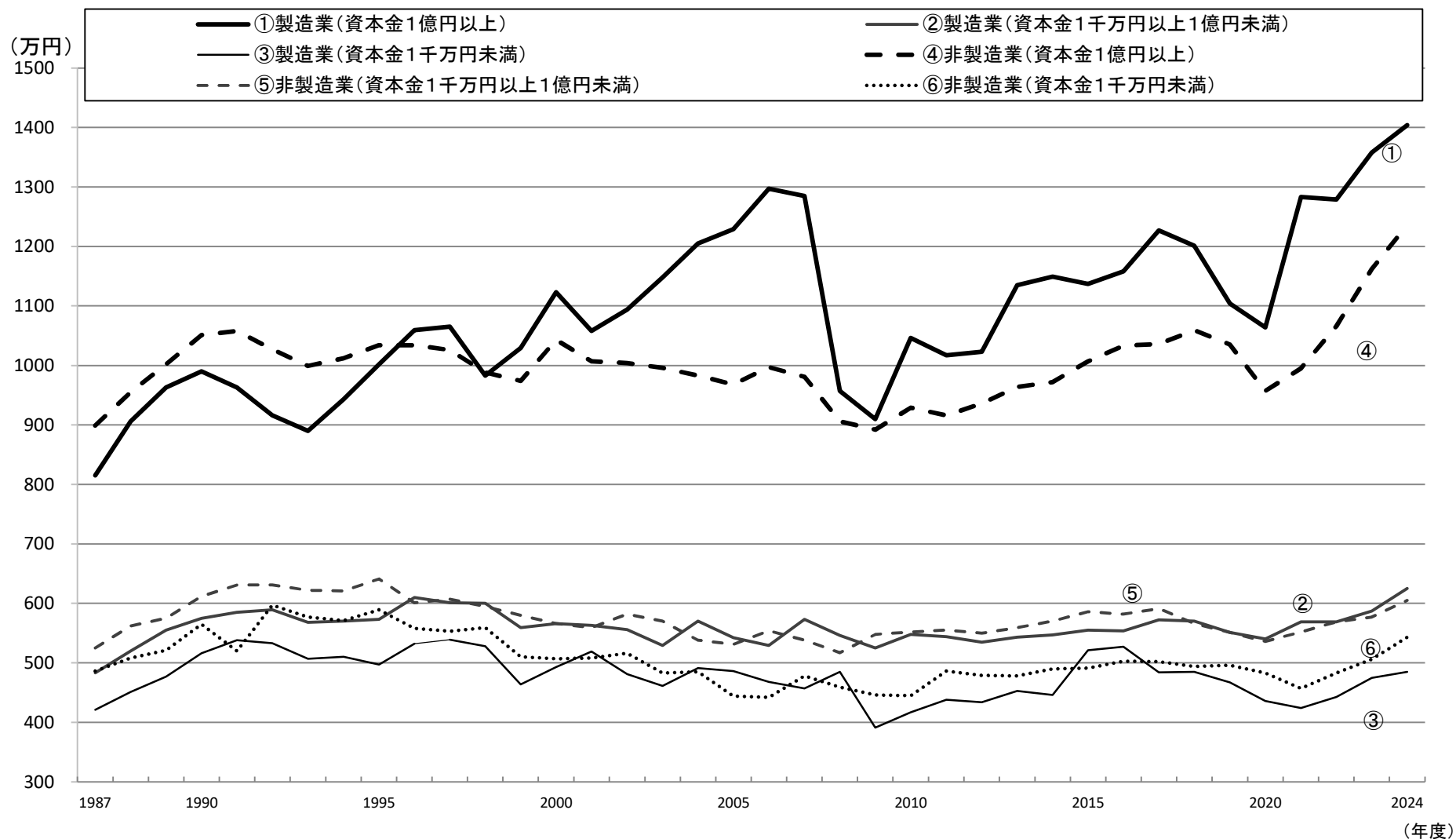
従業員一人当たり付加価値額(労働生産性) = 付加価値額 / 従業員数

「付加価値額」の算出は下記のとおり

付加価値額 = 営業純益(営業利益 - 支払利息等) + 役員給与 + 役員賞与 + 従業員給与 + 従業員賞与
+ 福利厚生費 + 支払利息等 + 動産・不動産賃借料 + 租税公課

「従業員数」は常用者の期中平均人員と、当期中の臨時従業員(総従事時間数を常用者の1か月平均労働時間数で除したもの)との合計である。

従業員一人当たり付加価値額の推移



資料出所 財務省「法人企業統計」(年次別調査、「金融業、保険業以外の業種」)

従業員一人当たり付加価値額(労働生産性) = 付加価値額 / 従業員数

「付加価値額」の算出は下記のとおり

[2006年度調査以前]

付加価値額 = 営業純益(営業利益 - 支払利息等) + 役員給与 + 従業員給与
+ 福利厚生費 + 支払利息等 + 動産・不動産賃借料 + 租税公課

「従業員数」は常用者の期中平均人員と、当期中の臨時従業員(総従事時間数を常用者の1か月平均労働時間数で除したもの)との合計である。

[2007年度調査以降]

付加価値額 = 営業純益(営業利益 - 支払利息等) + 役員給与 + 役員賞与 + 従業員給与 + 従業員賞与
+ 福利厚生費 + 支払利息等 + 動産・不動産賃借料 + 租税公課

(2) 就業１時間当たり名目労働生産性の推移

(暦年)

		2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年
就業 １時間 当たり 労働 生産性 (円)	全産業	4,758	4,810	4,839	4,831	4,903	4,889	4,975	5,039	5,282	5,451
	農林水産業	1,703	1,884	1,912	1,708	1,768	1,816	1,791	1,676	1,774	2,215
	鉱業	3,978	3,606	3,694	3,946	4,132	3,845	3,972	5,053	5,187	5,230
	製造業	5,388	5,511	5,581	5,663	5,743	5,827	5,958	5,817	6,267	6,297
	電気・ガス・水道	13,601	13,825	14,210	14,574	15,276	15,153	14,376	12,788	12,983	14,467
	建設業	3,563	3,624	3,618	3,529	3,504	3,483	3,542	3,569	3,692	3,654
	卸売・小売業	3,845	3,852	3,855	3,832	3,879	4,049	4,303	4,373	4,417	4,812
	運輸・郵便業	3,736	3,754	3,810	3,796	3,872	3,295	3,182	3,519	3,941	4,278
	宿泊・飲食サービス業	2,385	2,652	2,868	2,806	2,722	1,862	1,769	1,996	2,249	2,486
	情報通信業	7,465	7,980	7,940	7,998	8,062	8,157	7,560	7,539	7,856	7,546
	金融・保険業	8,184	7,561	7,618	8,162	8,290	8,499	8,598	9,839	10,932	11,422
	不動産業	38,504	37,741	38,031	36,527	38,444	35,381	35,845	38,085	39,046	40,141
	専門・業務支援サービス業	3,421	3,462	3,407	3,399	3,497	3,613	3,875	4,054	4,120	4,174
	公務	7,609	7,852	7,803	7,942	8,255	8,217	8,281	8,398	8,370	8,934
	教育	4,863	4,836	4,756	4,798	4,917	4,747	4,734	4,880	5,016	5,172
	保健衛生・社会事業	2,916	2,935	2,878	2,896	2,904	2,818	2,755	2,709	2,805	2,851
	その他のサービス	3,073	3,069	3,202	3,197	3,184	2,997	3,129	3,239	3,476	3,470
前 年 比	全産業	4.5%	1.1%	0.6%	▲ 0.2%	1.5%	▲ 0.3%	1.8%	1.3%	4.8%	3.2%
	農林水産業	9.3%	10.6%	1.4%	▲ 10.6%	3.5%	2.7%	▲ 1.4%	▲ 6.4%	5.9%	24.8%
	鉱業	▲ 1.3%	▲ 9.4%	2.4%	6.8%	4.7%	▲ 6.9%	3.3%	27.2%	2.7%	0.8%
	製造業	7.0%	2.3%	1.3%	1.5%	1.4%	1.5%	2.3%	▲ 2.4%	7.7%	0.5%
	電気・ガス・水道	17.0%	1.6%	2.8%	2.6%	4.8%	▲ 0.8%	▲ 5.1%	▲ 11.0%	1.5%	11.4%
	建設業	10.0%	1.7%	▲ 0.2%	▲ 2.5%	▲ 0.7%	▲ 0.6%	1.7%	0.8%	3.4%	▲ 1.0%
	卸売・小売業	4.0%	0.2%	0.1%	▲ 0.6%	1.2%	4.4%	6.3%	1.6%	1.0%	9.0%
	運輸・郵便業	3.5%	0.5%	1.5%	▲ 0.4%	2.0%	▲ 14.9%	▲ 3.4%	10.6%	12.0%	8.6%
	宿泊・飲食サービス業	1.0%	11.2%	8.2%	▲ 2.2%	▲ 3.0%	▲ 31.6%	▲ 5.0%	12.8%	12.7%	10.5%
	情報通信業	2.0%	6.9%	▲ 0.5%	0.7%	0.8%	1.2%	▲ 7.3%	▲ 0.3%	4.2%	▲ 3.9%
	金融・保険業	2.9%	▲ 7.6%	0.8%	7.1%	1.6%	2.5%	1.2%	14.4%	11.1%	4.5%
	不動産業	▲ 5.0%	▲ 2.0%	0.8%	▲ 4.0%	5.2%	▲ 8.0%	1.3%	6.2%	2.5%	2.8%
	専門・業務支援サービス業	4.8%	1.2%	▲ 1.6%	▲ 0.2%	2.9%	3.3%	7.3%	4.6%	1.6%	1.3%
	公務	1.1%	3.2%	▲ 0.6%	1.8%	3.9%	▲ 0.5%	0.8%	1.4%	▲ 0.3%	6.7%
	教育	▲ 0.9%	▲ 0.6%	▲ 1.6%	0.9%	2.5%	▲ 3.5%	▲ 0.3%	3.1%	2.8%	3.1%
	保健衛生・社会事業	1.5%	0.6%	▲ 1.9%	0.6%	0.3%	▲ 2.9%	▲ 2.2%	▲ 1.7%	3.5%	1.7%
	その他のサービス	5.7%	▲ 0.1%	4.3%	▲ 0.2%	▲ 0.4%	▲ 5.9%	4.4%	3.5%	7.3%	▲ 0.2%

資料出所 日本生産性本部「生産性データベース」

(注) 1 内閣府「2024年度国民経済計算(2020年基準・08SNA)」の経済活動別名目GDP、就業者数及び内閣府「就業者の労働時間数に係る参考系列」(2020年基準)の労働時間数から算出されている。

2 前年比は労働基準局賃金課にて算出。

Ⅱ 都道府県統計資料編

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

1 各種関連指標（ランク別・都道府県別）

ランク	都道府県	1人当たり県民所得（2022年度）			標準生計費（月額、2025年4月）			新規学卒者(高卒)の所定内給与額(産業計、企業規模10人以上、2025年)					
		(千円)	指数 (東京=100)	順位 (位)	(円)	指数 (東京=100)	順位 (位)	男性 (千円)	指数 (東京=100)	順位 (位)	女性 (千円)	指数 (東京=100)	順位 (位)
A ランク	東京	6,037	100.0	1	240,580	100.0	7	225.2	100.0	2	221.9	100.0	2
	神奈川	3,180	52.7	15	246,290	102.4	5	217.0	96.4	8	222.8	100.4	1
	大阪	3,257	54.0	12	219,890	91.4	19	217.9	96.8	6	208.7	94.1	9
	愛知	3,819	63.3	2	254,660	105.9	3	210.6	93.5	18	205.8	92.7	14
	埼玉	3,138	52.0	19	259,790	108.0	1	210.4	93.4	19	208.3	93.9	10
B ランク	千葉	3,163	52.4	17	251,010	104.3	4	219.6	97.5	4	214.9	96.8	4
	兵庫	3,150	52.2	18	200,500	83.3	38	219.0	97.2	5	210.0	94.6	8
	京都	3,129	51.8	20	195,930	81.4	40	216.0	95.9	9	212.6	95.8	5
	茨城	3,481	57.7	3	204,005	84.8	33	207.9	92.3	26	200.6	90.4	21
	静岡	3,478	57.6	4	238,574	99.2	9	210.2	93.3	20	211.5	95.3	7
	富山	3,347	55.4	9	235,286	97.8	12	210.9	93.7	17	200.6	90.4	21
	広島	3,275	54.2	11	224,176	93.2	16	209.5	93.0	21	212.0	95.5	6
	滋賀	3,292	54.5	10	226,160	94.0	15	215.0	95.5	10	207.0	93.3	11
	栃木	3,435	56.9	6	205,691	85.5	28	211.9	94.1	14	203.6	91.8	17
	群馬	3,467	57.4	5	219,660	91.3	20	212.1	94.2	13	201.2	90.7	20
	宮城	2,871	47.6	32	180,958	75.2	41	208.6	92.6	24	196.5	88.6	27
	山梨	3,362	55.7	8	173,780	72.2	45	208.2	92.5	25	199.2	89.8	24
	三重	3,227	53.5	13	204,730	85.1	30	200.6	89.1	34	206.0	92.8	13
	石川	2,977	49.3	27	172,270	71.6	46	213.8	94.9	11	199.6	90.0	23
	福岡	2,813	46.6	35	204,100	84.8	32	219.8	97.6	3	206.3	93.0	12
	香川	3,005	49.8	25	201,063	83.6	37	209.4	93.0	22	196.5	88.6	27
	岡山	2,553	42.3	44	217,550	90.4	23	211.6	94.0	15	193.5	87.2	31
	福井	3,095	51.3	22	203,910	84.8	34	228.0	101.2	1	192.9	86.9	32
	奈良	2,757	45.7	38	256,660	106.7	2	217.9	96.8	6	216.0	97.3	3
	山口	3,068	50.8	23	238,269	99.0	10	211.4	93.9	16	198.1	89.3	26
	長野	3,108	51.5	21	218,860	91.0	22	204.0	90.6	31	205.5	92.6	15
	北海道	2,891	47.9	31	206,990	86.0	26	198.5	88.1	36	201.4	90.8	19
	岐阜	3,192	52.9	14	216,760	90.1	24	212.6	94.4	12	203.1	91.5	18
	徳島	3,170	52.5	16	202,580	84.2	35	203.8	90.5	32	189.4	85.4	40
	福島	2,899	48.0	29	228,180	94.8	14	203.3	90.3	33	190.3	85.8	37
	新潟	2,934	48.6	28	201,530	83.8	36	206.7	91.8	29	187.8	84.6	42
	和歌山	3,375	55.9	7	178,896	74.4	43	190.4	84.5	44	190.1	85.7	38
	愛媛	2,764	45.8	37	237,400	98.7	11	207.6	92.2	27	191.5	86.3	34
	島根	3,031	50.2	24	204,130	84.8	31	199.8	88.7	35	194.7	87.7	30
C ランク	大分	2,871	47.6	32	166,720	69.3	47	207.0	91.9	28	198.2	89.3	25
	熊本	2,857	47.3	34	239,245	99.4	8	196.8	87.4	38	204.0	91.9	16
	山形	2,994	49.6	26	230,980	96.0	13	195.8	86.9	40	180.8	81.5	45
	佐賀	2,892	47.9	30	222,860	92.6	18	209.0	92.8	23	189.4	85.4	40
	長崎	2,570	42.6	43	219,200	91.1	21	204.1	90.6	30	194.8	87.8	29
	岩手	2,709	44.9	40	206,920	86.0	27	196.6	87.3	39	191.4	86.3	35
	高知	2,703	44.8	42	204,850	85.1	29	197.5	87.7	37	192.5	86.8	33
	鳥取	2,491	41.3	45	208,920	86.8	25	180.4	80.1	47	177.8	80.1	47
	秋田	2,769	45.9	36	223,533	92.9	17	186.9	83.0	46	189.9	85.6	39
	鹿児島	2,722	45.1	39	245,720	102.1	6	193.2	85.8	41	190.4	85.8	36
	宮崎	2,453	40.6	46	180,840	75.2	42	190.9	84.8	43	183.3	82.6	43
	青森	2,704	44.8	41	175,280	72.9	44	188.0	83.5	45	181.6	81.8	44
	沖縄	2,249	37.3	47	196,710	81.8	39	191.7	85.1	42	178.3	80.4	46
資料出所		内閣府「県民経済計算」			都道府県人事委員会「給与勧告（参考資料）」			厚生労働省「賃金構造基本統計調査」					

(注) 1 各ランクは、2023年度からの適用区分である（以下同じ）。

2 各指数については、労働基準局賃金課にて算出。

3 1人あたり県民所得は、2015年基準（2008SNA）。

2 有効求人倍率の推移（ランク別・都道府県別）

（単位：倍）

ランク	都道府県	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
A ラ ン ク	東 京	1.41	1.49	1.55	1.52	1.07	0.90	1.05	1.18	1.13	1.10
	神 奈 川	1.26	1.34	1.40	1.40	1.03	0.91	1.02	1.11	1.11	1.06
	大 阪	1.23	1.37	1.51	1.53	1.09	0.94	1.04	1.10	1.05	1.03
	愛 知	1.60	1.78	1.91	1.88	1.20	1.14	1.33	1.33	1.26	1.26
	埼 玉	1.23	1.41	1.51	1.47	1.10	1.02	1.12	1.18	1.17	1.17
B ラ ン ク	千 葉	1.33	1.45	1.55	1.53	1.15	0.98	1.13	1.23	1.22	1.24
	兵 庫	1.24	1.40	1.54	1.54	1.11	1.02	1.14	1.16	1.14	1.12
	京 都	1.32	1.50	1.59	1.63	1.18	1.04	1.18	1.23	1.23	1.27
	茨 城	1.37	1.59	1.76	1.80	1.43	1.43	1.61	1.60	1.53	1.40
	静 岡	1.44	1.63	1.78	1.69	1.12	1.16	1.37	1.34	1.27	1.21
	富 山	1.78	1.99	2.15	2.14	1.46	1.50	1.73	1.66	1.57	1.65
	広 島	1.58	1.72	1.83	1.82	1.31	1.24	1.43	1.43	1.33	1.33
	滋 賀	1.38	1.55	1.69	1.64	1.14	1.13	1.32	1.35	1.25	1.32
	栃 木	1.30	1.48	1.58	1.56	1.16	1.13	1.29	1.29	1.26	1.30
	群 馬	1.44	1.65	1.80	1.79	1.37	1.36	1.56	1.52	1.44	1.38
	宮 城	1.50	1.64	1.70	1.63	1.25	1.29	1.37	1.37	1.25	1.20
	山 梨	1.32	1.54	1.67	1.60	1.18	1.33	1.58	1.50	1.49	1.52
	三 重	1.62	1.83	1.96	1.91	1.32	1.34	1.59	1.53	1.38	1.36
	石 川	1.61	1.83	1.96	1.90	1.26	1.30	1.54	1.52	1.43	1.52
	福 岡	1.25	1.39	1.46	1.43	1.05	0.98	1.08	1.16	1.09	1.04
	香 川	1.67	1.81	1.91	1.93	1.51	1.47	1.64	1.60	1.60	1.62
	岡 山	1.59	1.73	1.92	2.02	1.58	1.41	1.54	1.54	1.45	1.40
	福 井	1.89	2.07	2.20	2.18	1.71	1.84	2.04	1.94	1.90	1.84
	奈 良	1.29	1.48	1.67	1.70	1.36	1.28	1.36	1.33	1.32	1.32
	山 口	1.56	1.69	1.83	1.87	1.45	1.50	1.72	1.72	1.70	1.60
	長 野	1.49	1.68	1.78	1.67	1.22	1.40	1.65	1.59	1.45	1.40
	北 海 道	1.08	1.16	1.23	1.29	1.08	1.03	1.18	1.14	1.07	1.04
	岐 阜	1.78	1.91	2.11	2.14	1.47	1.47	1.72	1.65	1.58	1.49
	徳 島	1.43	1.52	1.57	1.59	1.24	1.28	1.38	1.32	1.27	1.29
	福 島	1.61	1.60	1.67	1.67	1.39	1.39	1.53	1.51	1.41	1.38
	新 潟	1.34	1.53	1.70	1.65	1.23	1.32	1.55	1.57	1.49	1.44
	和 歌 山	1.21	1.35	1.44	1.53	1.14	1.14	1.25	1.25	1.23	1.17
	愛 媛	1.47	1.61	1.73	1.75	1.41	1.36	1.52	1.50	1.46	1.50
	島 根	1.57	1.74	1.86	1.85	1.55	1.59	1.83	1.70	1.59	1.53
C ラ ン ク	大 分	1.28	1.52	1.69	1.68	1.28	1.25	1.47	1.57	1.53	1.42
	熊 本	1.44	1.76	1.83	1.76	1.33	1.42	1.55	1.49	1.39	1.32
	山 形	1.40	1.67	1.78	1.65	1.23	1.38	1.68	1.58	1.47	1.42
	佐 賀	1.29	1.46	1.56	1.57	1.26	1.36	1.54	1.56	1.48	1.39
	長 崎	1.23	1.28	1.36	1.35	1.09	1.17	1.32	1.38	1.36	1.27
	岩 手	1.37	1.51	1.59	1.51	1.17	1.29	1.46	1.36	1.28	1.24
	高 知	1.08	1.21	1.28	1.29	1.08	1.11	1.18	1.20	1.15	1.17
	鳥 取	1.46	1.72	1.76	1.82	1.42	1.45	1.68	1.59	1.45	1.45
	秋 田	1.22	1.44	1.62	1.60	1.36	1.53	1.64	1.51	1.42	1.35
	鹿 児 島	1.09	1.28	1.40	1.43	1.21	1.31	1.43	1.32	1.25	1.16
	宮 崎	1.33	1.53	1.65	1.61	1.29	1.41	1.54	1.48	1.41	1.34
	青 森	1.16	1.33	1.41	1.36	1.08	1.15	1.29	1.31	1.25	1.21
	沖 縄	1.06	1.22	1.31	1.34	0.90	0.80	0.98	1.16	1.13	1.09

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

(注) 1 新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。

2 各都道府県における有効求人倍率は、求人票に記載された就業場所で集計した就業地別の数値である。

3 失業率の推移（ランク別・都道府県別）

（単位：％）

ランク	都道府県	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年1～3月
A ラ ン ク	東 京	3.2	2.9	2.6	2.4	3.1	3.0	2.6	2.5	2.6	2.4	2.5
	神 奈 川	3.1	2.7	2.3	2.1	2.8	3.0	2.8	2.9	2.5	2.5	2.7
	大 阪	4.0	3.4	3.2	2.9	3.4	3.5	3.1	3.2	3.1	3.0	2.7
	愛 知	2.4	2.4	1.7	1.8	2.5	2.5	2.0	2.0	2.0	2.3	2.3
	埼 玉	3.1	2.8	2.4	2.2	2.9	3.0	2.7	2.6	2.7	2.6	2.8
B ラ ン ク	千 葉	2.9	2.6	2.3	2.1	2.7	2.8	2.5	2.5	2.4	2.3	2.3
	兵 庫	3.4	2.7	2.6	2.3	2.7	2.8	2.6	2.6	2.4	2.4	2.5
	京 都	3.1	2.6	2.4	2.3	2.6	2.7	2.5	2.5	2.3	2.4	2.8
	茨 城	2.8	2.5	2.2	2.4	2.4	2.6	2.4	2.5	2.4	2.4	2.5
	静 岡	2.5	2.3	1.9	2.0	2.4	2.4	2.2	2.1	2.2	2.2	2.5
	富 山	2.3	2.1	1.8	1.7	1.9	1.9	1.8	1.8	1.8	1.8	2.2
	広 島	2.7	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.2	2.1	2.2	2.3	2.6
	滋 賀	2.5	2.0	2.0	1.8	2.3	2.5	2.2	2.3	2.3	2.3	2.3
	栃 木	2.7	2.3	2.1	2.2	2.3	2.6	2.4	2.3	2.2	2.2	2.4
	群 馬	2.5	2.1	1.9	2.2	2.1	2.3	1.9	2.0	1.9	1.9	2.3
	宮 城	3.3	2.9	2.6	2.6	3.1	3.0	2.9	2.9	3.2	3.2	3.3
	山 梨	2.3	2.0	1.7	2.0	1.8	2.2	1.8	2.0	1.8	1.8	1.8
	三 重	2.1	2.0	1.4	1.4	1.9	2.1	2.0	2.0	2.0	2.2	2.5
	石 川	2.1	1.8	1.3	1.6	1.8	1.9	1.9	1.9	2.0	2.1	2.5
	福 岡	3.5	3.3	2.9	2.9	3.1	3.0	2.9	2.7	2.9	2.7	2.8
	香 川	2.6	2.4	2.0	2.0	2.2	2.4	2.2	2.0	1.8	1.8	2.0
	岡 山	2.8	2.4	2.3	2.4	2.5	2.5	2.3	2.2	2.3	2.7	3.0
	福 井	1.9	1.6	1.4	1.4	1.6	1.4	1.4	1.4	1.2	1.4	2.0
	奈 良	2.9	2.4	2.2	1.9	2.5	2.5	2.2	2.4	2.2	2.2	2.3
	山 口	2.4	2.0	1.8	1.8	1.9	2.0	1.8	1.6	1.8	2.0	1.8
	長 野	2.5	2.0	1.7	1.9	2.1	2.3	2.0	2.0	1.9	1.9	2.4
	北 海 道	3.6	3.3	2.9	2.6	2.9	3.0	3.2	2.8	2.6	2.8	2.7
	岐 阜	2.3	2.1	1.6	1.5	1.8	1.9	1.7	1.8	1.8	1.9	2.1
	徳 島	2.7	2.4	1.9	1.9	2.2	2.7	2.2	1.7	1.4	1.4	1.4
	福 島	2.8	2.4	2.2	2.2	2.5	2.4	2.3	2.5	2.5	2.6	2.8
	新 潟	2.8	2.6	2.1	2.1	2.3	2.3	2.2	2.1	2.1	2.2	2.7
	和 歌 山	2.2	1.8	1.9	1.6	2.3	2.3	2.3	2.1	1.9	2.2	2.6
	愛 媛	2.6	2.5	1.9	1.7	2.1	2.2	2.0	2.2	2.2	2.1	2.2
	島 根	1.4	1.1	1.4	1.9	1.4	1.7	1.3	1.4	1.8	1.7	2.3
C ラ ン ク	大 分	2.9	2.8	2.5	2.1	2.1	2.2	1.8	2.2	2.2	1.7	1.5
	熊 本	3.1	2.8	2.5	2.5	2.6	2.6	2.4	2.4	2.5	2.3	2.4
	山 形	2.4	1.9	1.7	1.7	2.0	2.0	1.9	1.7	1.9	2.1	2.2
	佐 賀	2.1	2.0	1.6	1.9	1.8	1.6	1.6	1.6	1.6	1.8	1.2
	長 崎	2.8	2.5	2.0	2.0	2.3	2.2	1.9	1.9	2.1	2.1	2.2
	岩 手	2.5	2.2	1.9	1.9	2.2	2.1	2.2	2.2	2.4	2.4	2.6
	高 知	3.3	3.0	2.2	1.9	2.5	2.2	2.0	2.0	1.7	1.4	1.7
	鳥 取	2.4	2.0	2.0	2.4	2.3	2.0	2.0	2.1	1.7	2.4	2.1
	秋 田	3.0	2.8	2.4	2.6	2.8	2.6	2.3	2.5	2.7	2.7	3.1
	鹿 児 島	2.8	2.8	2.4	2.4	2.7	2.7	2.3	2.2	2.5	2.2	2.0
	宮 崎	2.5	2.3	1.9	1.9	2.1	2.5	2.4	2.4	2.2	2.0	2.0
	青 森	3.6	3.1	2.7	2.5	3.0	2.6	2.6	2.6	2.8	2.7	3.2
	沖 縄	4.3	3.7	3.4	2.7	3.3	3.7	3.2	3.3	3.2	3.2	3.1

資料出所 総務省統計局「労働力調査都道府県別結果（モデル推計値）」

- （注） 1 数値は、労働力調査の結果を都道府県別にモデルによって推計した値。（北海道、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、沖縄県は比推定によって推計）
 2 都道府県別に表章するように標本設計を行っておらず（北海道、沖縄県を除く）、標本規模も小さいことなどから、標本誤差が大きく、利用に際して注意が必要。
 3 毎年1～3月期平均公表時に、新たな結果を追加して再計算を行い、前年までの過去5年間の四半期平均及び年平均結果を遡って一部改定している。

4 賃金・労働時間の実情と推移

(1) 賃金

イ 定期給与の推移

(単位：円)

ランク	都道府県	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
A ラ ン ク	東 京	326,216	326,130	327,748	327,195	328,799	327,112	331,358	336,842	344,041	354,305
	神 奈 川	270,514	272,255	275,844	279,926	278,106	270,953	270,441	268,379	277,323	284,673
	大 阪	272,862	272,022	271,893	273,292	270,755	268,279	271,922	275,029	277,642	290,531
	愛 知	273,306	275,552	276,157	276,353	279,033	276,974	276,994	279,653	285,759	287,947
	埼 玉	235,030	236,774	240,178	242,882	242,672	243,163	245,049	245,190	245,539	260,304
B ラ ン ク	千 葉	245,925	247,041	247,322	248,096	252,473	252,347	248,958	246,734	252,202	260,907
	兵 庫	240,681	241,536	245,930	250,359	256,207	247,528	246,160	249,584	254,873	258,373
	京 都	241,606	244,550	246,723	244,066	243,213	237,246	239,296	245,060	245,148	254,069
	茨 城	257,278	258,109	267,194	263,978	262,740	263,255	265,845	262,502	266,071	271,385
	静 岡	251,982	249,488	251,876	251,757	251,793	252,566	255,749	256,609	261,385	268,988
	富 山	252,781	253,441	252,135	251,201	247,927	245,428	245,914	250,484	253,324	264,461
	広 島	260,886	261,423	262,635	259,342	260,062	257,212	260,127	265,093	261,807	267,912
	滋 賀	259,278	265,535	266,082	257,877	259,900	249,855	248,582	250,613	248,362	257,855
	栃 木	255,015	259,764	256,137	252,149	252,490	253,253	253,135	267,047	262,289	269,835
	群 馬	247,784	250,866	258,726	260,793	250,947	249,493	252,944	257,532	266,787	270,707
	宮 城	244,715	248,718	239,226	243,715	244,738	243,191	251,811	249,119	250,838	267,392
	山 梨	238,266	238,841	242,513	244,746	245,386	243,020	248,073	246,143	250,496	253,262
	三 重	256,338	254,884	256,000	254,300	257,322	257,608	260,969	259,064	260,405	267,600
	石 川	250,928	253,905	255,923	249,812	248,453	246,857	245,395	246,755	246,036	254,110
	福 岡	246,369	252,310	254,535	247,517	240,768	241,707	246,834	252,978	255,023	259,377
	香 川	244,907	244,907	243,849	247,966	250,519	244,928	247,080	249,258	248,280	259,654
	岡 山	253,161	255,127	252,863	243,374	241,277	243,680	241,708	246,002	251,383	263,083
	福 井	254,385	255,390	250,729	250,219	255,583	253,012	258,061	252,345	248,490	251,415
	奈 良	224,887	225,242	231,259	225,666	222,947	222,410	213,503	226,816	221,483	237,668
	山 口	249,845	250,290	248,323	240,929	235,983	238,981	242,759	249,757	248,181	252,321
	長 野	249,565	253,178	250,228	249,503	246,667	246,691	246,099	248,007	252,743	259,359
	北 海 道	232,239	236,227	236,689	241,656	241,911	238,909	244,013	245,553	247,305	253,921
	岐 阜	240,951	230,126	239,143	237,765	240,398	237,145	233,949	244,767	245,579	250,838
	徳 島	245,375	244,575	242,817	244,527	244,042	243,370	251,701	245,326	244,457	259,990
	福 島	251,523	250,785	249,230	245,230	248,948	242,261	245,080	250,413	246,752	254,428
	新 潟	240,857	241,862	244,034	242,140	232,186	240,395	241,501	239,291	245,053	251,496
	和 歌 山	241,796	239,637	241,371	240,244	231,856	227,325	241,328	243,084	247,214	246,367
	愛 媛	238,038	233,926	233,978	228,905	226,569	231,420	231,266	238,238	242,441	253,104
	島 根	232,473	240,542	238,373	234,592	236,479	236,106	236,625	234,055	238,481	242,479
C ラ ン ク	大 分	224,544	224,670	227,310	229,562	226,804	230,377	229,275	236,077	242,209	242,890
	熊 本	233,833	231,445	232,999	228,118	230,788	230,670	235,635	235,428	236,996	245,403
	山 形	236,601	233,022	235,331	233,171	232,870	226,619	234,346	243,381	247,304	252,749
	佐 賀	233,502	234,074	231,737	231,763	231,840	223,388	222,548	226,046	227,037	237,434
	長 崎	220,579	217,999	220,483	221,336	231,402	227,562	226,153	223,673	224,509	233,943
	岩 手	237,563	234,948	230,731	231,830	234,292	233,696	235,956	239,502	239,030	248,799
	高 知	249,692	245,878	248,660	226,158	229,064	227,675	224,108	226,330	230,372	243,357
	鳥 取	236,397	236,719	239,962	229,840	225,040	224,571	225,696	228,507	221,845	233,088
	秋 田	219,566	221,805	235,880	235,792	225,045	225,517	231,897	226,760	235,573	240,344
	鹿 児 島	215,449	217,632	218,144	217,089	217,609	220,750	223,935	221,306	224,419	241,970
	宮 崎	221,031	220,270	223,575	223,326	222,281	219,412	224,209	226,362	223,818	232,960
	青 森	216,034	216,477	223,533	219,852	221,518	222,451	223,805	226,180	227,669	234,642
	沖 縄	210,967	217,096	217,989	213,358	214,023	220,161	216,783	218,261	216,848	216,907

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査地方調査」

(注) 事業所規模5人以上の数値である。

ロ パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金平均額

(単位：円)

ランク	都道府県	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年3月	2026年4月
A ラ ン ク	東 京	1,277	1,292	1,325	1,365	1,409	1,437	1,448
	神 奈 川	1,247	1,261	1,300	1,341	1,391	1,431	1,426
	大 阪	1,198	1,213	1,244	1,288	1,339	1,377	1,369
	愛 知	1,160	1,176	1,207	1,253	1,296	1,336	1,336
	埼 玉	1,153	1,166	1,201	1,249	1,292	1,333	1,335
	千 葉	1,175	1,187	1,214	1,259	1,304	1,337	1,339
B ラ ン ク	兵 庫	1,138	1,150	1,182	1,228	1,273	1,316	1,307
	京 都	1,137	1,149	1,178	1,234	1,280	1,320	1,322
	茨 城	1,076	1,090	1,126	1,179	1,230	1,274	1,258
	静 岡	1,108	1,123	1,156	1,202	1,252	1,295	1,281
	富 山	1,053	1,066	1,098	1,142	1,190	1,224	1,241
	広 島	1,068	1,087	1,122	1,172	1,220	1,278	1,263
	滋 賀	1,084	1,102	1,129	1,177	1,240	1,293	1,291
	栃 木	1,071	1,079	1,112	1,162	1,210	1,243	1,257
	群 馬	1,054	1,067	1,093	1,132	1,180	1,231	1,234
	宮 城	1,041	1,054	1,085	1,132	1,193	1,226	1,238
	山 梨	1,051	1,076	1,107	1,156	1,207	1,234	1,231
	三 重	1,075	1,097	1,130	1,179	1,229	1,273	1,259
	石 川	1,024	1,041	1,075	1,126	1,186	1,226	1,240
	福 岡	1,063	1,082	1,118	1,163	1,214	1,269	1,256
	香 川	1,044	1,052	1,083	1,130	1,183	1,276	1,224
	岡 山	1,038	1,053	1,086	1,132	1,176	1,219	1,230
	福 井	1,024	1,042	1,081	1,123	1,177	1,214	1,236
	奈 良	1,089	1,097	1,133	1,173	1,228	1,298	1,266
	山 口	1,009	1,030	1,064	1,114	1,166	1,238	1,216
	長 野	1,035	1,054	1,086	1,134	1,192	1,226	1,247
	北 海 道	1,025	1,049	1,085	1,141	1,191	1,245	1,232
	岐 阜	1,066	1,085	1,110	1,162	1,217	1,249	1,262
	徳 島	1,050	1,055	1,083	1,125	1,189	1,250	1,229
	福 島	993	1,011	1,043	1,094	1,142	1,214	1,194
	新 潟	1,008	1,023	1,059	1,103	1,160	1,207	1,204
	和 歌 山	1,032	1,061	1,089	1,138	1,188	1,262	1,239
	愛 媛	998	1,019	1,052	1,098	1,153	1,206	1,208
	島 根	998	1,011	1,042	1,096	1,145	1,195	1,198
C ラ ン ク	大 分	991	1,010	1,050	1,096	1,149	1,208	1,190
	熊 本	1,017	1,042	1,080	1,133	1,186	1,236	1,219
	山 形	977	1,001	1,027	1,078	1,135	1,204	1,191
	佐 賀	993	1,015	1,048	1,099	1,152	1,208	1,173
	長 崎	985	997	1,033	1,086	1,145	1,204	1,190
	岩 手	956	977	1,015	1,064	1,118	1,178	1,172
	高 知	1,004	1,014	1,046	1,099	1,159	1,231	1,182
	鳥 取	994	1,006	1,036	1,092	1,143	1,199	1,184
	秋 田	958	978	1,012	1,063	1,113	1,177	1,171
	鹿 児 島	979	996	1,034	1,089	1,147	1,203	1,198
	宮 崎	968	996	1,032	1,078	1,132	1,184	1,180
	青 森	940	959	990	1,046	1,103	1,160	1,178
	沖 縄	1,029	1,046	1,087	1,147	1,226	1,401	1,265
	全 国	1,096	1,113	1,148	1,198	1,249	1,296	1,292

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

(注) 1 公共職業安定所で受理したパートタイム労働者の求人票に記載された時給の平均を算出したものである。

なお、時給制以外のものについては、時給換算額を算出に用いている。

2 常用的雇用(雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの(季節労働を除く。))のパートタイム労働者を対象としている。

3 1求人票当たり1募集賃金として算出。なお、求人票には募集賃金の上限と下限を記載することとなっており、その平均額を1募集賃金として算出している。

4 都道府県は、パートタイム労働者の求人票における就業地の都道府県により分類している。

ハ パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金下限額

(単位：円)

ランク	都道府県	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年3月	2026年4月
A ラ ン ク	東 京	1,209	1,227	1,258	1,301	1,344	1,376	1,381
	神 奈 川	1,183	1,198	1,235	1,279	1,329	1,367	1,358
	大 阪	1,132	1,150	1,184	1,229	1,282	1,320	1,315
	愛 知	1,087	1,105	1,136	1,183	1,230	1,272	1,271
	埼 玉	1,091	1,108	1,142	1,189	1,234	1,275	1,276
	千 葉	1,112	1,127	1,153	1,198	1,245	1,276	1,278
B ラ ン ク	兵 庫	1,075	1,091	1,123	1,170	1,219	1,261	1,256
	京 都	1,072	1,086	1,117	1,169	1,218	1,263	1,260
	茨 城	1,013	1,031	1,065	1,117	1,169	1,214	1,202
	静 岡	1,044	1,062	1,095	1,140	1,191	1,237	1,225
	富 山	996	1,013	1,044	1,087	1,134	1,178	1,181
	広 島	1,010	1,030	1,065	1,114	1,163	1,217	1,207
	滋 賀	1,028	1,047	1,075	1,122	1,184	1,241	1,240
	栃 木	1,010	1,023	1,056	1,107	1,154	1,194	1,201
	群 馬	993	1,008	1,034	1,075	1,119	1,179	1,185
	宮 城	987	1,001	1,033	1,079	1,136	1,172	1,176
	山 梨	986	1,012	1,042	1,091	1,142	1,180	1,175
	三 重	1,017	1,041	1,071	1,118	1,170	1,211	1,205
	石 川	969	990	1,022	1,071	1,130	1,173	1,182
	福 岡	1,001	1,021	1,056	1,101	1,150	1,204	1,197
	香 川	977	990	1,021	1,069	1,122	1,211	1,166
	岡 山	978	996	1,028	1,076	1,120	1,160	1,171
	福 井	968	986	1,024	1,068	1,119	1,160	1,172
	奈 良	1,028	1,038	1,073	1,113	1,165	1,228	1,209
	山 口	960	982	1,017	1,066	1,115	1,186	1,167
	長 野	981	1,001	1,033	1,081	1,138	1,178	1,190
	北 海 道	983	1,007	1,043	1,097	1,146	1,191	1,186
	岐 阜	1,003	1,023	1,048	1,096	1,152	1,187	1,199
	徳 島	977	988	1,019	1,060	1,123	1,181	1,170
	福 島	943	963	996	1,043	1,090	1,142	1,143
	新 潟	959	976	1,010	1,055	1,108	1,159	1,155
	和 歌 山	978	1,004	1,033	1,080	1,128	1,188	1,179
	愛 媛	946	968	1,001	1,047	1,101	1,154	1,157
	島 根	947	961	993	1,046	1,098	1,146	1,152
C ラ ン ク	大 分	938	961	1,000	1,045	1,096	1,160	1,140
	熊 本	954	981	1,017	1,066	1,120	1,172	1,162
	山 形	930	950	977	1,029	1,085	1,150	1,139
	佐 賀	940	963	995	1,044	1,098	1,152	1,131
	長 崎	937	953	986	1,037	1,095	1,154	1,145
	岩 手	912	934	969	1,019	1,073	1,133	1,130
	高 知	947	959	992	1,044	1,101	1,170	1,137
	鳥 取	942	960	990	1,042	1,097	1,152	1,139
	秋 田	917	939	971	1,021	1,073	1,140	1,129
	鹿 児 島	927	948	984	1,035	1,093	1,147	1,143
	宮 崎	920	950	984	1,029	1,082	1,134	1,131
	青 森	904	924	955	1,006	1,065	1,125	1,137
	沖 縄	972	992	1,029	1,087	1,162	1,236	1,201
	全 国	1,036	1,056	1,091	1,140	1,191	1,238	1,235

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

(注) 1 公共職業安定所で受理したパートタイム労働者の求人票に記載された時給の平均を算出したものである。

なお、時給制以外のものについては、時給換算額を算出に用いている。

2 常用的雇用(雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの(季節労働を除く。))のパートタイム労働者を対象としている。

3 1求人票当たり1募集賃金として算出。なお、求人票には募集賃金の上限と下限を記載することとなっており、その下限額を1募集賃金として算出している。

4 都道府県は、パートタイム労働者の求人票における就業地の都道府県により分類している。

(2) 労働時間

常用労働者 1 人平均月間総実労働時間と所定外労働時間の推移（調査産業計、事業所規模 5 人以上）

（単位：時間）

ランク	都道府県	総実労働時間										所定外労働時間									
		2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
A ラン ク	東 京	144.2	143.2	143.0	141.1	138.1	134.5	137.6	138.4	139.9	139.6	12.0	11.4	11.3	10.9	11.4	10.3	11.2	11.7	11.7	11.6
	神 奈 川	139.7	139.5	138.6	135.2	133.6	128.7	129.4	129.3	130.2	129.8	11.8	11.5	11.1	10.9	11.4	9.4	9.8	9.7	10.5	10.5
	大 阪	142.0	141.6	141.0	139.3	136.4	131.6	133.0	132.9	133.1	135.2	10.5	10.6	10.8	10.2	10.0	8.5	8.7	9.0	8.9	9.3
	愛 知	145.9	144.6	144.2	144.0	140.9	137.5	138.1	137.3	138.5	135.4	13.7	13.3	13.2	13.5	13.1	11.3	11.7	11.7	11.7	11.0
	埼 玉	138.2	136.8	137.1	136.7	131.9	129.0	130.5	130.1	130.1	131.1	10.6	10.2	10.6	10.4	10.0	8.6	9.9	9.9	9.2	9.1
	千 葉	140.6	139.8	139.0	136.1	134.8	131.0	128.5	127.7	130.5	130.5	11.0	10.9	10.9	10.3	10.1	8.7	8.4	9.0	9.4	9.5
B ラン ク	兵 庫	138.9	136.7	136.0	136.4	134.1	129.6	129.5	131.1	131.6	129.8	10.5	9.9	9.8	10.5	10.2	8.7	9.0	9.2	9.3	9.2
	京 都	139.0	138.2	138.4	135.3	130.6	123.6	124.1	127.5	126.8	128.4	10.4	10.1	10.9	9.7	8.4	7.6	8.3	9.8	9.1	9.6
	茨 城	147.0	146.9	147.5	145.7	141.7	140.3	142.0	140.3	139.2	139.9	11.8	11.4	12.8	12.7	11.4	10.8	10.5	10.8	10.1	11.0
	静 岡	148.6	147.6	146.6	144.3	142.4	137.5	138.5	138.6	140.5	141.6	12.2	11.9	12.0	11.2	11.1	9.3	9.4	10.3	10.9	11.4
	富 山	152.1	151.8	151.3	148.7	144.9	140.3	140.1	139.4	141.2	142.9	11.2	10.9	11.1	10.7	10.0	8.1	8.3	8.5	8.7	9.3
	広 島	149.5	148.9	148.5	146.4	144.3	139.3	140.2	139.6	137.5	138.1	12.1	12.4	12.4	12.1	11.9	10.1	11.0	10.9	10.7	10.2
	滋 賀	142.4	143.0	144.4	141.1	138.9	132.0	130.4	131.9	130.3	131.0	10.6	10.5	12.2	12.2	12.3	9.2	9.5	10.8	9.9	9.5
	栃 木	148.8	149.3	147.8	144.9	142.2	141.0	141.8	142.7	140.1	139.4	11.9	12.3	12.5	10.9	11.0	9.6	10.3	11.4	10.8	10.3
	群 馬	147.9	148.0	148.5	148.8	144.8	139.8	142.1	142.3	144.5	141.4	11.3	11.2	11.4	11.7	11.5	9.7	10.5	11.3	11.7	10.3
	宮 城	149.7	149.0	143.4	146.1	144.7	140.9	144.3	141.8	140.5	141.2	11.7	11.1	9.7	10.2	10.2	8.9	9.5	9.7	9.4	10.0
	山 梨	145.6	145.7	145.1	144.0	142.5	136.2	140.3	139.0	137.4	134.8	10.3	10.1	10.8	11.2	10.8	8.7	10.9	11.4	11.0	9.8
	三 重	146.3	145.7	146.1	143.2	140.6	137.7	138.5	137.5	136.7	136.8	12.2	11.9	12.9	12.2	12.0	10.4	11.3	11.3	10.0	10.2
	石 川	151.1	150.5	151.7	148.0	144.6	139.1	137.5	138.8	138.8	137.3	10.6	11.1	11.8	10.4	9.9	7.8	8.3	9.3	9.6	9.1
	福 岡	147.9	149.2	148.1	142.3	138.8	136.0	137.2	136.4	136.1	136.3	11.4	12.0	11.9	10.7	10.5	9.0	9.0	9.4	8.6	9.3
	香 川	147.5	148.7	148.0	146.5	143.9	139.4	142.4	139.3	139.8	141.4	10.7	10.9	10.8	11.8	10.9	8.6	9.8	10.4	10.0	10.6
	岡 山	150.2	151.0	150.1	147.2	142.5	138.5	139.7	139.1	141.0	142.6	11.6	12.5	12.1	11.8	10.9	9.3	10.2	10.5	10.4	10.5
	福 井	153.0	148.1	148.4	150.6	148.7	142.7	144.3	141.2	139.0	138.7	11.2	10.4	10.5	11.2	10.0	8.4	9.6	9.9	8.9	9.1
	奈 良	134.4	134.5	136.2	131.1	127.6	126.3	121.6	126.7	124.1	125.3	7.3	7.5	7.7	6.9	7.2	6.5	5.7	7.1	6.7	6.6
	山 口	146.8	146.9	147.1	146.4	142.2	138.2	140.0	139.7	137.3	136.5	11.3	11.1	11.3	11.0	10.5	9.3	9.8	10.2	9.0	8.7
	長 野	149.1	150.0	148.5	146.8	142.1	140.3	141.8	140.1	140.3	139.4	10.3	10.2	10.5	10.6	9.2	8.0	9.6	9.9	10.1	8.9
	北 海 道	147.3	148.1	147.0	144.8	141.2	135.8	138.5	137.6	137.9	138.3	9.8	10.1	10.0	9.7	9.6	8.7	9.0	9.0	9.0	9.0
	岐 阜	147.4	141.8	143.2	141.5	142.9	136.4	135.6	137.5	135.7	136.2	10.7	10.1	10.5	10.5	11.5	9.1	9.6	9.6	9.2	9.5
	徳 島	151.4	151.2	150.9	149.8	145.8	141.7	144.0	139.4	138.3	141.5	10.6	10.4	10.1	11.1	9.1	7.9	9.2	9.1	8.4	8.9
	福 島	157.3	154.6	153.4	152.4	147.9	144.7	145.6	145.7	144.9	142.8	13.0	11.9	11.6	11.9	11.1	9.4	10.2	11.2	10.5	9.0
	新 潟	151.5	150.8	151.2	147.4	141.6	142.3	141.8	140.0	141.2	141.4	10.7	10.3	10.6	10.0	9.9	8.8	8.9	8.9	8.7	8.6
	和 歌 山	148.6	145.9	145.6	141.4	138.5	134.6	139.8	138.1	139.8	137.9	11.9	10.8	10.5	10.6	9.2	8.6	9.4	10.3	11.5	9.1
	愛 媛	150.6	151.1	149.2	144.8	141.3	142.0	141.6	140.1	140.1	142.2	9.9	10.1	9.6	9.8	9.5	8.7	9.4	9.9	9.6	10.3
	島 根	149.8	150.7	151.9	146.8	147.1	145.0	144.2	142.0	141.0	138.6	9.9	10.8	11.7	10.1	10.7	10.3	10.3	9.1	8.8	8.2
C ラン ク	大 分	147.5	149.5	151.5	149.0	144.8	142.1	140.5	139.9	141.1	138.7	9.1	9.1	10.9	10.5	9.3	8.4	9.3	10.0	9.6	8.7
	熊 本	147.5	146.9	147.9	145.9	144.1	141.2	141.7	139.5	141.7	141.0	8.9	9.1	10.7	10.3	9.8	9.1	9.4	9.4	9.6	9.2
	山 形	153.7	153.2	153.2	151.8	148.6	143.9	148.1	150.0	146.9	146.7	10.8	10.5	10.7	10.2	9.3	8.5	9.8	10.9	10.1	10.1
	佐 賀	153.6	153.7	153.6	151.6	150.0	140.3	138.6	136.6	138.0	142.8	10.7	10.7	10.7	12.1	11.0	9.3	9.0	8.1	8.7	8.6
	長 崎	153.1	152.1	152.1	148.2	146.6	141.9	141.4	140.6	139.7	139.4	10.2	10.0	10.1	9.9	10.1	9.7	9.4	9.0	9.2	8.7
	岩 手	155.9	154.5	154.9	153.4	151.0	148.2	146.8	145.7	145.2	144.1	11.2	10.9	11.2	11.0	11.6	9.7	9.5	9.8	9.5	8.8
	高 知	151.6	148.2	149.1	146.3	141.1	140.6	137.5	137.4	135.2	136.6	10.1	10.1	10.0	8.9	9.1	8.3	7.0	6.7	7.2	7.7
	鳥 取	152.7	151.3	152.4	150.3	145.1	141.4	142.6	142.2	139.0	139.3	8.8	8.7	8.8	9.7	9.5	7.4	7.9	8.5	7.8	7.6
	秋 田	149.1	151.1	153.8	154.2	149.0	145.4	146.9	144.7	144.6	143.2	8.3	8.2	8.9	9.6	8.5	7.4	8.3	9.0	8.2	8.3
	鹿 児 島	148.0	149.8	148.0	146.0	144.9	141.9	139.9	136.6	138.5	141.9	9.4	10.1	10.2	9.3	8.9	7.8	8.3	9.0	9.2	9.3
	宮 崎	153.7	150.9	148.7	147.7	144.0	142.9	143.5	143.3	140.3	139.0	10.6	10.0	10.3	9.0	8.9	8.4	8.5	9.4	9.3	8.5
	青 森	154.6	152.5	155.5	153.9	150.0	147.4	148.3	145.2	146.1	147.1	11.5	10.9	12.2	10.7	9.8	9.4	9.0	8.9	7.9	8.6
	沖 縄	147.6	149.3	148.8	144.7	142.9	137.7	139.9	140.5	138.3	136.7	8.8	8.8	9.2	8.1	9.0	8.0	7.9	8.8	7.8	8.1

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査地方調査」

（注） 事業所規模 5 人以上の数値である。

5 消費者物価指数等の推移

(1) 消費者物価対前年上昇率の推移

(単位：％)

ランク	都道府県	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年	2025 年	2026年				
												1月	2月	3月	4月	5月
A ランク	東 京	△ 0.1	0.3	1.1	0.9	0.1	△ 0.3	3.0	3.9	2.7	3.3	1.6	1.6	1.4	1.6	1.5
	神 奈 川	△ 0.2	0.3	1.2	0.9	△ 0.3	△ 0.4	2.9	3.9	3.5	3.6	1.8	1.5	1.5	1.6	1.7
	大 阪	△ 0.1	△ 0.1	0.9	0.6	△ 0.2	△ 0.9	2.9	3.9	3.2	3.7	2.0	1.6	1.8	1.7	2.0
	愛 知	△ 0.3	0.4	1.1	0.1	△ 0.1	△ 0.4	3.2	3.7	3.2	3.8	2.0	1.8	1.9	1.5	1.6
	埼 玉	△ 0.4	0.4	1.1	0.7	△ 0.3	△ 0.6	3.1	3.6	3.0	3.4	1.8	1.6	1.2	1.8	1.6
B ランク	千 葉	0.3	0.6	1.0	0.8	△ 0.1	△ 0.8	2.8	4.2	2.7	3.5	1.8	1.8	1.8	1.5	1.6
	兵 庫	0.3	0.2	0.9	0.7	0.8	△ 0.7	2.5	3.9	3.3	3.6	1.7	1.6	1.8	2.0	1.6
	京 都	0.0	0.6	1.1	0.5	△ 0.2	△ 0.2	3.0	3.7	3.3	4.0	1.9	1.5	2.0	1.8	2.1
	茨 城	△ 0.4	0.7	1.3	0.9	△ 0.2	△ 0.2	2.8	3.8	2.7	3.9	2.2	1.4	2.3	2.2	1.8
	静 岡	△ 0.3	0.6	1.2	0.3	0.0	△ 0.8	3.1	3.7	3.2	3.8	2.1	1.9	2.6	2.3	2.2
	富 山	0.0	1.1	1.3	0.0	△ 0.1	△ 0.5	2.9	4.2	3.2	3.5	1.7	0.9	1.6	1.8	2.2
	広 島	0.0	0.3	0.9	0.1	0.2	△ 0.4	2.8	3.6	3.1	3.8	1.9	1.6	1.7	1.6	1.8
	滋 賀	0.3	0.8	1.0	0.6	△ 0.4	△ 0.7	2.3	3.1	3.1	3.1	1.7	0.8	1.1	1.3	1.4
	栃 木	△ 0.2	0.6	1.3	0.7	0.2	△ 0.5	2.7	3.7	3.2	3.4	1.4	1.1	1.3	1.4	1.7
	群 馬	△ 0.2	0.8	1.8	0.9	△ 0.2	△ 0.3	2.8	4.3	2.9	3.3	0.6	0.5	0.8	1.0	1.0
	宮 城	△ 0.2	0.8	1.1	0.8	0.3	△ 0.3	3.5	4.4	3.6	3.9	1.6	1.7	1.5	1.8	2.0
	山 梨	△ 0.5	0.5	1.7	0.8	△ 0.5	△ 0.1	3.0	3.8	3.1	3.6	1.1	1.1	0.8	0.9	1.5
	三 重	△ 0.4	0.4	1.3	0.2	△ 0.1	△ 0.3	3.0	3.4	3.0	3.5	1.6	1.2	1.4	1.1	1.7
	石 川	△ 0.3	0.6	1.2	0.3	△ 0.2	△ 0.1	2.3	3.9	3.6	3.6	1.5	0.6	0.8	1.0	1.6
	福 岡	0.5	0.4	0.9	0.6	0.2	△ 0.5	2.2	3.7	3.4	3.8	1.0	0.7	0.6	0.4	1.4
	香 川	0.3	0.5	1.3	0.5	△ 0.2	△ 0.4	2.4	3.4	3.4	3.3	1.5	1.1	1.8	0.9	1.5
	岡 山	△ 0.1	0.7	0.8	△ 0.1	0.1	△ 0.1	2.3	3.5	2.6	3.6	1.2	1.3	2.2	1.6	1.5
	福 井	0.3	0.5	1.3	1.0	0.1	△ 0.6	2.6	3.8	3.0	3.7	1.1	0.9	1.1	1.2	1.8
	奈 良	△ 0.2	0.6	0.9	0.7	0.1	0.0	2.9	3.9	4.0	3.5	1.7	1.7	2.0	1.9	1.9
	山 口	0.0	0.5	1.3	1.0	0.3	0.2	3.1	3.6	3.1	3.5	0.9	0.9	1.4	1.0	1.1
	長 野	△ 0.3	0.9	1.4	1.1	0.3	0.0	3.7	4.2	3.4	3.4	1.0	1.2	1.7	1.2	1.6
	北 海 道	△ 0.4	1.2	1.8	0.6	△ 0.3	0.0	3.5	4.3	3.3	3.5	2.3	2.4	2.4	1.8	1.9
	岐 阜	△ 0.3	0.3	0.8	0.1	△ 0.9	△ 0.3	2.9	3.8	3.6	4.0	1.4	1.3	1.3	1.5	1.2
	徳 島	0.3	0.5	1.4	0.7	0.0	0.0	2.3	3.3	3.4	3.2	1.2	0.8	1.5	1.3	1.6
	福 島	△ 0.2	0.5	1.1	0.8	0.1	△ 0.5	3.2	3.9	3.0	3.5	2.1	1.5	1.3	1.2	1.5
	新 潟	△ 0.1	0.7	1.1	0.5	△ 0.2	△ 0.5	3.3	3.3	3.1	3.8	1.0	0.5	0.9	0.5	1.1
	和 歌 山	0.2	0.7	1.1	0.1	0.2	△ 0.3	2.2	3.1	2.8	3.9	2.5	1.8	1.6	1.2	1.5
	愛 媛	0.0	0.4	1.0	0.1	△ 0.3	△ 0.6	2.4	4.0	3.5	3.3	2.0	1.2	1.4	1.3	1.4
	島 根	△ 0.3	0.4	1.3	0.6	△ 0.7	△ 0.1	2.7	3.8	3.0	3.1	1.3	1.0	1.7	1.0	1.4
C ランク	大 分	0.1	0.6	1.5	0.6	0.4	△ 0.5	2.1	3.3	3.2	3.6	1.5	1.2	1.3	1.7	1.7
	熊 本	0.6	0.2	0.7	0.2	△ 0.4	△ 0.6	2.4	3.7	3.3	3.7	1.3	1.2	1.1	1.4	1.6
	山 形	△ 0.5	1.0	1.0	0.8	△ 0.2	△ 0.1	2.7	3.8	3.9	3.5	0.2	0.6	1.1	1.0	1.3
	佐 賀	0.3	0.5	1.4	0.5	0.2	△ 0.8	2.7	4.0	3.5	4.2	1.8	1.3	1.5	0.6	1.0
	長 崎	0.2	0.5	1.4	0.4	0.3	△ 0.4	2.6	3.7	3.5	4.1	1.8	1.2	1.4	1.0	1.3
	岩 手	△ 0.1	1.6	1.3	0.3	△ 0.1	0.2	2.8	4.5	3.4	3.8	2.6	2.6	3.2	2.9	2.9
	高 知	△ 0.1	0.9	0.6	0.6	△ 0.2	△ 0.4	2.2	4.0	3.5	3.9	1.3	1.0	1.3	1.1	1.4
	鳥 取	0.0	0.8	1.8	0.5	△ 0.4	△ 0.7	2.9	4.0	3.0	3.3	1.6	0.6	1.1	1.1	1.2
	秋 田	0.0	1.1	1.6	0.7	△ 0.6	0.3	4.0	4.0	3.3	3.2	1.1	0.9	1.4	2.2	2.3
	鹿 児 島	0.1	0.5	0.8	0.2	0.2	△ 0.4	2.1	3.1	3.5	4.1	1.6	1.1	2.0	1.3	1.6
	宮 崎	0.3	0.9	0.6	0.4	0.0	△ 0.5	2.6	3.6	3.6	4.1	1.7	1.7	2.0	1.1	1.5
	青 森	△ 0.6	1.3	1.6	0.6	△ 0.7	△ 0.1	4.0	3.9	3.2	3.8	1.5	1.4	2.1	2.9	3.3
	沖 縄	0.3	0.5	1.3	0.4	△ 0.7	0.0	3.2	4.3	3.8	3.9	1.1	0.4	0.8	1.0	1.4

資料出所 総務省「消費者物価指数」

- (注) 1 数値は、都道府県庁所在都市のものである。
2 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。

(2) 消費者物価地域差指数の推移①（都道府県庁所在都市）

ランク	都道府県	消費者物価地域差指数（全国平均＝100）									
		2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
A ラン ク	全 国	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	—
	東 京	105.2	105.1	105.1	105.4	106.0	105.3	105.5	105.4	104.9	—
	神 奈 川	104.9	104.8	105.1	104.7	103.7	103.6	103.7	103.7	104.0	—
	大 阪	100.7	100.2	99.9	99.7	100.7	100.7	100.3	100.0	99.4	—
	愛 知	99.4	99.0	98.9	98.5	98.5	98.9	99.2	99.2	99.1	—
	埼 玉	103.1	102.8	102.8	102.7	101.6	101.1	101.4	101.3	101.3	—
B ラン ク	千 葉	100.7	100.8	101.1	101.3	101.1	100.6	100.7	101.1	100.9	—
	兵 庫	101.5	101.2	101.2	100.9	100.3	99.9	99.4	99.0	99.1	—
	京 都	100.9	100.9	100.9	100.8	101.6	101.1	100.8	100.7	101.2	—
	茨 城	98.4	98.6	98.6	98.7	98.3	98.6	98.9	99.0	98.4	—
	静 岡	99.1	99.2	99.2	99.7	99.9	99.9	100.0	100.1	99.9	—
	富 山	98.8	99.2	99.5	98.9	99.0	99.0	98.6	98.8	98.9	—
	広 島	99.0	99.2	98.9	98.9	98.7	98.8	98.9	99.0	99.0	—
	滋 賀	100.4	101.0	100.4	100.5	100.0	100.4	100.0	99.5	99.0	—
	栃 木	99.4	99.4	99.2	99.1	99.7	99.5	99.4	98.5	98.5	—
	群 馬	95.9	96.1	96.4	96.7	96.6	96.5	96.1	96.5	96.7	—
	宮 城	98.7	99.1	99.2	99.9	99.4	99.6	99.7	100.1	100.8	—
	山 梨	98.9	98.9	99.4	99.4	98.2	98.3	98.9	98.6	98.9	—
	三 重	98.3	98.0	98.2	98.1	98.0	98.2	98.5	98.2	98.2	—
	石 川	100.6	100.5	100.3	100.3	99.9	99.9	99.4	99.8	100.3	—
	福 岡	97.6	97.4	97.0	97.5	97.8	98.0	97.8	97.7	98.5	—
	香 川	98.9	98.9	98.9	98.7	98.7	99.3	99.1	98.6	99.1	—
	岡 山	98.5	98.8	98.5	97.6	97.6	98.0	97.9	98.0	97.7	—
	福 井	99.0	98.9	99.3	99.4	99.0	99.0	98.8	98.7	98.9	—
	奈 良	96.0	96.4	96.7	97.1	96.7	96.9	96.7	96.6	98.3	—
	山 口	99.0	99.0	98.5	99.2	99.9	100.3	100.5	100.3	100.5	—
	長 野	97.2	97.1	97.5	98.3	98.3	98.0	98.2	98.4	98.5	—
	北 海 道	99.1	99.5	99.6	99.5	100.1	100.6	100.9	101.6	101.7	—
	岐 阜	98.0	98.3	98.1	98.2	98.3	98.1	97.9	97.8	97.8	—
	徳 島	99.8	99.8	100.2	100.5	99.9	100.1	99.3	98.7	99.2	—
	福 島	101.2	101.1	100.3	100.4	100.4	100.6	100.7	100.6	100.6	—
	新 潟	99.3	99.2	98.9	98.9	98.7	98.7	99.0	98.7	98.2	—
	和 歌 山	99.9	100.1	99.8	99.2	99.2	99.1	98.9	98.1	97.9	—
	愛 媛	98.3	98.3	98.0	97.9	98.4	98.6	98.7	98.8	99.0	—
	島 根	100.5	100.1	99.8	99.9	99.5	100.2	99.8	100.2	100.2	—
C ラン ク	大 分	98.0	97.7	98.0	98.4	98.5	98.1	97.7	97.3	97.6	—
	熊 本	98.6	98.6	98.4	98.4	98.7	99.0	99.0	98.9	99.8	—
	山 形	100.4	100.4	99.4	100.1	100.3	100.5	100.3	100.9	101.3	—
	佐 賀	96.5	96.5	96.9	97.2	98.0	98.0	97.9	97.8	97.8	—
	長 崎	101.8	101.7	101.2	100.8	100.3	99.9	99.9	99.7	100.0	—
	岩 手	99.0	99.4	99.4	99.2	99.0	99.5	99.1	99.7	99.8	—
	高 知	99.2	99.5	99.2	99.8	99.3	100.1	99.5	100.0	99.9	—
	鳥 取	98.0	98.1	98.3	98.2	97.6	97.8	97.9	98.3	98.2	—
	秋 田	97.7	98.1	98.2	98.2	98.1	98.6	99.1	99.1	99.2	—
	鹿 児 島	96.6	97.3	97.2	97.3	97.4	97.6	96.8	96.1	96.5	—
	宮 崎	96.9	97.4	96.8	96.7	96.7	96.9	96.9	97.0	98.2	—
	青 森	98.9	98.4	98.6	98.5	97.9	97.8	98.1	98.3	98.5	—
	沖 縄	99.1	98.9	99.2	99.6	99.1	99.6	100.0	100.5	100.7	—

資料出所 総務省「小売物価統計調査（構造編）」

（注）1 各都道府県の数値は、都道府県庁所在都市のものである。

2 指数は「総合」である。なお、消費者物価地域格差指数における「総合」は、持家の帰属家賃を含まない。

3 2025年結果は、2026年9月公表予定。

(2) 消費者物価地域差指数の推移②（都道府県下全域）

ランク	都道府県	消費者物価地域差指数（全国平均＝100）									
		2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
A ラン ク	全 国	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	—
	東 京	104.4	104.4	104.4	104.7	105.2	104.5	104.7	104.5	104.0	—
	神 奈 川	104.3	104.2	104.3	104.0	103.2	103.0	103.1	103.1	103.3	—
	大 阪	100.0	100.0	99.8	99.7	99.8	99.8	99.4	99.3	99.3	—
	愛 知	98.2	98.0	98.0	97.6	97.6	98.0	98.4	98.5	98.1	—
	埼 玉	101.5	101.2	101.1	101.0	100.6	100.3	100.5	100.4	100.3	—
B ラン ク	千 葉	100.0	100.2	100.5	100.7	101.0	100.6	101.0	101.5	101.2	—
	兵 庫	100.8	100.3	100.3	100.3	99.6	99.7	99.4	99.1	99.2	—
	京 都	100.8	100.7	100.7	100.6	101.6	101.1	100.9	100.8	101.1	—
	茨 城	97.6	97.9	97.9	98.1	97.7	97.8	98.2	98.0	97.5	—
	静 岡	97.9	98.3	98.5	98.5	98.3	98.4	98.4	98.5	98.3	—
	富 山	98.5	99.0	99.1	98.6	98.7	98.8	98.6	98.8	98.6	—
	広 島	99.1	99.1	98.9	99.0	98.7	98.7	98.7	98.8	98.7	—
	滋 賀	99.5	100.0	99.4	99.5	99.3	100.0	99.6	99.3	98.6	—
	栃 木	98.4	98.4	98.2	98.2	98.3	98.1	98.3	97.6	97.6	—
	群 馬	95.9	96.2	96.3	96.6	96.7	96.6	96.2	96.4	96.2	—
	宮 城	98.4	98.7	98.8	99.3	99.3	99.4	99.5	99.9	100.6	—
	山 梨	98.3	98.2	98.7	98.7	97.5	97.7	98.1	97.8	97.7	—
	三 重	98.5	98.6	98.6	98.7	98.8	99.3	99.3	99.1	98.7	—
	石 川	100.4	100.4	100.3	100.2	100.2	100.1	99.4	99.4	99.5	—
	福 岡	97.0	96.8	96.6	96.8	97.4	97.5	97.3	97.1	98.0	—
	香 川	98.5	98.3	98.4	98.3	98.2	98.5	98.2	97.8	98.6	—
	岡 山	98.0	98.4	98.3	97.6	97.5	97.8	97.8	98.1	97.7	—
	福 井	99.3	99.3	99.4	99.3	99.4	99.5	99.4	99.1	99.3	—
	奈 良	96.6	96.8	97.1	97.5	97.3	97.3	97.0	97.1	98.1	—
	山 口	99.1	98.9	98.5	98.7	99.4	100.0	99.9	99.7	99.9	—
	長 野	96.9	96.8	97.1	97.7	97.7	97.4	97.5	97.9	97.9	—
	北 海 道	99.2	99.8	99.8	99.9	100.3	100.8	101.1	101.7	101.9	—
	岐 阜	96.8	97.2	97.4	97.3	97.4	97.3	97.2	97.2	97.1	—
	徳 島	99.3	99.4	99.6	100.1	99.6	99.8	99.2	98.8	99.3	—
	福 島	99.8	99.9	99.4	99.6	99.4	99.4	99.3	99.3	98.8	—
	新 潟	98.9	98.8	98.7	98.7	98.2	98.3	98.4	98.2	98.0	—
	和 歌 山	100.0	100.0	99.6	99.2	99.4	99.4	99.2	98.6	98.2	—
	愛 媛	98.6	98.5	98.1	97.9	97.9	98.2	98.1	98.4	98.6	—
	島 根	99.9	99.7	99.3	99.5	99.5	99.9	99.6	100.1	100.0	—
C ラン ク	大 分	97.1	97.0	97.3	97.7	97.9	97.8	97.4	97.0	97.4	—
	熊 本	98.6	98.6	98.6	98.8	98.7	99.0	98.9	98.9	99.4	—
	山 形	100.7	101.0	100.0	100.2	100.5	100.8	100.7	101.2	101.4	—
	佐 賀	96.8	96.7	97.2	97.5	98.2	98.2	97.9	97.5	97.7	—
	長 崎	100.2	100.1	99.9	99.8	99.5	99.2	99.1	98.8	99.3	—
	岩 手	98.5	98.9	99.1	99.1	99.0	99.4	99.1	99.7	100.0	—
	高 知	99.2	99.5	99.2	99.8	99.2	99.9	99.4	100.0	100.0	—
	鳥 取	98.7	98.8	98.8	98.6	98.2	98.3	98.2	98.8	98.9	—
	秋 田	98.1	98.4	98.3	98.4	97.9	98.4	98.7	98.9	99.2	—
	鹿 児 島	96.1	96.4	96.1	96.3	97.2	97.2	96.6	95.9	96.4	—
	宮 崎	96.1	96.4	96.0	96.0	95.9	96.2	96.1	96.1	97.0	—
	青 森	98.8	98.3	98.6	98.4	98.1	97.9	98.3	98.6	98.5	—
	沖 縄	98.3	98.3	98.5	98.4	98.0	98.5	99.0	99.6	100.2	—

資料出所 総務省「小売物価統計調査（構造編）」

（注）1 指数は「総合」である。なお、消費者物価地域差指数における「総合」は、持家の帰属家賃を含まない。

2 2025年結果は、2026年9月公表予定。

6 消費支出額の推移

(1) 1月あたりの消費支出額の推移（総世帯）

（単位：円）

		消費支出額					等価消費支出額				
		2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
A ランク	東 京	277,592	277,332	279,319	280,260	297,608	188,009	192,295	189,614	195,742	203,918
	神 奈 川	232,059	246,388	263,825	272,943	277,728	161,292	170,839	181,625	186,580	192,108
	大 阪	196,663	211,308	222,395	232,032	233,835	137,692	151,321	154,950	157,152	162,921
	愛 知	221,606	249,640	254,012	252,735	287,991	151,487	169,859	172,435	167,746	198,733
	埼 玉	238,081	249,555	255,697	273,497	261,711	167,929	182,007	186,486	196,867	189,367
B ランク	千 葉	216,715	225,587	208,876	229,018	226,464	164,765	176,693	165,131	173,618	172,177
	兵 庫	241,334	244,944	221,983	218,241	246,456	171,077	169,431	161,898	159,594	177,403
	京 都	229,655	244,352	247,571	250,958	243,169	151,760	168,619	177,289	183,519	171,946
	茨 城	252,168	240,726	261,988	270,029	284,325	171,579	167,316	178,260	184,588	189,973
	静 岡	221,676	217,550	232,366	243,591	252,827	152,248	155,791	169,470	172,245	184,393
	富 山	265,734	264,279	264,541	286,405	298,506	171,174	170,948	177,150	183,352	195,139
	広 島	221,238	228,948	240,977	235,142	253,456	149,841	155,063	170,396	164,230	181,504
	滋 賀	262,346	277,837	250,989	261,720	266,195	180,180	188,608	174,030	183,241	192,612
	栃 木	258,105	260,323	280,396	284,819	270,260	168,729	168,038	180,995	188,626	178,984
	群 馬	246,285	257,081	252,685	258,233	269,617	162,396	172,931	169,210	170,645	169,843
	宮 城	204,233	202,684	223,996	234,560	224,609	147,778	149,421	163,366	176,806	165,584
	山 梨	192,344	236,719	223,439	242,950	230,852	142,575	168,655	157,211	172,657	164,475
	三 重	244,592	232,109	281,715	243,206	247,857	161,985	153,048	182,609	162,499	167,486
	石 川	257,606	265,122	265,079	262,394	248,658	161,319	165,379	165,352	169,023	159,187
	福 岡	230,718	231,705	245,679	233,333	233,692	155,550	157,292	172,859	161,787	163,617
	香 川	226,112	239,155	232,989	248,910	282,900	150,076	162,349	163,125	168,198	181,855
	岡 山	206,621	237,183	249,763	264,115	238,589	143,266	166,061	173,179	184,917	165,831
	福 井	222,110	219,015	234,708	245,958	239,742	149,070	147,325	157,882	167,742	163,884
	奈 良	264,018	253,130	262,528	271,052	276,775	176,404	171,049	176,197	179,509	189,643
	山 口	214,792	252,464	215,452	229,133	213,953	151,881	184,128	155,489	169,380	161,733
	長 野	251,065	235,092	262,284	268,343	293,861	168,126	158,140	178,876	178,499	197,227
	北 海 道	218,534	217,347	244,480	234,854	249,935	153,004	155,645	169,110	166,067	178,525
	岐 阜	256,353	261,480	269,015	245,523	246,516	163,445	169,492	179,343	159,149	165,079
	徳 島	227,113	234,076	253,435	234,728	233,909	159,011	161,145	180,108	160,083	163,769
	福 島	266,672	248,991	261,274	248,721	280,340	173,958	161,397	185,212	170,421	190,747
	新 潟	224,096	237,714	241,794	218,285	216,744	157,285	161,000	166,065	154,738	146,798
	和 歌 山	187,273	225,787	225,446	231,942	232,867	124,572	149,860	150,970	159,675	167,189
	愛 媛	222,616	220,403	200,072	231,961	245,566	141,077	143,167	130,236	149,730	158,512
	島 根	207,750	218,660	225,273	247,231	247,269	151,922	156,186	161,321	180,793	181,306
C ランク	大 分	233,686	227,246	252,847	240,292	237,072	159,003	159,890	180,146	163,121	159,834
	熊 本	213,032	205,418	215,310	229,100	240,467	154,958	151,436	153,793	170,761	174,914
	山 形	254,178	218,569	235,685	254,785	256,442	168,704	148,374	161,489	173,762	182,707
	佐 賀	214,267	187,405	208,851	210,801	216,117	156,688	144,158	154,387	153,742	163,369
	長 崎	209,987	216,962	225,799	235,153	212,028	143,881	151,904	150,533	161,124	148,449
	岩 手	247,962	230,202	245,926	268,175	252,107	161,069	154,155	165,803	182,470	177,382
	高 知	238,316	230,233	232,139	240,214	240,125	161,779	159,255	161,348	163,445	163,007
	鳥 取	206,360	208,806	206,405	235,310	237,732	145,194	151,087	148,574	170,712	172,469
	秋 田	221,509	241,404	228,649	237,634	246,552	149,003	159,874	158,922	165,971	169,333
	鹿 児 島	256,502	243,020	238,439	256,513	257,879	168,402	160,944	162,237	172,160	170,411
	宮 崎	199,923	228,582	229,687	215,172	224,852	146,591	154,110	158,499	147,433	155,907
	青 森	211,193	207,625	212,623	226,112	221,266	145,048	144,659	145,687	157,540	154,163
	沖 縄	195,871	202,555	207,763	199,249	199,880	132,966	140,785	146,182	139,845	142,409
	全国計	235,120	244,231	247,322	250,929	259,880	156,747	163,917	166,744	170,342	177,237

資料出所 総務省「家計調査」

（注）1. 各都道府県の数値は都道府県庁所在都市のものである。なお、「全国計」には、都道府県庁所在都市以外の地域も含まれる。

2. 「等価消費支出額」は、「消費支出額」を「世帯人員」の平方根で除して算出。

(2) 1月あたりの消費支出額の推移（総世帯のうち勤労者世帯）

(単位：円)

		消費支出額					等価消費支出額				
		2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
A ラ ン ク	東 京	319,634	299,562	302,955	295,158	316,724	200,556	202,889	195,557	200,830	213,052
	神 奈 川	248,706	259,721	287,940	273,383	300,316	166,921	172,383	190,276	173,598	195,076
	大 阪	224,200	225,259	247,376	254,603	267,137	147,513	154,345	163,829	162,993	177,305
	愛 知	227,628	251,860	262,325	255,346	297,753	153,119	170,581	176,459	165,170	204,982
	埼 玉	269,050	284,894	275,676	337,033	328,265	179,767	200,451	190,235	218,926	208,870
B ラ ン ク	千 葉	237,123	253,996	241,371	291,846	264,183	166,839	186,742	178,427	197,211	188,702
	兵 庫	270,524	249,137	233,980	234,079	266,315	180,349	155,711	165,864	165,519	181,204
	京 都	296,999	259,533	341,844	263,534	271,092	171,472	161,892	210,390	185,883	171,798
	茨 城	283,178	280,446	295,271	303,931	322,288	182,411	183,726	183,119	195,374	194,347
	静 岡	262,488	272,026	250,593	265,288	289,997	166,345	173,791	175,450	176,467	197,318
	富 山	295,152	295,180	286,790	325,963	355,860	178,308	175,777	182,851	192,746	212,667
	広 島	219,205	239,638	246,310	242,778	258,813	142,690	159,759	167,593	161,852	180,763
	滋 賀	273,492	302,772	265,738	268,342	284,932	182,328	191,490	176,377	180,506	206,170
	栃 木	288,273	301,179	324,973	292,499	287,852	181,956	180,311	194,906	186,113	185,808
	群 馬	268,818	316,056	297,513	321,244	309,884	167,684	192,703	182,761	191,298	173,774
	宮 城	236,531	205,171	258,889	269,494	263,615	157,338	146,551	180,377	195,511	184,117
	山 梨	206,804	272,458	265,863	314,447	260,972	152,045	184,957	174,925	196,914	174,369
	三 重	285,063	268,983	330,179	276,591	287,227	173,163	163,095	196,968	166,187	178,131
	石 川	270,008	297,533	307,423	277,579	270,653	162,232	164,788	177,491	168,929	159,761
	福 岡	250,987	243,864	261,880	242,776	252,881	159,057	157,414	179,017	157,700	170,106
	香 川	265,346	265,497	260,254	274,960	315,945	163,931	172,096	176,672	178,606	191,219
	岡 山	239,485	253,776	277,839	282,301	307,021	152,073	168,809	172,975	187,370	183,809
	福 井	272,934	275,708	269,852	273,982	282,908	158,372	161,346	163,622	176,122	175,790
	奈 良	310,093	271,321	303,167	317,075	320,654	186,317	171,256	185,884	192,966	208,287
	山 口	252,234	273,786	251,284	262,012	242,154	168,531	185,431	159,565	176,248	176,141
	長 野	283,252	252,615	287,871	288,705	305,830	182,081	167,666	182,066	180,441	194,595
	北 海 道	230,308	241,186	294,841	254,429	280,849	149,287	163,352	187,224	170,378	191,984
	岐 阜	329,679	325,145	302,080	266,531	273,978	186,049	190,932	189,542	163,729	173,976
	徳 島	266,998	286,492	283,974	283,556	268,606	173,801	171,518	186,038	173,533	169,206
	福 島	309,297	284,519	277,321	267,668	334,350	186,175	171,260	189,131	172,420	206,957
	新 潟	258,446	272,085	277,479	247,389	281,153	173,458	174,185	171,755	167,553	162,595
	和 歌 山	229,816	278,480	272,151	248,882	220,643	136,853	169,165	165,626	162,353	151,182
	愛 媛	247,895	259,441	229,230	245,527	292,337	146,328	150,039	134,841	144,930	169,917
	大 島	230,561	254,736	250,556	248,525	278,067	166,393	163,751	170,088	174,430	189,201
C ラ ン ク	熊 本	247,624	235,625	255,933	286,323	303,188	161,532	155,367	161,543	189,622	195,707
	山 形	281,545	250,202	257,493	273,263	266,119	179,507	158,242	171,662	177,503	184,965
	佐 賀	238,649	213,578	233,008	269,177	275,590	167,499	152,556	161,175	171,273	189,276
	長 崎	251,078	246,557	279,109	289,014	268,552	155,117	159,484	165,621	183,895	168,174
	岩 手	286,825	274,348	290,513	306,546	273,027	179,970	167,585	176,801	193,490	180,817
	高 知	263,497	258,493	249,942	270,462	270,416	170,800	174,276	165,166	174,582	170,346
	鳥 取	225,412	248,863	250,393	249,722	240,281	148,310	171,324	166,559	177,920	170,331
	秋 田	255,676	293,133	272,867	271,886	302,990	157,358	177,088	171,212	174,415	179,791
	鹿 児 島	289,971	269,254	258,121	285,837	298,391	176,798	163,560	161,326	177,610	175,524
	宮 崎	207,153	263,996	279,399	248,438	259,218	148,727	162,478	177,062	157,126	169,456
	青 森	237,527	233,006	248,362	249,710	269,800	156,621	151,354	161,670	160,852	170,979
	沖 縄	249,796	250,691	228,194	234,420	227,000	149,549	160,488	155,990	150,691	152,352
	全国計	263,907	273,417	272,285	275,568	291,397	166,246	172,924	173,251	176,054	187,317

資料出所 総務省「家計調査」

(注) 1. 各都道府県の数値は都道府県庁所在都市のものである。なお、「全国計」には、都道府県庁所在都市以外の地域も含まれる。

2. 「等価消費支出額」は、「消費支出額」を「世帯人員」の平方根で除して算出。

7 労働者数等の推移

(1) 常用労働者数〔事業所規模5人以上〕（ランク別・都道府県別・暦年）

ランク	都道府県	人数（万人）				前年比増減（％）			
		2021年	2022年	2023年	2024年	2021年	2022年	2023年	2024年
A ラ ン ク	東京	800	797	810	861	0.0	0.7	1.7	2.0
	神奈川	299	306	309	310	△ 1.0	1.1	0.8	1.2
	大阪	394	379	382	389	0.2	0.3	0.6	1.2
	愛知	318	318	316	327	△ 0.1	△ 1.2	△ 0.4	1.0
	埼玉	214	222	224	225	△ 0.5	0.8	1.1	1.0
	千葉	172	177	179	187	0.6	△ 0.7	1.2	0.9
B ラ ン ク	兵庫	178	182	183	189	△ 0.6	0.7	0.4	0.7
	京都	96	95	95	96	1.0	0.6	0.3	1.5
	茨城	98	102	102	104	0.2	0.7	△ 0.1	1.4
	静岡	141	142	144	144	0.4	0.8	0.9	△ 0.2
	富山	42	43	44	44	0.0	△ 0.6	2.1	1.6
	広島	107	112	115	111	△ 0.4	1.3	2.6	△ 0.4
	滋賀	50	50	52	53	△ 0.5	0.7	2.6	1.6
	栃木	71	74	74	72	0.5	1.2	0.7	0.2
	群馬	72	73	75	76	0.3	0.3	2.9	1.1
	宮城	80	77	79	84	△ 0.1	△ 3.6	2.2	0.6
	山梨	29	29	28	28	△ 1.8	△ 0.4	△ 3.6	2.2
	三重	66	67	69	69	0.5	△ 0.1	2.6	1.7
	石川	42	43	43	44	△ 2.0	2.3	△ 1.4	0.5
	福岡	182	187	190	196	0.5	0.1	1.5	1.0
	香川	34	35	36	35	△ 1.2	1.3	2.2	△ 0.8
	岡山	67	68	70	72	△ 0.5	0.4	2.8	1.0
	福井	30	30	31	30	0.4	△ 0.1	1.7	0.3
	奈良	39	39	39	36	△ 0.6	△ 2.5	△ 0.1	0.6
	山口	48	47	47	49	△ 0.9	0.2	1.0	2.0
	長野	76	76	77	78	0.1	0.4	2.2	2.0
	北海道	179	181	182	180	△ 0.6	1.0	0.4	0.9
	岐阜	67	68	68	72	△ 0.2	1.5	△ 0.3	1.9
	徳島	25	24	24	24	2.7	△ 0.8	2.2	0.8
	福島	65	67	67	67	△ 1.8	0.4	1.4	0.4
	新潟	81	83	83	82	△ 1.5	0.7	0.4	△ 0.3
	和歌山	28	29	28	29	△ 1.5	2.5	△ 1.4	△ 1.3
	愛媛	45	46	46	46	△ 2.3	1.4	0.7	3.6
	島根	23	24	24	25	1.1	1.0	1.0	0.9
C ラ ン ク	大分	38	37	38	38	△ 0.7	△ 0.7	2.2	△ 0.1
	熊本	56	56	56	59	△ 0.2	△ 0.4	0.8	1.2
	山形	38	39	39	38	△ 1.4	1.6	0.9	0.3
	佐賀	28	29	29	30	△ 0.7	0.9	1.9	2.9
	長崎	42	41	40	41	0.0	△ 0.6	△ 1.5	1.6
	岩手	42	41	42	42	△ 0.5	1.4	2.2	1.4
	高知	23	23	23	22	△ 1.1	2.3	0.7	0.2
	鳥取	18	19	19	19	1.2	1.6	1.0	0.4
	秋田	32	32	32	31	△ 1.4	0.6	△ 0.6	0.0
	鹿児島	53	57	58	55	0.0	3.7	1.6	1.3
	宮崎	34	35	36	37	△ 2.6	2.2	1.9	1.7
	青森	42	40	41	40	0.8	△ 0.4	0.5	△ 0.3
	沖縄	48	49	49	50	0.8	△ 0.1	0.7	2.1
	全国計	5,189	5,134	5,228	5,081	0.5	0.8	1.9	1.2

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査地方調査」

（注）1 事業所規模5人以上の数値である。

2 全国計の数値は、毎月勤労統計調査全国調査の結果であり、都道府県別の数値の合計とは一致しない。また、前年比の数値は、指数の前年比であり、人数の前年比と一致しない。

3 各都道府県の増減率は指数による。秋田県の2021年、茨城県の2021年、2022年、栃木県の2021年、2022年、高知県の2021年は、労働基準局賃金課にて年平均指数から増減率を計算。

4 ランク区分は2023年の見直し後のもの。

(2) 雇用保険の被保険者数（ランク別・都道府県別・暦年）

ランク	都道府県	人数（万人）					前年比増減（％）				
		2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
A ラ ン ク	東京	1,056	1,065	1,081	1,099	1,117	1.6	0.9	1.5	1.6	1.7
	神奈川	228	229	232	235	238	1.0	0.8	0.9	1.6	1.2
	大阪	373	375	377	379	383	0.9	0.4	0.5	0.6	1.0
	愛知	294	294	295	297	299	0.4	0.1	0.1	0.7	0.8
	埼玉	159	159	159	161	162	1.7	0.2	0.3	0.8	1.0
B ラ ン ク	千葉	128	128	129	130	132	1.3	0.2	0.4	1.0	1.3
	兵庫	144	143	143	143	143	0.3	△ 0.4	△ 0.3	△ 0.1	△ 0.2
	京都	77	77	77	77	77	0.1	△ 0.0	△ 0.1	0.1	0.2
	茨城	82	82	82	82	82	1.0	0.6	0.3	△ 0.2	△ 0.8
	静岡	119	119	119	119	119	0.5	0.1	0.1	△ 0.2	△ 0.1
	富山	37	37	37	36	36	△ 0.4	△ 0.5	△ 0.8	△ 0.3	△ 0.3
	広島	103	102	102	102	101	0.8	△ 0.7	△ 0.3	△ 0.6	△ 0.5
	滋賀	40	40	40	40	40	△ 0.0	0.3	△ 0.0	△ 0.5	0.1
	栃木	59	59	59	59	59	1.0	0.3	0.6	△ 0.1	△ 0.1
	群馬	63	64	64	64	64	0.2	1.1	0.7	0.4	△ 0.1
	宮城	74	73	73	73	72	0.1	△ 0.8	△ 0.3	△ 0.5	△ 0.5
	山梨	23	23	23	23	23	0.6	0.6	0.0	0.3	0.3
	三重	51	51	51	51	51	0.4	0.6	△ 0.2	△ 0.2	△ 0.3
	石川	39	38	38	38	39	△ 0.3	△ 0.7	0.1	0.3	0.6
	福岡	178	177	177	178	178	0.6	△ 0.1	△ 0.1	0.3	0.3
	香川	32	32	32	32	32	△ 2.8	△ 1.0	0.1	0.2	0.1
	岡山	60	60	60	60	60	△ 0.4	△ 0.5	△ 0.4	0.1	△ 0.3
	福岡	26	26	26	26	26	△ 0.1	△ 0.6	△ 0.7	0.0	△ 0.6
	奈良	25	25	25	25	25	0.2	△ 0.1	△ 0.2	0.4	0.1
	山口	41	40	40	40	40	△ 0.2	△ 0.8	△ 0.2	△ 0.5	△ 1.1
	長野	64	64	64	64	64	0.3	0.1	0.2	△ 0.0	△ 0.3
	北海道	157	156	155	155	155	0.1	△ 0.6	△ 0.6	△ 0.3	△ 0.1
	岐阜	61	61	61	60	60	0.3	△ 0.1	△ 0.1	△ 0.5	△ 0.6
	徳島	20	20	20	20	20	△ 0.4	△ 0.3	△ 0.1	△ 0.3	△ 0.7
	福島	58	58	57	56	56	△ 0.3	△ 0.7	△ 1.0	△ 1.3	△ 1.2
	新潟	73	72	72	71	70	△ 0.3	△ 0.9	△ 0.8	△ 0.9	△ 1.7
	和歌山	25	24	24	24	24	0.3	△ 0.6	△ 1.0	△ 0.6	△ 1.0
	愛媛	41	40	40	39	39	△ 0.8	△ 0.8	△ 0.4	△ 1.5	△ 1.1
	島根	20	20	20	20	20	△ 0.5	△ 0.7	△ 1.1	△ 0.7	△ 1.1
C ラ ン ク	大分	33	33	33	33	33	△ 0.5	△ 0.4	△ 0.4	△ 0.3	△ 0.7
	熊本	50	50	50	50	50	0.7	0.1	0.4	0.2	0.2
	山形	32	32	32	32	31	△ 0.4	△ 0.6	△ 0.7	△ 1.2	△ 1.5
	佐賀	24	24	24	24	24	0.2	△ 0.4	0.2	0.1	△ 0.1
	長崎	37	36	36	36	35	△ 0.5	△ 1.0	△ 0.9	△ 0.5	△ 0.9
	岩手	37	36	36	36	35	△ 0.7	△ 0.9	△ 0.8	△ 1.4	△ 1.8
	高知	20	19	19	19	19	△ 1.0	△ 0.7	△ 0.8	△ 0.9	△ 1.2
	鳥取	16	16	16	16	16	△ 0.6	△ 0.7	△ 1.7	△ 0.9	△ 1.1
	秋田	29	29	28	28	28	0.0	△ 0.2	△ 1.4	△ 1.4	△ 0.9
	鹿児島	46	46	46	46	46	0.3	△ 0.1	△ 0.5	△ 0.5	△ 0.8
	宮崎	30	30	30	30	30	0.2	△ 0.4	△ 0.2	△ 0.2	△ 0.9
	青森	35	35	35	34	34	△ 0.8	△ 1.1	△ 1.2	△ 1.5	△ 1.4
	沖縄	45	45	45	45	45	1.2	0.2	0.0	0.7	0.5
	全国計	4,461	4,469	4,484	4,506	4,528	0.7	0.2	0.4	0.5	0.5

資料出所 厚生労働省「雇用保険事業月報」

- (注) 1 労働者が雇用される事業所ごとに適用事業所として届け出ることが原則であるが、本社のみで労務管理を行っている場合などは、本社が支社を一括して適用事業所の届出を行う場合がある。（＝雇用保険における一括適用）
- 2 一括適用事業所となった場合、雇用保険データにおける被保険者数の計上は、届出のあった都道府県のみで計上される。
- 3 被保険者には、一般被保険者の他、高年齢継続被保険者、短期雇用特例被保険者、日雇労働被保険者を含む。日雇労働被保険者数の都道府県計は全国計に必ずしも一致しない。
- 4 一般被保険者の雇用保険加入要件については、一週間の所定労働時間が20時間以上及び31日以上の雇用見込み。
- 5 ランク区分は2023年の見直し後のもの。

(3) 就業者数（ランク別・都道府県別・暦年）

ランク	都道府県	人数（万人）					前年比（％）				
		2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
A ランク	東 京	823	833	838	845	862	0.9	1.2	0.6	0.8	2.0
	神 奈 川	500	503	508	518	528	△ 1.0	0.6	1.0	2.1	1.9
	大 阪	463	465	467	474	482	0.0	0.6	0.4	1.5	1.6
	愛 知	417	418	422	422	425	0.6	0.4	0.8	0.1	0.6
	埼 玉	399	403	405	408	413	0.7	1.0	0.4	0.8	1.1
	千 葉	338	339	342	345	348	0.2	0.4	0.9	0.9	0.9
B ランク	兵 庫	276	277	278	280	281	0.3	0.4	0.4	0.5	0.4
	京 都	135	134	135	136	136	△ 0.7	△ 0.7	0.5	0.4	0.5
	茨 城	152	152	152	153	153	△ 0.1	△ 0.4	0.1	0.6	0.3
	静 岡	198	197	197	197	197	△ 0.3	△ 0.3	0.2	△ 0.2	0.1
	富 山	56	55	55	55	55	△ 0.4	△ 0.7	△ 0.2	△ 0.5	△ 0.4
	広 島	145	145	145	145	146	△ 0.2	△ 0.2	0.2	0.3	0.3
	滋 賀	75	76	78	78	77	△ 1.6	1.5	2.1	△ 0.4	△ 0.4
	栃 木	102	103	104	105	105	△ 0.7	0.8	1.0	0.6	0.0
	群 馬	103	103	103	104	103	△ 0.1	0.0	0.4	0.3	△ 0.2
	宮 城	122	121	122	122	122	△ 0.7	△ 0.8	0.9	0.5	△ 0.1
	山 梨	44	44	44	45	45	0.7	△ 0.9	1.4	0.2	0.7
	三 重	95	94	93	92	92	△ 1.3	△ 1.1	△ 1.5	△ 0.3	△ 0.2
	石 川	61	60	60	60	60	△ 0.3	△ 0.3	0.2	△ 0.2	△ 0.3
	福 岡	262	262	263	266	270	0.1	0.2	0.2	1.0	1.6
	香 川	49	48	48	48	48	△ 0.8	△ 0.6	△ 0.4	0.0	△ 0.2
	岡 山	97	97	98	98	99	0.0	0.3	0.5	0.7	0.1
	福 井	42	41	41	41	41	△ 0.9	△ 1.9	△ 0.7	△ 1.0	1.5
	奈 良	66	66	66	67	66	0.0	△ 0.2	△ 0.6	1.5	△ 0.8
	山 口	69	67	67	67	67	△ 0.4	△ 1.6	△ 1.0	△ 0.3	0.8
	長 野	112	111	111	111	111	△ 1.2	△ 1.2	0.1	0.4	0.0
	北 海 道	261	260	264	265	264	△ 0.8	△ 0.4	1.4	0.3	△ 0.2
	岐 阜	109	108	107	107	108	0.1	△ 0.9	△ 0.5	0.1	0.2
	徳 島	36	36	35	35	35	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.6	△ 0.6	0.0
	福 島	97	96	95	94	94	△ 0.5	△ 0.9	△ 0.8	△ 0.6	△ 0.7
	新 潟	116	115	115	114	114	△ 0.9	△ 0.6	△ 0.2	△ 0.7	△ 0.5
	和 歌 山	46	46	46	46	46	△ 2.7	△ 0.6	0.4	△ 1.1	△ 0.4
	愛 媛	68	68	67	67	66	△ 1.3	0.0	△ 0.4	△ 1.0	△ 1.2
	島 根	35	37	35	33	34	1.4	5.1	△ 4.6	△ 5.1	2.1
C ランク	大 分	59	59	58	57	57	△ 1.2	△ 0.2	△ 1.2	△ 1.0	△ 0.3
	熊 本	91	91	91	91	91	0.0	△ 0.1	0.1	0.1	△ 0.3
	山 形	58	58	57	57	55	△ 0.2	0.7	△ 1.0	△ 1.4	△ 2.3
	佐 賀	44	44	44	43	43	0.9	0.0	△ 0.5	△ 1.8	△ 1.2
	長 崎	66	66	65	65	64	△ 1.0	△ 1.2	△ 0.2	△ 0.3	△ 1.2
	岩 手	64	63	63	62	60	△ 2.0	△ 1.4	△ 1.4	△ 1.1	△ 3.1
	高 知	35	35	34	34	34	△ 0.9	△ 1.1	△ 1.2	△ 0.3	0.9
	鳥 取	30	30	28	28	29	0.7	△ 0.7	△ 4.4	0.4	1.4
	秋 田	49	47	47	47	46	△ 0.4	△ 2.5	△ 1.5	0.4	△ 0.9
	鹿 児 島	80	80	79	79	79	0.3	△ 0.3	△ 1.1	△ 0.1	0.8
	宮 崎	55	54	54	54	54	△ 1.8	△ 1.8	0.0	0.2	△ 0.9
	青 森	64	63	63	62	62	△ 1.2	△ 0.9	△ 0.8	△ 0.6	△ 1.0
	沖 縄	74	75	76	77	77	0.5	0.8	1.7	1.2	0.1
全国計		6,713	6,723	6,747	6,781	6,828	0.0	0.1	0.4	0.5	0.7

資料出所 総務省統計局「労働力調査都道府県別結果（モデル推計値）」、「労働力調査」

- (注) 1 都道府県別に表章するように標本設計を行っておらず(北海道、沖縄県を除く)、標本規模も小さいことなどから、標本誤差が大きく、利用に際して注意が必要。
2 毎年1～3月期平均公表時に、新たな結果を追加して再計算を行い、前年までの過去5年間の年平均結果を遡って一部改定している。
3 全国計の数値は労働力調査結果の数値であり、都道府県別の数値の合計とは一致しない。
4 ランク区分は2023年の見直し後のもの。
5 前年比は労働基準局賃金課において就業者数から算出。

Ⅲ 業務統計資料編

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

1 地域別最低賃金改定状況

(1) 2025年度 地域別最低賃金の審議・決定状況

ラン ク	都道府県名	前年度決定金額 (円)	改定最低賃金額				結審月日 (答申日)	採決状況	発効日
			最低賃金額 (円)	前年度比 (%)	引上げ額 (円)	引上げ率 (%)			
A	東 京	1,163	1,226	105	63	5.42%	8月7日	● 使側5名反対	10月3日
A	神奈川	1,162	1,225	105	63	5.42%	8月8日	○ 全会一致	10月4日
A	大 阪	1,114	1,177	106	63	5.66%	8月19日	○ 全会一致	10月16日
A	愛 知	1,077	1,140	106	63	5.85%	8月21日	▲ 労側5名反対	10月18日
A	埼 玉	1,078	1,141	106	63	5.84%	8月8日	▲ 労側5名反対	11月1日
A	千 葉	1,076	1,140	106	64	5.95%	8月7日	● 使側5名反対	10月3日
B	京 都	1,058	1,122	106	64	6.05%	8月27日	● 使側3名反対、 労側1名棄権	11月21日
B	兵 庫	1,052	1,116	106	64	6.08%	8月8日	● 使側5名反対	10月4日
B	静 岡	1,034	1,097	106	63	6.09%	8月26日	金 額：労側5 名反対 発効日：使側3 名反対	11月1日
B	三 重	1,023	1,087	106	64	6.26%	8月15日	▲ 労側5名退席	11月21日
B	広 島	1,020	1,085	106	65	6.37%	8月18日	● 使側5名反対	11月1日
B	滋 賀	1,017	1,080	106	63	6.19%	8月8日	▲ 労側5名反対、 使側1名反対	10月5日
B	北海道	1,010	1,075	106	65	6.44%	8月8日	● 使側5名反対	10月4日
B	茨 城	1,005	1,074	107	69	6.87%	8月18日	● 使側5名反対	10月12日
B	栃 木	1,004	1,068	106	64	6.37%	8月5日	○ 全会一致	10月1日
B	岐 阜	1,001	1,065	106	64	6.39%	8月21日	○ 全会一致	10月18日
B	長 野	998	1,061	106	63	6.31%	8月7日	▲ 労側5名反対	10月3日
B	富 山	998	1,062	106	64	6.41%	8月18日	● 使側5名反対	10月12日
B	福 岡	992	1,057	107	65	6.55%	8月20日	● 使側5名反対	11月16日
B	山 梨	988	1,052	106	64	6.48%	8月27日	▲ 労側2名反対	12月1日
B	奈 良	986	1,051	107	65	6.59%	8月8日	○ 全会一致	11月16日
B	群 馬	985	1,063	108	78	7.92%	8月26日	● 使側5名反対	3月1日
B	新 潟	985	1,050	107	65	6.60%	8月6日	● 使側5名反対	10月2日
B	石 川	984	1,054	107	70	7.11%	8月12日	● 使側2名反対	10月8日
B	福 井	984	1,053	107	69	7.01%	8月8日	● 使側3名反対	10月8日
B	岡 山	982	1,047	107	65	6.62%	8月20日	▲ 労側4名反対	12月1日
B	和歌山	980	1,045	107	65	6.63%	8月21日	○ 全会一致	11月1日
B	徳 島	980	1,046	107	66	6.73%	9月1日	○ 全会一致	1月1日
B	山 口	979	1,043	107	64	6.54%	8月19日	● 使側3名反対	10月16日
B	宮 城	973	1,038	107	65	6.68%	8月8日	▲ 労側1名反対、 使側3名反対	10月4日
B	香 川	970	1,036	107	66	6.80%	8月20日	▲ 労側3名反対	10月18日
B	島 根	962	1,033	107	71	7.38%	8月18日	● 使側4名反対	11月17日
B	愛 媛	956	1,033	108	77	8.05%	9月1日	○ 全会一致	12月1日
B	福 島	955	1,033	108	78	8.17%	9月5日	● 使側4名反対	1月1日
C	鳥 取	957	1,030	108	73	7.63%	8月8日	○ 全会一致	10月4日
C	佐 賀	956	1,030	108	74	7.74%	8月26日	■ 使側5名退席	11月21日
C	山 形	955	1,032	108	77	8.06%	9月3日	● 使側3名反対	12月23日
C	大 分	954	1,035	108	81	8.49%	9月4日	● 使側4名反対	1月1日
C	青 森	953	1,029	108	76	7.97%	8月28日	● 使側5名反対	11月21日
C	長 崎	953	1,031	108	78	8.18%	9月2日	■ 使側4名退席	12月1日
C	鹿児島	953	1,026	108	73	7.66%	8月29日	● 使側5名反対	11月1日
C	岩 手	952	1,031	108	79	8.30%	8月28日	● 使側5名反対	12月1日
C	高 知	952	1,023	107	71	7.46%	8月29日	○ 全会一致	12月1日
C	熊 本	952	1,034	109	82	8.61%	9月4日	● 使側2名反対、 使側3名退席	1月1日
C	宮 崎	952	1,023	107	71	7.46%	8月25日	● 使側4名反対	11月16日
C	沖 縄	952	1,023	107	71	7.46%	8月26日	● 使側4名反対	12月1日
C	秋 田	951	1,031	108	80	8.41%	8月25日	● 使側5名反対	3月31日
全国加重平均額		1,055	1,121	106	66	6.26%	—		—

備考

- 1 全国加重平均額 1,121円
- 2 答申時の裁決状況 ○全会一致10件 ●使用者側反対21件 ▲労働者側反対6件 ■使用者側退席等3件
●使用者側一部反対5件 ▲労働者側一部反対2件 ▲●使用者側・労働者側双方一部反対2件
- 3 答申時期 前年より早い2件 前年より遅い43件 前年と同じ2件
- 4 発効日 前年より早い1件 前年より遅い45件 前年と同じ1件
- 5 目安との比較 目安を上回る39件
- 6 異議申出状況 47局（前年度47局）

(2) 目安と改定額との関係の推移（都道府県別）

(単位：円)

ランク	都 道 府 県	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
A ラ ン ク	東 奈 京 神 大 阪 愛 埼 知 千 玉 葉	+ 1				+ 1					
						+ 1					
						+ 2					
						+ 2					
B ラ ン ク	兵 庫 兵 庫 京 都 京 都 茨 城 茨 城 静 岡 静 岡 富 山 富 山 広 島 広 島 栃 木 栃 木 群 馬 群 馬 宮 城 宮 城 山 梨 山 梨 三 重 三 重 石 川 石 川 福 岡 福 岡 香 川 香 川 岡 崎 岡 崎 福 井 福 井 奈 良 奈 良 山 口 山 口 長 野 長 野 北 海 道 岐 阜 徳 島 福 新 和 歌 山 愛 媛 島 根	+ 1		+ 1	+ 1	+ 1		+ 1	+ 1	+ 1	+ 1
						+ 2					
						+ 1					
						+ 2					
						+ 1					
						+ 1					
						+ 1					
						+ 1					
						+ 1					
						+ 1					
						+ 1					
						+ 1					
						+ 1					
						+ 1					
						+ 1					
						+ 1					
						+ 1					
						+ 1					
						+ 1					
						+ 1					
						+ 1					
						+ 1					
						+ 1					
						+ 1					
						+ 1					
						+ 1					
						+ 1					
						+ 1					
						+ 1					
						+ 1					
C ラ ン ク	大 熊 分 熊 山 本 山 佐 形 佐 長 賀 岩 崎 高 手 鳥 知 秋 取 鹿 田 宮 島 青 崎 沖 森 縄	+ 1 + 1	+ 1	+ 1	+ 1	+ 2	+ 1	+ 2	+ 3	+ 5	+ 7
						+ 2					
						+ 1					
						+ 2					
						+ 2					
						+ 2					
						+ 1					
						+ 2					
						+ 2					
						+ 2					
						+ 2					
						+ 2					
						+ 2					
						+ 2					
						+ 2					
						+ 2					
						+ 2					
						+ 2					
						+ 2					
						+ 2					
						+ 2					
						+ 2					

(注) 2020年度中央最低賃金審議会の答申では「引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当」とされたが、表では便宜的に引上げ額を記載している。

(3) 効力発生年月日の推移

ランク	都 道 府 県	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	
A ラ ン ク	東 京 神 奈 川 大 阪 愛 知 埼 玉 千 葉	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1		10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 3	
		10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 4	
		10. 1	9. 30	10. 1	10. 1		10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 16	
		10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 18	
		10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	11. 1	
		10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 3	
B ラ ン ク	兵 庫 京 都 茨 城 静 岡 富 山 広 島 滋 賀 栃 木 群 馬 宮 城 山 梨 三 重 石 川 福 岡 香 川 岡 山 福 井 奈 良 山 口 長 野 北 海 岐 阜 徳 島 福 島 新 潟 和 歌 山 愛 媛 島 根	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 4	
		10. 2	10. 1	10. 1	10. 1		10. 1	10. 9	10. 6	10. 1	11. 21	
		10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 12	
		10. 5	10. 4	10. 3	10. 4		10. 2	10. 5	10. 1	10. 1	11. 1	
		10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 12	
		10. 1	10. 1	10. 1	10. 1		10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	11. 1	
		10. 6	10. 5	10. 1	10. 3	10. 1	10. 1	10. 6	10. 1	10. 1	10. 5	
		10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	
		10. 6	10. 7	10. 6	10. 6	10. 3	10. 2	10. 8	10. 5	10. 4	3. 1	
		10. 5	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 4	
		10. 1	10. 14	10. 3	10. 1	10. 9	10. 1	10. 20	10. 1	10. 1	12. 1	
		10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	11. 21	
		10. 1	10. 1	10. 1	10. 2	10. 7	10. 7	10. 8	10. 8	10. 5	10. 8	
		10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 8	10. 6	10. 5	11. 16	
		10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 2	10. 18	
		10. 1	10. 1	10. 3	10. 2	10. 3	10. 2	10. 1	10. 1	10. 2	12. 1	
		10. 1	10. 1	10. 1	10. 4	10. 2	10. 1	10. 2	10. 1	10. 5	10. 8	
		10. 6	10. 1	10. 4	10. 5	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	11. 16	
		10. 1	10. 1	10. 1	10. 5		10. 1	10. 13	10. 1	10. 1	10. 16	
		10. 1	10. 1	10. 1	10. 4	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 3	
		10. 1	10. 1	10. 1	10. 3		10. 1	10. 2	10. 1	10. 1	10. 4	
		10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 18	
		10. 1	10. 5	10. 1	10. 1	10. 4	10. 1	10. 6	10. 1	11. 1	1. 1	
		10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 2	10. 1	10. 6	10. 1	10. 5	1. 1
		10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 6	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 2
		10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	11. 1
		10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 3	10. 1	10. 5	10. 6	10. 13	12. 1
		10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 2	10. 5	10. 6	10. 12	11. 17
C ラ ン ク	大 分 熊 本 山 形 佐 賀 長 崎 岩 手 高 知 鳥 取 秋 田 鹿 島 宮 崎 青 森 沖 縄	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 6	10. 5	10. 6	10. 5	1. 1	
		10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 8	10. 5	1. 1	
		10. 7	10. 6	10. 1	10. 1	10. 3	10. 2	10. 6	10. 14	10. 19	12. 23	
		10. 2	10. 6	10. 4	10. 4	10. 2	10. 6	10. 2	10. 14	10. 17	11. 21	
		10. 6	10. 6	10. 6	10. 3	10. 3	10. 2	10. 8	10. 13	10. 12	12. 1	
		10. 5	10. 1	10. 1	10. 4	10. 3	10. 2	10. 20	10. 4	10. 27	12. 1	
		10. 16	10. 13	10. 5	10. 5	10. 3	10. 2	10. 9	10. 8	10. 9	12. 1	
		10. 12	10. 6	10. 5	10. 5	10. 2	10. 6	10. 6	10. 5	10. 5	10. 4	
		10. 6	10. 1	10. 1	10. 3	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	3. 31	
		10. 1	10. 1	10. 1	10. 3	10. 3	10. 2	10. 6	10. 6	10. 5	11. 1	
		10. 1	10. 6	10. 5	10. 4	10. 3	10. 6	10. 6	10. 6	10. 5	11. 16	
		10. 20	10. 6	10. 4	10. 4	10. 3	10. 6	10. 5	10. 7	10. 5	11. 21	
		10. 1	10. 1	10. 3	10. 3	10. 3	10. 8	10. 6	10. 8	10. 9	12. 1	

(4) 加重平均額と引上げ率の推移（全国・ランク別）

（単位：円）

	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
全 国	823 (3.1)	848 (3.0)	874 (3.1)	901 (3.1)	902 (0.1)	930 (3.1)	961 (3.3)	1,004 (4.5)	1,055 (5.1)	1,121 (6.3)
Aランク	900 (2.9)	920 (2.2)	947 (2.9)	975 (3.0)	976 (0.1)	1,004 (2.9)	1,035 (3.1)	1,077 (4.1)	1,127 (4.6)	1,190 (5.6)
Bランク	806 (3.2)	821 (1.9)	847 (3.2)	874 (3.2)	875 (0.1)	903 (3.2)	935 (3.5)	953 (4.5)	1,004 (5.4)	1,070 (6.6)
Cランク	764 (3.0)	787 (3.0)	812 (3.2)	838 (3.2)	839 (0.1)	867 (3.3)	897 (3.5)	898 (5.3)	953 (6.1)	1,029 (8.0)
Dランク	717 (3.2)	739 (3.1)	763 (3.2)	791 (3.7)	793 (0.3)	822 (3.7)	854 (3.9)	— —	— —	— —

（注） 1 金額は適用労働者数による加重平均時間額である。

2 （ ）内は引上げ率（％）を示す。

3 各ランクは、各年度における適用ランクである。

4 2017年度はランク区分の入替え（埼玉B→A、山梨C→B、徳島D→C）があったため、引上げ率等の比較には注意が必要。

5 2023年度より3ランクとなっている。2023年度のランク別引上げ率は、ランク区分の入替え後の金額に対するもの。

(5) 最高額と最低額及び格差の推移

	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
① 最高額 (円)	932 東 京	958 東 京	985 東 京	1,013 東京	1,013 東 京	1,041 東 京	1,072 東 京	1,113 東 京	1,163 東 京	1,226 東 京
② 最低額 (円)	714 宮崎 沖縄	737 高知 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島 沖縄	761 鹿児島	790 青森 岩手 秋田 山形 鳥取 島根 愛媛 高知 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島 沖縄	792 秋田 鳥取 島根 高知 佐賀 大分 沖縄	820 高知 沖縄	853 青森 秋田 愛媛 高知 佐賀 長崎 熊本 宮崎 鹿児島 沖縄	893 岩手	951 秋田	1,023 高知 宮崎 沖縄
格差 ②／①×100	76.6	76.9	77.3	78.0	78.2	78.8	79.6	80.2	81.8	83.4

(6) 地域別最低賃金引上げ率の推移

(単位：％)

2024年度 ランク	都道府県	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
A ラン ク	東 京	2.8	2.8	2.8	2.8	0.0	2.8	3.0	3.8	4.5	5.4
	神奈川	2.8	2.8	2.8	2.8	0.1	2.8	3.0	3.8	4.5	5.4
	大 阪	2.9	2.9	3.0	3.0	0.0	2.9	3.1	4.0	4.7	5.7
	愛 知	3.0	3.1	3.1	3.1	0.1	3.0	3.2	4.2	4.9	5.8
	埼 玉	3.0	3.1	3.1	3.1	0.2	3.0	3.2	4.2	4.9	5.8
	千 葉	3.1	3.1	3.1	3.1	0.2	3.0	3.3	4.3	4.9	5.9
B ラン ク	兵 庫	3.1	3.1	3.2	3.2	0.1	3.1	3.4	4.3	5.1	6.1
	京 都	3.0	3.0	3.0	3.1	0.0	3.1	3.3	4.1	5.0	6.0
	茨 城	3.2	3.2	3.3	3.3	0.2	3.3	3.6	4.6	5.5	6.9
	静 岡	3.1	3.1	3.1	3.1	0.0	3.2	3.4	4.2	5.1	6.1
	富 山	3.2	3.2	3.3	3.3	0.1	3.3	3.5	4.4	5.3	6.4
	広 島	3.1	3.2	3.2	3.2	0.0	3.2	3.4	4.3	5.2	6.4
	滋 賀	3.1	3.2	3.2	3.2	0.2	3.2	3.5	4.3	5.2	6.2
	栃 木	3.2	3.2	3.3	3.3	0.1	3.3	3.5	4.5	5.2	6.4
	群 馬	3.0	3.2	3.3	3.2	0.2	3.3	3.5	4.5	5.3	7.9
	宮 城	3.0	3.2	3.4	3.3	0.1	3.4	3.5	4.5	5.4	6.7
	山 梨	3.0	3.3	3.3	3.3	0.1	3.3	3.7	4.5	5.3	6.5
	三 重	3.1	3.1	3.2	3.2	0.1	3.2	3.4	4.3	5.1	6.3
	石 川	3.0	3.2	3.2	3.2	0.1	3.4	3.5	4.7	5.5	7.1
	福 岡	3.0	3.1	3.2	3.3	0.1	3.3	3.4	4.6	5.4	6.6
	香 川	3.2	3.2	3.4	3.3	0.2	3.4	3.5	4.6	5.7	6.8
	岡 山	3.0	3.2	3.3	3.2	0.1	3.4	3.5	4.5	5.4	6.6
	福 井	3.0	3.2	3.2	3.2	0.1	3.4	3.5	4.8	5.7	7.0
	奈 良	3.0	3.1	3.2	3.2	0.1	3.3	3.5	4.5	5.3	6.6
	山 口	3.0	3.2	3.2	3.4	0.0	3.4	3.6	4.5	5.5	6.5
	長 野	3.2	3.2	3.3	3.3	0.1	3.3	3.5	4.4	5.3	6.3
	北海道	2.9	3.1	3.1	3.1	0.0	3.3	3.5	4.3	5.2	6.4
	岐 阜	2.9	3.1	3.1	3.2	0.1	3.3	3.4	4.4	5.4	6.4
	徳 島	3.0	3.4	3.5	3.5	0.4	3.5	3.8	4.8	9.4	6.7
	福 島	3.0	3.0	3.2	3.4	0.3	3.5	3.6	4.9	6.1	8.2
	新 潟	3.0	3.3	3.2	3.4	0.1	3.4	3.6	4.6	5.8	6.6
	和歌山	3.0	3.2	3.3	3.4	0.1	3.4	3.5	4.5	5.5	6.6
	愛 媛	3.0	3.1	3.4	3.4	0.4	3.5	3.9	5.2	6.6	8.1
	島 根	3.2	3.1	3.2	3.4	0.3	4.0	4.0	5.5	6.4	7.4
C ラン ク	大 分	3.0	3.1	3.4	3.7	0.3	3.8	3.9	5.3	6.1	8.5
	熊 本	3.0	3.1	3.4	3.7	0.4	3.5	3.9	5.3	6.0	8.6
	山 形	3.0	3.1	3.2	3.5	0.4	3.7	3.9	5.4	6.1	8.1
	佐 賀	3.0	3.1	3.4	3.7	0.3	3.7	3.9	5.5	6.2	7.7
	長 崎	3.0	3.1	3.4	3.7	0.4	3.5	3.9	5.3	6.1	8.2
	岩 手	3.0	3.1	3.3	3.7	0.4	3.5	4.0	4.6	6.6	8.3
	高 知	3.2	3.1	3.4	3.7	0.3	3.5	4.0	5.2	6.1	7.5
	鳥 取	3.2	3.2	3.3	3.7	0.3	3.7	4.0	5.4	6.3	7.6
	秋 田	3.0	3.1	3.3	3.7	0.3	3.8	3.8	5.2	6.0	8.4
	鹿 児 島	3.0	3.1	3.3	3.8	0.4	3.5	3.9	5.2	6.2	7.7
	宮 崎	3.0	3.2	3.4	3.7	0.4	3.5	3.9	5.2	6.1	7.5
	青 森	3.0	3.1	3.3	3.7	0.4	3.7	3.8	5.3	6.1	8.0
	沖 縄	3.0	3.2	3.4	3.7	0.3	3.5	4.0	5.0	6.3	7.5

2 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果

(1) 監督指導結果の推移（全国計、暦年、法違反の状況等）

	法違反の状況			法違反事業場の認識状況（％）			最賃未満労働者の状況		
	監督実施事業場数	最賃支払義務違反事業場数	違反率（％）	適用される最賃額を知っている	金額は知らないが、最賃が適用されることを知っている	最賃が適用されることを知らなかった	監督実施事業場の労働者数	最低賃金未満労働者数	最低賃金未満労働者数の比率（％）
2016 年	12,925	1,715	13.3	39.4	51.7	8.9	166,570	5,590	3.4
2017 年	15,413	2,166	14.1	41.8	52.3	5.9	196,039	6,853	3.5
2018 年	15,602	1,985	12.7	47.3	48.2	4.6	195,606	6,386	3.3
2019 年	15,671	2,145	13.7	52.4	42.6	5.0	198,108	7,213	3.6
2020 年	15,600	2,080	13.3	55.9	38.6	5.5	185,239	5,910	3.2
2021 年	9,308※	751	8.1	53.0	41.0	6.0	96,730	1,680	1.7
2022 年	14,965	1,607	10.7	56.2	36.7	7.1	164,525	4,389	2.7
2023 年	15,105	1,558	10.3	59.6	35.2	5.2	163,175	3,786	2.3
2024 年	15,485	1,633	10.5	61.9	32.2	5.9	173,558	4,053	2.3
2025 年	20,281	2,034	10.0	64.7	30.0	5.4	220,060	4,756	2.2
2026 年	20,685	2,063	10.0	69.8	25.4	4.8	223,187	5,021	2.2

（注）各年とも1月～3月の結果である。

※ 2021年は、緊急事態宣言等が発出されたことに伴い、申告や労働者からの相談等に基づく事案など緊急性があると考えられるものを除き、上記監督の実施を一部延期した。

(2) 業種別法違反の状況（2026年1月～3月、全国計）

業 種	合計			地域別最低賃金適用事業場			特定最低賃金適用事業場		
	監督実施 事業場数	違反 事業場数	違反率%	監督実施 事業場数	違反 事業場数	違反率%	監督実施 事業場数	違反 事業場数	違反率%
01 製造業	4,607	484	10.5%	4,309	436	10.1%	298	48	16.1%
01 食料品製造業	1,351	138	10.2%	1,349	138	10.2%	2	0	0.0%
02 繊維工業	257	26	10.1%	257	26	10.1%	0	0	-
03 衣服その他の繊維製品製造業	217	18	8.3%	217	18	8.3%	0	0	-
04 木材・木製品製造業	87	7	8.0%	87	7	8.0%	0	0	-
05 家具・装備品製造業	72	4	5.6%	72	4	5.6%	0	0	-
06 パルプ・紙・紙加工品製造業	122	17	13.9%	122	17	13.9%	0	0	-
07 印刷・製本業	249	25	10.0%	249	25	10.0%	0	0	-
08 化学工業	305	43	14.1%	304	43	14.1%	1	0	0.0%
09 窯業土石製品製造業	84	12	14.3%	83	11	13.3%	1	1	100.0%
10 鉄鋼業	30	3	10.0%	13	0	0.0%	17	3	17.6%
11 非鉄金属製造業	27	3	11.1%	7	1	14.3%	20	2	10.0%
12 金属製品製造業	382	36	9.4%	367	34	9.3%	15	2	13.3%
13 一般機械器具製造業	242	23	9.5%	160	12	7.5%	82	11	13.4%
14 電気機械器具製造業	303	39	12.9%	212	20	9.4%	91	19	20.9%
15 輸送用機械等製造業	110	14	12.7%	50	5	10.0%	60	9	15.0%
16 電気・ガス・水道業	13	0	0.0%	13	0	0.0%	0	0	-
17 その他の製造業	756	76	10.1%	747	75	10.0%	9	1	11.1%
02 鉱業	9	1	11.1%	9	1	11.1%	0	0	-
03 建設業	377	37	9.8%	377	37	9.8%	0	0	-
01 土木工事業	72	8	11.1%	72	8	11.1%	0	0	-
02 建築工事業	172	18	10.5%	172	18	10.5%	0	0	-
03 その他の建設業	133	11	8.3%	133	11	8.3%	0	0	-
04 運輸交通業	69	10	14.5%	69	10	14.5%	0	0	-
02 道路旅客運送業	17	2	11.8%	17	2	11.8%	0	0	-
03 道路貨物運送業	50	8	16.0%	50	8	16.0%	0	0	-
04 その他の運輸交通業	1	0	0.0%	1	0	0.0%	0	0	-
05 貨物取扱業	11	0	0.0%	11	0	0.0%	0	0	-
1号～5号 計	5,073	532	10.5%	4,775	484	10.1%	298	48	16.1%
06 農林業	187	22	11.8%	187	22	11.8%	0	0	-
01 農業	183	22	12.0%	183	22	12.0%	0	0	-
02 林業	4	0	0.0%	4	0	0.0%	0	0	-
07 畜産・水産業	44	8	18.2%	44	8	18.2%	0	0	-
01 畜産業	31	6	19.4%	31	6	19.4%	0	0	-
02 水産業	13	2	15.4%	13	2	15.4%	0	0	-
08 商業	8,459	812	9.6%	8,393	802	9.6%	66	10	15.2%
01 卸売業	2,005	167	8.3%	2,004	167	8.3%	1	0	0.0%
02 小売業	5,169	533	10.3%	5,105	524	10.3%	64	9	14.1%
03 理美容業	1,070	96	9.0%	1,070	96	9.0%	0	0	-
04 その他の商業	215	16	7.4%	214	15	7.0%	1	1	100.0%
09 金融・広告業	83	8	9.6%	83	8	9.6%	0	0	-
01 金融業	10	1	10.0%	10	1	10.0%	0	0	-
02 広告・あつせん業	73	7	9.6%	73	7	9.6%	0	0	-
10 映画・演劇業	11	2	18.2%	11	2	18.2%	0	0	-
11 通信業	9	2	22.2%	9	2	22.2%	0	0	-
12 教育・研究業	185	17	9.2%	185	17	9.2%	0	0	-
13 保健衛生業	1,791	174	9.7%	1,791	174	9.7%	0	0	-
01 医療保健業	423	42	9.9%	423	42	9.9%	0	0	-
02 社会福祉施設	1,303	123	9.4%	1,303	123	9.4%	0	0	-
03 その他の保健衛生業	65	9	13.8%	65	9	13.8%	0	0	-
14 接客娯楽業	3,850	402	10.4%	3,850	402	10.4%	0	0	-
01 旅館業	536	51	9.5%	536	51	9.5%	0	0	-
02 飲食店	3,148	335	10.6%	3,148	335	10.6%	0	0	-
03 その他の接客娯楽業	166	16	9.6%	166	16	9.6%	0	0	-
15 清掃・と畜業	383	30	7.8%	383	30	7.8%	0	0	-
16 官公署	2	0	0.0%	2	0	0.0%	0	0	-
17 その他の事業	608	54	8.9%	607	53	8.7%	1	1	100.0%
01 派遣業	30	4	13.3%	29	3	10.3%	1	1	100.0%
02 その他の事業	578	50	8.7%	578	50	8.7%	0	0	0.0%
6号～17号 計	15,612	1,531	9.8%	15,545	1,520	9.8%	67	11	16.4%
合計	20,685	2,063	10.0%	20,320	2,004	9.9%	365	59	16.2%



足下の経済状況等に関する補足資料

内閣府「月例経済報告」における日本経済の基調判断（2026年1月～5月）

- 2026年5月の月例経済報告では、「景気は、緩やかに回復しているが、中東情勢の影響を注視する必要がある。先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるものの、中東情勢の影響を注視する必要がある。また、金融資本市場の変動の影響などに注意する必要がある。」とされている。

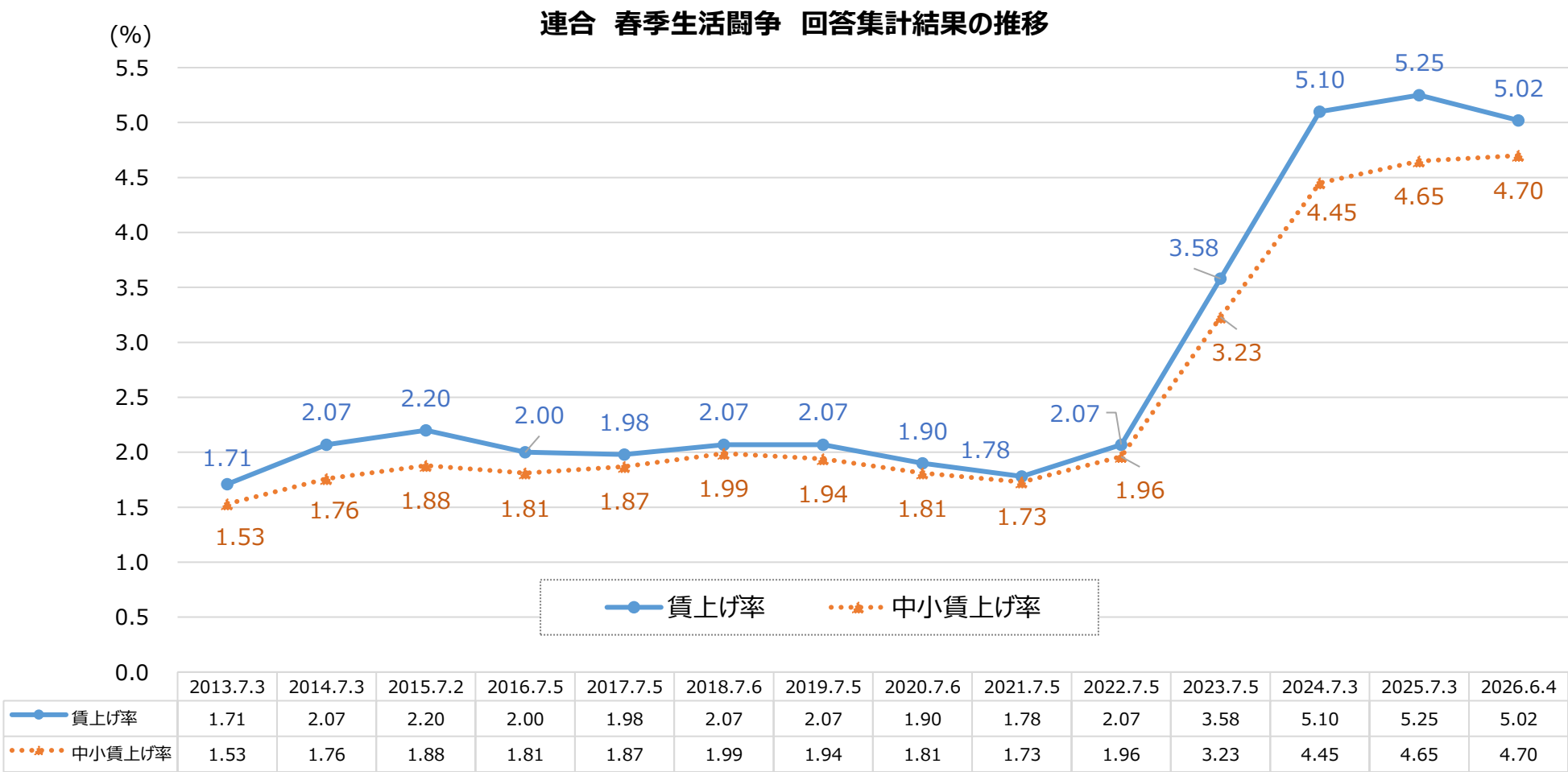
	基調判断(現状)	基調判断(先行き)	雇用情勢	消費者物価
1 月月例	景気は、米国の通商政策による影響が自動車産業を中心にみられるものの、緩やかに回復している。	先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待される。ただし、今後の物価動向や米国の通商政策をめぐる動向などの景気を下押しするリスクに留意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要がある。	改善の動きがみられる	上昇している
2 月月例	景気は、米国の通商政策の影響が残るものの、緩やかに回復している。	先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待される。ただし、今後の物価動向や米国の通商政策をめぐる動向などの景気を下押しするリスクに留意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要がある。	改善の動きがみられる	このところ上昇テンポが緩やかになっている
3 月月例	景気は、緩やかに回復しているが、中東情勢の影響を注視する必要がある。	先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるものの、中東情勢の影響を注視する必要がある。また、金融資本市場の変動の影響や米国の通商政策をめぐる動向などに注意する必要がある。	改善の動きがみられる	このところ緩やかに上昇している
4 月月例	景気は、緩やかに回復しているが、中東情勢の影響を注視する必要がある。	先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるものの、中東情勢の影響を注視する必要がある。また、金融資本市場の変動の影響や米国の通商政策をめぐる動向などに注意する必要がある。	改善の動きがみられる	このところ緩やかに上昇している
5 月月例	景気は、緩やかに回復しているが、中東情勢の影響を注視する必要がある。	先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるものの、中東情勢の影響を注視する必要がある。また、金融資本市場の変動の影響などに注意する必要がある。	改善の動きがみられる	緩やかに上昇している

（資料出所）内閣府「月例経済報告」をもとに厚生労働省労働基準局において作成。

（注）下線は前月からの主な変更点

連合 春季賃上げ妥結状況

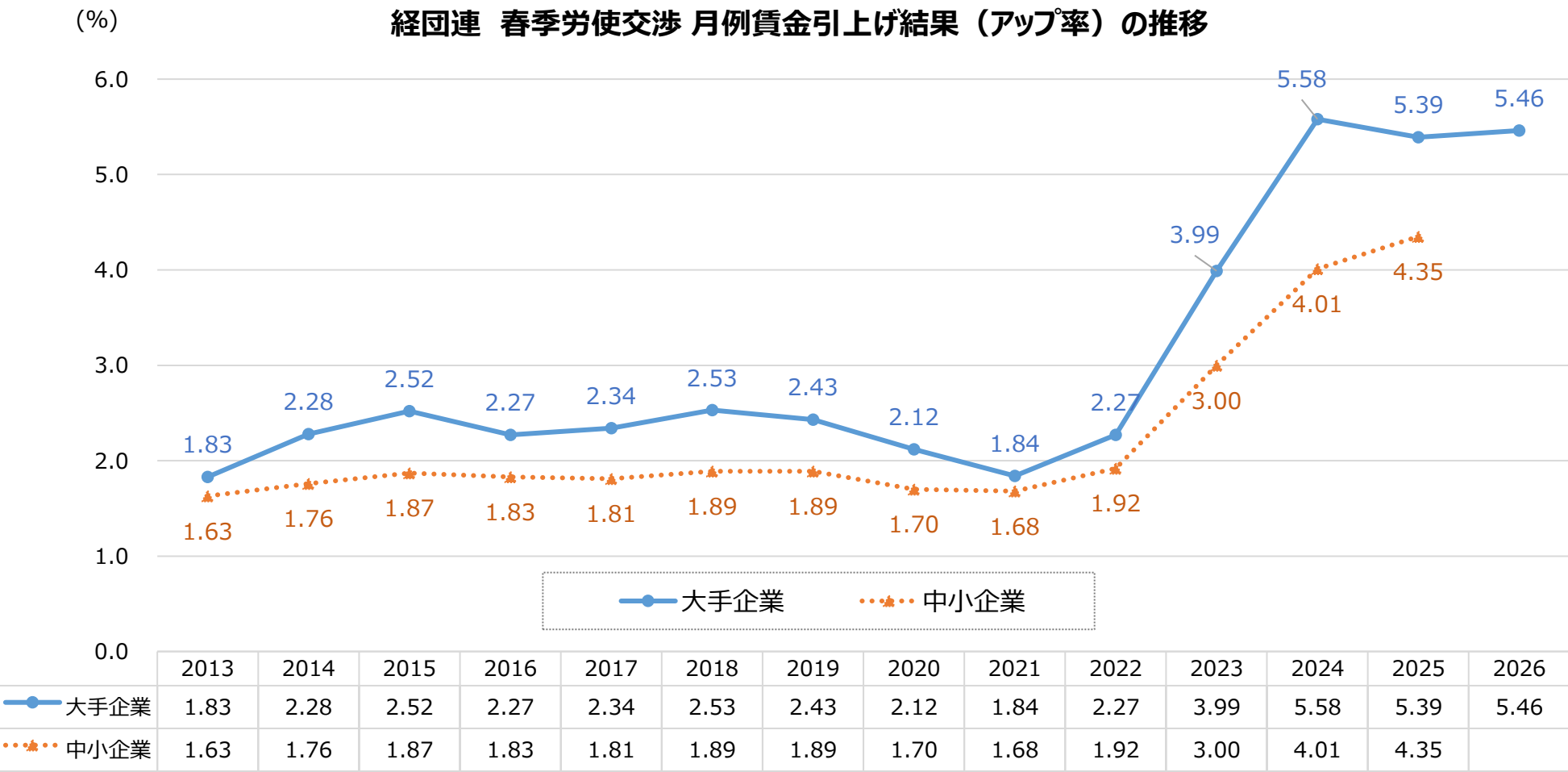
○ 連合の春闘第 6 回回答集計結果（6 月 4 日公表）では、全体の賃上げ率は5.02%（中小4.70%）となっており、5 %台の高い水準。中小は比較可能な2013年以降で最も高い。



（資料出所）連合「2026春季生活闘争第 6 回回答集計結果」（2026年 6 月 4 日）をもとに厚生労働省労働基準局において作成
（注）各年データは平均賃金方式（加重平均）による定昇相当込み賃上げ率。2025年までは最終集計結果、2026年は第 6 回集計結果。

経団連 春季賃上げ妥結状況

○ 2026年の経団連 春季労使交渉月例賃金引上げ結果では、アップ率は大手企業5.46%（第1回集計）となっている。



（資料出所）経団連「春季労使交渉・大手企業業種別妥結結果」「春季労使交渉・中小企業業種別妥結結果」「2026年春季労使交渉・大手企業業種別回答状況」をもとに、厚生労働省労働基準局において作成。

（注）2025年までは最終集計結果、2026年は第1回集計結果

66

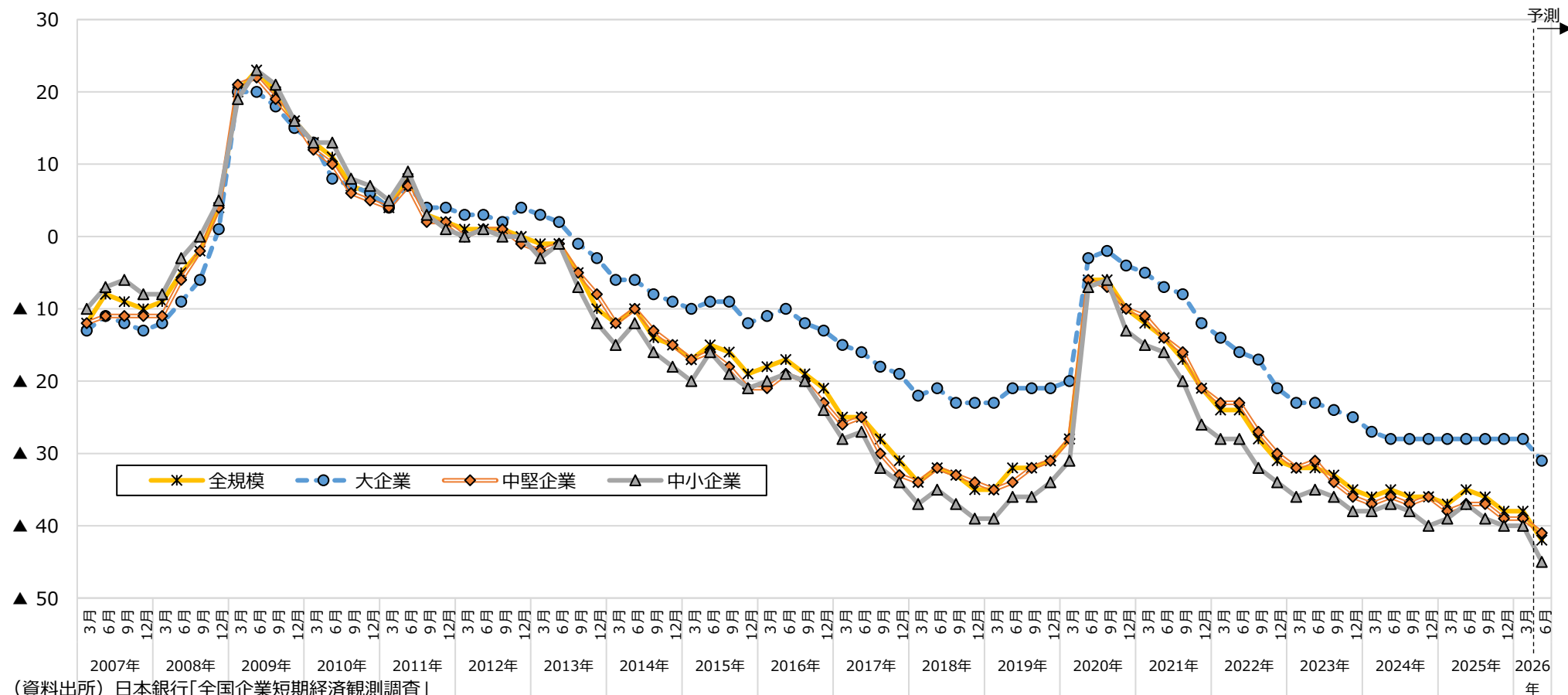
4

雇用人員判断D.Iの推移（過剰-不足）

- 2020年9月以降人手不足感が強まり続けており、中堅企業・中小企業については大企業以上に人手不足感が高まっている。

雇用人員判断D.Iの推移（過剰-不足）

(%ポイント)



(資料出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

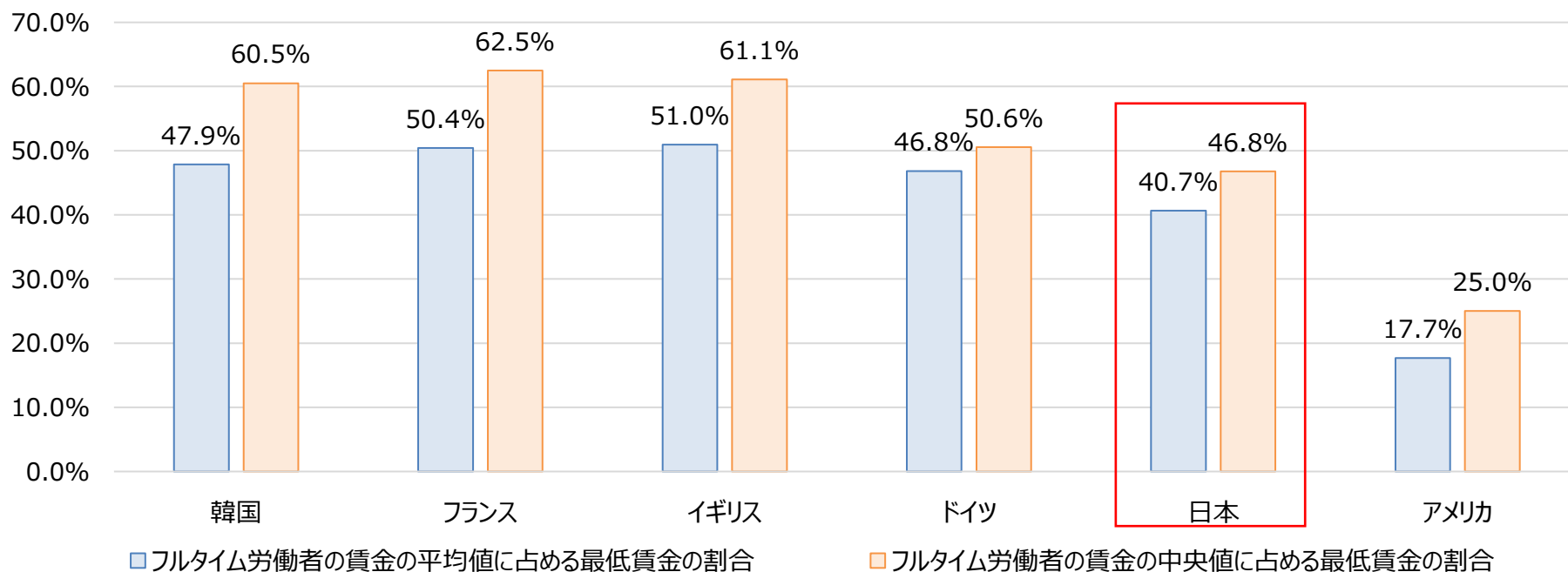
(注) 1. 全産業の数値。

2. 大企業：資本金10億円以上、中堅企業：資本金1億円以上10億円未満、中小企業：資本金2千万円以上1億円未満。

フルタイム労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合の国際比較

- 最低賃金の水準の国際比較に当たって、OECDでは、「フルタイム労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合」を公表しているが、平均値・中央値いずれで見ても、イギリス・ドイツ・フランス・韓国よりも低い水準となっている。

フルタイム労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合（2024年）



（資料出所） OECD Data Explorer “Minimum relative to average wages of full-time workers”

（注1）各国で最低賃金の適用対象等が異なるため（たとえば英仏独では若年者等は適用除外等の措置が取られている一方、日本は全労働者が適用対象）、単純比較はできないことに留意が必要。

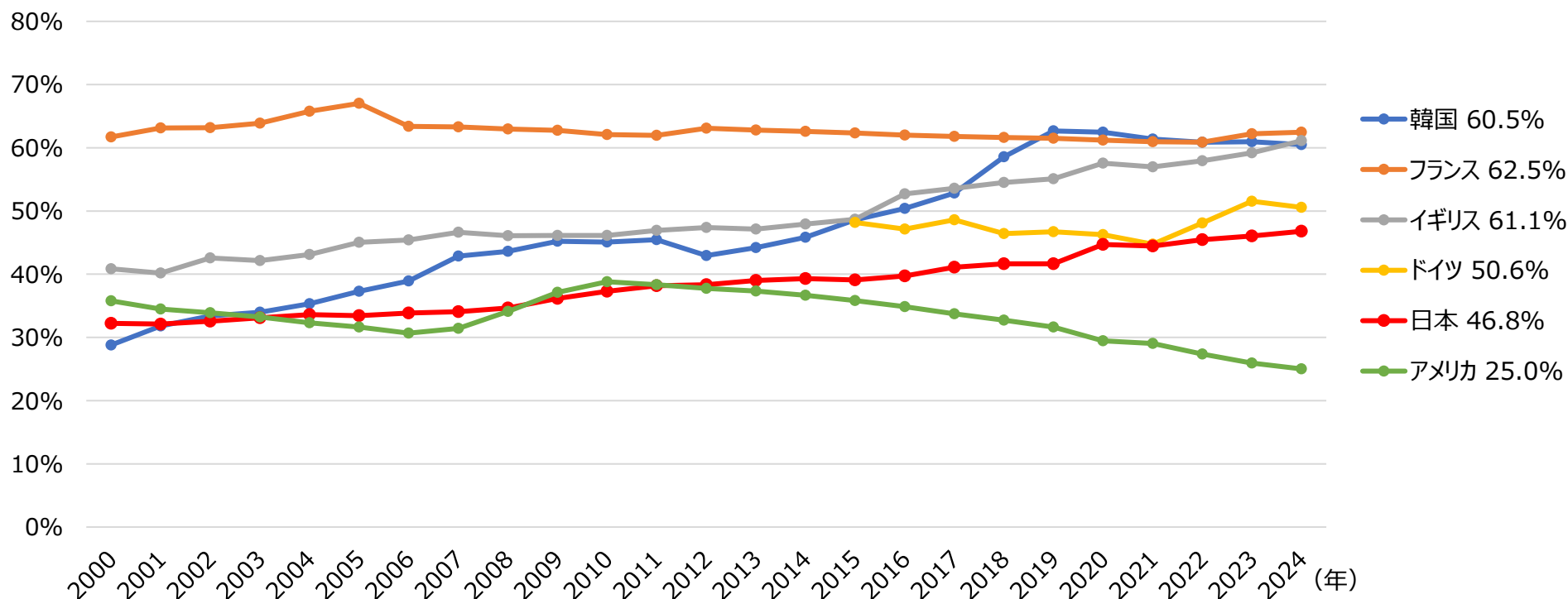
（注2）アメリカは連邦法の最低賃金額であり、州等によっては連邦最低賃金より高い州別最低賃金を定めている州もあることに留意が必要。

（注3）OECD Data Explorerの注釈では、フルタイム労働者の賃金の「中央値」の方が賃金の「平均値」よりも、国毎の賃金のばらつきの違いを考慮できるため、国際比較には適しているとしている。

フルタイム労働者の賃金の中央値に占める最低賃金の割合（時系列・国際比較）

- フルタイム労働者の賃金の中央値に占める最低賃金の割合を時系列で見ると、直近ではフランス・アメリカ・韓国は横ばい又は低下傾向である一方、イギリス・ドイツ・日本は上昇傾向にある。

フルタイム労働者の賃金中央値に占める最低賃金の割合（時系列）



（資料出所）O E C D Data Explorer “Minimum relative to average wages of full-time workers”

（注 1）各国で最低賃金の適用対象等が異なるため（たとえば英仏独では若年者等は適用除外である一方、日本は全労働者が適用対象）、単純比較はできないことに留意が必要。

（注 2）アメリカは、連邦最低賃金であり、州等によっては連邦最低賃金より高い最低賃金を定めているところもある。

（注 3）ドイツの最低賃金制度の導入は2015年。

諸外国の最低賃金制度（適用除外、減額措置）

	イギリス	フランス	ドイツ	アメリカ	韓国	（参考）日本
根拠法・導入年	全国最低賃金法 （1998年）	労働法典 （L3231-1以下） （1950年）	最低賃金法 （MiLoG） （2015年）	公正労働基準法 （FLSA） （1938年） ※州別最賃は各州法	最低賃金法 （1988年）	最低賃金法 （1959年）
設定方式	全国一律	全国一律	全国一律 ※ただし、産別最賃が法定最賃を上回る場合は産別最賃が適用	全国一律（連邦最低賃金） 地域別（州・市・郡最低賃金） ※併用	全国一律	地域別最低賃金 ※ただし、特定最賃が地域別最賃を上回る場合は特定最賃が適用
適用除外	○高等教育のコース等での就業体験、就学義務年齢（通常16歳）に満たない労働者 等	○労働時間を把握することができない労働者（訪問販売員などの一部）	○職業訓練を修了していない未成年者（18歳未満） ○職業訓練実習生の一部 ○長期失業者の就職時（開始から6か月） 等	【連邦最低賃金】 ○管理職、専門職等 ○小規模企業従業員 等 【州別等最低賃金】 ○州により異なる	○精神又は身体の障害により労働能力が著しく低い者や最低賃金を適用することが適当でないと認められる者に該当し、雇用労働部長官の認可を受けた者	・なし
減額措置	【全国最低賃金】 ○18～20歳：10.85ポンド ○16～17歳：8ポンド ○見習訓練生：8ポンド ※ 21歳以上を対象とした「全国生活賃金」より減額された最低賃金額 ※ 若年層向け（18歳以上）の額は、成人向けの額との将来的な統合が予定されている。	（未成年） ○17歳：10%減 ○16歳以下：20%減 （熟練化契約） ○年齢により30～45%減 （見習訓練契約） ○年齢と契約経過年数により22～73%減	—	【連邦最低賃金】 ○20歳未満の労働者（雇い始めから90日間は4.25ドル） ○障害者（連邦労働省賃金・労働時間局の承認が必要） ○学生の一部 ○習慣的に月30ドルを超えるチップを得る従業員 【州別等最低賃金】 ○州等により異なる	○修習・試用期間中の者（修習開始から3か月。1年未満の契約労働者除く）： 最低賃金額（時給額）から10%減額	【減額特例】 都道府県労働局長の許可を受けることにより減額適用。 ○精神または身体の障害により著しく労働能力の低い者 ○試の使用期間中の者 ○基礎的な技能等を内容とする認定職業訓練を受ける者のうち一定の者 ○軽易な業務に従事する者及び断続的労働に従事する者
（参考）最低賃金額	【全国生活賃金】 12.71ポンド ※2026年4月1日発効 ※成人向け「全国生活賃金」の額	12.31ユーロ ※2026年6月1日発効	13.90ユーロ ※2026年1月1日発効	【連邦最低賃金】 7.25ドル ※2009年7月24日発効 【州別等最低賃金】 州等により異なる	10,320ウォン ※2026年1月1日発効	1,121円 ※全国加重平均 ※2025年10月～2026年3月発効 70

欧州連合（E U）の最低賃金に関する指令（2022年10月成立）

最低賃金制度や労働協約を通じて設定される賃金の最低基準について、各加盟国の慣行を尊重しつつ、適正な水準の目安となる指標の設定や、水準の決定などにおける労使の参加、また労働協約や法定最低賃金による保護の状況に関するデータの収集・報告などを求めることで、水準の引き上げや適用拡大に向けた取り組みの促進をはかる内容

【労使交渉を通じた賃金決定を重視】

労使交渉を通じた賃金決定を重視する方針を明確に示している(4条)。

【賃金の中央値の60%などを目安に】

法定最低賃金制度を有する加盟国は、最低賃金額の設定・改定手続きの確立とともに、適切な水準への設定・改定のための基準を設定しなければならない(5条)。また、各国には適正さを評価するための目安となる額を設定することが求められる。指令は、使用可能な指標として、統計上の税引き前賃金の中央値の60%、平均値の50%、その他各国で使用している目安となる額などを挙げている。

各国は、少なくとも2年に1度(物価連動型を採用している場合は4年に1度)の最低賃金額の改定のほか、制度を所管する組織に対して各種の提言を行う専門機関を設置することが求められる。加えて、異なるグループ毎の最低賃金額の設定や、一部の労働者に減額を適用する場合、それらが差別的でないことや、目的に照らして相応でなければならない(6条)。

【労使の参加】

意思決定プロセス全般で労使参加を得るための措置を講じなければならない(7条)。また、労働基準監督官または最低賃金制度の執行機関による管理・検査、等に取り組むことを求めている(8条)。

【保護状況に関するデータ収集・報告】

各国には最低賃金(法定最低賃金及び労働協約による最低基準)による保護状況に関するデータ収集のための措置を講じ、収集したデータや情報を、2年毎に欧州委に報告することが義務付けられる(10条)。

労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合

- EU指令（適正な最低賃金に関する指令）においては、最低賃金の設定に当たって、賃金総額の中央値の6割や平均値の5割を参照指標として加盟国に示されている。
- 「賃金総額」の考え方は様々にあるが、日本において、労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合は次のとおり。

(単位：%)

	賃金平均値		賃金中央値	
	一般労働者	常用労働者計 (一般＋短時間)	一般労働者	常用労働者計 (一般＋短時間)
所定内給与額 ＋特別給与額	43.1	49.0	51.1	61.4
所定内給与額 ＋超過労働給与額 ＋特別給与額	42.4	48.2	50.0	60.1
(参考) 所定内給与額	53.0	57.9	61.2	69.8

(注1) 令和7年賃金構造基本統計調査の調査票情報を基に労働基準局賃金課で独自集計。5人以上事業所の常用労働者が対象。

(注2) それぞれ、回答のあった労働者の賃金と労働時間を基に時給換算し、2025年秋以降に改定した最低賃金額（全国加重平均）との比率を算出。

(注3) 時給換算に当たっては、

「所定内給与額＋特別給与額」は、所定内給与額を、所定内実労働時間(/月)で除し、「特別給与額」は、特別給与額/12を、所定内実労働時間数(/月)＋超過実労働時間数(/月)で除し、

「所定内給与額＋超過労働給与額＋特別給与額」は、所定内給与額、超過労働給与額及び特別給与額/12を、所定内実労働時間(/月)＋超過実労働時間(/月)で除し、

「所定内給与額」は、所定内実労働時間(/月)で除している。

地域別の状況

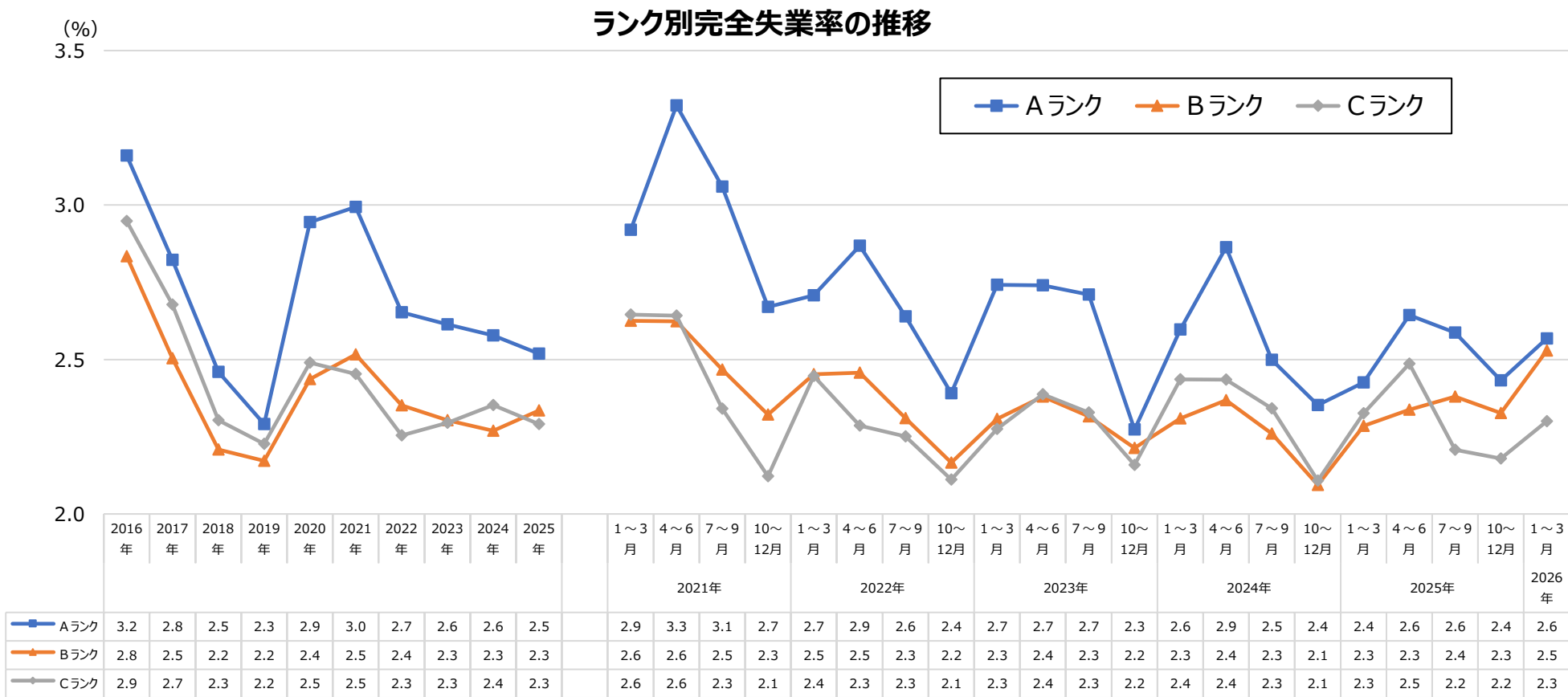
ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

ランク別完全失業率の推移

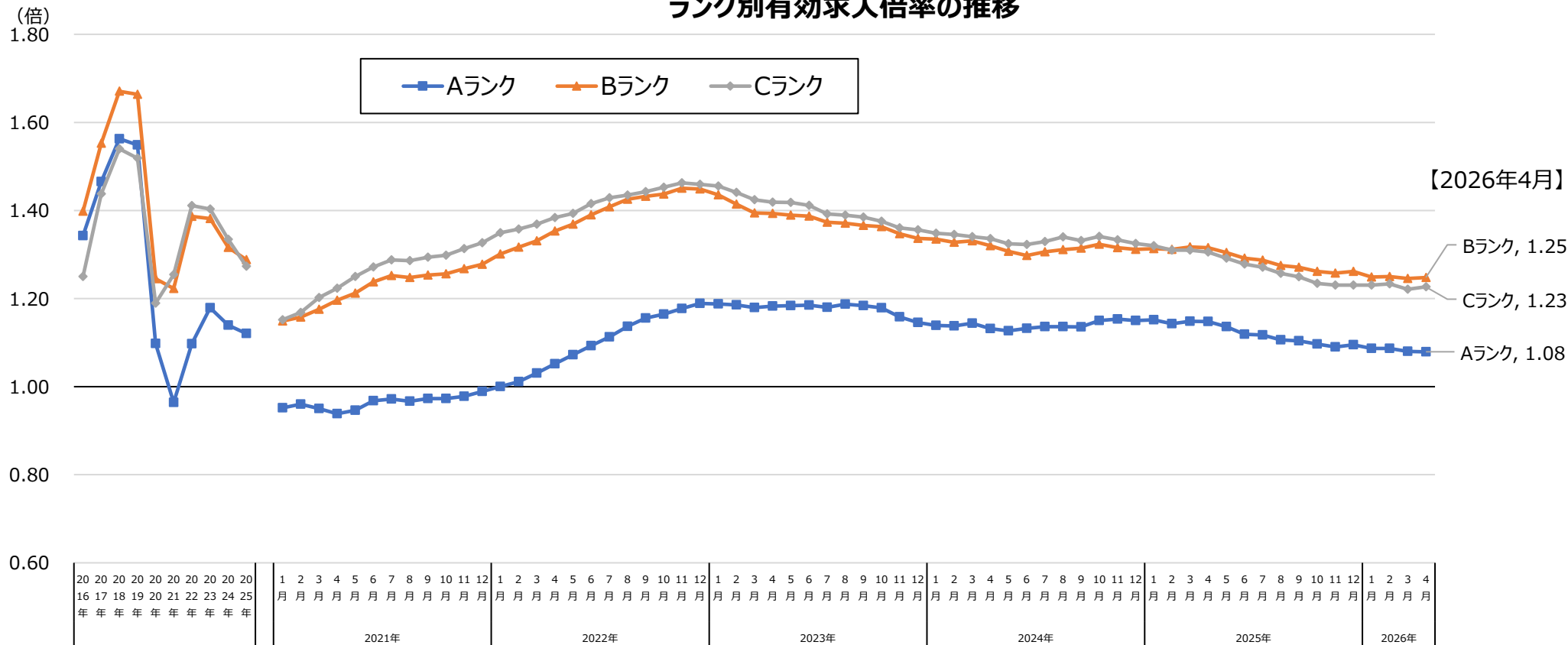
○ ランク別に完全失業率の推移をみると、2020年頃から特に A ランク地域において完全失業率が上昇したが、緩やかに改善し、このところ横ばいである。



(資料出所) 総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。
(注) 1. モデル推計による都道府県別結果。
2. 各ランクに属する都道府県の完全失業者数と労働力人口をそれぞれが合算することにより算出。
3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

リンク別有効求人倍率の推移

- ランク別に有効求人倍率の推移をみると、2020年頃に大きく低下した後、改善が続いたが、足下では微減傾向となっている。



(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。

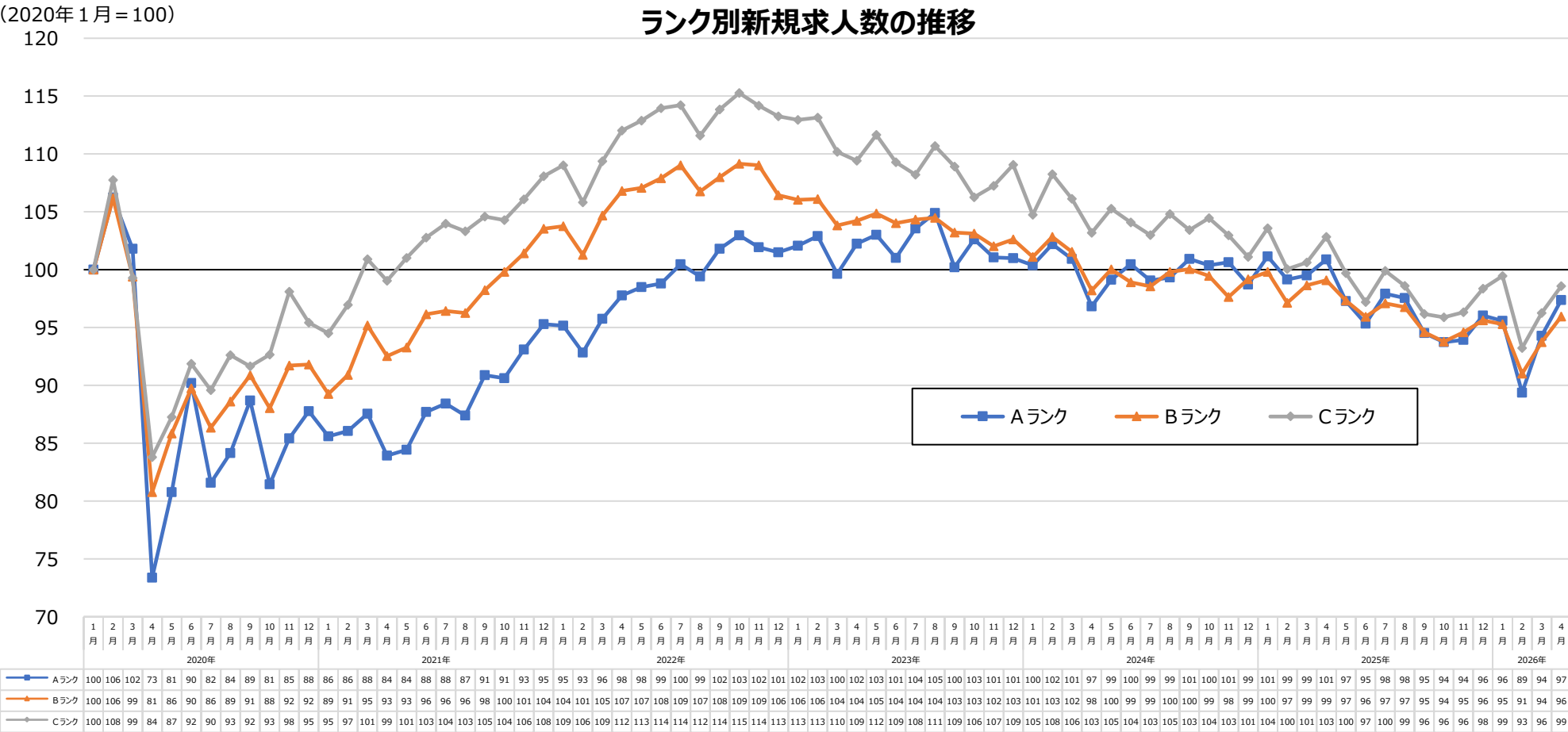
(注) 1. 各ランクに属する都道府県の有効求人数(就業地別)と有効求職者数をそれぞれが合算することにより算出。

2. 月次の数値については、1の計算において、有効求人数と有効求職者数の季節調整値を用いている。

3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

ランク別新規求人数の水準の推移

○ ランク別に新規求人数の水準の推移をみると、2020年4月に大きく減少した後、増加傾向が続いたが、このところ各ランクとも微減傾向。



(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。
(注) 1. 2020年1月の新規求人数(季節調整値)を100とした場合の各月の新規求人数(季節調整値)の水準。
2. 各ランクの新規求人数は、当該ランクに属する都道府県の就業地別新規求人数(季節調整値)を合算して算出。
3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

産業別の状況

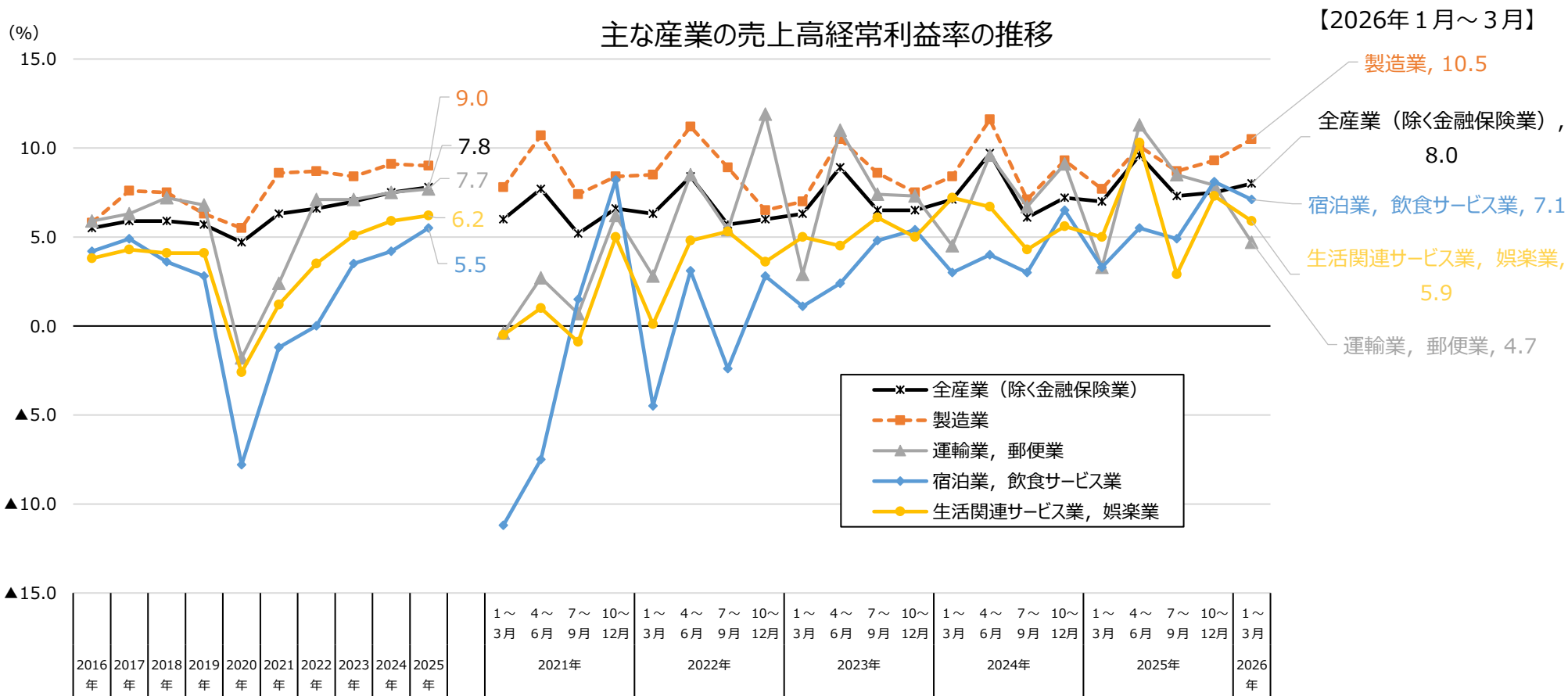
ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

主な産業の売上高経常利益率の推移

○ 主な産業の経常利益率の推移をみると、2020年に一部の産業で大きく低下しているが、その後は、四半期ごとに変動はあるものの、改善傾向で推移している。



（資料出所）財務省「法人企業統計」より作成。
（注）1. 資本金、出資金又は基金1,000万円以上の営利法人等が対象。
2. 暦年の数値は、四半期データを合算して作成。

(参考) 売上高経常利益率の推移 (詳細)

(単位：%)	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021年					2022年					2023年					2024年					2025年					2026 年
						1～3 月	4～6 月	7～9 月	10～ 12月	1～3 月	4～6 月	7～9 月	10～ 12月	1～3 月	4～6 月	7～9 月	10～ 12月	1～3 月	4～6 月	7～9 月	10～ 12月	1～3 月	4～6 月	7～9 月	10～ 12月	1～3 月	4～6 月	7～9 月	10～ 12月	1～3 月	
全産業（除く金融保険業）	5.5	5.9	5.9	5.7	4.7	6.3	6.0	7.7	5.2	6.6	6.6	6.3	8.4	5.7	6.0	7.0	6.3	8.9	6.5	6.5	7.5	7.1	9.7	6.1	7.2	7.8	7.0	9.6	7.3	7.5	8.0
製造業	5.8	7.6	7.5	6.3	5.5	8.6	7.8	10.7	7.4	8.4	8.7	8.5	11.2	8.9	6.5	8.4	7.0	10.5	8.6	7.5	9.1	8.4	11.6	7.1	9.3	9.0	7.7	10.1	8.7	9.3	10.5
非製造業	5.4	5.2	5.2	5.5	4.3	5.4	5.3	6.4	4.2	5.8	5.6	5.4	7.2	4.2	5.8	6.4	6.0	8.2	5.6	6.1	6.8	6.6	8.9	5.7	6.3	7.4	6.8	9.4	6.6	6.7	6.9
農林水産業	5.9	2.7	2.0	3.4	1.2	4.9	6.7	5.9	2.2	4.8	5.9	2.7	7.2	3.2	9.3	6.4	7.1	4.8	4.7	9.7	0.9	2.7	0.0	0.4	0.7	4.9	1.6	6.4	4.1	7.8	7.7
鉱業、採石業、砂利採取業	14.0	21.6	19.9	22.8	8.8	24.7	20.6	28.2	25.1	24.6	32.6	24.4	24.6	29.0	50.1	28.1	23.3	26.5	30.3	32.4	31.9	35.1	30.3	30.6	31.9	20.8	24.7	17.7	25.9	15.8	18.3
建設業	6.4	6.3	5.9	6.0	6.1	6.4	9.8	5.6	4.5	5.2	5.1	7.9	4.4	2.7	4.9	6.7	9.6	6.0	4.9	5.6	6.8	9.9	6.4	3.8	6.3	7.6	11.6	6.0	5.3	6.7	11.0
電気業	4.6	3.2	3.3	4.2	4.2	1.6	▲1.8	10.0	4.4	▲3.5	▲3.7	▲2.5	▲0.3	▲6.0	▲4.8	7.9	4.2	15.3	9.4	4.1	5.6	0.4	11.9	6.0	4.6	6.0	1.7	12.1	7.2	4.1	▲0.2
ガス・熱供給・水道業	6.5	5.2	3.8	5.9	5.4	2.1	4.8	8.5	▲2.3	▲2.7	3.0	8.6	3.4	▲4.9	4.5	7.3	11.2	12.3	1.9	1.3	4.8	3.8	14.3	0.5	0.9	4.3	5.6	8.0	2.0	1.2	4.5
情報通信業	9.2	9.7	10.0	9.7	9.5	10.3	8.5	11.0	8.9	12.8	10.4	9.0	16.1	8.0	9.1	10.7	9.7	14.2	8.8	10.1	10.2	9.7	13.3	9.1	8.6	10.5	9.0	13.7	9.7	9.8	8.8
運輸業、郵便業	5.9	6.3	7.2	6.8	▲1.8	2.4	▲0.4	2.7	0.7	6.2	7.1	2.8	8.5	5.4	11.9	7.1	2.9	11.0	7.4	7.3	7.5	4.5	9.6	6.7	9.1	7.7	3.3	11.3	8.5	7.9	4.7
卸売業・小売業	2.5	2.7	2.8	2.9	2.7	3.2	2.6	3.4	2.9	3.8	3.9	3.3	5.0	3.3	4.0	3.8	3.4	4.8	3.7	3.6	3.9	3.6	4.9	3.3	3.9	3.9	3.7	4.9	3.5	3.7	4.0
不動産業、物品賃貸業	12.2	12.3	12.0	11.6	10.1	11.5	10.8	13.8	10.9	10.5	11.6	11.2	12.3	10.5	12.3	11.4	10.8	12.9	11.5	10.5	12.6	12.6	14.5	12.2	11.4	13.9	13.9	15.3	13.1	13.6	14.9
サービス業	9.8	8.2	8.0	9.1	5.8	9.1	10.1	12.0	4.6	9.3	8.3	9.0	10.9	6.1	7.3	8.7	8.1	11.7	5.8	9.3	10.8	9.8	15.8	8.8	8.9	12.5	9.7	18.3	11.2	10.9	9.8
宿泊業、飲食サービス業	4.2	4.9	3.6	2.8	▲7.8	▲1.2	▲11.2	▲7.5	1.5	8.2	0.0	▲4.5	3.1	▲2.4	2.8	3.5	1.1	2.4	4.8	5.4	4.2	3.0	4.0	3.0	6.5	5.5	3.3	5.5	4.9	8.1	7.1
生活関連サービス業、娯楽業	3.8	4.3	4.1	4.1	▲2.6	1.2	▲0.5	1.0	▲0.9	5.0	3.5	0.1	4.8	5.3	3.6	5.1	5.0	4.5	6.1	5.0	5.9	7.2	6.7	4.3	5.6	6.2	5.0	10.3	2.9	7.3	5.9
学術研究、専門・技術サービス業	22.4	14.4	16.0	19.9	15.9	19.3	23.3	28.4	7.2	15.1	16.5	19.9	20.9	10.0	14.7	17.3	14.8	24.5	7.5	21.1	22.1	18.2	34.8	19.5	15.1	26.9	20.9	38.1	26.5	20.7	17.7
教育、学習支援業	4.7	8.1	7.4	5.6	4.4	7.9	8.1	6.0	11.0	6.5	5.8	5.8	1.3	10.4	5.4	9.4	10.1	4.9	14.0	8.0	7.8	8.1	1.0	12.3	9.4	10.7	11.4	5.9	9.8	15.3	11.8
医療、福祉業	6.8	5.1	4.3	3.8	5.0	4.8	3.5	5.8	4.4	5.2	4.7	3.2	5.2	7.3	3.0	2.0	2.0	3.3	0.8	2.0	5.6	5.1	7.1	4.4	5.9	3.3	4.4	3.4	3.0	2.6	3.2
職業紹介・労働者派遣業	5.1	6.0	5.2	5.3	5.2	6.8	5.8	5.3	6.2	9.4	6.6	6.5	6.5	8.0	5.4	5.7	4.1	9.3	5.8	3.6	5.5	2.5	8.3	4.5	5.9	5.6	3.6	7.9	5.4	5.5	3.4
その他のサービス業	7.1	7.0	6.3	6.9	6.0	7.2	7.7	8.8	5.4	6.9	6.4	7.7	7.8	5.8	4.7	6.3	7.2	8.9	4.8	4.4	7.5	7.7	9.4	5.5	7.2	6.3	6.1	8.2	5.0	6.2	7.3

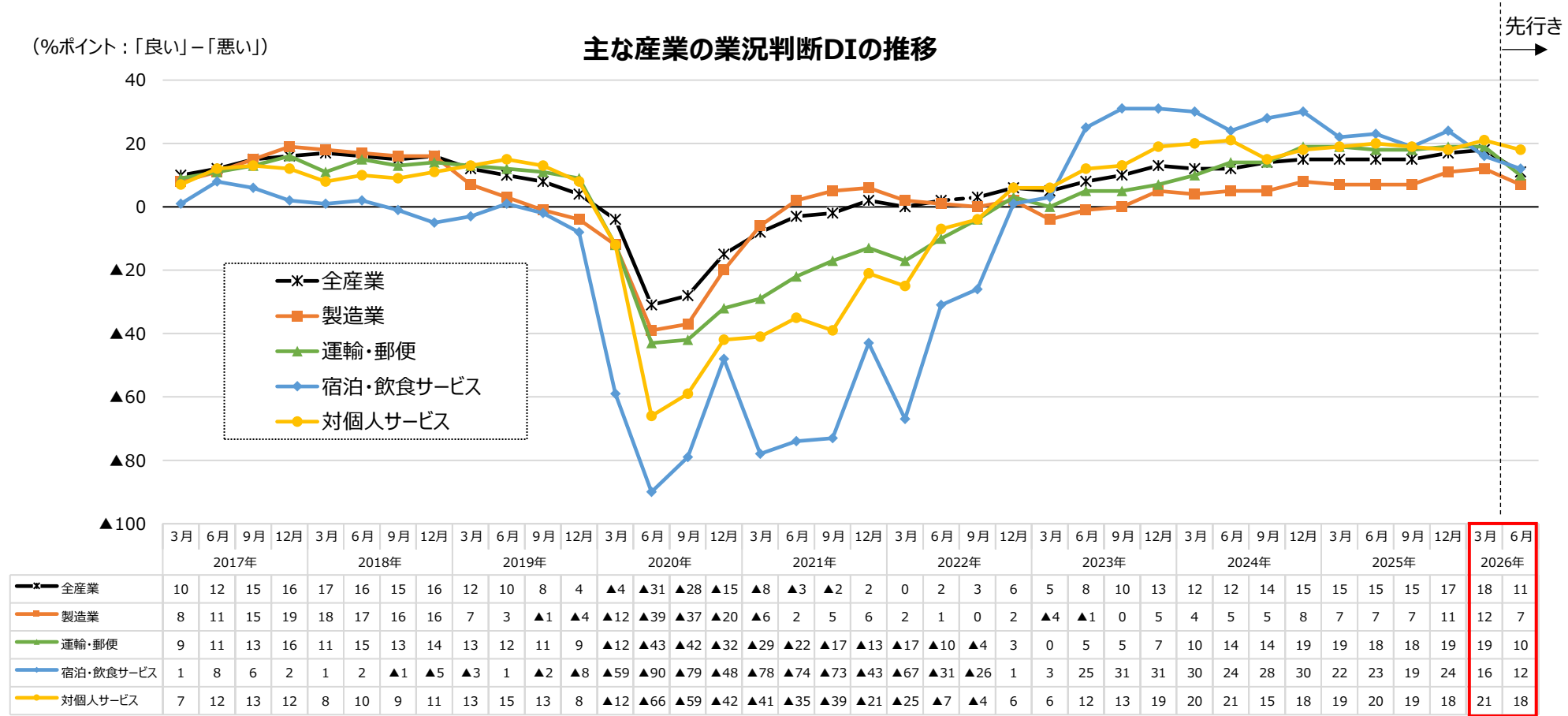
(資料出所) 財務省「法人企業統計」より作成。

(注) 1. 資本金、出資金又は基金1,000万円以上の営利法人等が対象。

2. 暦年の数値は、四半期データを合算して作成。

日銀短観による主な産業の業況判断DIの推移

○ 日銀短観による主な産業の業況判断DIの推移をみると、2020年前半に大きく低下したが、その後は改善傾向で推移し、直近では横ばいである。



(資料出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

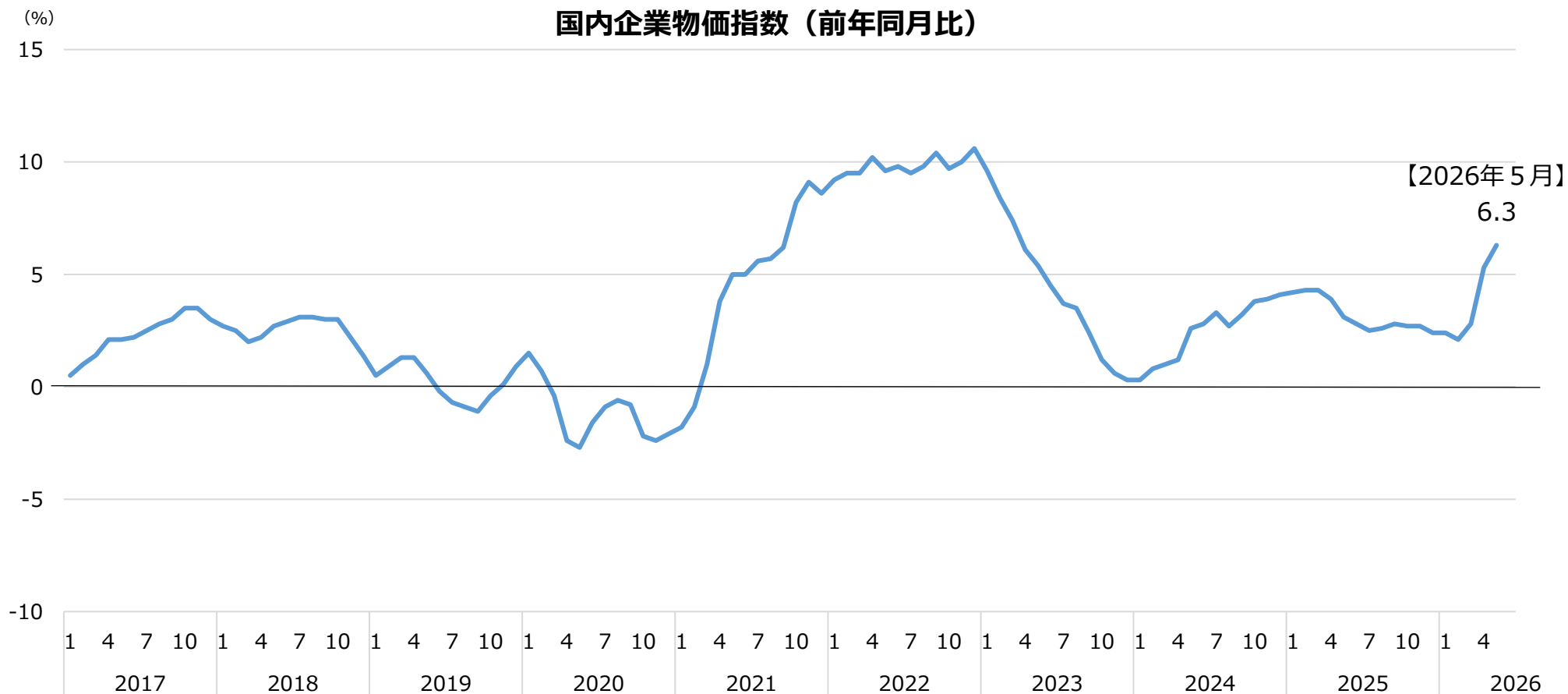
(注) 1. 調査対象は、資本金2千万円以上の民間企業(「金融機関」および「経営コンサルタント業、純粋持株会社」を除く)。

2. 2026年6月の数値は、2026年3月調査による「先行き(3か月後)」の状況の数値。

3. 「対個人サービス」は、「洗濯・理容・美容・浴場業」「その他の生活関連サービス業」「娯楽業」「専修学校、各種学校」「学習塾」「教養・技能教授業」「老人福祉・介護事業」「その他の社会保険・社会福祉・介護事業」からなる。

国内企業物価指数（前年同月比）の推移

○ 国内企業物価指数（前年同月比）については、2023年に減少傾向にあったが、足下で上昇している。

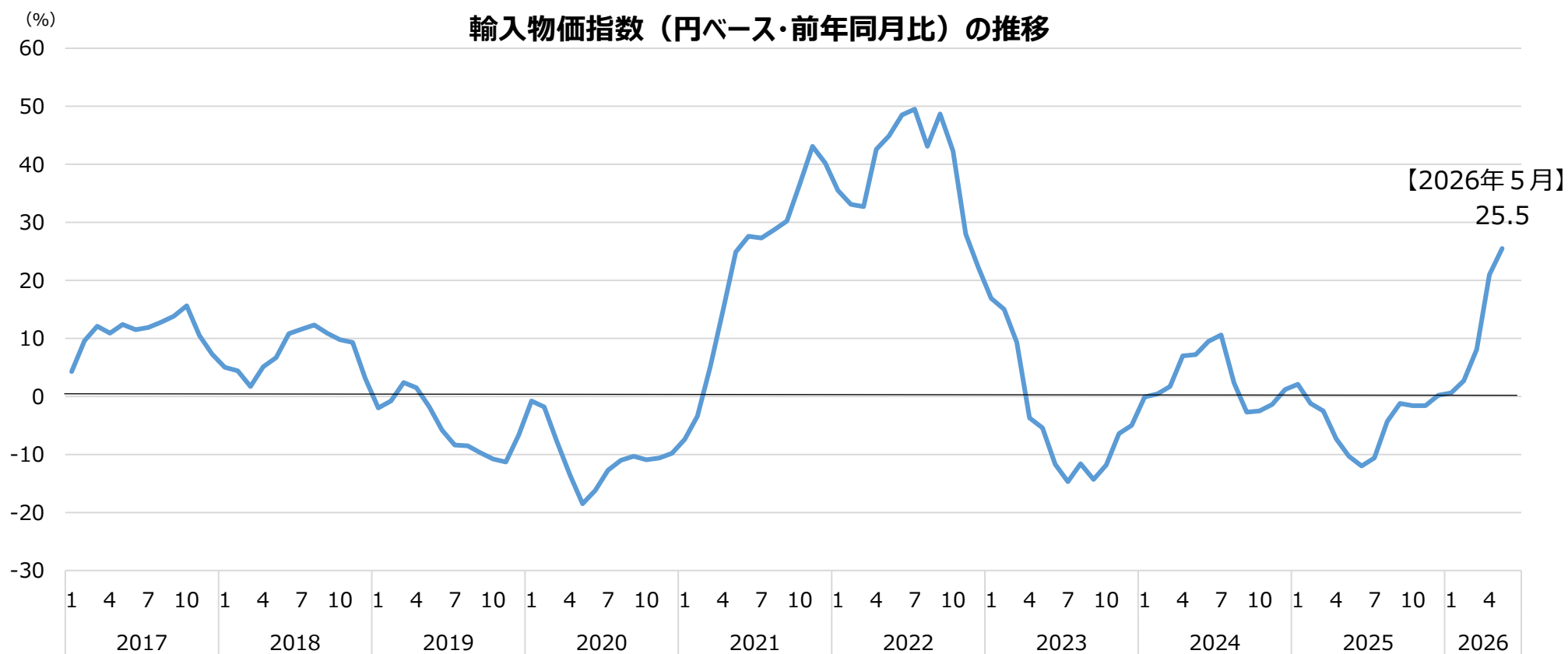


（資料出所）日本銀行「企業物価指数」

（注）2026年5月速報値。

輸入物価指数（円ベース・前年同月比）の推移

- 輸入物価指数（円ベース・前年同月比）については、2022年10月以降、円ベース・前年同月比が縮小した。2026年5月は+25.5%であり、足下では上昇傾向である。



（資料出所）日本銀行「企業物価指数」

（注） 2026年5月速報値。

消費者物価の動向

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

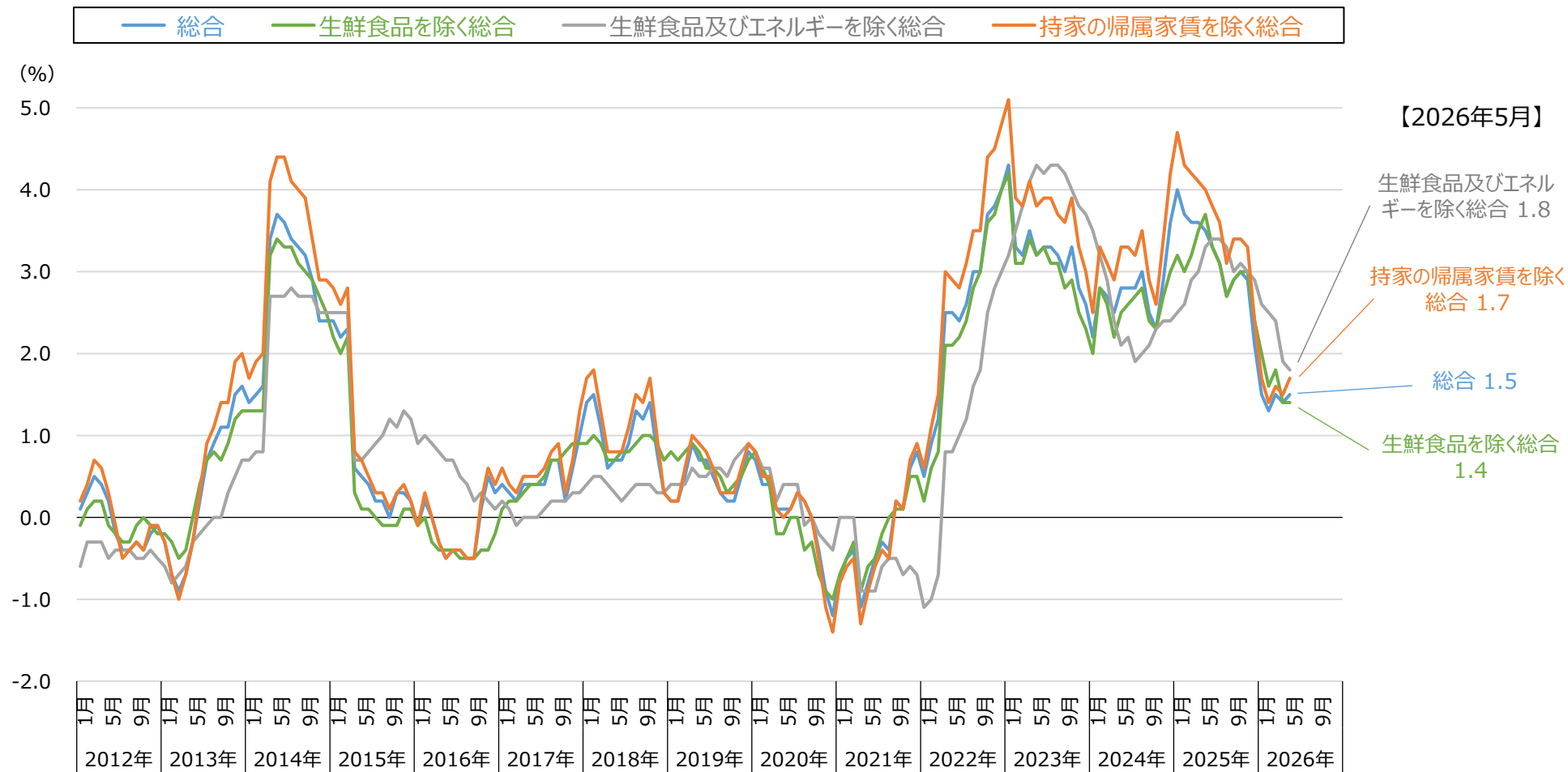
消費者物価指数の指標

- 消費者物価指数の指標には、「総合」のほか、消費者物価の基調を把握するため、変動が大きい品目を除いた「生鮮食品を除く総合」「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」があるが、中央最低賃金審議会の「主要統計資料」では、消費者と実際に取引がある品目の価格の動きを把握するため、「持家の帰属家賃を除く総合」を利用している。

「総合」	世帯が購入する財・サービスのうち、世帯の消費支出上一定の割合を占める重要な品目の価格の指数を計算し、これをウェイト（家計の消費支出に占める割合）により加重平均したもの。
「生鮮食品を除く総合」	消費者物価の基調を把握するため、天候要因で値動きが激しい「生鮮食品」を除いたもの。
「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」	消費者物価の基調を把握するため、天候要因で値動きが激しい「生鮮食品」や、海外要因で変動する原油価格の影響を直接受ける「エネルギー」（電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油、ガソリン）を除いたもの。
「持家の帰属家賃を除く総合」	消費者と取引がある品目の価格の動きを把握するため、実際に市場での売買がない「持家の帰属家賃」を除いたもの。 ※ 「持家の帰属家賃」とは、実際には家賃の支払を伴わない持家住宅についても、通常の借家や借間と同様のサービスが生産され、消費されるものと仮定して、一般市場価格で評価した概念的なもの。 ※ 家計調査の「消費支出」や毎月勤労統計調査の「賃金」は、「持家の帰属家賃を除く総合」を使用して実質化している。

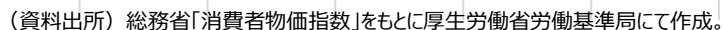
消費者物価指数の推移（対前年同月比）

- 2026年5月の消費者物価指数の「総合」は+1.5%、「生鮮食品を除く総合」は+1.4%、「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」は+1.8%、「持家の帰属家賃を除く総合」は+1.7%となっている（いずれも対前年同月比）。



（資料出所）総務省「消費者物価指数」

○ 消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」（前年同月比）は、2026年5月に+1.7%となっているが、主な項目別の寄与度をみると、生鮮食品を除く食料の寄与度が大きい。



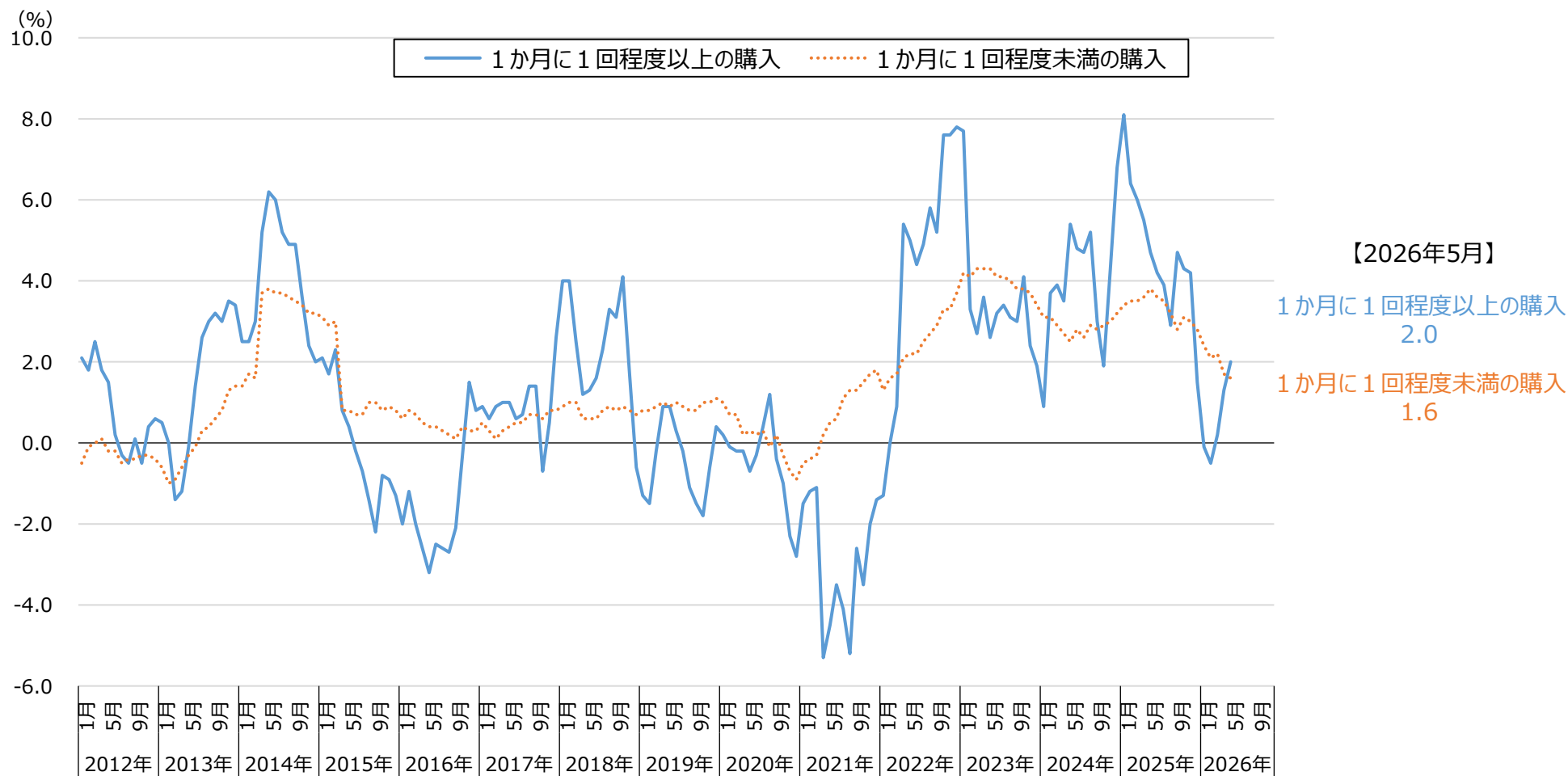
(注) 1. 各項目の寄与度は、「当該項目のウェイト／持家の帰属家賃を除く総合のウェイト×（当月の当該項目の指数－前年同月の当該項目の指数）／前年同月の持家の帰属家賃を除く総合の指数」により算出。

2. 「その他」の寄与度は、持家の帰属家賃を除く総合の前年同月比から各項目の寄与度を控除した残差として計算

3. 「エネルギー」は、電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油及びガソリン。

消費者物価指数の「購入頻度階級別指数」（対前年同月比）の推移

○ 消費者物価指数の「購入頻度階級別指数」（対前年同月比）を見ると、2026年5月では、「1か月に1回程度以上の購入」は+2.0%、「1か月に1回程度未満の購入」は+1.6%となっている。



（資料出所）総務省「消費者物価指数」

（注）1. 購入頻度階級別指数は、指数品目を家計調査から得られる1世帯当たり購入頻度によって区分し、購入頻度の階級区別に指数を作成したもの。

「1か月に1回程度以上購入する品目」は、年間購入頻度9.0回以上の品目、「1か月に1回程度未満購入する品目」は、年間購入頻度9.0回未満の品目が分類される。

2. 購入頻度階級別指数は、持家の帰属家賃を除く総合から作成されている。

2025年10月以降の消費者物価指数の対前年上昇率の推移

- 消費者物価指数の対前年上昇率について、2025年10月以降、全国では1.4%～3.4%で推移し、2025年10月～2026年5月平均の対前年同期の上昇率は2.2%となっている。

	2025年			2026年					2025年10月～ 2026年5月 平均
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
全 国	3.4	3.3	2.4	1.7	1.4	1.6	1.5	1.7	2.2
Aランク	3.2	3.2	2.4	1.8	1.6	1.6	1.6	1.7	2.1
Bランク	3.3	3.2	2.3	1.5	1.2	1.5	1.4	1.6	2.0
Cランク	3.5	3.4	2.4	1.5	1.2	1.6	1.5	1.8	2.1

資料出所 総務省「消費者物価指数」

- (注) 1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。
 2 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。
 3 各ランクは、2023年度からの適用区分である。

消費者物価指数の対前年上昇率の推移

(単位：%)

	ウェイト (1万分比)	2025年			2026年					2025年10月～ 2026年5月 平均	2024年10月～ 2025年6月 平均
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月		
持家の帰属家賃を除く総合	8,420	3.4	3.3	2.4	1.7	1.4	1.6	1.5	1.7	2.2	3.9

(単位：%)

	ウェイト (1万分比)	2025年			2026年					2025年10月～ 2026年5月 平均	2024年10月～ 2025年6月 平均
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月		
頻繁に購入	1,215	3.4	3.1	0.9	-1.3	-0.6	0.5	0.5	1.5	1.0	4.2
1か月に1回程度購入	1,136	5.3	5.5	2.1	1.3	-0.3	-0.2	2.3	2.7	2.3	6.7
基礎的支出項目	5,121	3.9	3.9	2.5	1.4	0.9	1.2	1.6	1.8	2.2	5.0
食料	2,626	6.4	6.1	5.1	3.9	4.0	3.6	3.5	3.5	4.5	6.4

資料出所 総務省「消費者物価指数」

- 注1 「頻繁に購入」、「1か月に1回程度購入」は、「持家の帰属家賃を除く総合」の指数を構成する各品目を年間購入頻度別の階級に区分したものの一つ。「頻繁に購入する品目」は年間購入頻度15.0回以上、「1か月に1回程度購入する品目」は年間購入頻度9.0回以上15.0回未満の品目が分類される。
- 注2 「基礎的支出項目」は、「持家の帰属家賃を除く総合」の指数を構成する品目を「支出弾力性」により分類したときの、支出弾力性1.00未満の支出項目であり、食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなどが該当。なお、支出弾力性1.00以上の支出項目は「選択的支出項目」であり、教育費、教養娯楽用耐久財、月謝などが該当。
支出弾力性とは、消費支出総額が1%変化する時に各財・サービス（支出項目）が何%変化するかを示した指標。
- 注3 「食料」は、総合指数を構成する各品目を10大費目に分類したときの費目の一つ。
- 注4 平均上昇率は、「同期の指数の単純平均」の「前年同期の指数の単純平均」に対する上昇率。

消費者物価指数「頻繁に購入する品目」及び「1か月に1回程度購入する品目」

- 消費者物価指数は、指数品目を家計調査から得られる1世帯当たり年間購入頻度によって区分し、購入頻度の階級区分別に指数を作成している。
- 購入頻度階級のうち、「頻繁に購入する品目」は、年間購入頻度15.0回以上の品目、「1か月に1回程度購入する品目」は、年間購入頻度9.0回以上15.0回未満の品目が分類される。

「頻繁に購入する品目」の構成

食パン	鶏卵	せんべい
あんパン	キャベツ	ポテトチップス
カレーパン	ねぎ	チョコレート
ゆでうどん	レタス	アイスクリーム
カップ麺	もやし	おにぎり
中華麺	にんじん	調理パン
かまぼこ	たまねぎ	サラダ
豚肉（国産品）	きゅうり	茶飲料
豚肉（輸入品）	トマト	コーヒー飲料A
鶏肉	ピーマン	野菜ジュース
ハム	しめじ	炭酸飲料
ソーセージ	豆腐	ポリ袋
牛乳	油揚げ	診療代
ヨーグルト	納豆	ガソリン
チーズ（国産品）	バナナ	

「1か月に1回程度購入する品目」の構成

まぐろ	生しいたけ	クロック
さけ	えのきたけ	からあげ
揚げかまぼこ	こんにゃく	ぎょうざ
ちくわ	りんご	冷凍ぎょうざ
魚介缶詰	食用油	乳酸菌飲料
牛肉（国産品）	乾燥スープ	チューハイ
牛肉（輸入品）	ふりかけ	電気代
ベーコン	つゆ	台所用洗剤
ほうれんそう	合わせ調味料	洗濯用洗剤
はくさい	ビスケット	マスク
ブロッコリー	キャンデー	通信料（携帯電話）
じゃがいも	すし（弁当）A	
だいこん	すし（弁当）B	
かぼちゃ	弁当A	
なす	弁当B	

（資料出所）総務省「消費者物価指数」

消費者物価指数に対するガソリンの暫定税率廃止及び政策による効果の寄与度（試算値）の推移

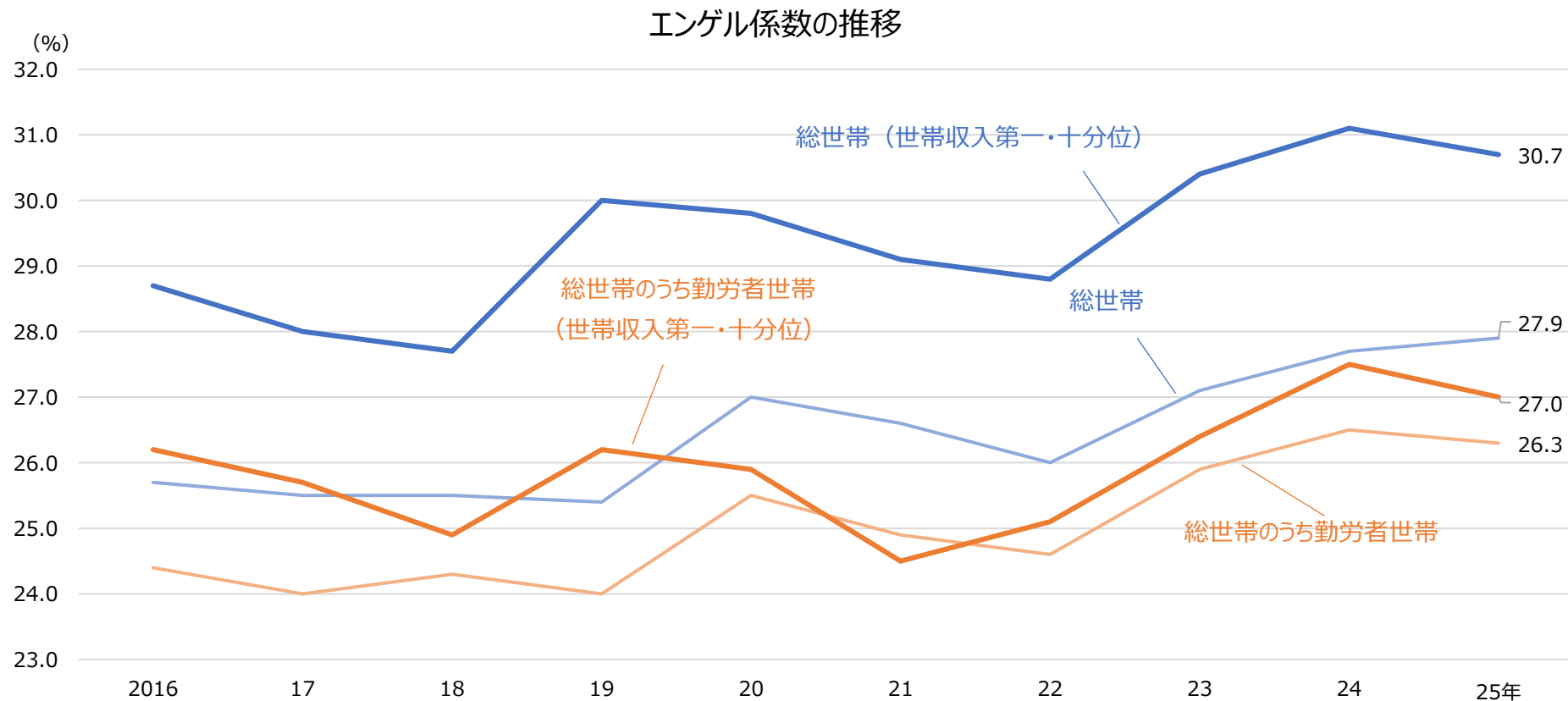
○ ガソリンの暫定税率廃止や各種政策は、一部の月で消費者物価指数「総合」に対する押し下げ効果を示している。

		2026年				
		1月	2月	3月	4月	5月
エネルギー		-0.08	-0.32	-0.47	-1.08	-0.93
(当月分)		(-0.35)	(-0.94)	(-0.96)	(-1.32)	(-0.98)
(前年剥落分)		(+0.27)	(+0.61)	(+0.49)	(+0.24)	(+0.05)
	電気代	-	-0.22	-0.22	-0.02	-
	(当月分)	-	(-0.49)	(-0.49)	(-0.16)	-
	(前年剥落分)	-	(+0.27)	(+0.27)	(+0.14)	-
	都市ガス代	-	-0.04	-0.04	0.00	-
	(当月分)	-	(-0.09)	(-0.09)	(-0.03)	-
	(前年剥落分)	-	(+0.05)	(+0.05)	(+0.02)	-
	灯油	+0.05	+0.05	+0.02	-0.19	-0.16
	(当月分)	(-0.02)	(-0.02)	(-0.02)	(-0.21)	(-0.17)
	(前年剥落分)	(+0.07)	(+0.07)	(+0.04)	(+0.02)	(+0.01)
	ガソリン	-0.13	-0.12	-0.23	-0.87	-0.77
	(当月分)	(-0.33)	(-0.34)	(-0.36)	(-0.92)	(-0.81)
	(前年剥落分)	(+0.20)	(+0.22)	(+0.12)	(+0.05)	(+0.04)

資料出所 総務省「消費者物価指数」

エンゲル係数の推移

- エンゲル係数の推移をみると、近年上昇傾向であり、特に世帯収入が第一・十分位階級の世帯においては、更に高い値で推移している。



出所：家計調査（総務省）

※エンゲル係数とは、消費支出に占める食料費の割合のことである。

※第一・十分位階級とは、全ての世帯を毎月の実収入（現金収入）、世帯主の定期収入、世帯の年間収入などを収入の低い方から順番に並べ、それを調整集計世帯数の上で十等分して十のグループを作った場合の最も収入の低い階級のことである。

倒産の動向

ひと、くらし、みらいのために



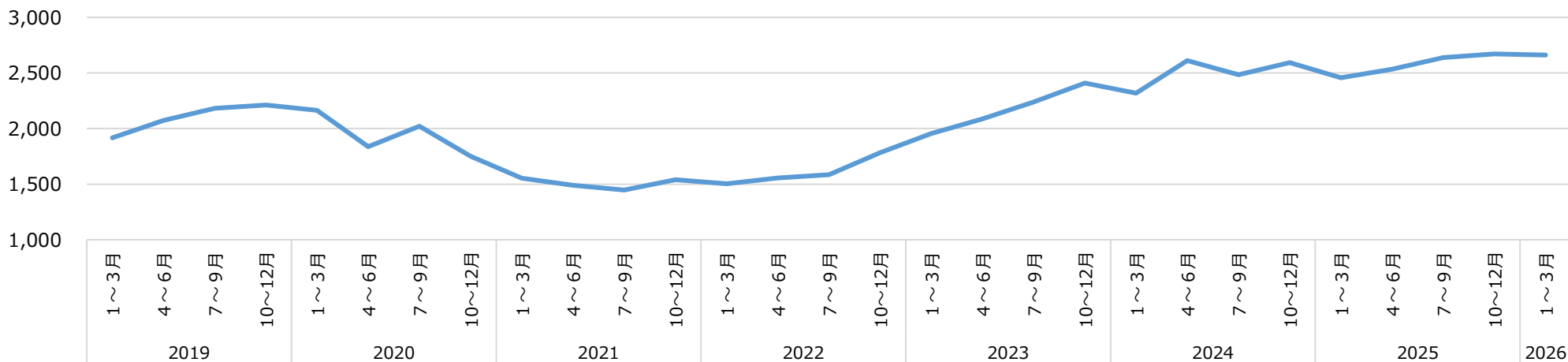
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

倒産件数（実数）の推移

○ 倒産件数の推移をみると、2025年は2024年と比較して微増。

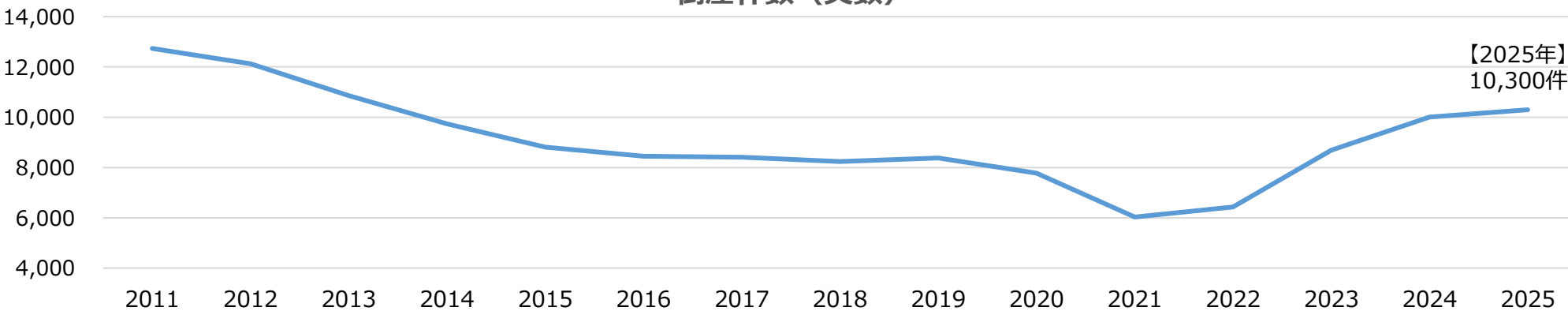
【足下の推移】

倒産件数（実数）



【長期的な推移】

倒産件数（実数）



原因別倒産状況の推移

○ 原因別の倒産状況を見ると、「販売不振」が最も多くなっている。

	放漫経営	過少資本	連鎖倒産	既往のしわよせ	信用性の低下	販売不振	売掛金回収難	在庫状態悪化	設備投資過大	その他
2016年	423	448	398	1,082	39	5,759	29	5	70	193
2017年	422	390	447	1,044	43	5,813	31	4	49	162
2018年	409	342	374	967	56	5,799	27	8	71	182
2019年	434	337	370	844	37	6,079	38	8	56	180
2020年	390	205	361	771	34	5,729	26	2	47	208
2021年	284	101	299	674	25	4,403	18	3	34	189
2022年	285	124	401	757	45	4,525	20	2	38	231
2023年	386	156	476	939	43	6,380	22	2	31	255
2024年	455	166	536	1,134	56	7,352	29	7	34	237
2025年	468	162	513	1,165	43	7,615	47	7	37	243

(資料出所) 中小企業庁ホームページ「倒産の状況」(<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/chousa/tousan/>)

(注) 1. 中小企業庁において、株式会社東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」の調査結果を、負債総額、資本金別、業種別、原因別で倒産状況を取りまとめているもの。

2. 倒産とは、企業が債務の支払不能に陥ったり、経済活動が続けることが困難になった状態となること。また、私的整理（取引停止処分、内整理）も倒産に含まれる。

3. 負債総額1,000万円以上の倒産が対象。

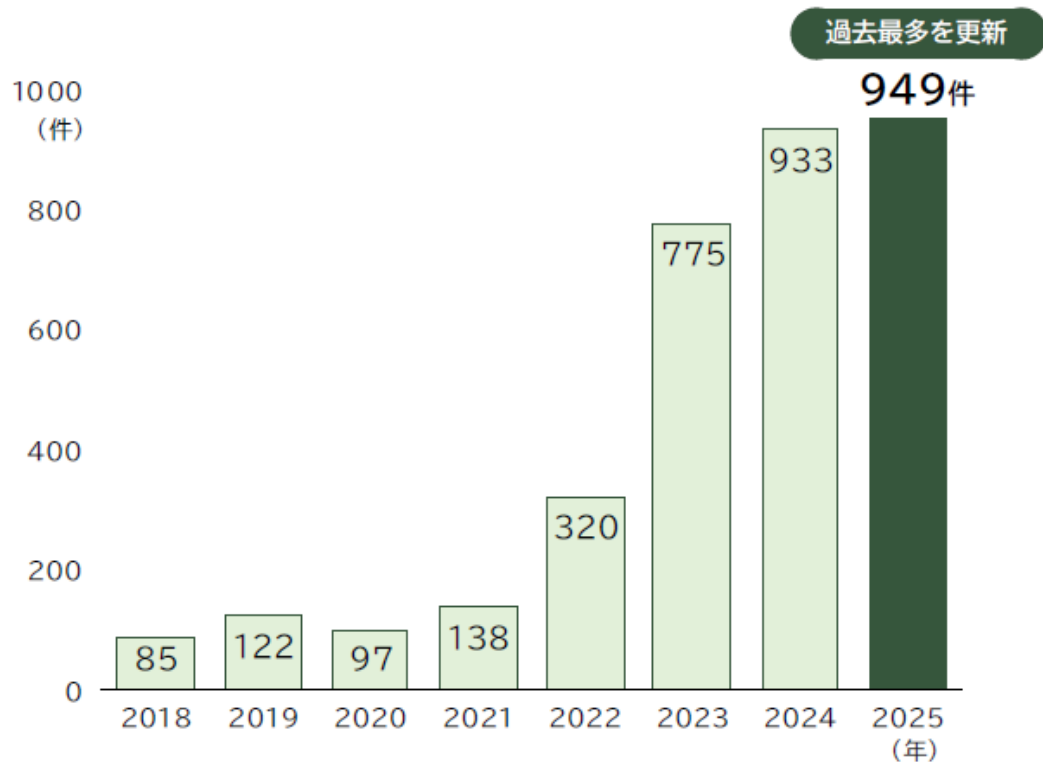
物価高倒産の状況

全国企業倒産集計（2025年報）（抜粋）

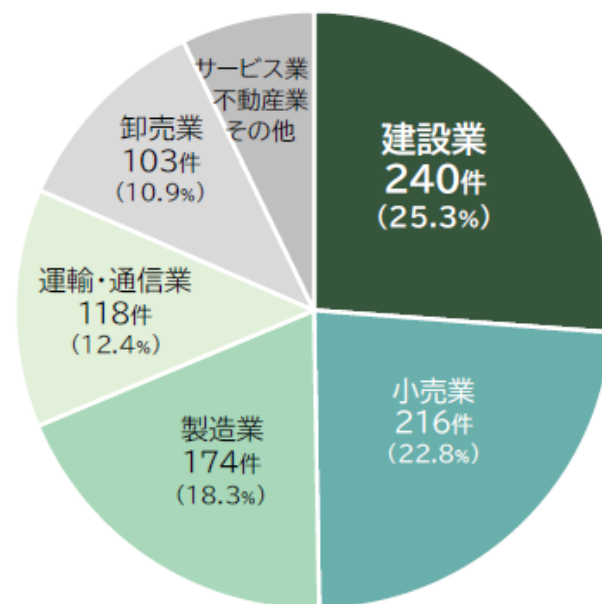
物価高倒産は949件判明 2年連続で過去最多を更新

「物価高倒産」は、949件（前年933件、1.7%増）判明した。2年連続で900件を超え、過去最多を更新した。業種別では、『建設業』（240件）が最も多く、『小売業』（216件）、『製造業』（174件）が続いた。原材料や燃料費高騰などのほか、人件費の上昇に耐え切れずに倒産したケースも目立った。

「物価高倒産」 件数推移



業種別 内訳(2025年)

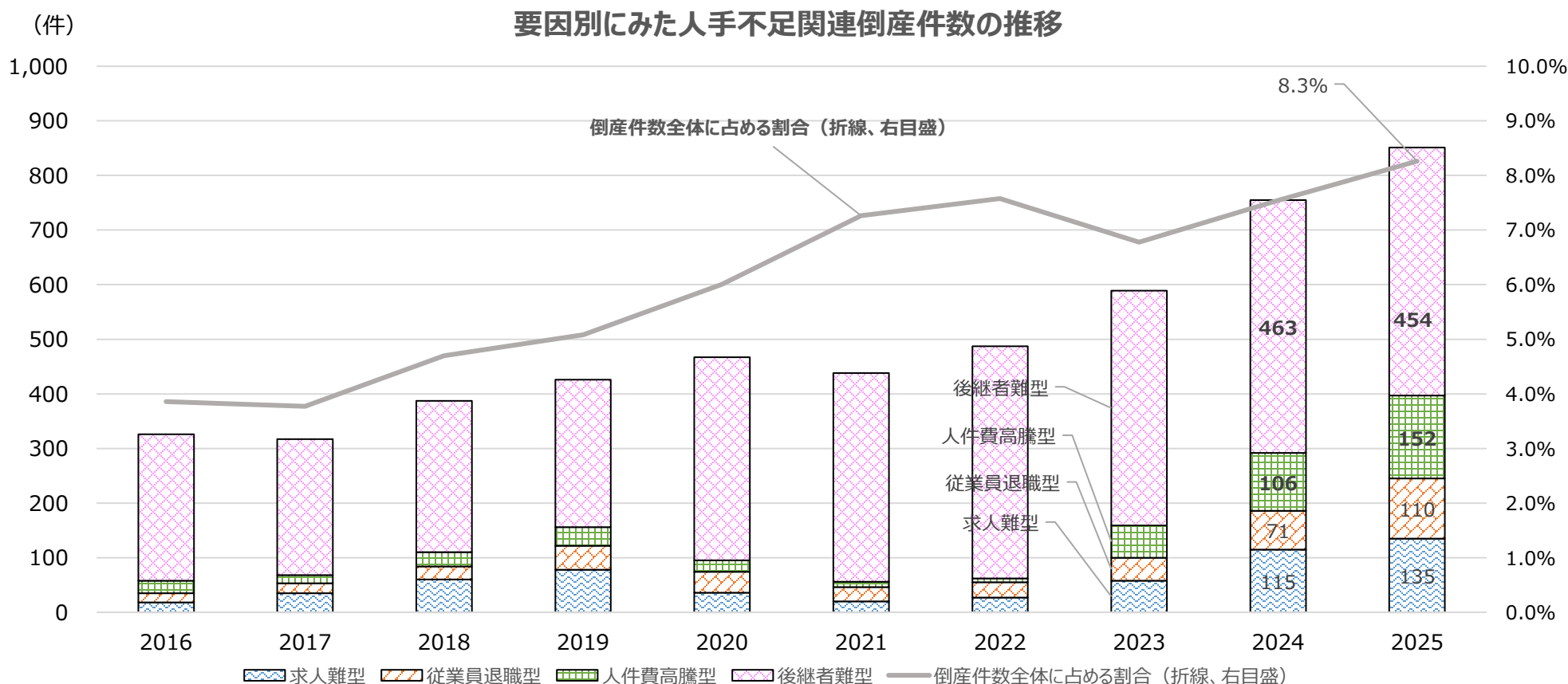


（資料出所）帝国データバンク「全国企業倒産集計（2025年報）」

※本文の下線は厚生労働省労働基準局にて追記

要因別でみた人手不足関連倒産の推移

- 人手不足関連倒産件数の推移をみると、近年は増加しており、倒産件数全体に占める人手不足関連倒産の割合も上昇している。また、人手不足関連倒産の要因は、「後継者難型」が最も多い。



2025年度全国加重平均66円引上げ後の状況

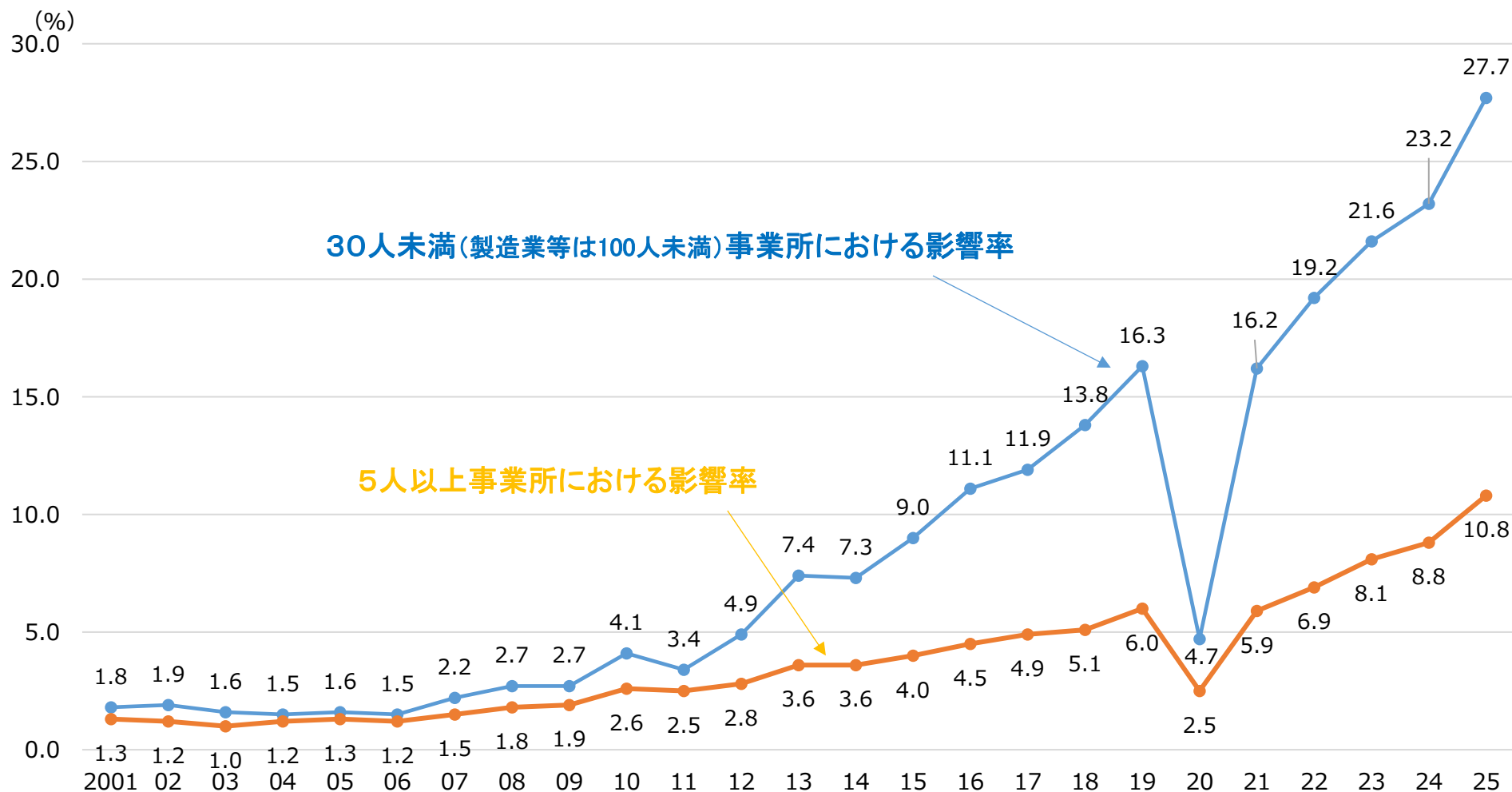
ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

最低賃金の影響率の推移

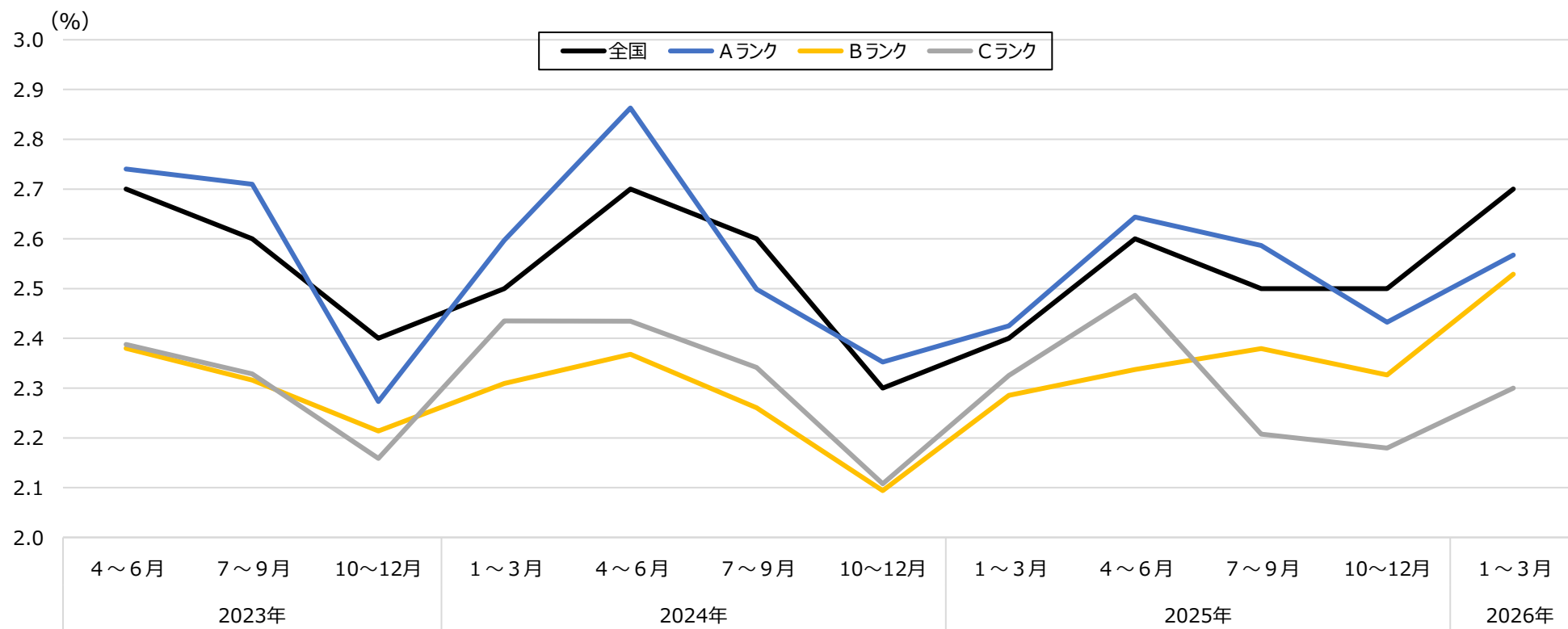
- 最低賃金の影響率（最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者の割合）は、上昇傾向にあり、規模の小さい事業所において、より高い水準で推移している。



資料出所 厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」（注）事業所規模30人未満（製造業等は100人未満）を調査対象としている。
厚生労働省「賃金構造基本統計調査特別集計」（注）調査対象事業所には、事業所規模1～4人は含まれていない。

完全失業率

○ 完全失業率は、いずれのランクも前年と概ね同様の動きである。



(資料出所) 総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。

(注) 1. モデル推計による都道府県別結果による。

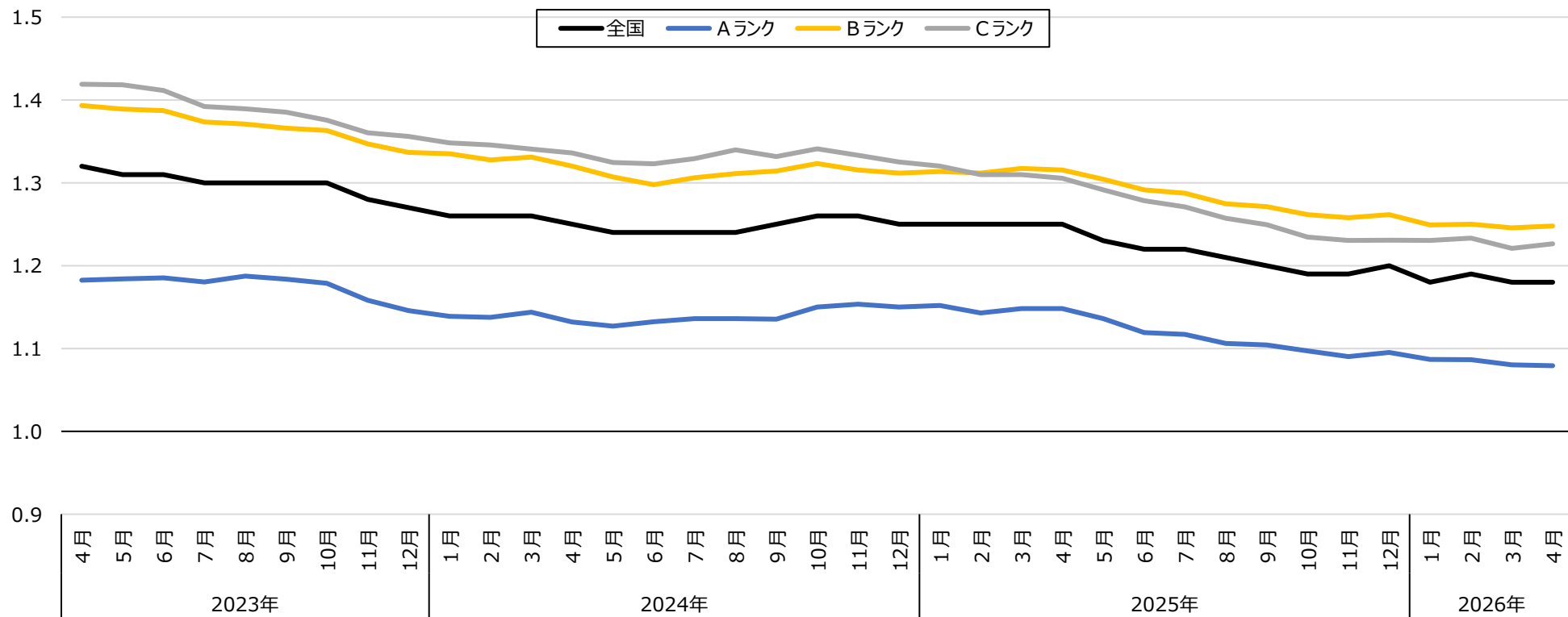
2. ランク別は各ランクに属する都道府県の完全失業者数と労働力人口をそれぞれが合算することにより算出。

3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

有効求人倍率（季節調整値）

○ 有効求人倍率は、いずれのランクも直近は微減傾向である。

(倍)



(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。

(注) 1. 各ランクに属する都道府県の有効求人数（就業地別）と有効求職者数をそれぞれが合算することにより算出。

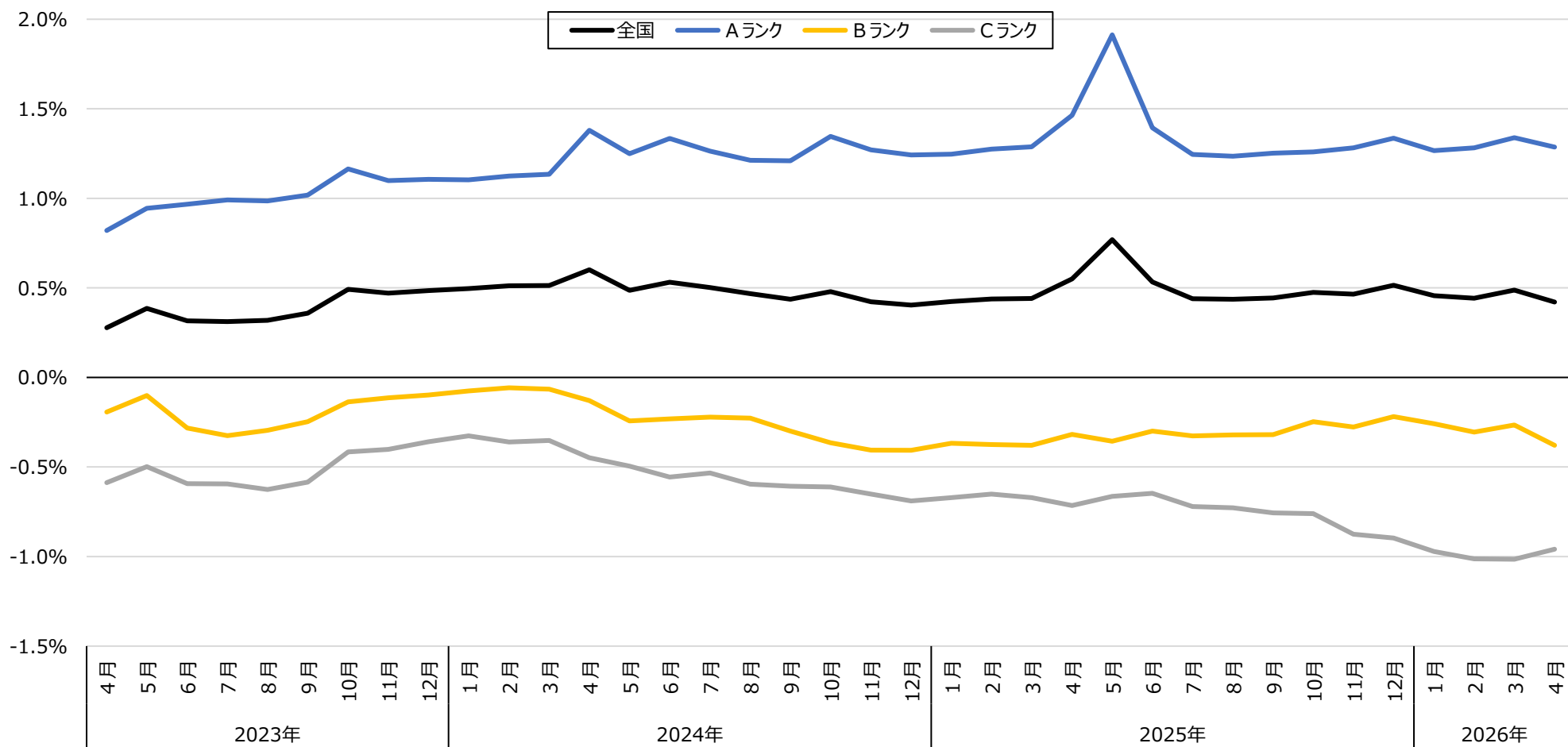
2. 月次の数値については、1の計算において、有効求人数と有効求職者数の季節調整値を用いている。

3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

雇用保険 被保険者数（前年同月比）

・雇用保険の被保険者数（前年同月比）は全国計では微増している一方、Aランクでは増加しているが、Bランクは横ばい、Cランクでは減少傾向にある。

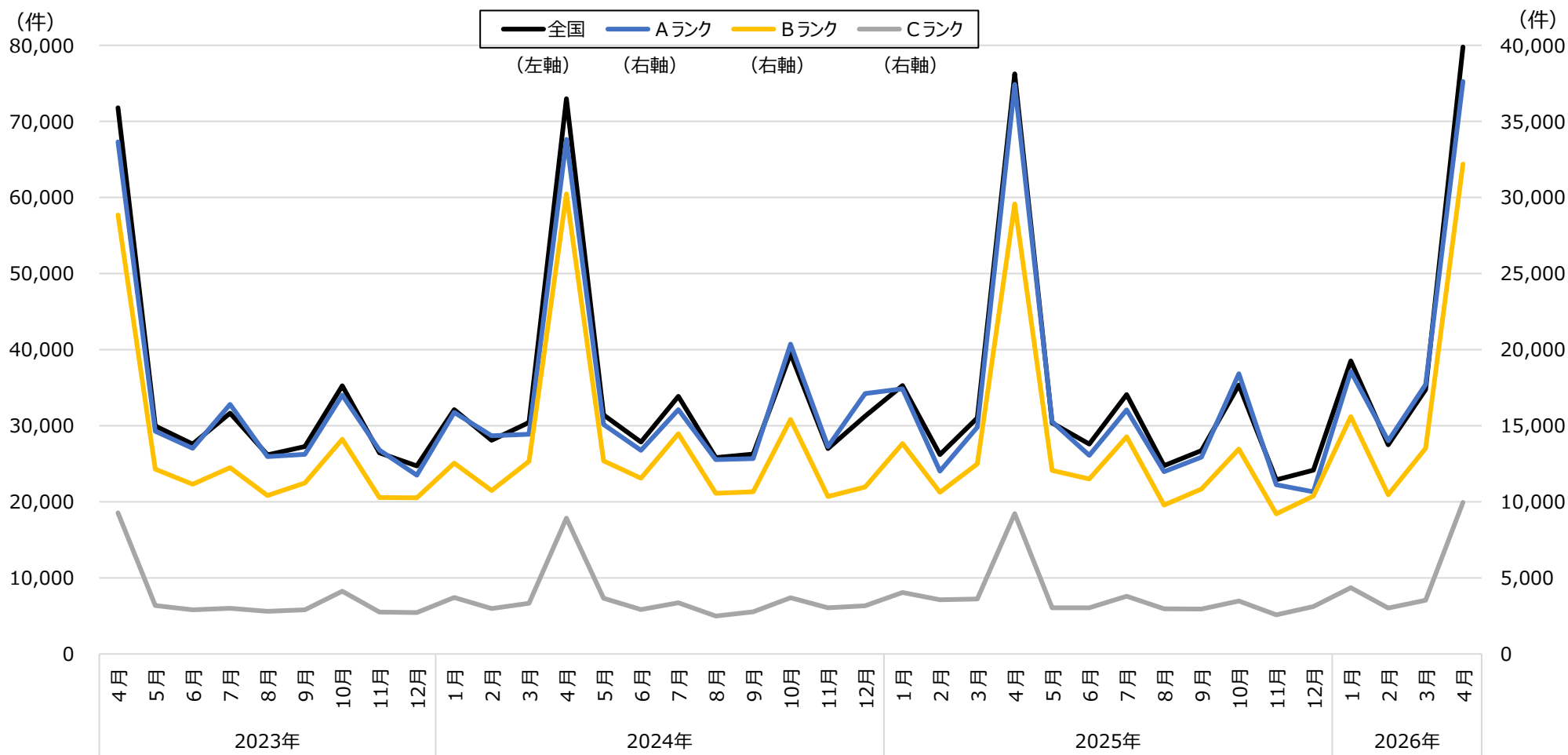
（前年同月比）



出所：厚生労働省「雇用保険事業統計」 都道府県労働局別適用状況 月末被保険者数を基に集計

雇用保険 事業主都合資格喪失者数（原数値）

○ 事業主都合による雇用保険資格喪失者はいずれのランクもおおむね前年と同様の動きである。

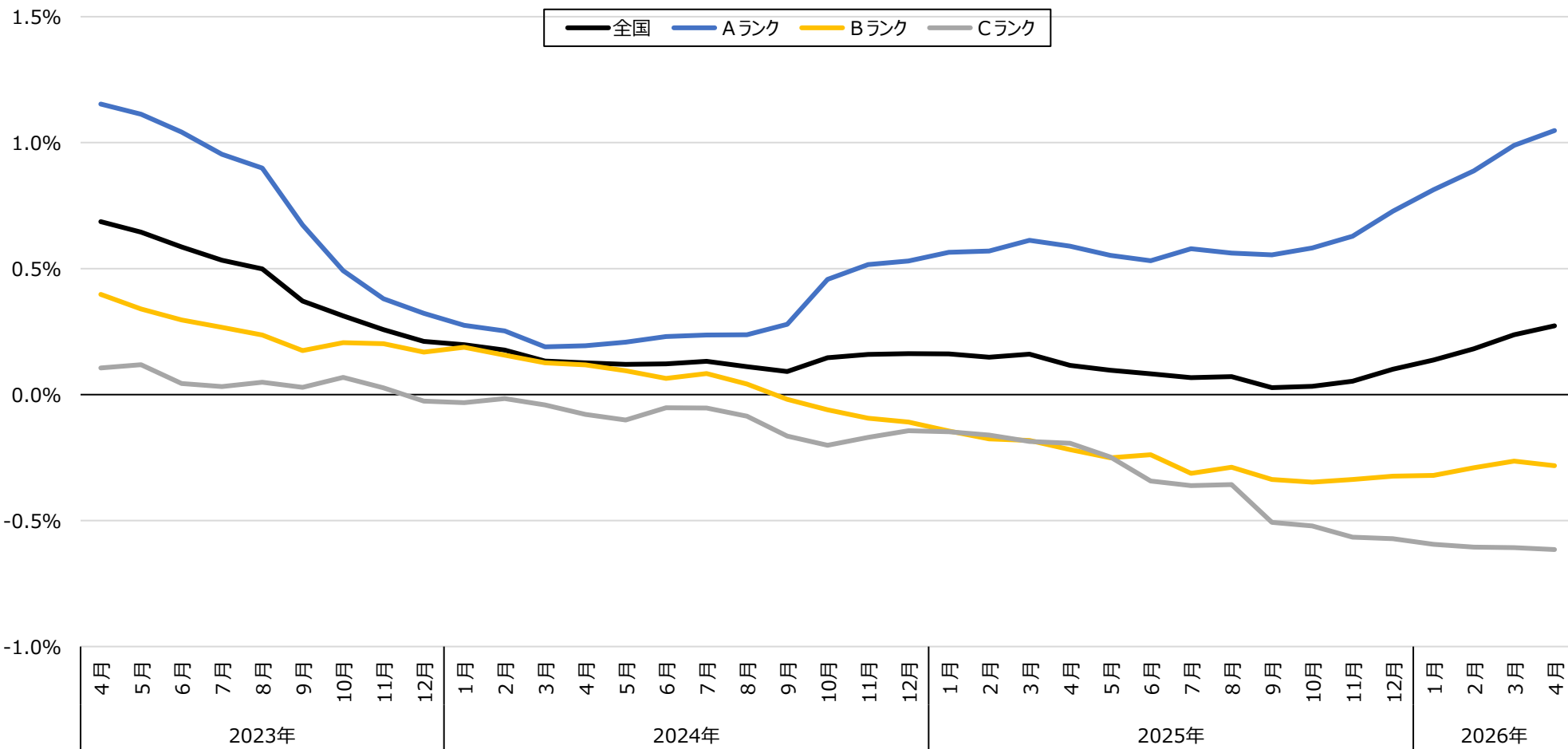


出所：厚生労働省「雇用保険事業統計」 都道府県労働局別適用状況 資格喪失者数うち事業主都合

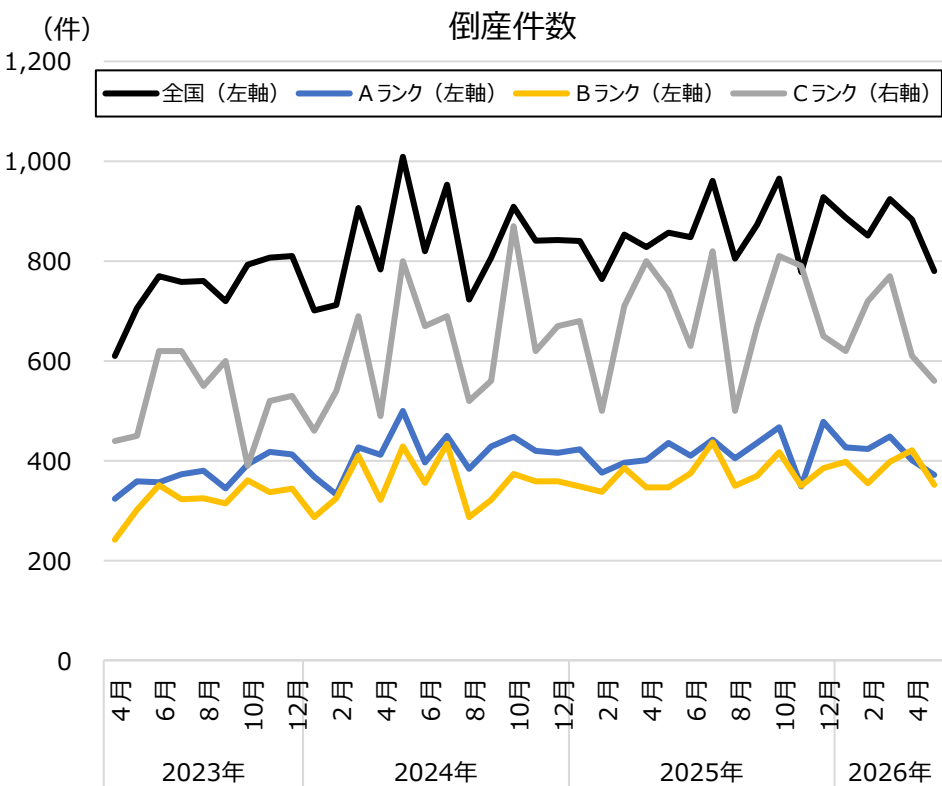
雇用保険 適用事業所数（前年同月比）

○ 適用事業所数の増加率はAランクは増加傾向、Bランクは足下で横ばい、Cランクは減少傾向である。

（前年同月比）



倒産に関する状況

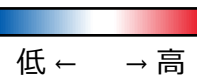


※以下の値は600%を超える。
2023年9月 Bランク：1,572%

完全失業率

(単位：%)

	2023年				2024年				2025年				2026年	2025年度
	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	最賃引上げ額
全国	2.6	2.7	2.6	2.4	2.5	2.7	2.6	2.3	2.4	2.6	2.5	2.5	2.7	66
北海道	2.6	3.2	2.8	2.7	2.4	3.0	2.6	2.6	2.6	2.5	3.1	2.8	2.7	65
青森県	2.8	2.6	2.4	2.6	3.3	2.8	2.6	2.5	3.0	2.6	2.3	2.5	3.2	76
岩手県	2.3	2.2	2.1	2.1	2.8	2.3	2.3	2.1	2.4	2.7	1.9	2.5	2.6	79
宮城県	2.9	2.8	3.1	3.1	3.2	3.1	3.2	2.9	3.1	3.2	3.2	3.2	3.3	65
秋田県	3.0	2.1	2.5	2.7	3.2	2.7	2.7	2.5	3.2	3.1	2.3	2.8	3.1	80
山形県	1.9	1.7	1.5	1.7	2.1	1.7	1.9	1.6	2.0	2.1	2.1	2.0	2.2	77
福島県	2.5	2.3	2.4	2.6	2.6	2.5	2.6	2.4	2.7	2.7	2.6	2.7	2.8	78
茨城県	2.4	2.7	2.5	2.4	2.3	2.5	2.4	2.1	2.2	2.5	2.4	2.4	2.5	69
栃木県	2.2	2.6	2.5	2.2	2.2	2.5	2.4	1.9	2.1	2.5	2.3	2.2	2.4	64
群馬県	1.9	2.1	2.0	2.0	2.0	1.9	2.0	1.7	1.9	1.9	1.9	1.9	2.3	78
埼玉県	2.7	2.8	2.7	2.4	2.8	2.9	2.6	2.4	2.6	2.7	2.6	2.5	2.8	63
千葉県	2.4	2.6	2.6	2.4	2.4	2.6	2.5	2.3	2.2	2.4	2.4	2.3	2.3	64
東京都	2.6	2.6	2.6	2.1	2.5	3.0	2.4	2.4	2.5	2.7	2.4	2.2	2.5	63
神奈川県	2.9	3.2	3.0	2.4	2.7	2.9	2.5	2.1	2.3	2.8	2.7	2.3	2.7	63
新潟県	2.4	2.3	1.9	2.0	2.3	2.1	1.9	1.9	2.2	2.2	2.1	2.3	2.7	65
富山県	2.0	1.9	1.6	1.6	1.8	2.0	1.6	1.4	1.8	2.0	1.6	1.8	2.2	64
石川県	2.3	2.1	1.8	1.8	2.0	1.8	1.9	1.8	2.0	2.1	2.1	2.1	2.5	70
福井県	1.7	1.4	1.4	1.5	1.5	1.2	1.0	0.7	1.2	1.2	1.4	1.7	2.0	69
山梨県	1.6	2.2	2.0	2.0	2.0	2.2	1.8	1.1	1.5	2.1	1.8	1.8	1.8	64
長野県	2.2	2.2	1.8	2.0	2.1	2.0	1.7	1.6	1.9	2.0	1.7	2.1	2.4	63
岐阜県	1.8	2.0	1.7	1.6	1.9	2.1	1.8	1.6	1.9	1.9	1.8	1.9	2.1	64
静岡県	2.2	2.2	2.1	2.0	2.2	2.4	2.1	2.0	2.2	2.2	2.2	2.2	2.5	63
愛知県	2.0	2.1	2.0	1.7	2.0	2.4	1.8	1.9	2.0	2.3	2.5	2.2	2.3	63
三重県	2.0	2.1	1.9	1.8	2.0	2.1	2.1	1.9	2.1	2.1	2.3	2.3	2.5	64
滋賀県	2.2	2.0	2.5	2.3	2.4	2.1	2.4	2.2	2.2	2.3	2.3	2.5	2.3	63
京都府	2.6	2.4	2.4	2.2	2.6	2.4	2.2	2.2	2.6	2.4	2.4	2.3	2.8	64
大阪府	3.7	3.0	3.4	2.6	3.3	3.2	3.2	2.8	2.8	2.9	3.1	3.2	2.7	63
兵庫県	2.6	2.7	2.6	2.4	2.5	2.5	2.3	2.3	2.4	2.6	2.5	2.4	2.5	64
奈良県	2.4	2.1	2.5	2.4	2.3	2.2	2.2	2.0	2.2	2.2	2.4	2.1	2.3	65
和歌山県	1.7	1.9	2.3	2.1	2.4	1.3	2.1	1.7	2.4	1.8	2.3	2.1	2.6	65
鳥取県	2.1	2.7	1.7	1.8	2.2	2.4	1.7	1.4	2.1	2.3	2.7	2.0	2.1	73
島根県	1.6	1.4	2.0	1.2	1.7	1.4	1.5	2.1	1.7	1.1	2.0	2.1	2.3	71
岡山県	2.2	2.4	2.2	2.0	2.4	2.5	2.3	2.1	2.6	2.6	2.7	2.6	3.0	65
広島県	2.1	2.2	2.0	2.0	2.2	2.3	2.0	2.0	2.4	2.3	2.3	2.4	2.6	65
山口県	1.4	1.8	1.7	1.8	1.5	1.9	1.7	1.8	1.6	2.0	2.2	2.2	1.8	64
徳島県	1.9	1.7	1.9	1.1	2.0	1.7	1.7	1.1	1.4	1.7	1.7	1.4	1.4	66
香川県	2.1	2.2	2.2	2.1	1.5	2.0	2.0	1.9	1.7	1.8	2.0	1.9	2.0	66
愛媛県	2.3	2.0	2.3	2.2	2.4	2.1	2.2	1.9	2.1	1.9	2.2	1.8	2.2	77
高知県	2.0	2.3	1.4	2.0	1.8	2.0	1.4	1.4	1.5	1.4	1.7	1.4	1.7	71
福岡県	2.6	2.6	2.9	2.7	2.8	2.9	3.0	2.7	2.7	2.9	2.7	2.4	2.8	65
佐賀県	1.3	1.3	1.6	1.6	1.2	1.8	1.1	1.6	2.1	1.8	1.6	1.8	1.2	74
長崎県	1.8	2.1	2.1	1.8	2.1	2.2	2.1	1.8	2.1	2.4	2.0	2.0	2.2	78
熊本県	2.4	2.6	2.5	1.9	2.6	2.5	2.6	2.2	2.5	2.6	2.3	2.0	2.4	82
大分県	2.4	2.4	2.2	2.2	2.2	2.6	1.8	2.1	1.9	2.1	1.7	1.6	1.5	81
宮崎県	1.8	2.9	2.9	1.8	2.2	2.0	2.7	1.8	2.2	2.4	2.2	1.6	2.0	71
鹿児島県	1.7	2.4	2.6	2.4	2.1	2.7	2.7	2.4	2.0	2.6	2.4	2.2	2.0	73
沖縄県	3.4	3.5	3.5	2.9	3.2	3.3	3.3	2.9	2.8	3.3	3.2	3.3	3.1	71



有効求人倍率（季節調整値）

(単位：倍)

2023年	2024年												2025年												2026年												2025年度 最賃引上げ額				
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		1月	2月	3月	4月
全国	1.35	1.33	1.32	1.32	1.31	1.31	1.30	1.30	1.30	1.30	1.28	1.27	1.26	1.26	1.26	1.25	1.24	1.24	1.24	1.24	1.25	1.26	1.26	1.25	1.25	1.25	1.25	1.25	1.23	1.22	1.22	1.21	1.20	1.19	1.19	1.20	1.18	1.19	1.18	1.18	66
北海道	1.16	1.12	1.09	1.07	1.05	1.05	1.05	1.04	1.02	1.03	1.03	1.02	1.04	1.02	1.02	1.00	0.98	0.95	0.97	0.97	0.99	0.98	0.98	1.00	0.99	0.99	0.99	0.99	0.98	0.97	0.96	0.95	0.95	0.94	0.93	0.92	0.93	0.92	0.91	65	
青森県	1.20	1.18	1.19	1.21	1.21	1.21	1.19	1.17	1.17	1.17	1.18	1.17	1.15	1.14	1.12	1.13	1.13	1.12	1.11	1.11	1.11	1.10	1.10	1.09	1.09	1.09	1.08	1.08	1.09	1.09	1.09	1.08	1.07	1.09	1.10	1.12	1.10	1.08	1.08	76	
岩手県	1.32	1.29	1.25	1.22	1.24	1.23	1.23	1.22	1.22	1.23	1.23	1.22	1.20	1.20	1.20	1.19	1.18	1.16	1.18	1.20	1.21	1.19	1.18	1.19	1.19	1.19	1.19	1.18	1.17	1.17	1.14	1.11	1.10	1.09	1.08	1.08	1.10	1.12	1.10	1.10	79
宮城県	1.41	1.44	1.39	1.39	1.38	1.38	1.37	1.36	1.36	1.35	1.32	1.30	1.31	1.30	1.29	1.26	1.24	1.23	1.23	1.23	1.25	1.24	1.23	1.22	1.22	1.22	1.23	1.21	1.20	1.18	1.17	1.16	1.15	1.12	1.15	1.12	1.13	1.10	1.11	65	
茨城県	1.47	1.42	1.35	1.37	1.35	1.38	1.35	1.34	1.31	1.32	1.30	1.29	1.28	1.28	1.29	1.30	1.28	1.26	1.26	1.25	1.26	1.25	1.26	1.25	1.24	1.24	1.23	1.20	1.21	1.21	1.21	1.21	1.20	1.20	1.20	1.23	1.22	1.18	1.17	80	
山形県	1.59	1.49	1.46	1.49	1.47	1.45	1.43	1.39	1.39	1.37	1.32	1.34	1.30	1.31	1.31	1.32	1.32	1.32	1.32	1.36	1.38	1.36	1.37	1.34	1.35	1.32	1.33	1.32	1.30	1.28	1.28	1.27	1.26	1.27	1.26	1.29	1.27	1.29	1.28	1.29	77
福島県	1.49	1.42	1.37	1.40	1.40	1.41	1.39	1.38	1.36	1.39	1.38	1.35	1.33	1.31	1.31	1.28	1.26	1.25	1.25	1.26	1.25	1.26	1.25	1.26	1.28	1.28	1.30	1.29	1.28	1.28	1.27	1.25	1.23	1.23	1.22	1.20	1.21	1.20	1.22	78	
栃木県	1.49	1.50	1.46	1.41	1.40	1.39	1.39	1.38	1.39	1.39	1.37	1.34	1.30	1.35	1.35	1.37	1.34	1.33	1.31	1.32	1.33	1.34	1.33	1.30	1.29	1.27	1.25	1.22	1.22	1.19	1.17	1.16	1.15	1.13	1.12	1.13	1.10	1.13	1.12	1.14	69
栃木県	1.20	1.19	1.20	1.22	1.21	1.19	1.17	1.16	1.15	1.13	1.12	1.10	1.10	1.11	1.10	1.15	1.13	1.12	1.15	1.15	1.16	1.16	1.17	1.18	1.19	1.19	1.20	1.19	1.18	1.16	1.17	1.16	1.15	1.15	1.15	1.14	1.13	1.14	1.13	64	
群馬県	1.48	1.44	1.41	1.40	1.45	1.41	1.43	1.42	1.41	1.39	1.36	1.37	1.37	1.38	1.40	1.38	1.35	1.33	1.33	1.34	1.34	1.34	1.33	1.32	1.31	1.32	1.30	1.29	1.27	1.27	1.24	1.23	1.25	1.25	1.26	1.25	1.24	1.23	1.20	78	
埼玉県	1.07	1.06	1.04	1.06	1.07	1.08	1.07	1.08	1.07	1.06	1.04	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.04	1.07	1.08	1.08	1.07	1.08	1.06	1.05	1.02	1.02	1.00	0.98	0.97	0.94	0.95	0.97	0.96	0.98	0.96	63
千葉県	1.03	1.05	1.06	1.04	1.03	1.02	1.00	1.01	1.00	0.99	0.97	0.96	0.96	0.95	0.96	0.97	0.97	0.98	0.98	0.98	1.00	1.01	1.01	1.01	1.01	1.00	1.00	1.00	1.00	0.98	1.00	0.98	0.98	0.97	0.97	0.98	0.98	0.98	0.99	0.99	64
東京都	1.75	1.76	1.77	1.78	1.77	1.77	1.78	1.82	1.82	1.82	1.78	1.76	1.75	1.75	1.76	1.72	1.75	1.81	1.83	1.78	1.74	1.77	1.76	1.75	1.76	1.75	1.76	1.74	1.72	1.71	1.70	1.71	1.72	1.73	1.74	1.73	1.73	1.74	1.74	63	
神奈川県	0.92	0.91	0.90	0.90	0.91	0.92	0.92	0.92	0.92	0.93	0.91	0.89	0.89	0.90	0.91	0.89	0.91	0.92	0.93	0.92	0.91	0.92	0.92	0.91	0.90	0.90	0.89	0.89	0.88	0.85	0.84	0.83	0.84	0.83	0.83	0.84	0.83	0.84	0.83	0.83	63
新潟県	1.60	1.57	1.55	1.57	1.57	1.58	1.57	1.57	1.55	1.54	1.50	1.49	1.48	1.46	1.47	1.47	1.45	1.44	1.42	1.45	1.46	1.46	1.49	1.48	1.48	1.46	1.46	1.45	1.48	1.43	1.41	1.41	1.40	1.38	1.37	1.37	1.38	1.37	1.37	1.38	65
富山県	1.58	1.53	1.50	1.50	1.49	1.46	1.44	1.42	1.42	1.43	1.41	1.40	1.43	1.42	1.43	1.42	1.39	1.37	1.37	1.36	1.38	1.39	1.39	1.40	1.43	1.44	1.44	1.47	1.48	1.49	1.48	1.49	1.47	1.46	1.48	1.47	1.47	1.46	1.48	64	
石川県	1.66	1.64	1.63	1.66	1.63	1.65	1.60	1.58	1.57	1.56	1.55	1.54	1.59	1.49	1.45	1.46	1.46	1.44	1.48	1.49	1.52	1.57	1.56	1.59	1.62	1.63	1.66	1.65	1.64	1.61	1.59	1.58	1.57	1.54	1.50	1.47	1.51	1.49	1.43	1.42	70
福井県	1.88	1.81	1.80	1.83	1.84	1.82	1.80	1.77	1.78	1.78	1.77	1.76	1.76	1.77	1.79	1.76	1.74	1.72	1.71	1.74	1.76	1.76	1.74	1.73	1.69	1.70	1.71	1.72	1.71	1.70	1.70	1.70	1.66	1.66	1.67	1.67	1.62	1.58	1.57	1.57	69
山梨県	1.42	1.41	1.35	1.35	1.33	1.29	1.26	1.25	1.24	1.20	1.23	1.22	1.28	1.26	1.27	1.28	1.27	1.28	1.28	1.29	1.27	1.28	1.28	1.28	1.27	1.28	1.30	1.31	1.30	1.29	1.28	1.31	1.31	1.32	1.32	1.32	1.34	1.38	1.37	64	
長野県	1.55	1.51	1.50	1.49	1.47	1.46	1.45	1.45	1.43	1.41	1.39	1.37	1.36	1.35	1.35	1.35	1.34	1.32	1.31	1.32	1.31	1.31	1.30	1.29	1.29	1.29	1.30	1.29	1.27	1.27	1.27	1.25	1.26	1.25	1.26	1.25	1.25	1.23	1.24	1.25	63
岐阜県	1.65	1.64	1.60	1.58	1.59	1.58	1.58	1.58	1.57	1.59	1.56	1.55	1.56	1.58	1.58	1.58	1.57	1.54	1.51	1.52	1.50	1.55	1.53	1.52	1.51	1.48	1.46	1.44	1.44	1.44	1.45	1.44	1.44	1.42	1.42	1.42	1.41	1.41	1.39	1.39	64
静岡県	1.27	1.26	1.23	1.24	1.26	1.26	1.24	1.22	1.20	1.20	1.20	1.20	1.19	1.19	1.17	1.14	1.12	1.11	1.13	1.13	1.12	1.10	1.08	1.08	1.08	1.08	1.08	1.07	1.07	1.06	1.06	1.06	1.07	1.07	1.09	1.06	1.06	1.08	1.06	63	
愛知県	1.42	1.39	1.35	1.33	1.33	1.36	1.36	1.36	1.35	1.34	1.34	1.32	1.31	1.29	1.30	1.28	1.28	1.27	1.26	1.26	1.26	1.27	1.29	1.28	1.29	1.29	1.31	1.31	1.29	1.27	1.27	1.26	1.25	1.24	1.24	1.23	1.23	1.22	1.20	1.21	63
三重県	1.40	1.38	1.34	1.33	1.32	1.31	1.29	1.27	1.28	1.28	1.27	1.25	1.25	1.22	1.21	1.19	1.18	1.17	1.17	1.16	1.15	1.15	1.14	1.13	1.14	1.16	1.18	1.16	1.16	1.14	1.16	1.15	1.18	1.17	1.18	1.19	1.16	1.14	1.16	1.17	64
滋賀県	1.19	1.17	1.14	1.14	1.12	1.10	1.09	1.08	1.07	1.05	1.03	1.01	1.00	0.98	1.00	1.00	1.00	1.00	0.99	1.00	1.02	1.03	1.01	1.01	1.01	1.03	1.01	1.02	1.02	1.03	1.05	1.04	1.05	1.05	1.07	1.09	1.06	1.04	1.00	1.02	63
京都府	1.25	1.24	1.21	1.22	1.23	1.23	1.21	1.22	1.22	1.23	1.20	1.17	1.18	1.19	1.20	1.20	1.19	1.18	1.20	1.21	1.24	1.27	1.26	1.27	1.25	1.25	1.28	1.28	1.28	1.27	1.28	1.26	1.25	1.24	1.24	1.25	1.21	1.22	1.21	1.22	64
大阪府	1.31	1.30	1.30	1.31	1.32	1.32	1.30	1.30	1.29	1.28	1.25																														

雇用保険 被保険者数（前年同月比）

	2024年												2025年												2026年				2025年度 最賃引上げ額	
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月		
全国	0.5%	0.5%	0.5%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.6%	0.8%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.5%	0.4%	0.4%	66
北海道	-0.4%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.4%	-0.6%	-0.5%	-0.4%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	0.0%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	0.0%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	65
青森県	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.6%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.6%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.2%	-1.3%	-1.3%	-1.4%	-1.3%	-1.3%	-1.3%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.4%	-1.4%	-1.1%	76
岩手県	-1.0%	-1.2%	-1.2%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.3%	-1.3%	-2.0%	-1.9%	-1.9%	-2.1%	-2.0%	-2.0%	-2.0%	-2.0%	-2.1%	-2.2%	-2.2%	-2.1%	-1.9%	79	
宮城県	-0.2%	-0.2%	-0.4%	-0.6%	-0.7%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.5%	-0.7%	-0.4%	-0.4%	-0.6%	-0.5%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.7%	-0.7%	-1.0%	-0.6%	-0.8%	-0.7%	-0.6%	-1.0%	65	
秋田県	-1.3%	-1.4%	-1.1%	-1.5%	-1.3%	-1.4%	-1.6%	-1.7%	-1.6%	-1.3%	-1.3%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.3%	-0.4%	-0.8%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.4%	-2.3%	80	
山形県	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.2%	-1.3%	-1.3%	-1.3%	-1.2%	-1.2%	-1.3%	-1.2%	-1.3%	-1.3%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.4%	-1.4%	-1.6%	77	
福島県	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-1.3%	-1.4%	-1.3%	-1.4%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.4%	-1.4%	-1.4%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.2%	-1.1%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-1.3%	-1.3%	-1.3%	-1.2%	78	
茨城県	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.7%	-1.1%	-1.6%	-1.0%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.6%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	0.3%	69	
栃木県	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	-0.3%	-0.7%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	0.2%	0.4%	0.5%	-0.5%	-0.3%	-0.4%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.3%	-0.1%	0.7%	64	
群馬県	0.5%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.5%	78	
埼玉県	0.9%	0.9%	0.9%	0.6%	0.8%	0.8%	0.8%	0.7%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%	0.8%	0.8%	1.2%	1.1%	0.9%	1.0%	1.0%	1.0%	1.1%	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	1.1%	0.7%	63	
千葉県	0.9%	1.0%	1.0%	0.5%	0.5%	0.9%	1.1%	1.2%	0.8%	1.2%	1.3%	1.2%	1.1%	1.2%	1.3%	2.6%	2.3%	1.2%	1.0%	0.9%	1.2%	1.0%	1.0%	1.0%	1.1%	1.1%	1.1%	1.3%	64	
東京都	1.5%	1.5%	1.5%	1.8%	1.7%	1.8%	1.5%	1.5%	1.6%	1.8%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.9%	2.8%	1.8%	1.5%	1.5%	1.5%	1.4%	1.5%	1.6%	1.5%	1.5%	1.6%	1.5%	63	
神奈川県	1.2%	1.3%	1.2%	1.4%	1.4%	1.7%	1.8%	1.8%	1.7%	2.0%	1.8%	1.7%	1.7%	1.6%	1.5%	0.9%	1.1%	1.3%	1.2%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.2%	1.2%	1.1%	1.1%	0.9%	63	
新潟県	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-1.0%	-1.1%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.6%	-1.7%	-1.8%	-1.9%	-1.9%	-1.9%	-1.8%	-1.7%	-1.6%	-1.5%	-1.4%	-1.5%	-1.2%	-1.0%	-1.0%	65	
富山県	-0.5%	-0.3%	-0.3%	0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.7%	-0.7%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-1.4%	64	
石川県	0.6%	0.1%	0.4%	1.2%	0.9%	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.1%	0.0%	0.6%	0.7%	0.5%	0.5%	0.5%	0.7%	0.6%	0.7%	0.6%	0.7%	0.6%	0.6%	0.4%	0.4%	-0.2%	70	
福井県	-0.2%	-0.1%	-0.2%	0.2%	0.3%	0.1%	0.2%	0.2%	0.1%	0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	69	
山梨県	-0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.5%	0.5%	0.4%	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.3%	0.4%	0.3%	0.2%	0.3%	0.2%	0.3%	0.3%	0.4%	0.4%	0.3%	0.4%	0.3%	0.4%	0.5%	64	
長野県	0.1%	0.2%	0.2%	-0.4%	-0.2%	0.0%	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.6%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.7%	63	
岐阜県	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.1%	-0.4%	-0.6%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.6%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	64	
静岡県	0.0%	0.0%	0.0%	-0.7%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	0.5%	0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	63	
愛知県	0.6%	0.5%	0.6%	1.3%	1.0%	0.7%	0.8%	0.6%	0.5%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.8%	0.8%	0.7%	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%	0.9%	1.0%	1.0%	0.9%	1.0%	0.9%	0.8%	0.9%	63	
三重県	-0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.1%	-0.3%	64	
滋賀県	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.6%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.3%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	0.1%	-0.1%	0.1%	0.3%	0.3%	0.4%	0.4%	0.4%	0.1%	0.0%	0.1%	-1.0%	63	
京都府	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	-0.2%	0.0%	0.2%	0.2%	0.3%	0.2%	0.1%	-0.5%	0.1%	-0.1%	0.1%	0.2%	0.6%	0.5%	0.6%	0.7%	0.8%	0.8%	0.9%	1.8%	64	
大阪府	0.5%	0.5%	0.6%	0.8%	0.7%	0.6%	0.8%	0.7%	0.7%	0.6%	0.6%	0.6%	0.7%	0.7%	0.8%	0.7%	1.0%	1.1%	1.1%	1.1%	1.3%	1.2%	1.3%	1.1%	1.3%	1.2%	1.4%	63		
兵庫県	0.1%	0.1%	0.1%	-0.3%	-0.4%	-0.1%	0.0%	0.1%	-0.1%	0.0%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	0.3%	0.0%	0.0%	-0.3%	-0.4%	-0.6%	0.0%	-0.2%	-0.3%	0.1%	0.0%	64	
奈良県	0.3%	0.3%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%	0.5%	0.5%	0.4%	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%	0.1%	0.3%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	65	
和歌山県	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.3%	65		
鳥取県	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-1.4%	-0.9%	-1.2%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-1.0%	-1.1%	-1.3%	-1.1%	-0.9%	-1.5%	-0.9%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-1.1%	-0.5%	73	
島根県	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.7%	-0.5%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-1.0%	-1.1%	-0.9%	-0.4%	71	
岡山県	0.5%	0.4%	0.4%	1.0%	0.2%	0.2%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-1.5%	65	
広島県	-0.8%	-0.9%	-0.4%	0.0%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.9%	-1.1%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	65	
山口県	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-1.0%	-0.6%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-0.7%	-0.8%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.3%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.0%	-1.6%	64	
徳島県	0.0%	-0.1%	0.1%	-0.6%	-0.3%	-0.2%	-0.1%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.7%	-0.3%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-1.4%	66	
香川県	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.3%	0.2%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	-0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.6%	66	
愛媛県	-0.3%	-0.2%	-1.5%	-1.2%	-1.7%	-1.7%	-1.8%	-1.8%	-1.9%	-2.0%	-2.1%	-2.1%	-2.0%	-2.1%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-0.9%	-0.8%	-0.7%	-0.9%	-1.1%	-1.0%	-0.9%	-1.9%	77	
高知県	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-1.1%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-1.1%	-1.2%	-1.4%	-1.4%	-1.3%	-1.3%	-1.2%	-0.9%	-1.2%	-1.1%	-1.2%	-1.4%	-1.3%	-1.3%	-1.2%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.6%	-1.8%	71	
福岡県	0.4%	0.5%	0.4%	0.6%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	0.4%	0.2%	0.4%	0.5%	0.4%	0.3%	0.4%	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.3%	65	
佐賀県	0.3%	0.2%	0.3%	0.2%	0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	74		
長崎県	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.7%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.8%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-1.0%	-1.0%	-0.9%	-0.7%	-0.9%	-0.9%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-1.2%	-1.0%</			

出所：厚生労働省「雇用保険事業統計」 都道府県労働局別適用状況 月末被保険者数を基に集計

雇用保険 事業主都合資格喪失者数（前年同月比）

	2024年												2025年												2026年				2025年度 最賃引上げ額
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
全国計	4.4%	9.8%	-6.3%	1.7%	4.9%	1.0%	7.1%	-1.4%	-3.6%	12.0%	2.2%	26.4%	9.9%	-6.7%	1.9%	4.5%	-3.4%	-0.9%	0.7%	-4.2%	1.8%	-10.4%	-15.2%	-22.8%	9.1%	4.9%	12.0%	4.6%	66
北海道	-5.0%	-15.3%	-25.9%	9.3%	9.2%	41.8%	32.8%	18.8%	20.8%	-6.9%	20.5%	-7.1%	3.1%	24.0%	3.5%	-14.4%	-11.8%	-32.4%	-16.9%	-7.3%	-34.6%	-18.3%	-27.1%	-12.8%	9.5%	-15.2%	-7.5%	2.9%	65
青森県	6.4%	-18.9%	71.0%	26.8%	64.2%	23.2%	-0.9%	-44.3%	5.3%	-55.8%	-15.0%	0.2%	-19.0%	8.5%	-25.6%	-8.2%	-53.3%	-6.5%	-8.5%	91.9%	-1.4%	-24.7%	0.6%	-3.0%	0.8%	-13.6%	-3.0%	-19.0%	76
岩手県	29.3%	5.2%	-38.2%	-12.6%	4.1%	-20.2%	11.7%	-31.9%	-8.6%	-19.3%	78.5%	12.7%	-25.5%	-21.2%	24.5%	-0.1%	-3.9%	34.4%	34.5%	39.5%	30.7%	-50.4%	-51.5%	13.4%	-5.8%	-8.7%	-16.8%	40.5%	79
宮城県	9.7%	15.3%	-7.4%	-9.0%	1.5%	4.7%	21.6%	20.7%	-12.1%	39.7%	-17.7%	35.6%	-8.5%	-1.4%	108.2%	21.1%	-6.8%	1.3%	-20.7%	-16.8%	37.3%	-22.8%	-11.6%	-27.6%	5.0%	-10.5%	-45.5%	-3.0%	65
秋田県	62.1%	13.0%	-8.9%	18.5%	64.7%	-2.3%	72.0%	114.0%	-35.6%	42.5%	-13.6%	116.1%	3.5%	95.4%	49.0%	-2.2%	-20.4%	-31.5%	-29.8%	27.5%	22.1%	-3.8%	-25.7%	-15.1%	-9.5%	-52.6%	-47.1%	-26.6%	80
山形県	14.7%	41.5%	63.6%	-9.9%	31.3%	-12.0%	23.1%	-3.7%	11.5%	1.3%	-2.2%	135.4%	92.2%	185.6%	57.0%	10.8%	-4.0%	7.5%	-16.8%	3.8%	-28.8%	-7.0%	-14.9%	-50.5%	-10.5%	-60.3%	14.7%	28.0%	77
福島県	-10.1%	50.2%	46.3%	19.8%	3.6%	-27.7%	51.8%	34.5%	18.0%	-5.6%	-11.5%	-23.3%	-18.2%	-8.0%	-29.9%	-14.4%	-24.1%	9.7%	-6.7%	-25.2%	-32.6%	-34.5%	-45.2%	0.3%	60.6%	8.1%	7.6%	37.1%	78
茨城県	24.0%	1.9%	11.0%	-0.8%	7.5%	0.7%	1.5%	-8.8%	-34.3%	-33.7%	-22.6%	4.3%	7.7%	-1.9%	-13.9%	2.5%	-22.9%	7.0%	-19.6%	-24.5%	18.9%	-16.7%	0.3%	-20.2%	-31.4%	-1.7%	21.1%	1.9%	69
栃木県	45.3%	6.3%	9.7%	7.7%	44.7%	1.4%	46.4%	-8.7%	8.4%	12.9%	16.9%	-3.3%	-14.5%	-26.0%	-20.4%	0.3%	19.1%	-3.7%	-31.9%	-4.2%	-40.5%	20.5%	-36.7%	20.4%	34.3%	7.1%	1.1%	10.8%	64
群馬県	-23.8%	18.9%	-27.1%	-3.0%	-5.1%	0.7%	24.1%	-1.0%	-17.7%	-10.3%	9.3%	0.2%	43.8%	47.7%	23.2%	-20.3%	-2.8%	60.4%	32.2%	16.8%	49.8%	21.6%	17.5%	-9.5%	8.3%	-40.4%	2.8%	-2.8%	78
埼玉県	-1.3%	-4.1%	33.3%	-15.0%	8.4%	-18.6%	11.3%	0.4%	-12.5%	21.3%	-9.8%	-35.2%	19.1%	33.8%	-26.3%	8.7%	10.5%	6.6%	-21.5%	-5.6%	-4.3%	-28.2%	-18.1%	13.2%	-20.3%	-31.2%	16.6%	-0.8%	63
千葉県	16.6%	-10.6%	-1.2%	-1.0%	-12.8%	8.2%	-33.6%	-26.8%	10.5%	4.3%	24.7%	11.7%	12.6%	4.1%	28.6%	32.8%	22.3%	-20.7%	17.4%	15.9%	-8.6%	43.6%	-18.5%	-1.2%	-6.7%	18.7%	-12.2%	-12.2%	64
東京都	1.0%	23.4%	-16.1%	6.2%	-5.0%	-6.9%	0.4%	1.6%	-8.2%	12.6%	-6.7%	49.5%	5.6%	-29.3%	6.7%	13.1%	15.3%	7.1%	-1.4%	-9.4%	-3.0%	-4.7%	-9.6%	-39.7%	2.1%	36.4%	22.0%	-5.1%	63
神奈川県	-2.1%	6.5%	4.7%	-6.8%	-11.9%	-8.5%	-20.9%	-11.2%	8.1%	0.4%	61.5%	109.8%	3.8%	-11.3%	4.8%	15.6%	-2.3%	27.1%	18.6%	-0.1%	14.1%	3.9%	-54.8%	-61.8%	12.9%	44.2%	28.0%	26.8%	63
新潟県	-13.4%	-1.7%	5.3%	14.9%	1.8%	18.5%	22.1%	-26.2%	2.8%	-38.2%	-22.7%	-10.8%	-19.2%	51.8%	-6.3%	23.5%	2.4%	29.7%	112.6%	8.9%	-26.3%	12.2%	2.6%	29.6%	28.6%	33.2%	28.4%	-11.4%	65
富山県	-30.8%	-17.8%	7.6%	14.7%	-22.4%	-21.1%	-0.9%	27.0%	-23.7%	72.5%	64.9%	34.6%	27.8%	-17.5%	-1.1%	-16.1%	-1.5%	57.6%	5.4%	-58.9%	12.9%	-29.4%	-28.4%	-47.4%	5.9%	4.4%	-4.4%	-6.1%	64
石川県	-40.0%	11.2%	-21.5%	-5.3%	13.7%	-19.2%	-35.5%	-10.9%	17.0%	14.0%	-47.7%	20.8%	85.3%	13.0%	49.7%	11.7%	-24.6%	71.8%	77.9%	-6.7%	9.5%	95.0%	64.6%	-11.1%	21.3%	-3.1%	-3.5%	23.7%	70
福井県	27.1%	-40.8%	-2.2%	-6.2%	54.2%	-18.8%	-48.9%	-7.6%	-31.8%	-17.0%	-11.1%	4.9%	12.0%	29.0%	13.2%	-9.1%	-42.7%	-25.8%	5.9%	16.4%	42.6%	47.4%	32.3%	-32.8%	36.6%	63.6%	18.8%	-1.5%	69
山梨県	37.2%	-24.4%	-38.6%	-26.6%	-15.2%	-8.3%	34.6%	-38.2%	-32.0%	-21.6%	-37.6%	-2.7%	-16.5%	8.9%	28.8%	-20.4%	-15.4%	-9.1%	10.1%	-31.5%	-17.4%	4.6%	26.9%	32.7%	44.6%	0.7%	-42.6%	7.6%	64
長野県	7.4%	62.5%	-14.2%	7.0%	22.3%	-20.6%	8.5%	4.5%	27.5%	42.3%	-15.3%	26.6%	-2.3%	-16.7%	7.2%	-14.0%	3.5%	9.1%	-2.6%	-13.6%	-21.6%	-37.7%	-19.2%	20.2%	-27.0%	-4.0%	-16.2%	31.2%	63
岐阜県	13.0%	13.8%	-25.3%	-5.4%	3.2%	23.0%	-16.1%	18.0%	-27.7%	-7.4%	6.7%	6.2%	14.2%	-15.8%	-18.1%	1.3%	-21.5%	-13.6%	1.8%	-25.6%	91.8%	14.6%	-12.0%	41.2%	41.4%	-21.3%	9.6%	9.1%	64
静岡県	-11.7%	11.1%	-5.5%	16.2%	31.0%	14.9%	23.4%	-0.3%	-9.1%	85.7%	-2.0%	-15.1%	108.2%	0.7%	-1.3%	8.8%	-12.6%	-10.1%	29.4%	15.4%	9.5%	-30.7%	7.7%	11.5%	-46.8%	-18.3%	13.3%	13.0%	63
愛知県	12.1%	44.6%	-2.6%	-8.4%	10.4%	26.2%	1.8%	4.4%	29.2%	31.0%	26.1%	25.6%	19.1%	-16.7%	-14.4%	13.4%	-22.5%	-26.5%	8.4%	-17.0%	-2.3%	-13.5%	-29.2%	-23.1%	-1.7%	-18.5%	35.8%	-2.3%	63
三重県	-15.4%	10.3%	-0.8%	26.5%	13.1%	63.0%	22.5%	-7.4%	10.3%	24.3%	35.6%	23.9%	27.3%	-22.5%	-16.4%	-16.9%	13.1%	-38.8%	-4.7%	27.3%	-3.7%	-43.2%	-20.3%	-24.7%	71.9%	6.0%	13.0%	13.8%	64
滋賀県	39.1%	81.2%	-8.7%	0.2%	-30.0%	-25.4%	58.1%	59.2%	3.2%	-12.8%	-15.0%	-11.5%	-4.5%	-39.3%	20.8%	11.3%	15.2%	54.3%	-45.4%	-53.9%	-14.0%	24.2%	-0.5%	8.0%	254.5%	51.3%	13.6%	-5.7%	63
京都府	-18.9%	19.0%	-23.2%	8.3%	11.0%	-28.6%	159.5%	-22.9%	5.7%	-20.6%	29.1%	-5.5%	8.5%	-2.5%	5.3%	21.9%	-13.9%	40.4%	-38.3%	8.7%	5.6%	17.8%	-20.6%	-10.0%	69.6%	-1.5%	13.4%	-13.1%	64
大阪府	9.1%	-13.6%	-24.3%	0.5%	39.9%	5.2%	7.0%	-0.9%	-7.0%	51.0%	-20.9%	59.1%	15.8%	1.5%	12.2%	-5.4%	-22.8%	-16.7%	-6.1%	1.8%	11.1%	-29.1%	1.8%	-37.4%	33.5%	0.7%	8.1%	12.7%	63
兵庫県	11.6%	-4.5%	2.0%	20.7%	9.0%	5.3%	-18.9%	21.2%	-8.1%	3.7%	7.7%	-8.9%	8.2%	-17.0%	-13.3%	-13.1%	-2.5%	-14.8%	-7.5%	-23.3%	9.4%	-2.6%	-7.7%	-3.0%	0.9%	-7.3%	100.6%	18.1%	64
奈良県	79.6%	-3.6%	-15.5%	12.8%	9.3%	-12.2%	-18.0%	36.4%	-14.5%	60.3%	-12.9%	-29.3%	-3.2%	45.1%	3.4%	3.7%	6.4%	28.5%	133.3%	-24.0%	-4.3%	-44.8%	-7.4%	2.0%	43.0%	4.1%	45.0%	9.2%	65
和歌山県	5.3%	53.8%	13.5%	-21.6%	15.1%	-3.7%	29.6%	22.6%	10.6%	-25.8%	21.1%	95.1%	-3.3%	-27.7%	-18.6%	26.7%	28.0%	-9.4%	-2.4%	5.5%	37.6%	42.4%	3.8%	-15.4%	29.9%	-40.3%	63.9%	-7.9%	65
鳥取県	-18.2%	172.3%	-6.3%	-16.7%	27.9%	-13.5%	79.0%	8.2%	-7.8%	-51.9%	-59.0%	-32.2%	106.7%	-42.2%	-8.6%	10.4%	10.5%	17.8%	-23.4%	-4.8%	96.8%	24.2%	-16.3%	73.2%	-34.4%	58.1%	-14.6%	42.6%	73
島根県	-33.7%	24.4%	10.4%	-12.8%	-11.7%	-28.4%	78.3%	2.9%	-37.9%	-10.9%	-12.6%	17.6%	92.1%	-39.9%	-50.9%	38.6%	20.7%	40.6%	-6.3%	-7.4%	42.9%	-28.1%	38.1%	-41.0%	-46.1%	29.5%	-34.6%	-33.3%	71
岡山県	-6.5%	-16.4%	21.0%	-1.7%	-13.1%	28.2%	70.3%	-15.2%	7.9%	-9.2%	1.5%	50.4%	6.7%	26.8%	21.1%	-20.5%	-27.3%	-30.1%	-39.5%	4.9%	33.0%	81.2%	-5.2%	-16.8%	49.0%	14.4%	-13.7%	43.3%	65
広島県	36.3%	-32.0%	19.9%	-13.2%	-42.5%	-4.5%	12.5%	-34.8%	-21.7%	-15.8%	-26.0%	35.4%	-20.1%	11.0%	-26.3%	14.0%	43.4%	-0.7%	-23.7%	40.9%	4.1%	-15.3%	-11.3%	-29.1%	20.6%	-15.8%	20.1%	10.2%	65
山口県	26.1%	-20.3%	-0.3%	36.2%	0.0%	35.2%	1.6%	-18.5%	-22.0%	-30.8%	-4.5%	10.5%	37.2%	28.9%	2.3%	-32.9%	-1.7%	-1.6%	63.6%	22.0%	28.1%	38.7%	-0.4%	13.5%	-18.2%	29.2%	-43.7%	15.4%	64
徳島県	47.8%	6.2%	-15.5%	46.5%	-29.3%	-16.2%	2.1%	111.5%	1.0%	23.7%	59.8%	-36.0%	-43.0%	-13.3%	-4.4%	-12.7%	33.0%	-18.7%	45.8%	-44.6%	-47.4%	10.2%	-22.6%	84.8%	28.0%	32.7%	61.5%	37.0%	66
香川県	12.6%	-2.6%	-31.3%	-7.4%	7.0%	50.4%	5.6%	-31.6%	-0.6%	25.0%	28.6%	47.2%	-13.5%	-43.4%	36.6%	-8.6%	-11.2%	34.1%	-11.1%	-18.4%	6.4%	-38.6%	-37.8%	-12.3%	10.3%	9.6%	41.0%	19.6%	66
愛媛県	-10.4%	42.2%	-0.4%	-3.4%	85.6%	-29.2%	-12.0%	-4.8%	-33.7%	115.0%	39.8%	23.4%	18.6%	-24.4%	-2.4%	36.3%	20.7%	83.3%	106.8%	2.7%	38								

雇用保険 適用事業所数（前年同月比）

	2024年												2025年												2026年								2025年度 最賃引上げ額
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月					
全国計	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%	0.3%	66				
北海道	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	65				
青森県	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-0.9%	-0.9%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-1.3%	-1.3%	-1.4%	-1.4%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	76				
岩手県	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-1.0%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.2%	-1.4%	-1.4%	-1.3%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.3%	-1.3%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	79			
宮城県	-0.4%	-0.4%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	65				
秋田県	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.6%	-1.6%	-1.7%	-1.7%	-1.9%	-1.9%	-1.9%	-2.0%	-2.1%	-2.1%	-2.2%	-2.1%	80				
山形県	-0.9%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.2%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.6%	-1.7%	-1.7%	-2.0%	-2.0%	-1.9%	-2.2%	-2.3%	-2.2%	-2.0%	-1.9%	77				
福島県	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.3%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	78				
茨城県	0.8%	0.9%	0.9%	1.1%	1.1%	1.0%	1.1%	1.1%	0.8%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.7%	0.8%	0.9%	1.0%	1.1%	69				
栃木県	0.7%	0.7%	0.7%	0.6%	0.5%	0.5%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.3%	0.3%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.5%	0.5%	0.6%	0.7%	64				
群馬県	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.7%	0.7%	0.7%	0.6%	0.5%	0.5%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%	78				
埼玉県	1.3%	1.4%	1.5%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.3%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.1%	1.0%	1.1%	1.1%	1.0%	1.0%	1.1%	0.5%	0.8%	1.1%	1.1%	1.2%	1.4%	1.6%	1.6%	63				
千葉県	1.3%	1.3%	1.3%	1.4%	1.4%	1.5%	1.6%	1.5%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.3%	1.3%	1.3%	1.1%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	0.9%	0.8%	1.0%	1.1%	1.1%	1.3%	1.4%	1.6%	64				
東京都	1.2%	1.2%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.2%	1.2%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.0%	1.0%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	1.1%	1.2%	1.3%	1.3%	63				
神奈川県	1.2%	1.3%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.4%	1.2%	1.2%	1.2%	1.1%	1.1%	1.0%	0.9%	0.9%	0.9%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	63				
新潟県	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.3%	-1.3%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.6%	-1.6%	-1.7%	-1.7%	-1.5%	65				
富山県	-0.1%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.8%	-0.9%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.0%	64				
石川県	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.5%	-0.5%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	70					
福井県	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	69					
山梨県	0.9%	0.8%	0.8%	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	1.0%	1.1%	1.2%	1.1%	1.1%	1.2%	1.2%	1.2%	1.0%	1.1%	1.1%	1.2%	1.0%	0.8%	0.8%	0.8%	0.5%	0.5%	0.5%	0.9%	64					
長野県	-0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.8%	63				
岐阜県	-0.2%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-1.2%	-1.1%	-1.3%	-1.5%	-1.5%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.3%	-1.2%	-0.9%	-1.2%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.8%	-0.6%	-0.6%	64				
静岡県	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.4%	63				
愛知県	0.8%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.6%	0.5%	0.4%	0.4%	0.5%	0.4%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.2%	0.2%	0.3%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	63					
三重県	0.6%	0.5%	0.4%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-1.0%	-1.0%	-0.9%	-0.8%	-0.6%	-0.6%	-0.4%	64				
滋賀県	0.6%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.3%	0.4%	0.2%	0.2%	0.2%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.1%	-0.1%	-0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.3%	63					
京都府	1.0%	0.9%	0.9%	0.9%	0.7%	0.6%	0.7%	0.6%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.4%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.6%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	64					
大阪府	-3.5%	-3.6%	-4.2%	-4.1%	-4.1%	-4.0%	-4.0%	-3.8%	-3.3%	-2.3%	-1.8%	-1.6%	-1.2%	-1.1%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.5%	-0.5%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	0.1%	0.2%	0.3%	0.5%	0.6%	63				
兵庫県	0.4%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.3%	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	64					
奈良県	1.2%	1.1%	1.2%	1.0%	1.1%	1.0%	0.9%	0.8%	1.0%	1.1%	0.9%	0.8%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.6%	0.8%	0.8%	0.9%	0.5%	0.3%	0.3%	0.4%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	65				
和歌山県	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	65				
鳥取県	0.0%	0.0%	0.0%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.9%	-0.7%	-0.9%	73				
島根県	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	71					
岡山県	-0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	65				
広島県	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	65					
山口県	-1.1%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-0.9%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-1.1%	-1.2%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	64					
徳島県	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-1.0%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.9%	-1.7%	-1.8%	-1.8%	-1.8%	-1.7%	-1.5%	-1.6%	66			
香川県	-0.3%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.7%	-0.8%	66				
愛媛県	0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.9%	77				
高知県	-2.2%	-2.8%	-2.9%	-2.7%	-2.7%	-2.5%	-2.7%	-2.8%	-2.7%	-2.9%	-2.3%	-1.6%	-1.2%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.2%	-1.2%	-1.3%	-1.2%	-1.1%	-1.3%	-1.4%	-1.4%	-1.2%	-1.2%	-1.3%	71				
福岡県	0.9%	1.0%	1.1%	1.0%	1.0%	1.0%	0.9%	1.0%	0.9%	0.9%	1.0%	0.9%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%	0.6%	0.6%	0.6%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	65					
佐賀県	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.8%	0.8%	0.5%	0.6%	0.6%	0.5%	0.4%	0.3%	0.4%	0.4%	0.3%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	74					
長崎県	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.1%	-1.0%	-1.1%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-1.2%	-1.3%	78				

出所：厚生労働省「雇用保険事業統計」 都道府県労働局別適用状況 月末適用事業所数を基に集計

低 ← → 高

「賃金構造基本統計調査」を用いた分析

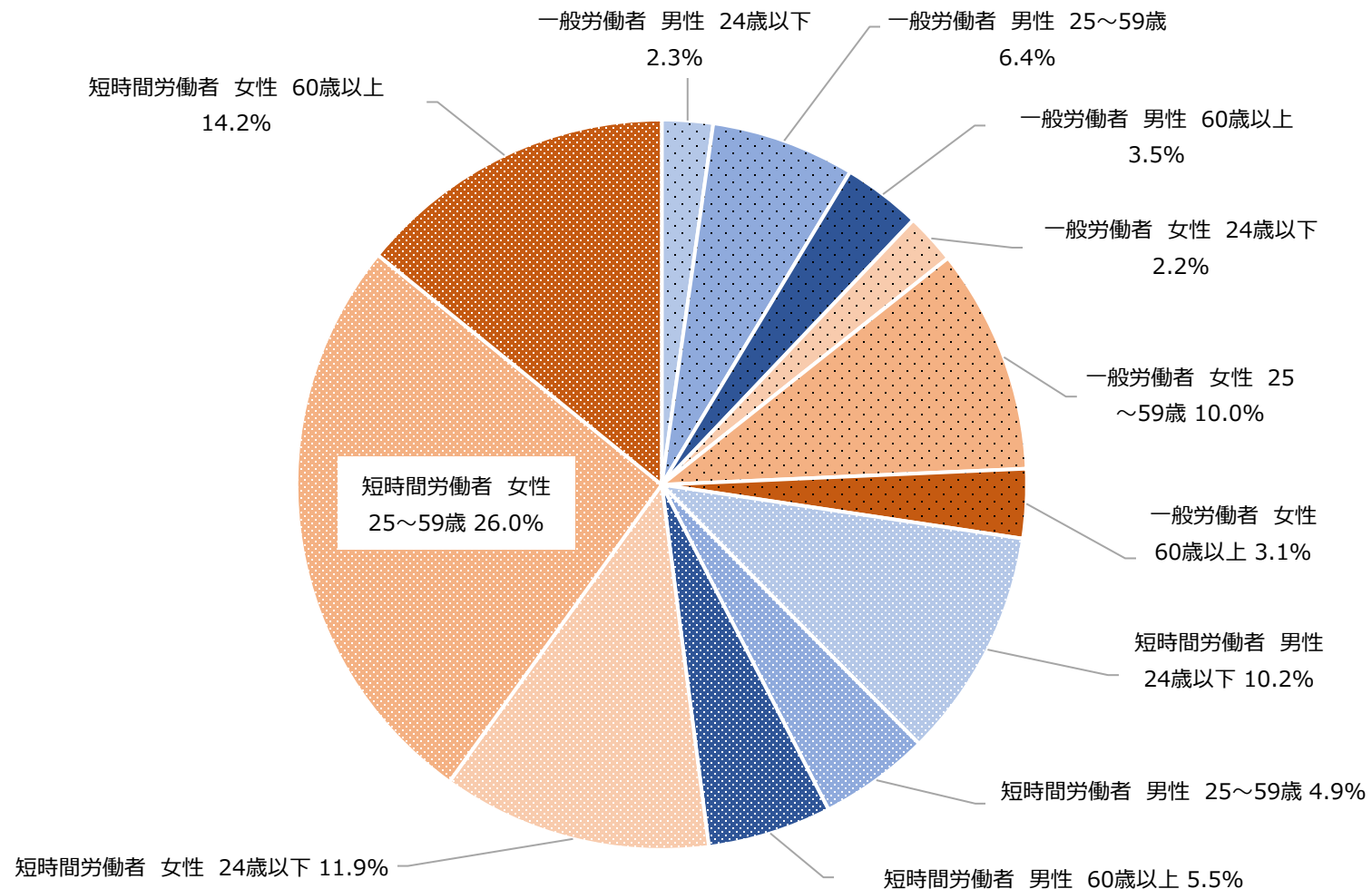
ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

Ministry of Health, Labour and Welfare

最賃近傍雇用者構成比（2025年）



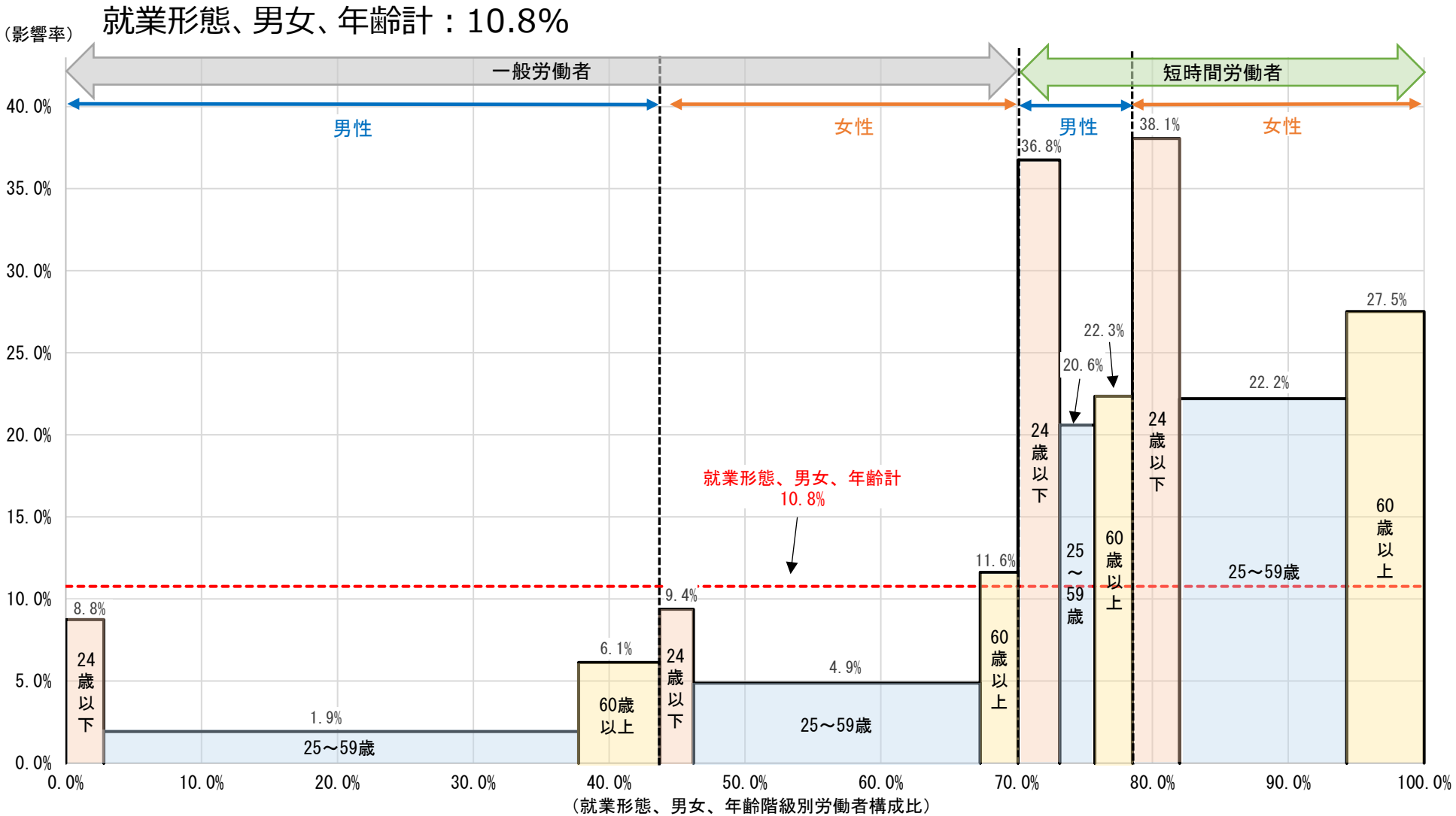
（資料出所）厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。

（注）1. 常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が5～9人で企業全体の常用労働者数も5～9人である民営事業所の数値。

2. 「最賃近傍雇用者構成比」は、2025年6月の1時間当たり所定内給与額がその時点で適用されている事業所の所在地の地域別最低賃金額×1.1未満である労働者（ここでは、「最賃近傍雇用者」という。）の就業形態、男女、年齢階級別の構成比。

所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。

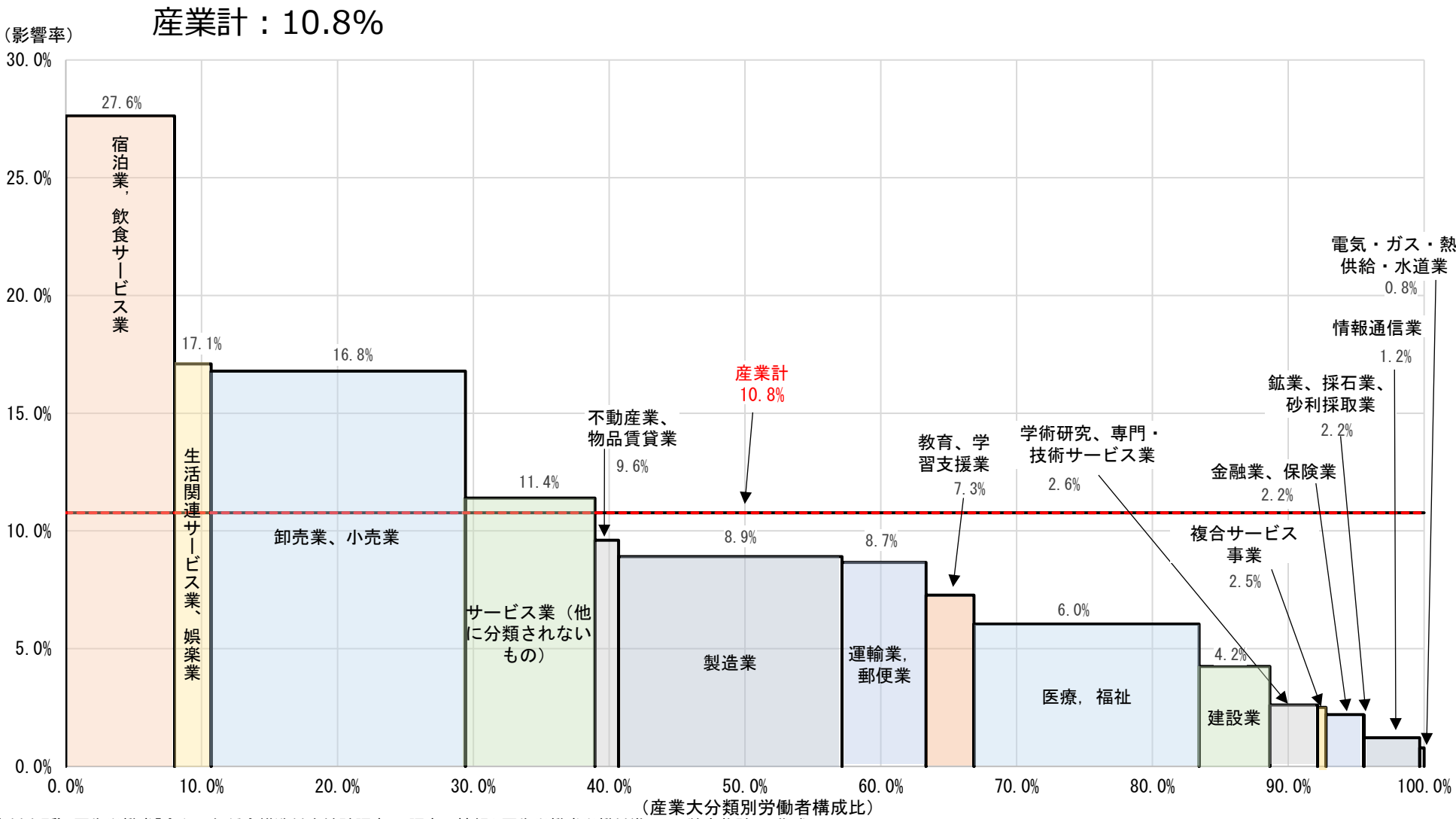
就業形態、男女、年齢階級別影響率と労働者構成比（2025年）



（資料出所）厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。

（注）1. 常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が5～9人で企業全体の常用労働者数も5～9人である民営事業所の数値。
2. 縦軸の「影響率」は、2025年6月の1時間当たり所定内給与額が2025年の秋より適用された事業所の所在地の地域別最低賃金額未満である常用労働者（以下、「影響労働者」という。）の割合。所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。
3. 横軸の「就業形態、男女、年齢階級別労働者構成比」は、就業形態、男女、年齢階級計の常用労働者数に占める各区分の常用労働者数の比率を示している。
4. 各区分の長方形の面積は、影響労働者のボリューム（就業形態、男女、年齢階級計の常用労働者に占める比率）を示している。

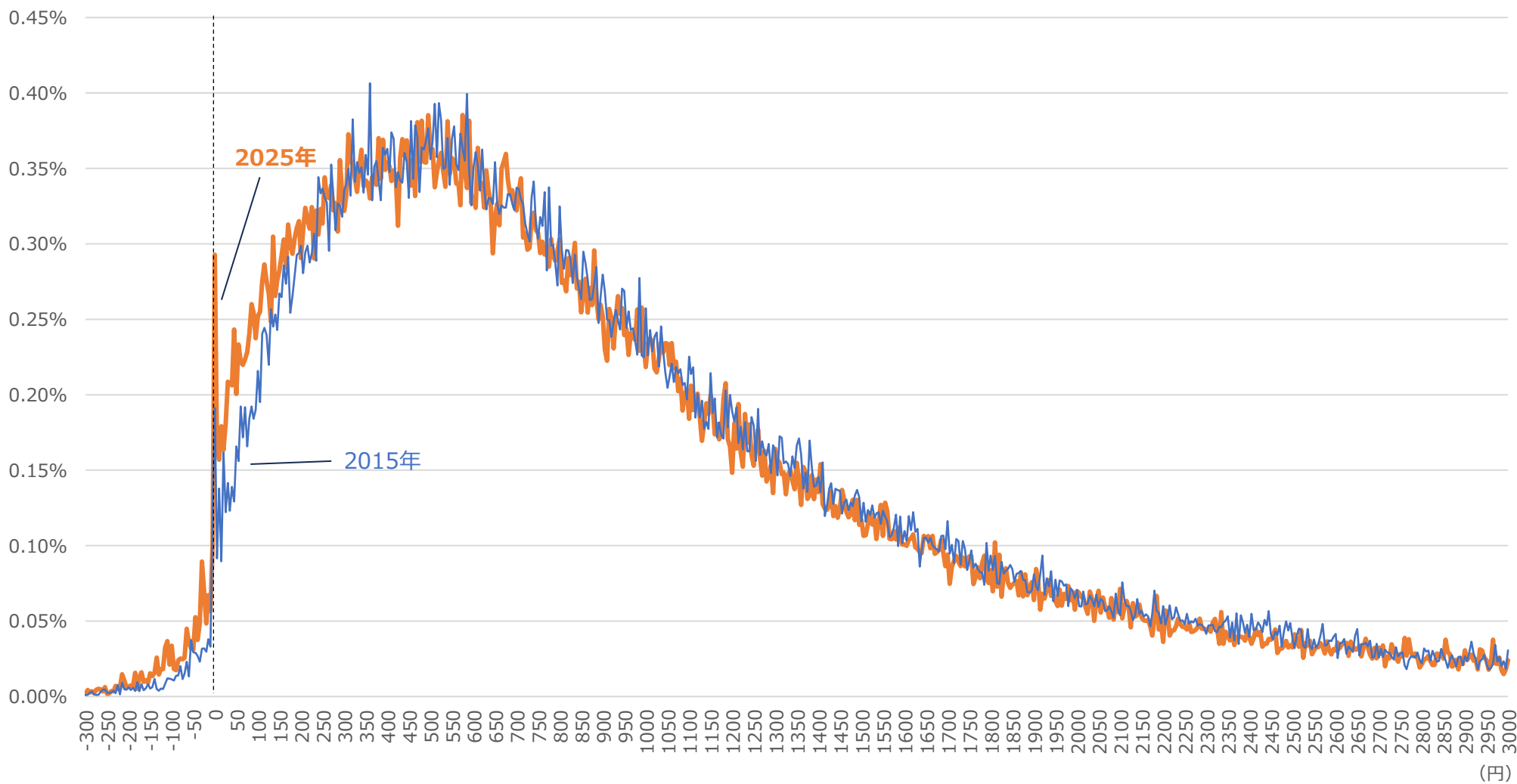
産業（大分類）別影響率と労働者構成比（2025年）



(資料出所) 厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。

(注) 1. 常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が5～9人で企業全体の常用労働者数も5～9人である民営事業所の数値。
2. 縦軸の「影響率」は、2025年6月の1時間当たり所定内給与額が2025年の秋より適用された事業所の所在地の地域別最低賃金額未満である常用労働者（以下、「影響労働者」という。）の割合。
所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。
3. 横軸の「産業大分類別労働者構成比」は、産業計の常用労働者数に占める各産業の常用労働者数の比率を示している。
4. 各産業の長方形の面積は、影響労働者のボリューム（産業計の常用労働者に占める比率）を示している。

時間当たり所定内給与額と最低賃金額との差の分布（一般労働者）



（資料出所）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。

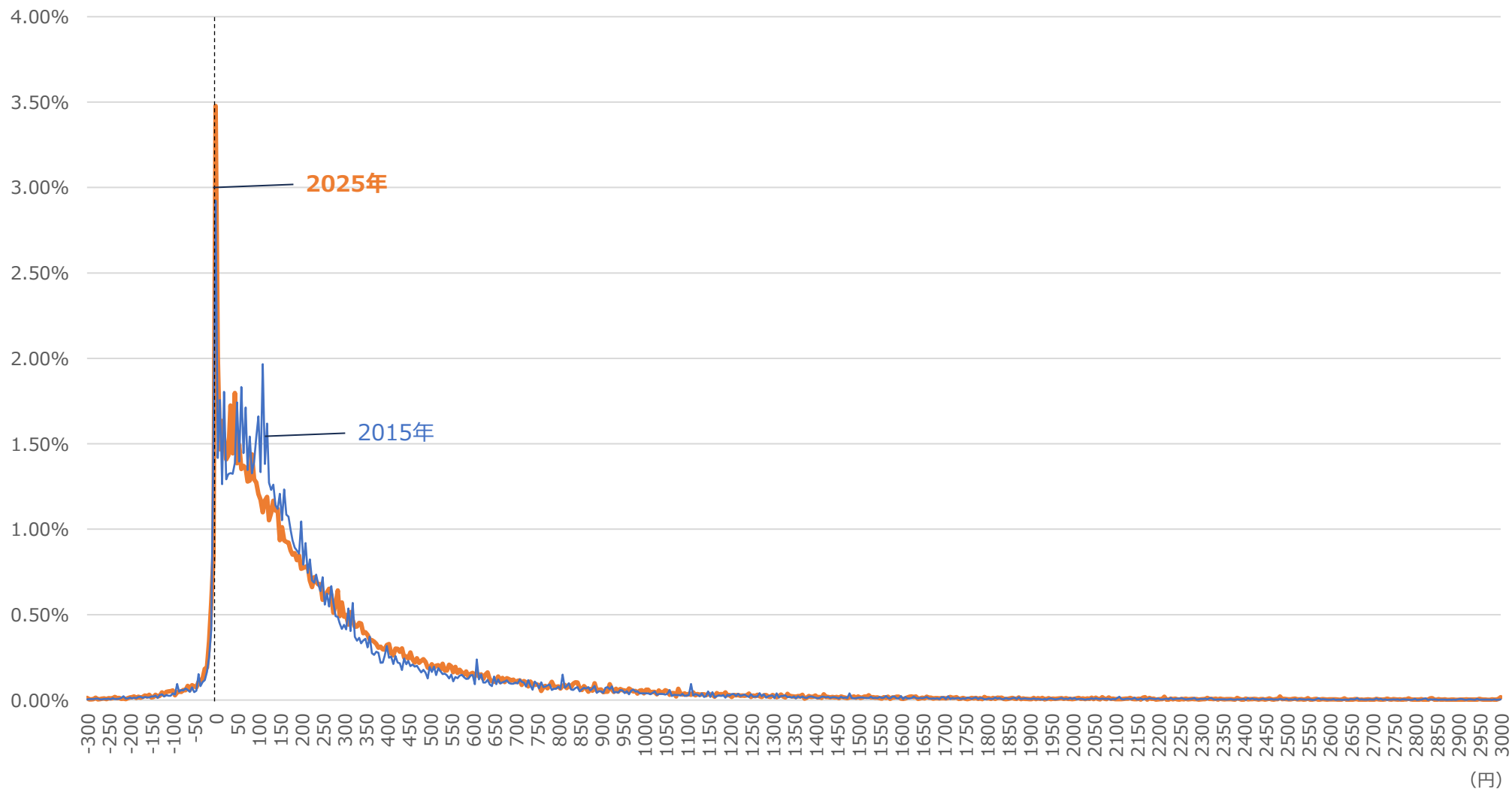
（注） 1. 常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が5～9人で企業全体の常用労働者数も5～9人である民営事業所の数値。

2. 1時間当たりの所定内給与額は、6月の所定内給与額を6月の所定内実労働時間数で除して算出。なお、所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。

3. 上記2の1時間当たり所定内給与額と、その前年の秋から適用されている地域別最低賃金額の差の5円単位の分布。

4. 2015年の数値は、2025年調査の集計範囲、復元方法に合わせて集計している。

時間当たり所定内給与額と最低賃金額との差の分布（短時間労働者）



（資料出所）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。

- （注） 1. 常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が5～9人で企業全体の常用労働者数も5～9人である民営事業所の数値。
 2. 1時間当たりの所定内給与額は、6月の所定内給与額を6月の所定内実労働時間数で除して算出。なお、所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。
 3. 上記2の1時間当たり所定内給与額と、その前年の秋から適用されている地域別最低賃金額の差の5円単位の分布。
 4. 2015年の数値は、2025年調査の集計範囲、復元方法に合わせて集計している。

中小企業への支援・経済対策・エネルギー価格対策等

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

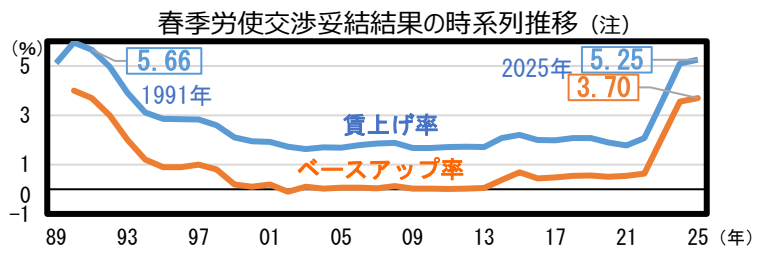
Ministry of Health, Labour and Welfare

- **物価上昇を上回る賃上げ**を全国に広げ、家計の実質所得を確保
- 価格転嫁の徹底、省力化投資促進、重点支援地方交付金等により、企業の継続的・安定的な賃上げの**環境整備**

現状

- 春季労使交渉は、**賃上げ率が2年連続で5%台**で、約30年ぶりの高水準

主な取組



賃上げに向けた中小企業等の稼ぐ力の強化

- 生産性向上のための**設備投資・省力化投資等の強化**
- **事業承継・M&A**の支援強化
- 「**100億企業**」の創出支援
- **予兆管理**や**再生支援**の強化
- 「**省力化投資促進プラン**」の推進

医療・介護等支援パッケージ

- **令和8年度報酬改定の効果を前倒し**、**医療・介護・障害福祉分野**の現場で働く幅広い職種の方々の**賃上げを支援**
- ICT機器等の導入等による**生産性向上・職場環境改善**の取組を**支援**

価格転嫁・取引適正化の推進

- **取適法・振興法**の厳正な執行
- 「**労務費転嫁指針**」の改正
- **官公需**における物価上昇を踏まえた単価の見直し

プッシュ型の伴走支援の強化

- 積極的な働きかけによる**気づきの提供と相談体制**の強化
- **生産性向上支援センター**設置や自治体による**支援モデル創出**

重点支援地方交付金

- 賃上げ促進税制を活用できない**中小企業・小規模事業者**を**支援**
- **農林水産業等**も**支援**

業務改善助成金

最低賃金引上げに対応する中小企業等が**賃上げと設備投資等**をする場合、**最大600万円**を支援

賃上げの継続・定着に向けてあらゆる施策を総動員

注：連合「春季生活闘争 回答集計結果」より作成。2015年までのベース率は、連合による調査結果が得られないため、厚労省「賃金事情等総合調査」による。

省力化投資促進プラン

- 昨年6月、人手不足が深刻と考えられる12業種について、業種毎に、生産性向上目標、周知・広報、優良事例の情報提供・横展開、サポート体制の整備などを内容とする「**省力化投資促進プラン**」を策定。
- 昨年12月には、新たに、警備業が追加された。
- プランの実行に当たっては、全国約2,200か所の商工会・商工会議所や中小企業団体中央会、全国約500の地域金融機関等による省力化ナビも活用したプッシュ型支援、希望する中小企業等に対する**専門家等派遣、よろず支援拠点「生産性向上支援センター」**による、**全国規模でのサポート体制を構築**。

「省力化投資促進プラン」の対象業種

①飲食業（農林水産省・厚生労働省）

②宿泊業（観光庁・厚生労働省）

③小売業（農林水産省・経済産業省）

④生活関連サービス業

(1)理容業、美容業、クリーニング業（厚生労働省）

(2)冠婚葬祭業（経済産業省）

⑤その他サービス業

(1)自動車整備業（国土交通省）

(2)ビルメンテナンス業（厚生労働省）

(3)警備業（警察庁）

⑥製造業

(1)中小製造業（経済産業省）

(2)食品製造業（農林水産省）

⑦運輸業

(1)鉄道（国土交通省）

(2)自動車（国土交通省・経済産業省・農林水産省）

(3)海事（国土交通省）

(4)航空（国土交通省）

⑧建設業（国土交通省）

⑨医療（厚生労働省）

⑩介護・福祉

(1)介護（厚生労働省）

(2)障害福祉（厚生労働省）

⑪保育（こども家庭庁）

⑫農林水産業

(1)農業（農林水産省）

(2)林業（農林水産省）

(3)水産業（農林水産省）

賃金引上げに関する支援

業務改善助成金 | 21億円(15億円) | <352億円>

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げるとともに、生産性向上に資する設備投資等を行った中小企業等に対し、その設備投資等に要した費用の一部を助成。

キャリアアップ助成金（正社員化コース、賃金規定等改定コース）

| 554億円(633億円) |

非正規雇用労働者の正社員転換、処遇改善を実施した事業主に対し助成。

人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）

| 18億円(制度要求) |

人材確保のために雇用管理制度の導入や雇用環境の整備により、離職率低下を実現した事業主に対して助成。

人材開発支援助成金（人材育成支援コース、人への投資促進コース、事業展開等リスクリテリング支援コース）

| 533億円(542億円) |

事業主等が雇用する労働者に対して、職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成。

働き方改革推進支援助成金 | 101億円(92億円) |

生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む中小企業等について、その取組に要する費用の一部を助成。

相談窓口

働き方改革推進支援事業 | 30億円(30億円) |

働き方改革推進支援センターにおいて、労務管理等の専門家による窓口相談、企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法などに関するセミナー等を実施。

よろず支援拠点等の支援体制の充実

| 33億円の内数(34億円の内数) | <148億円の内数>

各都道府県によろず支援拠点を設置するとともに、よろず支援拠点の中に、事業者の生産性向上に係る課題の解決に向けて伴走支援を行う生産性向上支援センターを設置するなど、中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題に対応するための体制を整備。

生産性向上に関する支援

中小企業生産性革命推進事業 <3,400億円>

成長志向の中小企業による飛躍的成長や中小・小規模事業者の生産性向上を実現するため以下の事業を実施。

- ① **中小企業成長加速化補助金**（補助上限額：5億円、補助率：1/2）
…賃上げへの貢献、輸出による外需獲得、域内の仕入による地域経済への波及効果が大きい売上高100億円超を目指して行う大胆な投資を支援。
- ② **デジタル化・AI導入補助金**（補助額：5万～450万円、補助率：1/2～4/5）
…中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDX等に向けたAIを含むITツールの導入を支援。
- ③ **小規模事業者持続化補助金**（補助上限額：原則50万円、補助率：2/3等）
…小規模事業者が経営計画を作成して、商工会・商工会議所の伴走支援を受けながら取り組む販路開拓の取組等を支援。
- ④ **事業承継・M&A補助金**（補助額：150万～2,000万円、補助率：1/3～2/3）
…事業承継前の設備投資等にかかる費用やM&A時の専門家活用にかかる費用、M&A後のPMIにかかる専門家費用や設備投資、承継時に伴う廃業にかかる費用を支援。

中堅等大規模成長投資補助金 <4,121億円>

中堅・中小企業が、賃上げに向けた省力化等による労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大を図るための大規模な投資を支援。

ものづくり・商業・サービス・省力化・革新的開発・新事業・海外展開促進事業

<2,960億円 ※既存基金を活用>

中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするために、中小企業等の革新的製品・サービス開発や海外を含む新市場への進出等に係る設備投資等を支援するとともに、人手不足に悩む中小企業等に対して、省力化投資を支援する。これにより、中小企業等の付加価値額や生産性向上を図り、賃上げにつなげることを目的とする。

- ① **新事業進出・ものづくり商業サービス補助金**（補助上限額：9,000万円、補助率：1/2～2/3）
中小企業等が行う、技術的革新性のある製品・サービスの開発や既存事業とは異なる新市場・高付加価値事業への進出、海外市場開拓（輸出）に向けた国内の輸出体制の強化に係る設備投資等を支援。
- ② **省力化投資補助金**（カタログ注文型補助上限額：最大1,500万円、補助率：1/2 一般型補助上限額：最大1億円 補助率：1/2～2/3）
…人手不足に悩む中小企業等に対して、カタログから選ぶように簡易で即効性ある省力化投資を支援する「カタログ注文型」と、事業内容に合わせて多様な設備やシステムが導入できる「一般型」により、省力化投資を後押し。

成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業） | 122億円(123億円) |

大学・公設試等の研究機関等と連携して行う、研究開発等にかかる取組を支援。また、「イノベーション・プロデューサー」を通じたイノベーションの創出支援。

中小企業の生産性向上等に係る支援策における主な補助金・助成金の実績

名称	2025年度 応募・申請数（件） ※一部暫定値	2025年度 実績（件） ※一部暫定値	2025年度 執行額（億円） ※一部暫定値
中小企業成長加速化補助金	1,270	211	—
IT導入補助金 / デジタル化・AI導入補助金（※1）	80,439	35,202	—
小規模事業者持続化補助金	49,735	24,503	—
事業承継・M&A補助金	1,866	1,126	—
中堅等大規模成長投資補助金	439	218	308.8
新事業進出補助金（※2）	6,568	1,950	—
ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金（※2）	9,661	3,161	—
中小企業省力化投資補助金	11,925	8,363	—
成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業）	253	124	—
業務改善助成金	27,674	18,515	270.9
キャリアアップ助成金 ※正社員化コース、賃金規定等改定コース	148,728	76,259	718.5
人材確保等支援助成金 ※雇用管理制度・雇用環境整備助成コース	1,404	—	—
人材開発支援助成金 ※ 人材育成支援コース、人への投資促進コース、事業展開等リスクリング支援コース	105,564	70,779	556.0
働き方改革推進支援助成金	4,040	3,228	54.5

※1 「IT導入補助金」については、令和7年度補正予算から「デジタル化・AI導入補助金」に名称変更したため並記している。

※2 「新事業進出補助金」及び「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」は、令和8年度より統合され、「新事業進出・ものづくり商業サービス補助金」となっている。

2026年度予算における「賃上げ」支援助成金パッケージ

事業主の皆さまへ

賃金引き上げの支援策

厚生労働省は事業主の皆さまの賃上げを支援しています

業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、設備投資等を行った中小企業等に、その費用の一部を助成します。中小企業で働く労働者の賃金引き上げのための生産性向上の取り組みが支援対象(※)です。

※申請前の賃金引き上げ、交付決定前の設備投資は対象となりません。

活用例 事業場内最低賃金労働者3人の時給を70円引き上げた場合、設備投資にかかった費用に対し最大100万円が助成されます。

活用ポイント

賃上げ＋設備投資

- 賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画の作成が必要
- 中小企業が利用可能
- 助成額は、賃金の引き上げ額、引き上げ労働者数等によって決定
- 交付決定を受けた後に設備投資等を行う

賃上げコース区分	助成上限額
50円コース	30～130万円
70円コース	40～300万円
90円コース	90～600万円

キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成します。パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。

活用例 中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10人の有期雇用労働者の賃金引き上げを実施した場合、6.5万円が支給されます。

活用ポイント

非正規雇用労働者の賃上げ

- 賃金規定等の増額改定に関するキャリアアップ計画の作成が必要
- 中小企業、大企業どちらも利用可能
- 原則、事業所内全ての非正規雇用労働者の賃金規定等を改定する必要あり
- 改定にあたり職務評価を活用した場合、昇給制度を新たに規定した場合は助成額を加算

非正規雇用労働者の賃上げ率の区分	助成額(1人当たり)
3%以上4%未満の場合	4万円(2.6万円)
4%以上5%未満の場合	5万円(3.3万円)
5%以上6%未満の場合	6.5万円(4.3万円)
6%以上の場合	7万円(4.6万円)

(※)括弧内の金額は、大企業の場合の助成額。1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人。

働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

活用例 建設業の事業場が設備投資等を実施して、36協定で設定する時間外・休日労働時間数の上限を引き下げた場合等に、設備投資等にかかった費用に対し最大25～550万円が助成されます。

活用ポイント

労働時間削減等の取組(賃上げ・割増賃金率)＋設備投資等

- 労働時間削減等の取組計画の作成が必要
- 中小企業や中小企業が属する団体が利用可能
- 助成額は、成果目標の達成、賃金の引き上げ額、賃金を引き上げた労働者数等により決定
- 交付決定を受けた後に設備投資等を行う

コース区分	基本部分	助成上限額	
		賃上げ	割増賃金率
業種別課題対応コース(※1)	25～550万円	6～360万円(※2)	25～100万円
労働時間削減・年次有給休暇取得促進支援コース	25～200万円	6～360万円(※2)	25～100万円
勤務間インターバル導入コース	50～150万円		

(※1)建設業の場合

(※2)常時使用する労働者数が10人以上30人以下の場合は、5%以上の賃上げに係る加算率は2倍になります。また、常時使用する労働者数が10人未満の場合は、5%以上の賃上げに係る加算率は2.5倍になります。

(※3)別途団体向けのコースあり。

人材開発支援助成金

職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

活用例 中小企業事業主が、正規雇用労働者1人につき、10時間の訓練(※1)(訓練経費10万円)を受講させ、訓練終了後、訓練受講者の賃上げ(※2)を行った場合、7万円が支給されます。

(※1)人材育成支援コース(人材育成訓練)の場合

(※2)5%以上の賃上げ又は賃格等手当を就業規則等に規定し、訓練受講者実際に賃格等手当を支払い3%以上賃金を上昇させた場合

区分(※)	賃上げた場合の助成率・額
①賃金助成額	労働者1人1時間あたり500円・1000円
②経費助成率	訓練経費の45%～100% ※制度導入に係る助成の場合は、24万円・36万円
③OJT実施助成額	1人1コースあたり12万円～25万円

活用ポイント

職業訓練＋経費助成等(訓練終了後の賃上げ等加算)

- 職業訓練実施計画を作成し、訓練開始前に労働局への提出が必要。計画に沿って訓練を実施した後、申請
- 10時間以上のOFF-JTによる訓練等が対象
- 中小企業、大企業どちらも利用可能
- 助成額は、訓練内容、企業規模により決定

(※3)訓練コース・メニューによって上記区分①～③のいずれが支給されるか異なります(①～③全てが支給される場合もあれば②のみとなる場合もあります)。

人材確保等支援助成金(雇用管理制度・雇用環境整備助成コース)

人材確保のために雇用管理制度(賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度)の導入や雇用環境の整備(従業員の作業負担を軽減する機器等の導入)により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

活用例 複数の雇用管理制度や作業負担を軽減する機器等を導入し、賃上げを行った場合、最大32.5万円が支給されます。

活用ポイント

雇用管理改善の取り組み(賃上げ加算)

区分	助成額・助成率(※1・2)
①賃金規定制度 ②諸手当等制度 ③人事評価制度	50万円(40万円)
④職場活性化制度 ⑤健康づくり制度	25万円(20万円)
⑥作業負担を軽減する機器等	導入経費の62.5%又は75%(50%)

- 雇用管理制度又は従業員の作業負担を軽減する機器の導入計画の作成、実施後の離職率の低下が必要
- 原則、中小企業、大企業どちらも利用可能(※)
- 助成額は、雇用管理制度・導入機器に応じて決定
- 対象労働者の賃上げで、助成額を加算

(※)賃金規定制度は中小企業のみ利用可能

(※1)括弧内の金額は、賃上げを行った場合以外の助成額又は助成率。

(※2)①～⑤を複数導入した場合の上限額は100万円(80万円)。⑥を導入した場合の上限額は22.5万円(15.0万円)。

より高い処遇への労働移動等への支援

早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース、中途採用拡大コース)

- 雇入れ支援コース:事業規模の縮小に伴い離職を余儀なくされる労働者を早期に無期雇用で雇入れ、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。
- 中途採用拡大コース:中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用率を一定以上拡大させ、雇い入れた中途採用者について、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)

- 在籍型出向により労働者をスキルアップさせ、復帰後の賃金を復帰前と比較し5%以上増加させた場合に、出向元・出向先双方の事業主に対して助成(上限額8,870円/1人1日あたり(1事業主あたり1,000万円))します。

支援策の詳細はHPをチェック

厚生労働省HP

「賃上げ支援助成金パッケージ」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku_nitsuite/bunya/package_00007.html



(R.4)

業務改善助成金の執行状況

	(億円)							
	当初予算額	前年度からの繰越額	補正予算額	次年度への繰越額	予算現額	執行額	執行率 (%)	執行件数 (件)
	①	②	③	④	⑤ = ① + ② + ③ - ④	⑥	⑥ / ⑤	
2025年度	11.9 (14.5)	133.5 (139.3)	345.4 (352.5)	202.1 (208.5)	288.7 (297.8)	270.9	93.8	18,515
2024年度	6.2 (8.2)	94.7 (102.6)	291.2 (297.4)	133.5 (139.3)	258.6 (268.9)	233.6	90.3	17,616
2023年度	7.9 (9.9)	92.6 (97.6)	171.7 (179.8)	94.7 (102.6)	177.5 (184.7)	151.6	85.4	12,977

※ 事業費を除いた業務改善助成金のみ予算を記載。() 内の数値は、事業費を含めた金額。
※ 四捨五入の関係から、数値が一致しない場合がある。

業務改善助成金の執行状況（都道府県別執行件数）

	2023年度	2024年度	2025年度
北海道	631	882	740
青森	166	243	128
岩手	246	234	283
宮城	187	233	371
秋田	94	135	177
山形	144	217	240
福島	248	336	503
茨城	211	296	293
栃木	198	337	279
群馬	177	224	191
埼玉	352	416	412
千葉	215	330	381
東京	646	905	740
神奈川	416	554	501
新潟	322	366	403
富山	144	198	209
石川	184	256	322
福井	237	332	419
山梨	124	105	123
長野	243	328	387
岐阜	301	419	397
静岡	276	688	602
愛知	1,021	1,232	1,433
三重	229	286	325

	2023年度	2024年度	2025年度	(件)
滋賀	223	266	263	
京都	176	435	438	
大阪	990	1,261	973	
兵庫	550	853	968	
奈良	159	242	280	
和歌山	173	226	276	
鳥取	171	183	150	
島根	160	159	220	
岡山	257	189	288	
広島	385	409	522	
山口	232	292	271	
徳島	130	317	299	
香川	236	315	406	
愛媛	169	300	375	
高知	191	164	163	
福岡	511	811	754	
佐賀	202	199	255	
長崎	214	251	326	
熊本	136	260	232	
大分	225	290	280	
宮崎	145	156	250	
鹿児島	115	152	178	
沖縄	215	334	489	
全国計	12,977	17,616	18,515	125

賃上げを後押しする予算措置

- ・ 中小企業の大胆な賃上げを促すため、各種補助金において賃上げを行った場合のインセンティブ措置（補助上限・補助率の引上げ等）を設けている。

＜中小企業省力化投資補助金＞ 【既存基金を活用】

- **事業概要**：人手不足に悩む中小企業等に対して、カタログから選ぶように簡易で即効性ある省力化投資を支援する「カタログ注文型」と、事業内容に合わせ多様な設備やシステムが導入できる「一般型」により、省力化投資を後押し。
- **補助率**：カタログ注文型 1/2、一般型 1/2～2/3 ⇒【最低賃金引上げ特例】：一般型において最低賃金引上げに係る補助率引上げ要件を満たす事業者については、**補助率を2/3に引上げ** ※小規模・再生事業者は除く。
- **補助上限**：カタログ注文型 最大1000万円 ⇒【大幅賃上げ特例】事業終了時に給与支給総額＋6％以上、かつ、事業場内最低賃金＋3％以上の場合**上限額を最大1,500万円に引上げ**
一般型 最大8000万円 ⇒【大幅賃上げ特例】1人当たり給与支給総額の年平均成長率＋6％以上増加、かつ、事業場内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金＋50円以上の場合**上限額を最大1億円に引上げ** ※最賃引上げ特例事業者は除く

＜事業承継・M&A補助金＞（事業承継促進枠） 【生産性革命推進事業 令和7年度補正 3,400億円の内数】

- **事業概要**：事業承継に際して行う設備投資等を支援
- **補助率**：1/2～2/3
- **補助上限**：最大800万円 ⇒ 従業員1人当たりの給与支給総額の上昇率が、前年比＋3％以上となる賃上げを達成する場合、**上限額を最大1,000万円に引上げ**

＜新事業進出・ものづくり商業サービス補助金＞ 【既存基金を活用】

- **事業概要**：中小企業等が行う、技術的革新性のある製品・サービスの開発や既存事業とは異なる新市場・高付加価値事業への進出、海外市場開拓（輸出）に向けた国内の輸出体制の強化に係る設備投資等を支援
- **補助率**：補助率：1/2～2/3 ⇒【最低賃金引上げ特例】最低賃金引上げに係る補助率引上げ要件を満たす事業者については、補助率を2/3に引上げ ※小規模・再生事業者は除く。
- **補助上限**：最大7,000万円 ⇒【大幅賃上げ特例】1人当たり給与支給総額の年平均成長率＋6％以上増加、かつ、事業場内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金＋50円以上の場合**上限額を最大9,000万円に引上げ** ※最賃引上げ特例事業者は除く

賃上げを後押しする予算措置

<小規模事業者持続化補助金> 【生産性革命推進事業 令和7年度補正 3,400億円の内数】

- **事業概要**：小規模事業者等が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓等を支援
- **補助率**：2/3（賃上げ特例活用事業者のうち赤字事業者については補助率3/4）
- **補助上限**：最大50万円 ⇒ 1人当たりの給与支給総額を前年と比べ、年平均3%以上の賃上げした場合上限額を最大200万円に引上げ

<デジタル化・AI導入補助金> 【生産性革命推進事業 令和7年度補正 3,400億円の内数】

- **事業概要**：中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDX等に向けたAIを含むITツールの導入を支援
- **補助率**：1/2～4/5 ⇒ 【最低賃金引上げ特例】通常枠において、最低賃金引上げに係る補助率引き上げ要件を満たす事業者については、補助率を1/2から2/3に引上げ
- **補助上限**：最大450万円 ⇒ 通常枠において、1人当たり給与支給総額の年平均成長率＋3%以上増加、かつ、事業場内最低賃金を地域最低賃金＋30円以上の場合上限額を最大150万円から最大450万円に引上げ

<中小企業成長加速化補助金> 【生産性革命推進事業 令和7年度補正 3,400億円の内数】

- **事業概要**：賃上げへの貢献、輸出による外需獲得、域内の仕入による地域経済への波及効果が大きい売上高100億円超を目指して行う大胆な投資を支援
- **補助率**：1/2
- **補助上限**：最大5億円
※対象者の要件
（1）「100億宣言」を行っていること。
（2）補助対象経費のうち投資額が1億円以上（税抜き）であること。
（3）一定の賃上げ要件（従業員1人当たり給与支給総額4.5%以上）を満たす今後5年程度の事業計画を策定すること。

中堅・中小・スタートアップ企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金

- 中堅・中小・スタートアップ企業が、持続的な賃上げを目的として、足元の人手不足に対応した省力化等による労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大を図るために行う工場等の拠点新設や大規模な設備投資に対して補助を行います。

項目	内容
1 予算額	<u>総額2,000億円</u>
2 補助上限額	<u>50億円</u> （補助率 <u>1/3以下</u> ）
3 補助事業期間	<u>原則として、交付決定日から最長で令和10年12月末まで</u>
4 補助対象者	<u>中堅・中小・スタートアップ企業（常時使用する従業員数が2,000人以下の会社等）</u> ※単体ベース ※一定の要件を満たす場合、中堅・中小企業を中心とした共同申請（コンソーシアム形式：最大10社）も対象。 ※みなし大企業や実施する補助事業の内容が農作物の生産自体に関するものなど1次産業を主たる事業としている場合は補助対象外。*
5 補助事業の要件	① <u>投資額20億円以上</u> （ <u>専門家経費・外注費を除く補助対象経費分</u> ） ※100億宣言企業は <u>投資額15億円以上</u> ② <u>賃上げ要件</u> （補助事業の終了後3年間の対象事業に関わる従業員等1人当たり給与支給総額の年平均上昇率が5.0%以上（100億宣言企業は4.5%以上）） ※持続的な賃上げを実現するため、補助金の申請時に掲げた賃上げ目標を達成できなかった場合、未達成率に応じて補助金の返還を求める（天災など事業者の責めに帰さない理由がある場合を除く。事業者名は公表しない。）。
6 補助対象経費	<u>建物費</u> （ <u>拠点新設・増築等</u> ※）、 <u>機械装置費</u> （ <u>器具・備品費含む</u> ）、 <u>ソフトウェア費</u> 、 <u>外注費</u> 、 <u>専門家経費</u> ※本社機能の一部移転・新設を含む

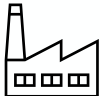
中小企業成長加速化補助金の概要（2次公募）

- 令和7年度補正予算では昨年の約3倍となる「総額3,000億円規模の100億企業支援」を措置。
 - ①成長加速化補助金を倍増（2,000億円程度）
 - ②中堅等大規模成長投資補助金のうち1,000億円程度を100億宣言企業向けに措置

【概略】 ※1次公募 採択倍率：約6.0倍

項目	内容
1 上限額	5 億円（補助率1/2）
2 事業期間	交付決定日から24か月以内
3 対象者	売上高100億円を目指す中小企業 （売上高10億円以上100億円未満）
4 要件	・「100億宣言」を行っていること ・投資額1億円以上 ・一定の賃上げ要件※を満たす今後5年程度の事業計画 ※1人当たり給与支給総額4.5%以上
5 対象経費	建物費、機械装置費、ソフトウェア費、外注費 等

💡【活用イメージ】



工場、物流拠点
などの新設・増築



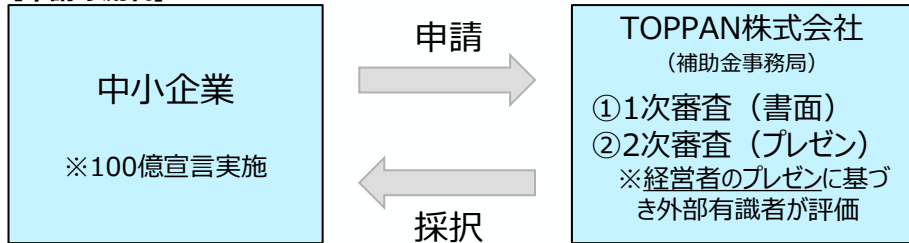
イノベーション創出
に向けた設備の導入



自動化による
革新的な生産性向上



【申請の流れ】



【審査基準（ポイント）】

経営力

- ①将来の売上高100億円に向けた中長期的なビジョンや計画を有し、
その上で、今後5年程度の経営者の明確なシナリオ、成長余力を最大限伸張した事業戦略
（売上高成長率、付加価値増加率、売上高に占める投資比率（本補助事業））
- ②賃上げ・投資の持続可能性
- ③外部・内部環境の分析（市場ニーズの検証、差別化戦略等）
- ④適切な成果目標・管理体制
- ⑤グループ企業・コンソーシアムの場合は相乗効果

波及効果

- ⑥域内仕入の拡大や地域における価値創造
（サプライチェーン、ものづくり高度化、イノベーション、地域資源活用等）
- ⑦地域のモデル企業としての取組
（取引適正化、BCP・知財・経済安全保障の対応、女性活躍等）
※例えば地域未来牽引企業、健康経営優良法人、パートナーシップ構築宣言、事業継続力強化計画等

実現可能性

- ⑧早期に実施可能な経営体制
- ⑨財務状況（ローカルベンチマーク）
- ⑩金融機関の支援姿勢（財務改善・成長資金の供給方針等）

デジタル化・AI導入補助金

- 中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、デジタル化やDX等に向けたAIを含むITツール（ソフトウェア、サービス等）の導入を支援する補助金。
- 令和7年度補正予算事業から、「デジタル化・AI導入補助金（旧：IT導入補助金）」と名称を変更。

	通常枠	複数社連携 デジタル化・AI導入枠	インボイス枠		セキュリティ 対策推進枠
			インボイス対応類型	電子取引類型	
活用 イメージ	ITツールを導入して、 業務効率化やDXを推進	商店街など、複数の中小・ 小規模事業者で連携して ITツール等を導入	ITツール等を導入して、 インボイス制度に対応	発注者主導でITツール を受注者に共有し、取 引先のインボイス対応 を促す	サイバーセキュリティ対 策を進める
対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用料（最大2年分）、 導入関連費（保守運用やマニュアル作成等のサポート費用と、 IT活用の定着を促す導入後の“活用支援”）も対象			クラウド利用料 （最大2年分）	サイバーセキュリティお 助け隊サービス利用 料 （最大2年分）
	単独申請可能なツールの拡大	ハードウェア購入費			
補助上限	ITツールのプロセス数が 1～3 つまで： 5万円～150万円 4つ以上： 150万円～450万円	(a)インボイス枠対象経費： 同右 (b)消費動向等分析経費： 50万円×グループ構成員数 (a)+(b) 合わせて3,000万円まで (c)事務費・専門家費：200万円	ITツール： 1 機能：～50万円 2 機能以上：～350万円 PC・タブレット等： ～10万円 レジ・券売機等： ～20万円	～350万円	5万円～150万円
補助率	中小企業：1/2 最低賃金近傍の事業者：2/3 (令和6年10月から令和7年9月の間で、 「当該期間における地域別最低賃金以 上～令和7年度改定の地域別最低賃 金未満」で雇用している従業員が全従 業員30%以上である月が3か月以上で あることを示した事業者。)	(a)インボイス枠対象経費： 同右 (b)・(c)：2/3	～50万円以下：3/4 (小規模事業者：4/5) 50万円～350万円：2/3 ハードウェア購入費：1/2	中小企業：2/3 大企業：1/2	中小企業：1/2 小規模事業者：2/3

小規模事業者持続的発展支援事業（小規模事業者持続化補助金）

- 商工会・商工会議所の経営指導員の伴走支援を受けながら、事業者自らが策定した経営計画に基づき行う販路開拓等の取組を支援します。

【概要】

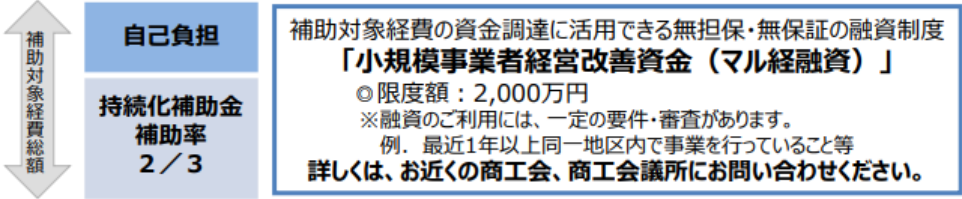
項目	内容
1 補助上限	50万円（補助率2/3） ※特例を活用した場合は最大で250万円。 ※賃金引上げ特例活用事業者のうち赤字事業者については補助率が上がります。
2 事業期間	1 2 か月程度（今後変更の可能性あり）
3 対象者	小規模事業者 （従業員が商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）の場合5人以下、製造業又はそれ以外の業種の場合20人以下）
4 要件	商工会・商工会議所の経営指導員による伴走支援 ※地域の商工会・商工会議所が発行する「事業支援計画書」の添付が必要です。
5 対象経費	機械装置等費、展示会出展費、新商品開発費 等
6 その他	補助事業実施中や終了時において、商工会・商工会議所の経営指導員から助言等の支援を受けることができます。

※内容は変更となる可能性があります

【活用事例】

- ✓ 観光ぶどう農園を有する喫茶店において、フリーズドライ製品の洗練されたパッケージデザインやリーフレットを作成し、高級スーパー等への商談に活用し、新たな販路を開拓。
- ✓ 醤油製造業者が、事前のテストマーケティングを実施の上、新たな原材料に対応した機械装置を導入するなどして、新商品を開発。海外向け展示会に出展し、新規顧客を獲得。

【関連融資制度】



事業承継・M & A補助金の概要

- ①事業承継前の設備投資、②M&A時の専門家活用、③M&A後のPMIの実施、④廃業・再チャレンジの取組を支援。

①事業承継促進枠

承継前の設備投資等にかかる費用を補助



先代経営者 → 後継者

5年以内に予定している
親族内承継、従業員承継が対象

補助率 : 1/2、2/3
補助上限 : 800-1,000万円

- 【対象経費の例】
- 店舗改装工事費用
 - 機械装置の調達費用

②専門家活用枠

M & Aにかかる専門家費用を補助

■ 売り手支援類型



譲り渡し ← M&Aが対象 → 譲り受け

■ 買い手支援類型



譲り渡し ← M&Aが対象 → 譲り受け

■ 買い手支援類型
補助率 : 1/3・1/2、2/3
補助上限 : 600万円-800万円、
2,000万円※
※ : 100億企業要件を満たす場合

■ 売り手支援類型
補助率 : 1/2、2/3
補助上限 : 600万円-800万円

■ 小規模売り手支援類型
補助率 : 2/3
補助上限 : 450万円

- 【対象経費の例】
- M&A仲介業者やFAへの手数料等
 - デューデリジェンスに係る専門家費用

③PMI推進枠

M & A後のPMIにかかる専門家費用
や設備投資を補助

■ PMI 専門家活用類型



譲り渡し ← M&Aが対象 → 譲り受け

■ 事業統合投資類型



譲り渡し ← M&Aが対象 → 譲り受け

■ PMI 専門家活用類型
補助率 : 1/2
補助上限 : 150万円

■ 事業統合投資類型
補助率 : 1/2、2/3※
補助上限 : 800-1,000万円
※ : 中小企業者等のうち、小規模事業
者に該当する場合

- 【対象経費の例】
- PMI専門家への委託費用
 - 設備の規格統一など、事業統合に係る設備投資費用

④廃業・再チャレンジ枠

承継時に伴う廃業にかかる費用を補助



廃業 → 一部譲り受

事業譲渡に伴う廃業が対象



廃業 → 新規事業

廃業後の再チャレンジが対象

補助率 : 1/2、2/3
補助上限 : 300万円

- 【対象経費の例】
- 廃業支援費、在庫処分費、解体費、
現状回復費、**土壌汚染調査費**

※赤字は令和7年度補正予算にて拡充。

ものづくり商業サービス省力化・革新的開発・新事業・海外展開促進事業

2,960億円

(中小企業等事業再構築促進基金を活用 令和7年に再編)

事業の内容

事業目的

中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするために、中小企業等の革新的製品・サービス開発や海外を含む新市場への進出等に係る設備投資等を支援するとともに、人手不足に悩む中小企業等に対して、省力化投資を支援する。これにより、中小企業等の付加価値額や生産性向上を図り、賃上げにつなげることを目的とする。

事業概要

(1) 新事業進出・ものづくり商業サービス補助金

中小企業等が行う、技術的革新性のある製品・サービスの開発や既存事業とは異なる新市場・高付加価値事業への進出、海外市場開拓（輸出）に向けた国内の輸出体制の強化に係る設備投資等を支援する。

(2) 中小企業省力化投資補助金

①カタログ注文型

清掃ロボット、自動券売機、スチームコンベクションオーブン、無人搬送車等の人手不足解消に効果がある汎用製品を「カタログ」に掲載し、中小企業等が選択して導入できるようにすることで、簡易で即効性がある省力化投資を促進する。

②一般型

業務プロセスの自動化・高度化やロボット生産プロセスの改善、デジタルトランスフォーメーション(DX)等、中小企業等の個別の現場の設備や事業内容等に合わせた設備導入・システム構築等の多様な省力化投資を促進する。

事業スキーム

```
graph LR; A[国] -- "補助 (基金)" --> B[独立行政法人  
中小企業基盤整備機構]; B -- "補助 (1/2, 2/3)" --> C[中小企業等];
```

枠・類型、補助上限額、補助率

	枠・類型	補助上限額 ※カッコ内は大幅賃上げを行う場合	補助率
新事業進出・ものづくり商業サービス補助金	革新的新製品・サービス枠	5人以下 750万円 (850万円) 6～20人 1,000万円 (1,250万円) 21～50人 1,500万円 (2,500万円) 51人以上 2,500万円 (3,500万円)	1/2、小規模・再生2/3 ※最低賃金引上げ特例：補助率を2/3に引上げ（小規模・再生事業者は除く。）
	新事業進出枠	20人以下 2,500万円 (3,000万円) 21～50人 4,000万円 (5,000万円) 51～100人 5,500万円 (7,000万円) 101人以上 7,000万円 (9,000万円)	1/2 ※最低賃金引上げ特例：補助率を2/3に引上げ
	グローバル枠		2/3
中小企業省力化投資補助金	カタログ注文型	5人以下 500万円 (750万円) 6～20人 750万円 (1000万円) 21人以上 1,000万円 (1,500万円)	1/2
	一般型	5人以下 750万円 (1,000万円) 6～20人 1,500万円 (2,000万円) 21～50人 3,000万円 (4,000万円) 51～100人 5,000万円 (6,500万円) 101人以上 8,000万円 (1億円)	1/2、小規模・再生 2/3 ※最低賃金引上げ特例：補助率を2/3に引上げ（小規模・再生事業者は除く。）

取適法（改正下請法）の概要

法目的	中小受託取引の公正化 ・ 中小受託事業者の利益保護					
適用対象	①取引の内容 + ②規模要件 = 対象取引					
①取引の内容	製造委託		修理委託	情報成果物作成委託 (プログラム)	役務提供委託 (運送・倉庫保管・情報処理)	特定運送委託
	委託事業者		中小受託事業者			
②規模要件	資本金 3 億超		資本金 3 億以下 (個人含む)			
	資本金 1 千万超 3 億以下		資本金 1 千万以下 (個人含む)			
	常時使用する従業員300人超		常時使用する従業員300人以下 (個人含む)			
①取引の内容	情報成果物作成委託 (プログラム除く)		役務提供委託 (運送・倉庫保管・情報処理除く)			
	委託事業者		中小受託事業者			
②規模要件	資本金 5 千万超		資本金 5 千万以下 (個人含む)			
	資本金 1 千万超 5 千万以下		資本金 1 千万以下 (個人含む)			
	常時使用する従業員100人超		常時使用する従業員100人以下 (個人含む)			
義務	発注内容を明示する義務 (発注書の交付)					
	取引に関する書類等を作成・保存する義務 (2年)					
	支払期日 (受領後60日以内) を定める義務					
	遅延利息 (14.6%) の支払義務					
禁止行為	受領拒否					
	支払遅延 (手形払等の禁止)					
	減額					
	返品					
	買ったたき					
	購入・利用強制					
	報復措置					
	有償支給原材料等の対価の早期決済					
	割引困難な手形の交付					
	不当な経済上の利益提供要請					
	不当な給付内容の変更・やり直し					
	協議に応じない一方的な代金決定					
措置	公取委による勧告、公取委・中企庁・事業所管大臣による指導・助言					

※赤色は改正内容

法目的

受託中小企業の振興

適用対象

①取引の内容 + ②規模要件 = 対象取引

①取引の内容

製造委託

修理委託

情報成果物作成委託

役務提供委託

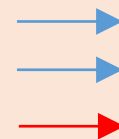
特定運送委託

②規模要件 (製造業、建設業、 運輸業その他)

委託
事業者

資本金が中小受託事業者より1
円でも大きい

常時使用する従業員数が、中小
受託事業者より1人でも多い



中小
受託
事業者

資本金3億以下（個人含む）

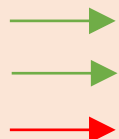
常時使用する従業員300人以下

②規模要件 (サービス業)

委託
事業者

資本金が中小受託事業者より1
円でも大きい

常時使用する従業員数が、中小
受託事業者より1人でも多い



中小
受託
事業者

資本金5千万以下（個人含む）

常時使用する従業員100人以下
(個人含む)

具体的な措置

① **経済産業大臣が**中小受託事業者と委託事業者のよるべき基準として「**振興基準**」※を定める。

※パートナーシップ構築宣言では振興基準遵守が必須。業界団体の自主行動計画（34業種・95団体）にも振興基準の遵守が盛り込まれる

② 上記の「振興基準」に関し、事業所管大臣から事業者への**指導・助言又は勧奨**。

③ **調査、公表**（例：価格交渉・転嫁等の状況の「**発注者リスト**」（発注側企業522社及び89の国の機関・地方公共団体）を公表）

④ サプライチェーンの**多段階**にある受注側企業と発注側企業が協力して作成する「**振興事業計画**」について、金融支援。

⑤ **国及び地方公共団体の責務、連携強化**。

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針①

概要

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の**発注者・受注者の双方の立場からの行動指針**。
- ✓ 労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要。
- ✓ 本指針に記載の12の行動指針に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び中小受託取引適正化法（取適法）に基づき厳正に対処**することを明記。
- ✓ 他方で、**記載された発注者としての行動を全て適切に行っている場合、通常は独占禁止法及び中小受託取引適正化法（取適法）上の問題が生じない**旨を明記。
- ✓ 令和8年1月1日の取適法の施行等を踏まえ改正した内容等を、全国47都道府県で開催された「地方版政労使会議」を通じ周知した。

発注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：本社（経営トップ）の関与

①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる**取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定**すること、②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で**社内外に示す**こと、③その後の**取組状況を定期的に経営トップに報告**し、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

★行動②：発注者側からの定期的な協議の実施

受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など**定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設ける**こと。特に**長年価格が据え置かれてきた取引や、スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引**においては協議が必要であることに**留意が必要**である。

協議することなく長年価格を据え置くことや、スポット取引とはいえないにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議することなく価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は中小受託取引適正化法上の買いたたきとして、受注者から協議の要請があった場合に、当該協議に応じず一方的に取引価格を据え置くことは、中小受託取引適正化法上の協議に応じない一方的な代金決定として、それぞれ問題となるおそれがある。

★行動③：説明・資料を求める場合は公表資料とすること

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、**公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠のあるものとして尊重**すること。

★行動④：サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、**サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うため、直接の取引先である受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場にいることを常に意識して、そのことを受注者からの要請額の妥当性の判断に反映させる**こと。

★行動⑤：要請があれば協議のテーブルにつくこと

受注者から労務費の上昇を理由に**取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつく**こと。労務費の転嫁を求められたことを理由として、**取引を停止するなど不利益な取扱いをしない**こと。

★行動⑥：必要に応じ考え方を提案すること

受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、**必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案**すること。

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針②

受注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：相談窓口の活用

労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関（全国の商工会議所・商工会等）の相談窓口などに相談するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨むこと。

発注者に対して労務費の転嫁の交渉を申し込む際、一例として、次頁の様式を活用することも考えられる。

★行動②：根拠とする資料

発注者との価格交渉において使用する根拠資料としては、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料を用いること。

★行動③：値上げ要請のタイミング

労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回などの定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミング、業界の定期的な価格交渉の時期など受注者が価格交渉を申し出やすいタイミング、発注者の業務の繁忙期など受注者の交渉力が比較的優位なタイミングなどの機会を活用して行うこと。

★行動④：発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

発注者から価格を提示されるのを待たずに受注者側からも希望する価格を発注者に提示すること。発注者に提示する価格の設定においては、自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。

発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

★行動①：定期的なコミュニケーション

定期的にコミュニケーションをとること。

★行動②：交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管

価格交渉の記録を作成し、発注者と受注者と双方で保管すること。

今後の対応

- 内閣官房は、各府省庁・産業界・労働界等の協力を得て、労務費の上昇を理由とした価格転嫁が進んでいない業種や労務費の上昇を理由とした価格転嫁の申出を諦めている傾向にある業種を中心に周知活動を実施してきたところ、引き続き、**本指針の周知活動**を実施する。
- 公正取引委員会は、発注者が本指針に記載の12の採るべき行動／求められる行動に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、独占禁止法及び中小受託取引適正化法に基づき厳正に対処**していく。

また、事業者が**匿名で情報を提供できるフォーム**を作成し、広く情報を受け付けているところ、引き続き、第三者に情報提供者が特定されない形で、**各種調査において活用**していく。

「パートナーシップ構築宣言」について

- パートナーシップ構築宣言は、「発注者」の立場から、「代表者の名前」で、サプライチェーン全体の付加価値向上や望ましい取引慣行の遵守等について自主的に宣言・公表する取組。
- 一定の補助金の加点措置、賃上げ促進税制の要件として活用されている。
- 2026/6/5時点で95,002社が宣言。



宣言の骨子

- (1) サプライチェーン全体の**共存共栄と新たな連携**（脱炭素化・情報化等）
- (2) **委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行**（※）（振興法に基づく「**振興基準**」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正
※発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護 等

（参考）コーポレートガバナンス・コード

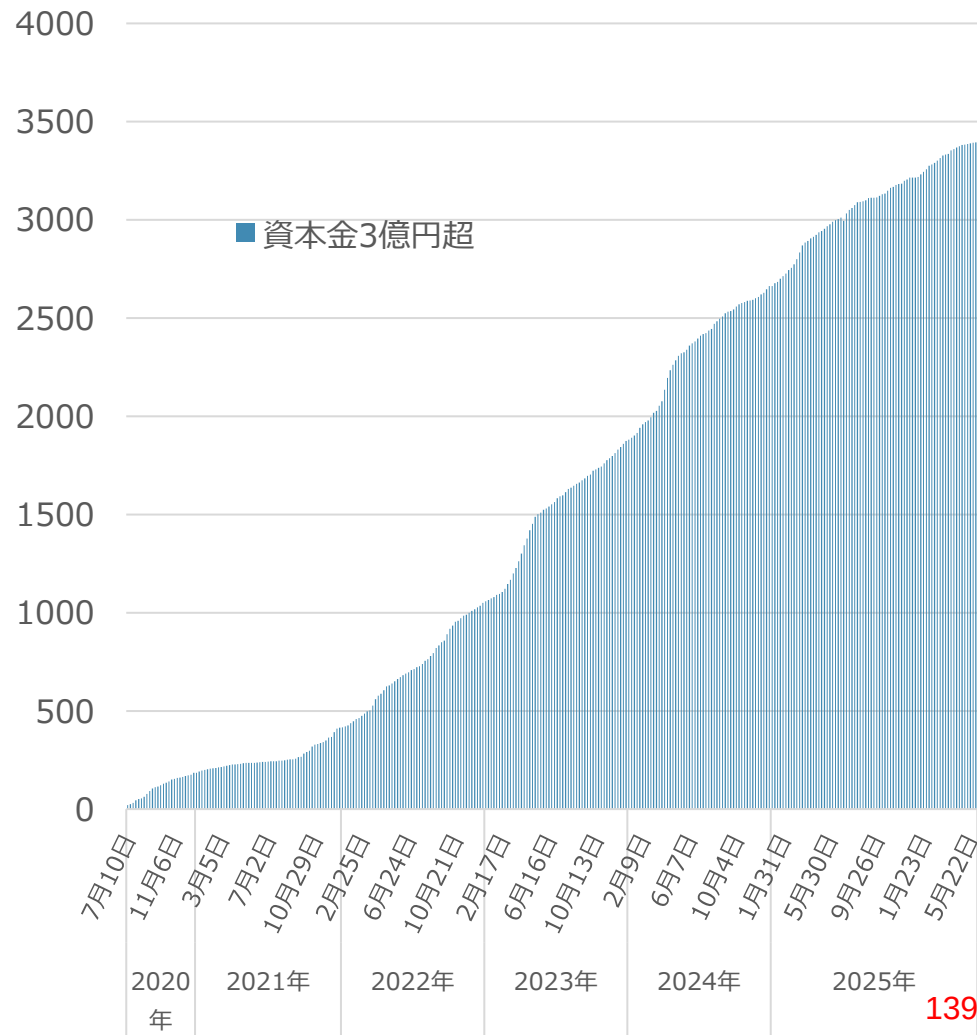
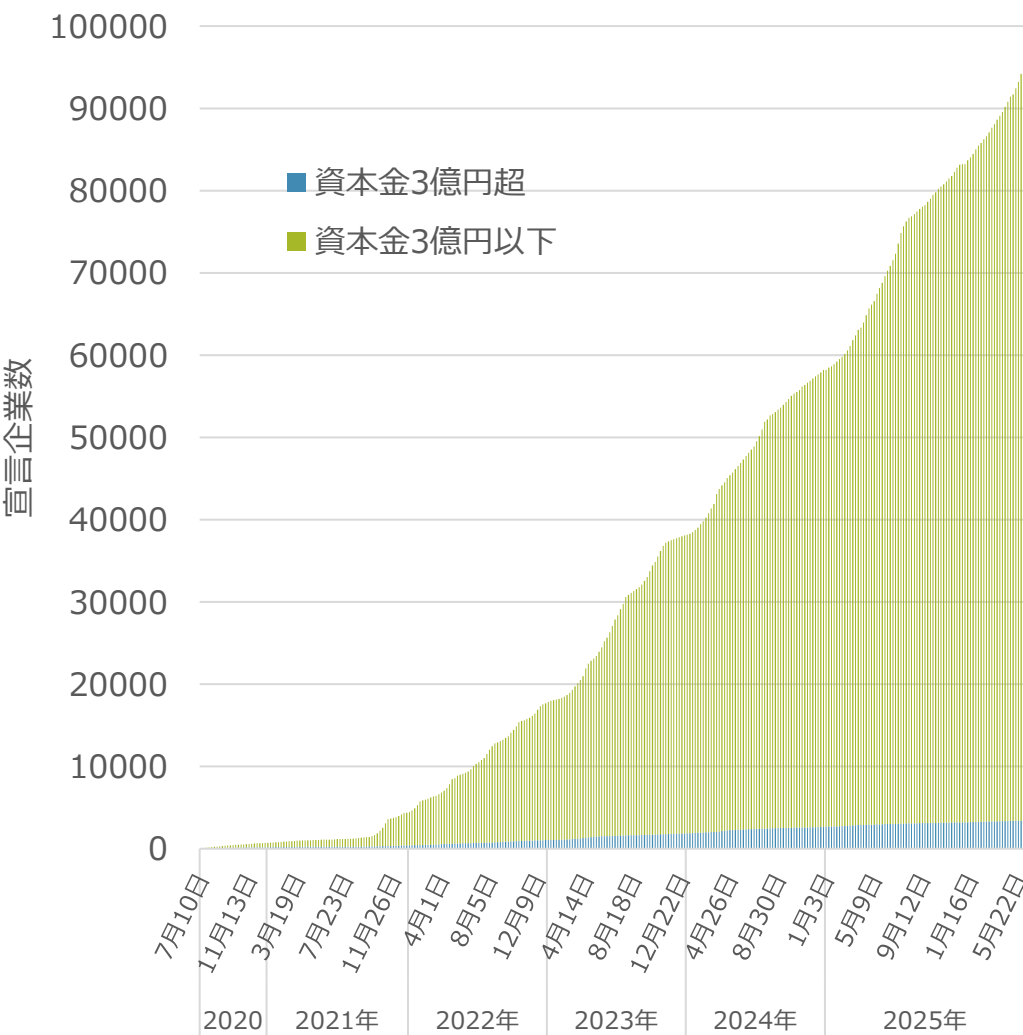
（東京証券取引所 令和3年6月改訂） 抜粋

- 【原則2－3. 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題】上場会社は、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題について、適切な対応を行うべきである。
- 【補充原則2－3①】取締役会は、気候変動などの地球環境問題への配慮、人権の尊重、従業員の健康・労働環境への配慮や公正・適切な処遇、**取引先との公正・適正な取引**、自然災害等への危機管理など、サステナビリティを巡る課題への対応は、リスクの減少のみならず収益機会にもつながる重要な経営課題であると認識し、中長期的な企業価値の向上の観点から、**これらの課題に積極的・能動的に取り組むよう検討を深めるべき**である。
- 【コーポレートガバナンスシステムに関する実務指針（2022年7月19日改訂）抜粋】**取引先との公正・適正な取引**については、監督の具体的な方法の一つとして、「**パートナーシップ構築宣言**」を行っているかどうかについての状況や、宣言している場合にはその**実行状況について取締役会が監督することが有益**である。

パートナーシップ構築宣言の宣言数

- 2026年6月5日時点で**95,002社**が宣言（うち、資本金3億円超の大企業は**3,395社**）

■宣言数の推移



2025年9月 価格交渉促進月間フォローアップ調査の概要

- 原材料費やエネルギー費、労務費等が上昇する中、多くの中小企業が価格交渉・価格転嫁できる環境整備のため、2021年9月より毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」と設定。2025年9月で9回目。
- 成果を確認するため、各「月間」の終了後、価格交渉・転嫁の実施状況等について、中小企業に対し、①アンケート調査、②下請Gメンによるヒアリングを実施。必要に応じて大臣名での指導・助言等に繋げていく。

①アンケート調査

○調査の内容

中小企業等に、2025年4月～2025年9月末までの期間における、発注者（最大3者分）との間の価格交渉・価格転嫁・支払条件の状況を問うアンケート票を送付。調査票の配布先の業種は、経済センサスの産業別法人企業数の割合（BtoC取引が中心の業種を除く）を参考にして抽出。

○配布先の企業数 30万社

○調査期間 2025年9月24日～11月7日

○回答企業数 69,988社（回答から抽出される発注企業数は延べ86,538社）

※回答企業のうち、取引先がグループ企業のみなどの理由により、回答対象外の企業は13,661社

※参考：2025年3月調査：65,725社（延べ76,894社）

2024年9月調査：51,282社（延べ54,430社）

○回収率 23.3%（※回答企業数／配布先の企業数）

※参考：2025年3月調査：21.9%、2024年9月調査：17.1%

②下請Gメンによるヒアリング調査

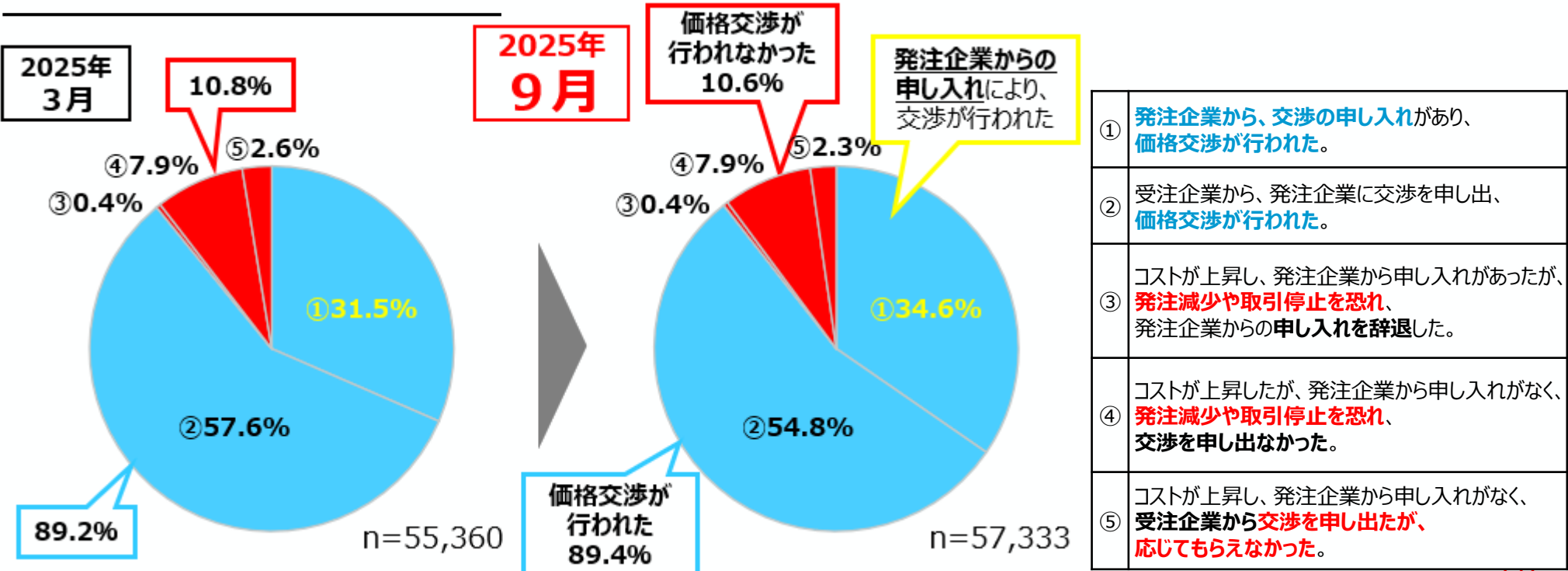
○調査の内容

発注企業との間における価格交渉の内容や転嫁状況等について、全国の中小企業から広くヒアリングを実施。

価格交渉の状況

- 「発注側企業から申し入れがあり、価格交渉が行われた」割合（①）は、前回から約3ポイント増の34.6%。
 - 「価格交渉が行われた」割合（①②）は全体の89.4%。
 - 「価格交渉が行われなかった」割合（③④⑤）はほぼ横ばいの状況（前回10.8%→10.6%）。
- 発注企業からの申し入れは浸透しつつあるものの、引き続き、受注企業の意に反して交渉が行われなかった者が約1割。協議に応じない一方的な価格決定の禁止を盛り込んだ「中小受託取引適正化法」の施行・厳正な執行などを通して、価格交渉・転嫁への更なる機運醸成が重要。

直近6か月間における価格交渉の状況



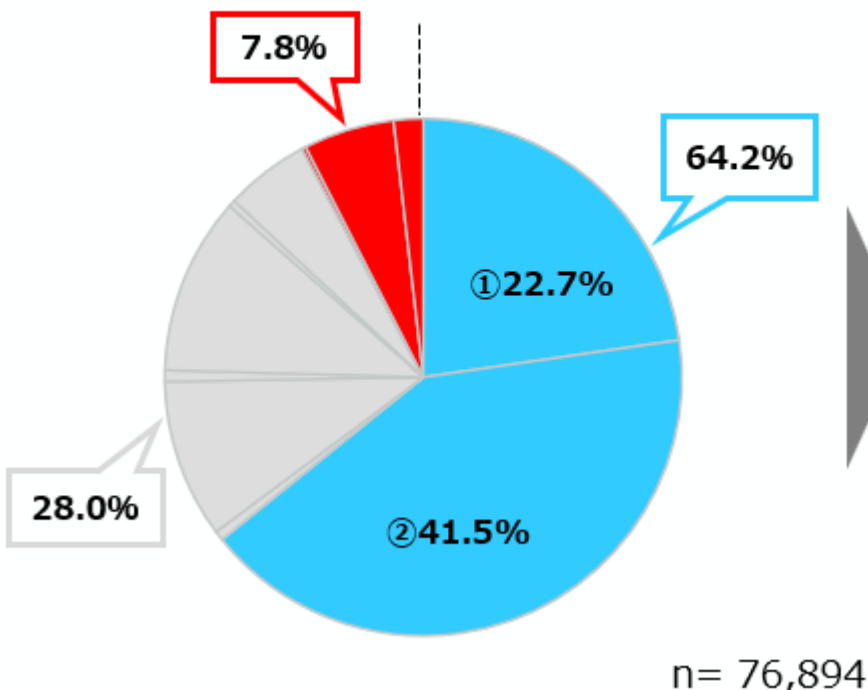
※「価格交渉不要」の回答を除いた分布。
※本調査の回答は、下請法の対象外取引も含まれ得ることに留意。以下同じ。

【参考】「価格交渉不要」の回答を含めた場合の回答分布

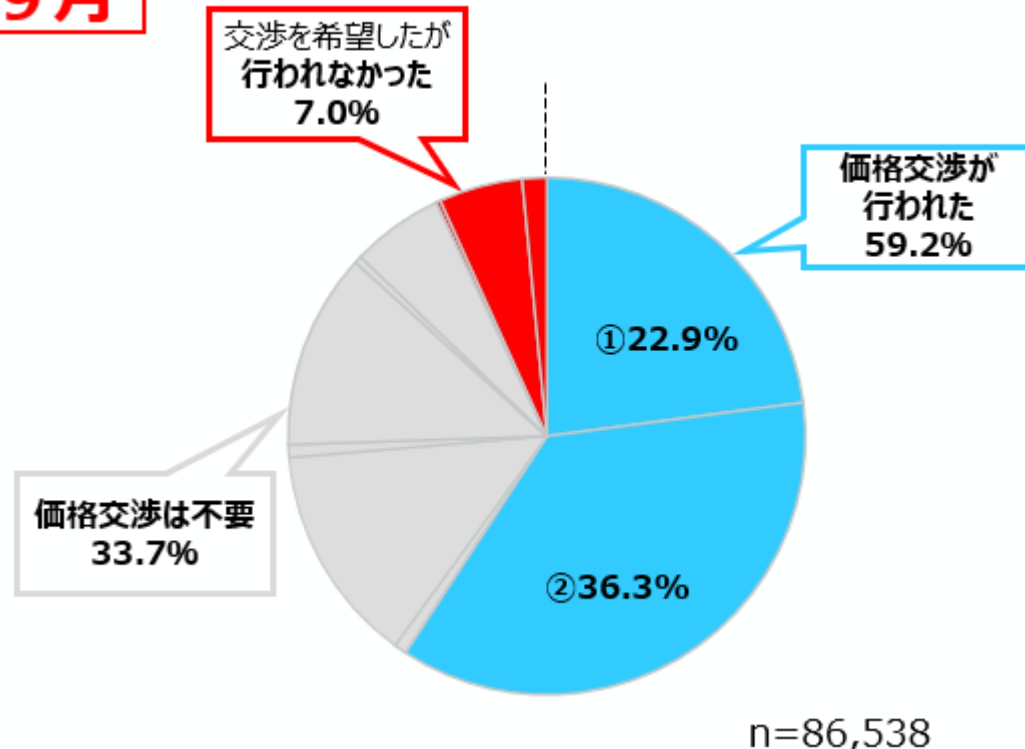
- 「発注企業から交渉の申し入れがあり、価格交渉が行われた」割合は、2割超（前回22.7%→22.9%）。
- 発注企業との価格交渉が行われた割合は、約6割（59.2%）。
- 「価格交渉を希望したが、交渉が行われなかった」割合は若干減少（前回7.8%→7.0%）。

直近6か月間における価格交渉の状況

3月



9月



【参考】価格交渉【アンケート回答項目と回答分布】

直近 6 か月間における価格交渉の状況

3月

9月

n= 76,894

n=86,538

①	発注企業から、交渉の申し入れがあり、価格交渉が行われた。	22.7%	22.9%
②	受注企業から、発注企業に交渉を申し出、価格交渉が行われた。	41.5%	36.3%
③	コストが上昇せず、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。	0.6%	0.8%
④	コストが上昇せず、発注企業から申し入れはなかったが、価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかった。	9.9%	13.7%
⑤	コストが上昇したが、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。	0.7%	0.8%
⑥	コストが上昇し、発注企業から申し入れはなかったが、価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかった。	11.1%	12.3%
⑦	支払代金が市場価格に連動して自動的に設定されるため、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。	0.4%	0.5%
⑧	支払代金が市場価格に連動して自動的に設定されるため、価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかった。	5.3%	5.8%
⑨	コストが上昇し、発注企業から申し入れがあったが、発注減少や取引停止を恐れ、発注企業からの申し入れを辞退した。	0.3%	0.3%
⑩	コストが上昇したが、発注企業から申し入れがなく、発注減少や取引停止を恐れ、交渉を申し出なかった。	5.7%	5.2%
⑪	コストが上昇し、発注企業から申し入れがなく、受注企業から交渉を申し出たが、応じてもらえなかった。	1.8%	1.5%

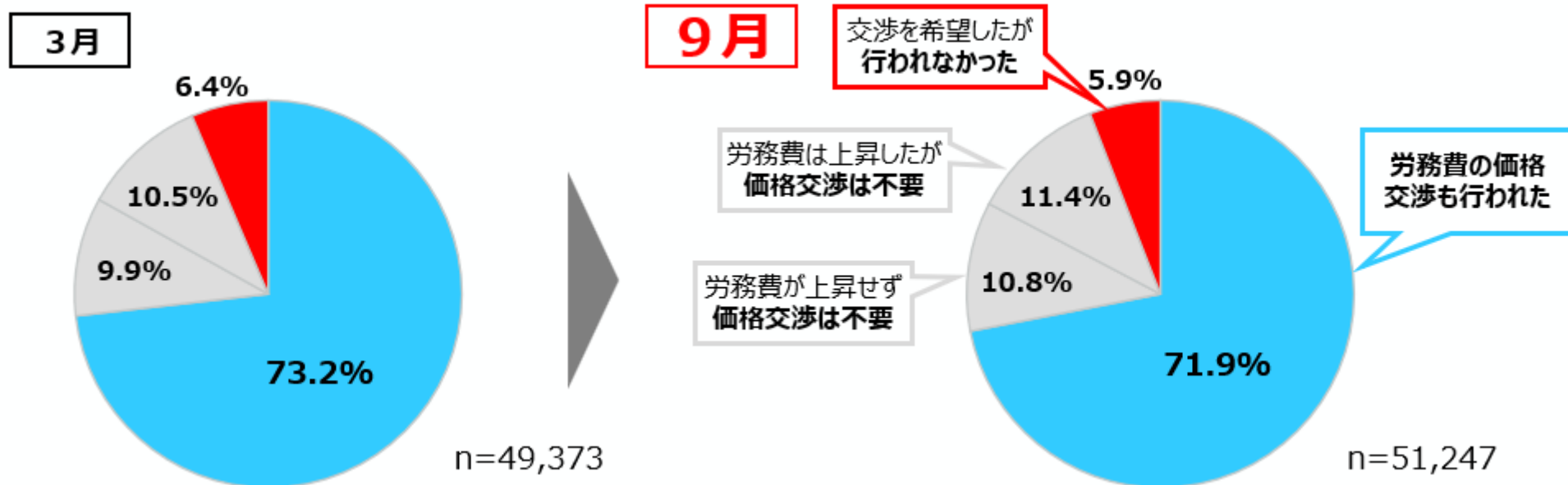
143

労務費に係る価格交渉の状況

※2023年11月に、「**労務費指針**（労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針）」が策定・公表されたことを踏まえ、今回の調査においても、「**労務費について価格交渉ができたか**」を調査。

- 価格交渉が行われた企業（59.2%）のうち**7割超**において、**労務費についても交渉を実施**。
- 一方で、「労務費が上昇し、**価格交渉を希望したが出来なかった**」企業も依然として存在（前回6.4%→**5.9%**）。
 - 公正取引委員会等と連携し、「**労務費指針**」を**周知・徹底**していく。

労務費の交渉状況



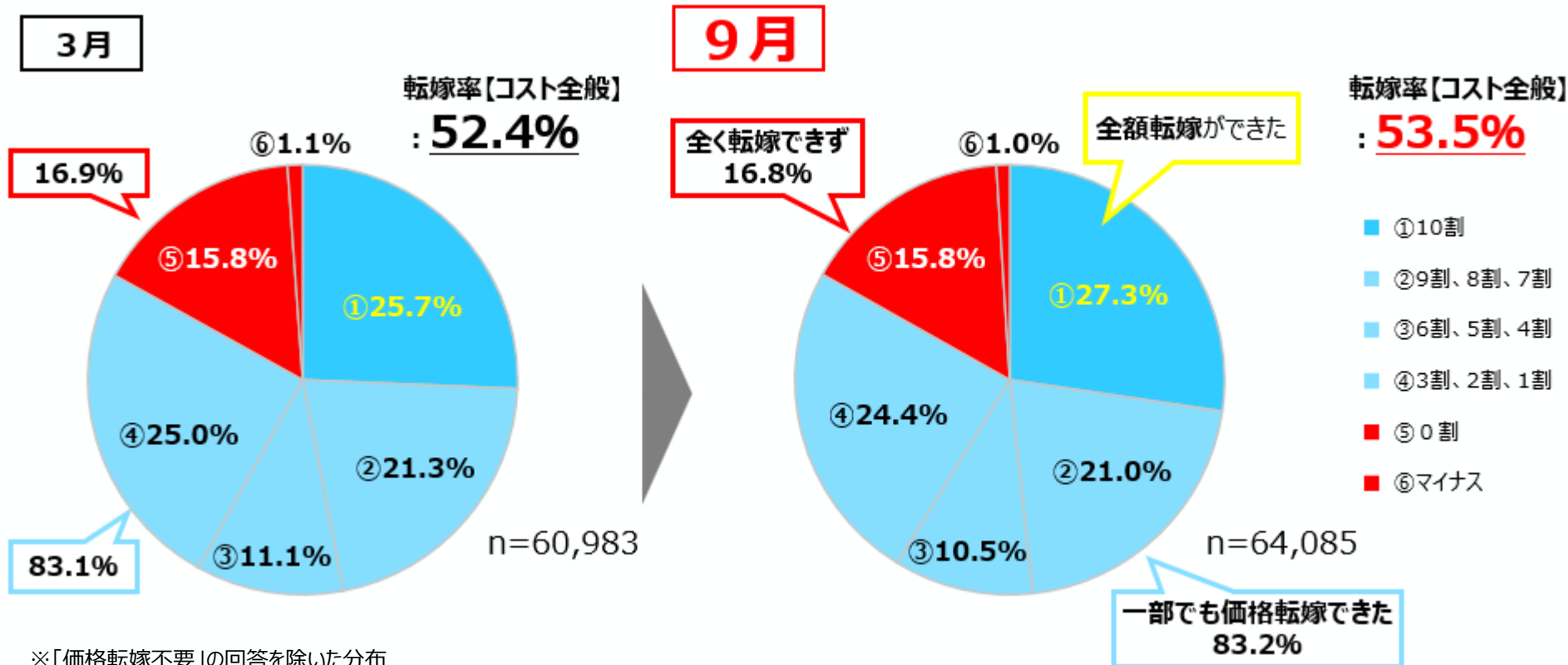
アンケート回答企業からの具体的な声

- ▲ 労務費の交渉を申し出たものの、**自助努力で解決すべき**、他社に切り替える、などと言われ交渉が難航した。
- ▲ 労務費の価格交渉を申し出たが、根拠資料を求められ、**詳細資料を提出したが交渉に応じてもらえなかった**。

価格転嫁の状況①【コスト全般】

- コスト全体の価格転嫁率は**53.5%**。今年3月時点より**約1ポイント増加**（前回52.4%→53.5%）。
- 「**一部でも転嫁できた**」割合（①②③④）は、**8割超**。
- 「**転嫁できなかった**」「**マイナスとなった**」割合（⑤⑥）は**横ばい**の状況（前回16.9%→16.8%）。
 - **価格転嫁の状況はほぼ横ばい**であり、引き続き、転嫁できない企業と**二極分離の状態**が継続している。転嫁が困難な企業への更なる対策が重要。

直近6か月間における価格転嫁の状況



【参考】「価格転嫁不要」の回答を含めた回答分布

- 「全額転嫁できた」割合は、引き続き、約 2 割程度。「一部でも転嫁できた」割合は、6 割超。
- 「転嫁できなかった」「マイナスとなった」割合は減少（前回13.4%→12.5%）。

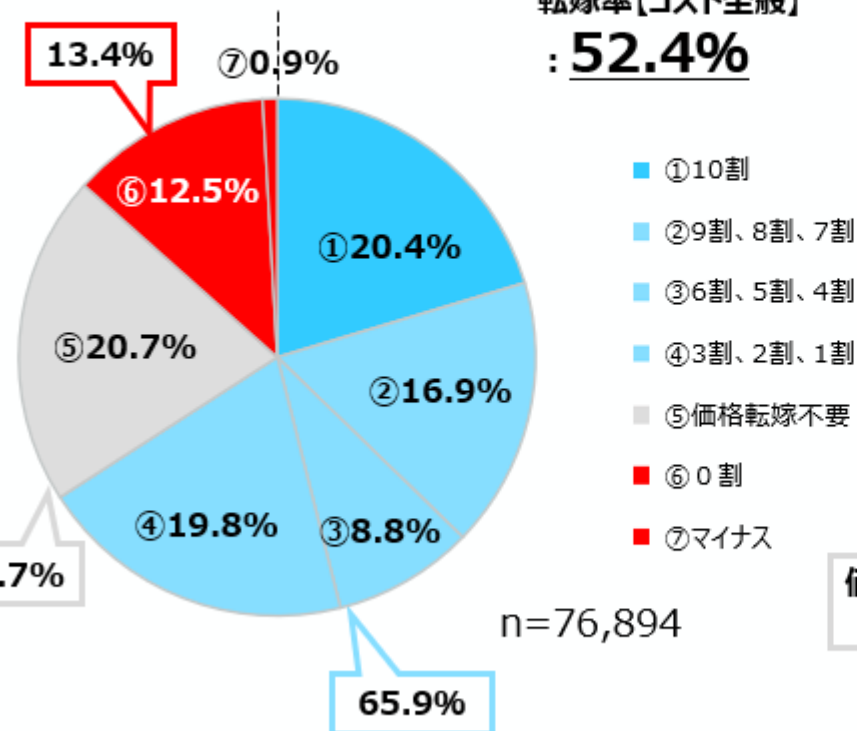
直近 6 か月間における価格転嫁の状況

3月

9月

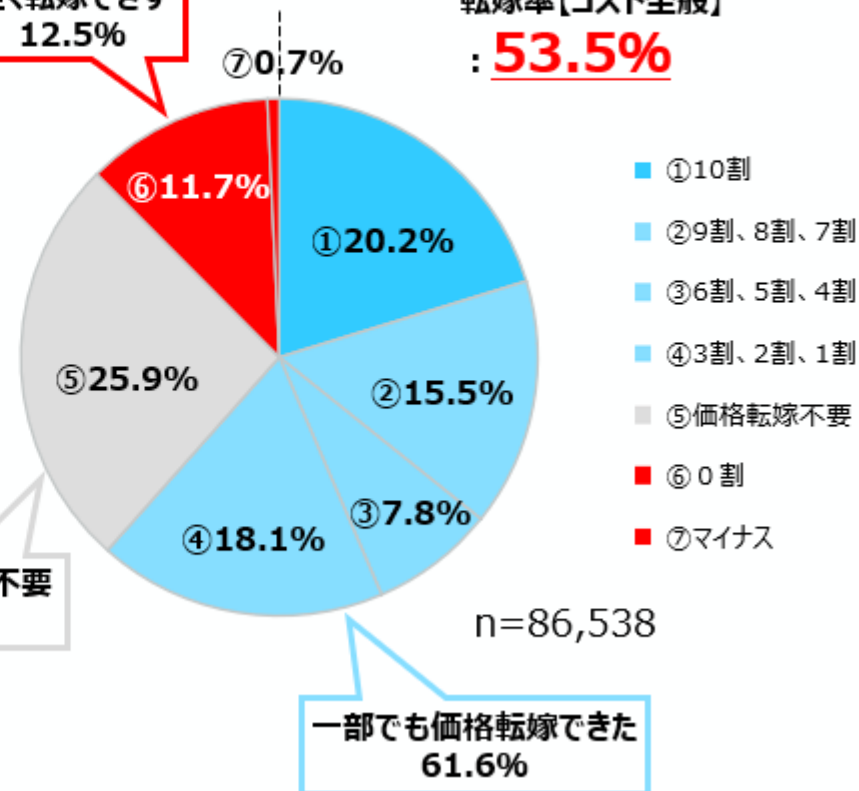
転嫁率【コスト全般】
: **52.4%**

転嫁率【コスト全般】
: **53.5%**



価格転嫁は不要
25.9%

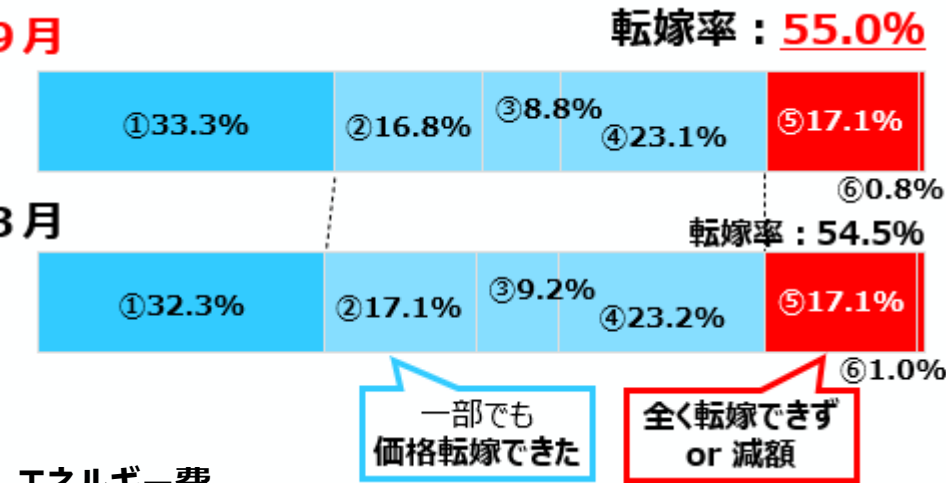
全く転嫁できず
12.5%



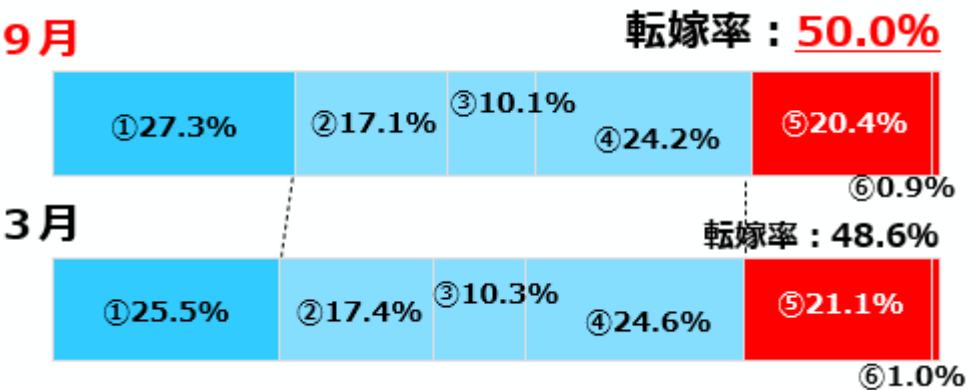
価格転嫁の状況②【コスト要素別】

- 労務費の転嫁率は、はじめて 5割に到達したものの、原材料費と比較して約5ポイント低い。
- エネルギー費の転嫁率は、前回から上昇したものの、要素別では最も低い水準となっている。
 - 労務費に限らず、原材料費・エネルギー費を含めたコスト全般の価格転嫁を一層推進していく必要がある。

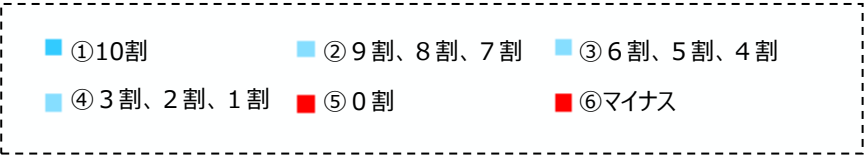
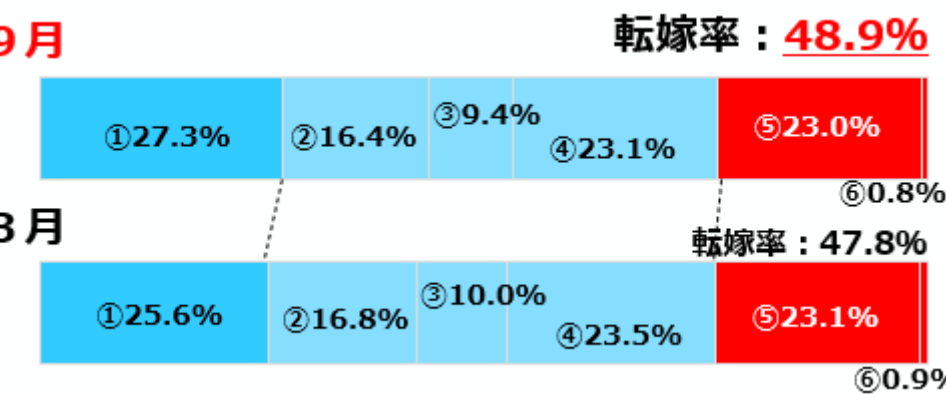
原材料費



労務費



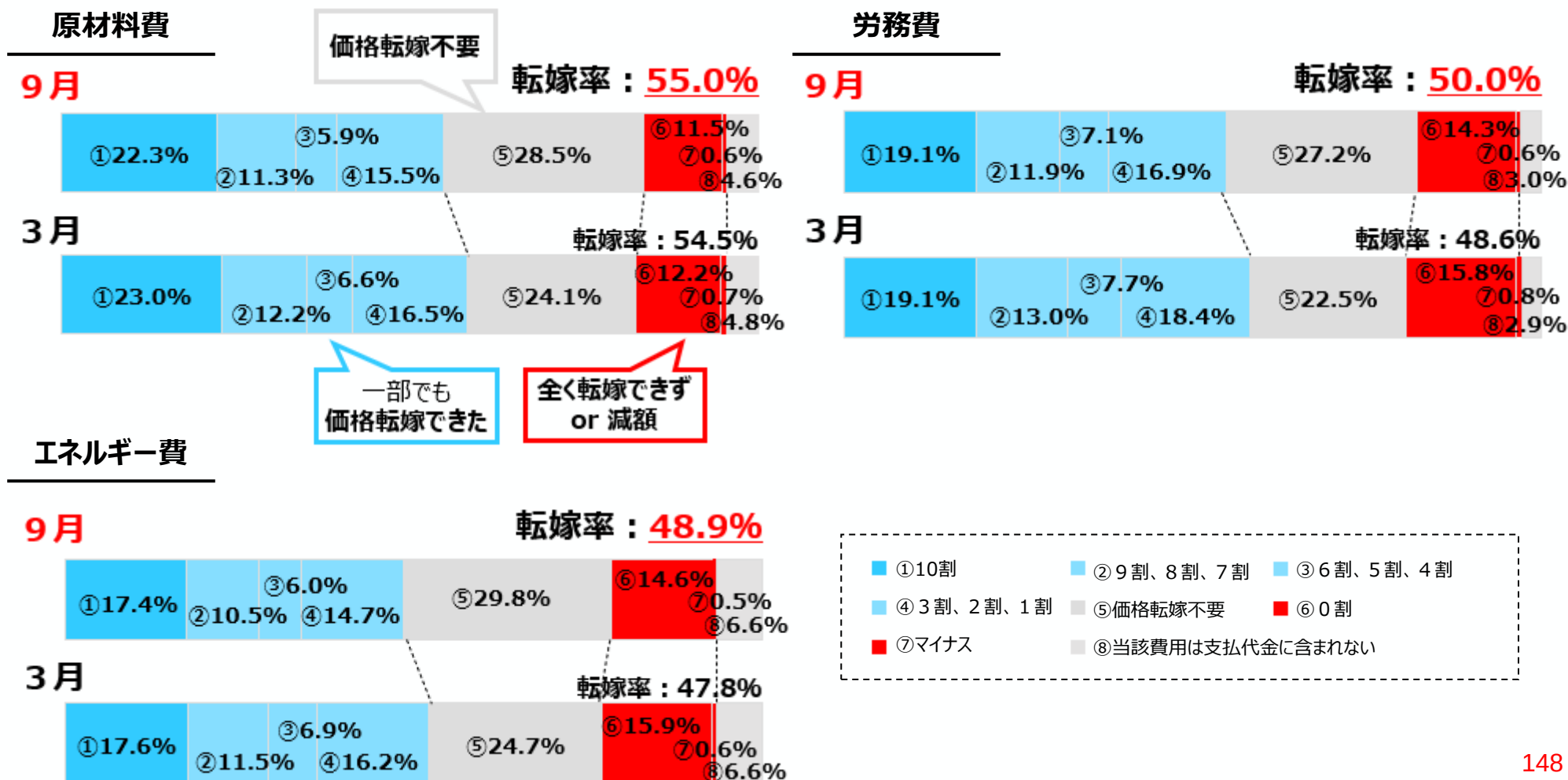
エネルギー費



※「価格転嫁不要」の回答を除いた分布

【参考】価格転嫁の状況②【コスト要素別】（「価格転嫁不要」の回答を含む）

- 「転嫁できなかった」「マイナスとなった」割合は、それぞれ約1～2ポイント減少。
- 「全額転嫁できた」割合は、いずれのコストにおいてもほぼ横ばいの状況。

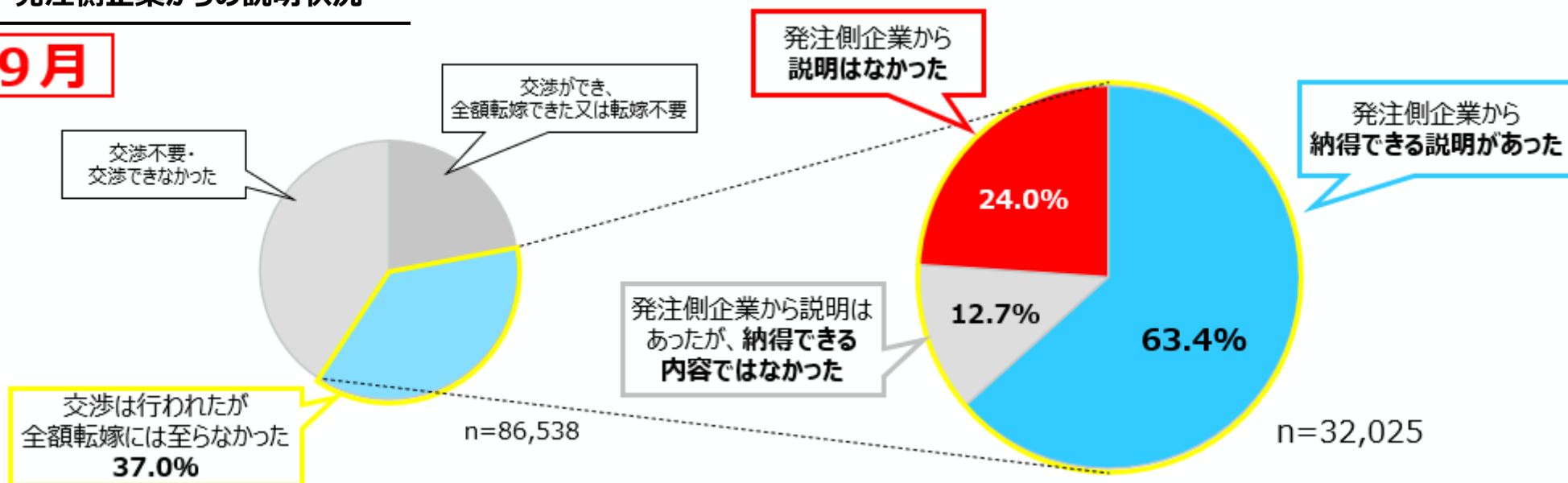


価格転嫁に関する発注側企業による説明

- 価格交渉が行われたものの、全額の転嫁には至らなかった企業（全体の37.0%）のうち、「発注側企業から説明はあったものの、納得できるものではなかった」又は「発注側企業からの説明はなかった」とする回答が約 4 割（前回38.2%→36.6%）。
- 発注側企業に対し、価格交渉の場の設定のみならず、価格に関する十分な説明も求めていく必要。
「中小受託取引適正化法」の施行により、価格協議において、必要な説明又は情報の提供をしないことや一方的な価格決定が禁止されるの旨の周知、対応の徹底を促していく。

発注側企業からの説明状況

9月



アンケート回答企業からの具体的な声

- ▲ 値上げ交渉を行ったが、申し入れた金額は受け入れられず一方的に金額を決められたうえ、転注を示唆された。
- ▲ 根拠資料を提出して交渉を申し入れたが、エビデンスが足りないで一蹴され、協議に応じてもらえなかった。複数回申し入れたが、3～4か月経っても返事がなく諦めた。

価格交渉の実施状況の業種別ランキング【発注企業の業種毎に集計】

※ 価格交渉の実施状況に係る回答を点数化し、発注企業の業種毎に平均点を集計。

交渉に応じている業種と応じていない業種の差が拡大。交渉に応じている業種は転嫁率も高い傾向にある。

順位	業種	交渉平均点	
—	全体	↑	7.30 (7.18)
1位	建設	↑	7.96 (7.65)
2位	化学	↑	7.94 (7.52)
3位	造船	↑	7.58 (7.46)
4位	電気・ガス・熱供給・水道	↓	7.55 (7.67)
5位	情報サービス・ソフトウェア	↓	7.39 (7.40)
6位	自動車・自動車部品	↑	7.29 (7.05)
7位	卸売	↓	7.28 (7.36)
8位	不動産業・物品賃貸	↑↑	7.26 (6.60)
8位	電機・情報通信機器	↓	7.26 (7.38)
10位	製薬	↓↓↓	7.22 (8.40)
11位	食品製造業	↓	7.14 (7.19)
12位	農業・林業	↑	7.13 (7.01)
12位	機械製造業	↑	7.13 (6.86)
14位	通信	↑↑	7.11 (6.36)
15位	飲食サービス	↓↓	7.09 (7.67)
16位	広告	↓	7.07 (7.13)
17位	金属	↑↑	7.05 (6.44)
17位	小売	↓	7.05 (7.27)
19位	運輸・郵便（トラック運送除く）	↓↓	6.98 (7.54)
20位	金融・保険	↑	6.95 (6.86)
21位	放送コンテンツ	↓	6.77 (6.84)
22位	鉱業・採石・砂利採取	↓↓	6.67 (7.39)
23位	紙・紙加工	↓	6.57 (6.97)
24位	印刷	↑	6.48 (6.30)
25位	生活関連サービス	↓	6.42 (6.54)
26位	繊維	↑	6.38 (6.19)
27位	石油製品・石炭製品製造	↑	6.35 (6.02)
28位	建材・住宅設備	↓	6.27 (6.31)
29位	廃棄物処理	↓	5.90 (6.15)
30位	トラック運送	↓↓	5.60 (6.21)
—	その他	—	

※（）内は2025年3月の平均点を示す。3月時点との変化幅と矢印の数の関係は以下のとおり。
↑：0.1～0.4ポイント 上昇、↑↑：0.5～0.9ポイント 上昇、↑↑↑：1.0ポイント以上 上昇
※価格交渉が行われたか、下記の評価方法で回答を点数化し、発注企業の業種別に集計。
（例）家電メーカー（発注者）が、トラック運送業者（受注者）に運送委託するケースは、「電機・情報通信機器」に集計。

質問① 交渉有無	質問② 交渉申し入れ 有無	質問③ 交渉が実現しなかった理由	点数
行われた	申し入れが あった	—	10点
	申し入れが なかった	—	8点
行われ なかった	申し入れが あった	コストが上昇せず、交渉は不要と判断し、辞退したため	10点
		コストが上昇したが、交渉は不要と判断し、辞退したため	10点
		支払代金が市場価格に連動するため、 交渉は不要と判断し、辞退したため	対象外
		コストが上昇したが、 発注量減少や取引停止を恐れ、辞退したため	5点
	申し入れが なかった	コストが上昇せず、 交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかったため	対象外
		コストが上昇したが、 交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかったため	対象外
		支払代金が市場価格に連動するため、 交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかったため	対象外
		コストが上昇したが、 発注量減少や取引停止を恐れ、交渉を申し出なかったため	— 5点 150
		コストが上昇し、交渉を申し出たが、応じてもらえなかったため	—10点

価格転嫁の実施状況の業種別ランキング【発注企業の業種毎に集計】

- 上位の製造業系の業種は、転嫁率が数ポイントずつ上昇し、改善傾向にあるものの、下位のトラック運送業、放送コンテンツ業、農業・林業などは、今年3月時点から転嫁率が悪化する結果となった。

2025年9月			コスト増に対する転嫁率			各要素別の転嫁率					
全体			↑	53.5%	(52.4%)	↑	55.0%	(54.5%)	↑	48.9%	(47.8%)
業種別	1位	化学	↑	66.7%	(64.8%)	↑	69.6%	(69.3%)	↑	62.5%	(62.4%)
	2位	電機・情報通信機器	↑	60.6%	(58.4%)	↑	64.5%	(62.8%)	↑	54.9%	(52.7%)
	3位	機械製造業	↑	59.4%	(56.2%)	↑	64.8%	(63.3%)	↑	55.2%	(52.2%)
	3位	造船	↑	59.4%	(57.6%)	↑	63.9%	(60.2%)	↓	55.1%	(57.9%)
	5位	食品製造業	↓	59.3%	(60.3%)	↓	60.2%	(62.7%)	↑	53.1%	(52.2%)
	6位	自動車・自動車部品	↑	58.9%	(56.6%)	↑	64.9%	(63.7%)	↑	56.0%	(55.0%)
	7位	飲食サービス	↓	57.2%	(57.3%)	↑	60.7%	(58.4%)	↑	48.4%	(48.2%)
	8位	金融・保険	↑↑	56.2%	(51.1%)	↑↑	58.6%	(50.5%)	↑↑	54.0%	(45.6%)
	9位	金属	↑	54.2%	(50.9%)	↑	58.5%	(56.4%)	↑	49.4%	(47.5%)
	10位	卸売	↓	54.1%	(54.4%)	↓	55.7%	(56.5%)	↑	49.4%	(48.1%)
	11位	小売	↑	54.0%	(52.5%)	↑	55.7%	(53.4%)	↑	48.3%	(46.8%)
	12位	建設	↑	53.2%	(52.6%)	↑	53.9%	(53.7%)	↑	49.8%	(48.2%)
	13位	鉱業・採石・砂利採取	↑	52.9%	(52.2%)	↓	52.2%	(53.5%)	↓	48.6%	(51.0%)
	14位	電気・ガス・熱供給・水道	↓	52.7%	(53.6%)	↓	53.2%	(55.2%)	↓	49.3%	(50.1%)
	15位	運輸・郵便（トラック運送除く）	↑	52.4%	(51.5%)	↓	49.9%	(50.6%)	↓	45.8%	(48.1%)
	16位	不動産業・物品賃貸	↑	51.7%	(48.5%)	↑	51.3%	(49.0%)	↑	47.2%	(46.0%)
	17位	情報サービス・ソフトウェア	↓	50.9%	(54.3%)	↓	46.1%	(50.5%)	↓	43.2%	(46.0%)
	18位	石油製品・石炭製品製造	↑	50.0%	(46.0%)	↓	55.6%	(55.6%)	↑	44.9%	(42.4%)
	18位	紙・紙加工	↓	50.0%	(51.4%)	↑	53.2%	(52.5%)	↓	45.5%	(46.8%)
	20位	印刷	↑	49.9%	(47.7%)	↑	49.8%	(48.9%)	↑	42.7%	(41.3%)
	21位	生活関連サービス	↓	48.9%	(50.2%)	↑	49.8%	(48.9%)	↓	42.3%	(44.5%)
	22位	繊維	↑	48.1%	(47.5%)	↑	51.6%	(49.1%)	↑	44.6%	(41.6%)
	23位	建材・住宅設備	↑	47.2%	(46.6%)	↑	48.9%	(48.3%)	↓	40.9%	(41.3%)
	24位	製薬	↓↓↓	46.7%	(64.1%)	↓↓↓	50.8%	(68.7%)	↓↓↓	46.0%	(56.6%)
	25位	通信	↑↑	46.6%	(37.7%)	↑↑	46.6%	(37.2%)	↑↑	43.4%	(34.1%)
	26位	広告	↑	43.4%	(38.7%)	↓	43.6%	(48.4%)	↓	33.5%	(37.8%)
	27位	農業・林業	↓	42.3%	(45.0%)	↓	41.9%	(44.6%)	↓	38.7%	(41.3%)
	28位	廃棄物処理	↑	41.1%	(39.3%)	↑	38.0%	(37.2%)	↑	36.0%	(34.4%)
	29位	放送コンテンツ	↓	40.1%	(43.2%)	↓	41.6%	(44.6%)	↓	34.2%	(36.0%)
	30位	トラック運送	↓	34.7%	(36.1%)	↓	31.3%	(32.1%)	↓	30.4%	(33.1%)
	—	その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—

価格転嫁の実施状況の業種別ランキング

【受注企業の業種毎に集計】

- 受注者として価格転嫁してもらえている業種（上位にある業種）は、発注者としても価格転嫁に応じている傾向にある。また、今年3月と比べ、上位業種と下位業種の転嫁率の差が拡大している。

2025年9月			コスト増に対する転嫁率			各要素別の転嫁率					
全体			↑	53.5%	(52.4%)	↑	55.0%	(54.5%)	↑	48.9%	(47.8%)
業種別	1位	化学	↑	64.5%	(64.4%)	↓	66.5%	(69.8%)	↓	58.8%	(60.9%)
	2位	機械製造業	↑	63.4%	(61.0%)	↑	68.3%	(66.7%)	↑	60.4%	(56.8%)
	3位	卸売	↑	61.8%	(61.3%)	↑	63.8%	(63.7%)	↑	54.7%	(52.9%)
	4位	電機・情報通信機器	↑	61.1%	(57.3%)	↑	64.6%	(62.5%)	↑	55.1%	(52.8%)
	5位	自動車・自動車部品	↑	58.1%	(53.4%)	↑	66.6%	(63.2%)	↑	57.4%	(53.4%)
	6位	小売	↑	57.3%	(55.7%)	↑	60.0%	(56.7%)	↑	51.0%	(46.9%)
	7位	食品製造業	↑	55.7%	(55.4%)	↑	57.6%	(57.4%)	↑	50.4%	(49.2%)
	8位	金属	↑	54.8%	(51.9%)	↑	60.3%	(59.8%)	↑	49.7%	(48.5%)
	9位	建設	↑	53.4%	(52.5%)	↑	54.4%	(53.9%)	↑	50.7%	(49.4%)
	10位	紙・紙加工	↓	53.0%	(55.7%)	↓	54.9%	(58.3%)	↓	48.1%	(49.3%)
	11位	情報サービス・ソフトウェア	↓	51.9%	(54.0%)	↓	47.5%	(50.1%)	↓	44.4%	(45.4%)
	12位	鉱業・採石・砂利採取	↓	51.3%	(53.0%)	↓	49.7%	(50.1%)	↓↓	44.9%	(50.3%)
	13位	造船	↓	51.2%	(54.8%)	↓↓↓	51.9%	(62.0%)	↓↓↓	45.9%	(61.8%)
	14位	運輸・郵便（トラック運送除く）	↑	50.7%	(50.7%)	↓	48.2%	(48.7%)	↓	47.0%	(48.3%)
	15位	石油製品・石炭製品製造	↑	50.3%	(46.8%)	↓	57.9%	(58.4%)	↑	46.3%	(42.4%)
	16位	印刷	↓	49.1%	(51.0%)	↓	50.4%	(52.3%)	↓	42.2%	(44.7%)
	17位	不動産業・物品賃貸	↑	49.0%	(47.8%)	↓	48.4%	(50.8%)	↓	50.1%	(50.6%)
	18位	建材・住宅設備	↓	48.2%	(49.4%)	↓	49.6%	(51.1%)	↓	42.4%	(44.3%)
	19位	広告	↓	46.8%	(48.3%)	↓↓	45.4%	(52.8%)	↓↓	40.8%	(47.4%)
	20位	繊維	↓	46.3%	(50.6%)	↓	48.7%	(51.6%)	↓	43.6%	(45.0%)
	21位	通信	↑↑↑	46.1%	(35.4%)	↑↑↑	49.7%	(35.7%)	↑↑	44.4%	(34.5%)
	22位	電気・ガス・熱供給・水道	↓	45.4%	(45.5%)	↑	47.8%	(47.2%)	↑	42.8%	(42.1%)
	23位	金融・保険	↑↑↑	45.0%	(28.5%)	↑↑	36.4%	(30.6%)	↑	36.4%	(32.1%)
	24位	農業・林業	↓	41.4%	(44.8%)	↓	41.2%	(43.4%)	↓	38.3%	(40.6%)
	25位	廃棄物処理	↓	39.6%	(40.1%)	↓	36.7%	(37.6%)	↓	35.6%	(38.8%)
	26位	生活関連サービス	↓	37.6%	(42.1%)	↓↓	35.3%	(41.8%)	↓↓	32.2%	(38.1%)
	27位	トラック運送	↓	36.5%	(37.6%)	↓	32.5%	(33.6%)	↓	33.9%	(35.4%)
	28位	放送コンテンツ	↓↓	34.0%	(41.0%)	↓↓↓	34.9%	(45.4%)	↓↓	30.3%	(38.2%)
	29位	飲食サービス	↓	33.0%	(36.9%)	↓↓↓	25.7%	(42.8%)	↓↓↓	26.5%	(44.6%)
	30位	製薬	↓↓↓	30.0%	(45.0%)	↓↓↓	30.0%	(66.7%)	↓↓↓	30.0%	(41.7%)
	—	その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※2025年3月時点との変化幅と矢印の数の関係 ↑：1～4ポイント上昇、 ↑↑：5～9ポイント上昇、 ↑↑↑：10ポイント以上上昇 ※（）内は前回の転嫁率を示す。

賃上げ促進税制の見直し (所得税・法人税・法人住民税・事業税)

- 物価高を上回る安定的な賃上げの定着に向け、足元の賃上げ状況等を踏まえつつ、本税制を見直す。
(全企業向け措置は令和7年度末で終了。中堅企業向け措置は賃上げ基準見直し。教育訓練費に係る上乗せ措置は廃止。)

改正概要

中堅企業※1

継続雇用者※3 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率 ※5	両立支援 女性活躍	税額 控除率
+ 4%	10%	プラチナくるみん or えるぼし三段階目以上	5% 上乗せ
+ 5%	15%		
+ 6%	25%		

中小企業※2

全雇用者※4 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 女性活躍	税額 控除率
+ 1.5%	15%	くるみん or えるぼし二段階目以上	5% 上乗せ
+ 2.5%	30%		

改正後

改正前

中堅企業※1

継続雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 女性活躍	税額 控除率
+ 3%	10%	+ 10%	5% 上乗せ	プラチナくるみん or えるぼし三段階目以上	5% 上乗せ
+ 4%	25%				

中小企業※2

全雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 女性活躍	税額 控除率
+ 1.5%	15%	+ 5%	10% 上乗せ	くるみん or えるぼし二段階目以上	5% 上乗せ
+ 2.5%	30%				

中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の5年間の繰越しが可能※6。

※1 従業員数2,000人以下の企業（その法人及びその法人との間にその法人による支配関係がある法人の従業員数の合計が1万人を超えるものを除く。）が適用可能。
ただし、資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業は、**マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出**が必要。

※2 中小企業者等（資本金1億円以下の法人、農業協同組合等）又は従業員数1,000人以下の個人事業主が適用可能。

※3 継続雇用者とは、適用事業年度及び前事業年度の全月分の給与等の支給を受けた国内雇用者（雇用保険の一般被保険者に限る）。

※4 全雇用者とは、雇用保険の一般被保険者に限られない全ての国内雇用者。

※5 税額控除額の計算は、全雇用者の前事業年度から適用事業年度の給与等支給増加額に税額控除率を乗じて計算。ただし、控除上限額は法人税額等の20%。

※6 繰越税額控除をする事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加している場合に限り、適用可能。

賃金と物価の好循環に関する理解醸成について

- 賃金と物価の好循環の実現に向けた継続的な賃上げには、コスト上昇分が適切に価格転嫁できる環境の整備が必要です。
- 消費者庁では、賃金上昇が巡り巡ると物価上昇や更なる賃金上昇をもたらし得るという共通理解を消費者を含めた社会全体で醸成すべく、消費者の物価に対する理解を促進するための動画コンテンツを作成し、周知を図っています。

動画コンテンツ「値段が上がるって、本当に良くないこと？」「物価があがれば賃金も上がるってホント？」

日本の賃金と物価を巡るこれまでの状況や、モノやサービスの値段が決まる仕組み、消費者が物価上昇にどのように向き合えば良いかについて、わかりやすく解説。



- ✓ 値上げは、必ずしも悪いことではない
- ✓ 2022年頃までの約30年間、コストが上昇しても、企業が消費者離れをおそれて値上げできない状況が続いた
- ✓ 2022年頃から、生産コストの上昇が値段に反映され、賃金も物価も上がり始めている



- ✓ 現在は、賃金上昇と物価上昇の好循環ができつつある状況
- ✓ 賃金上昇と物価上昇の良い循環につなげていくことが大切
- ✓ キーワードは「値段の背景を意識して」「買って企業を応援」

<より深く学びたい方向け>

※メイン動画をより詳細に解説した過去動画です。

#1 物価上昇！どうする？

#2 物の値段はどうやって決まる？

#3 物価が上がらないのは、なぜ良くないの？

#4 日本の物価・賃金、世界と比べてここが変！

#5 物価はなんで上がらないの？

#6 物価をウォッチしよう！

作成した動画コンテンツは、消費者庁ホームページやYouTubeに掲載し、SNS（X等）を活用した周知・啓発を行っているほか、消費者団体に対して、当該コンテンツのチラシをお送りするなどして、周知を図っています。

動画は[こちら](#)、または



3～5分
で見られ
ます！

消費者庁 物価について考える

検索

中東情勢を踏まえた緊急的激変緩和措置（2026年3月11日 総理指示）

- 3月11日（水）の総理指示を踏まえ、緊急的に燃料油（ガソリン、軽油、重油、灯油、航空機燃料）に対する支援を決定。3/19（木）出荷分から支給開始。
- 現在の燃料油補助金の基金残高を活用し、ガソリンについては、全国平均小売価格が、170円程度を超える見込みとなった場合には、その水準を超えないよう、170円を超える部分について、10/10の補助を行う。
- 軽油・重油・灯油についてはガソリンと同額の補助を行う。

※ 軽油については、暫定税率が廃止される4月1日まで、暫定税率相当の17.1円の補助に加えて、追加的に支給。

※ 重油・灯油については、従前の5円の定額引下げ補助に代えて、ガソリンと同額の補助を行う。

※ 航空機燃料については、従前の4円の定額引下げ補助に代えて、ガソリンの補助額の4割相当の支援とする。



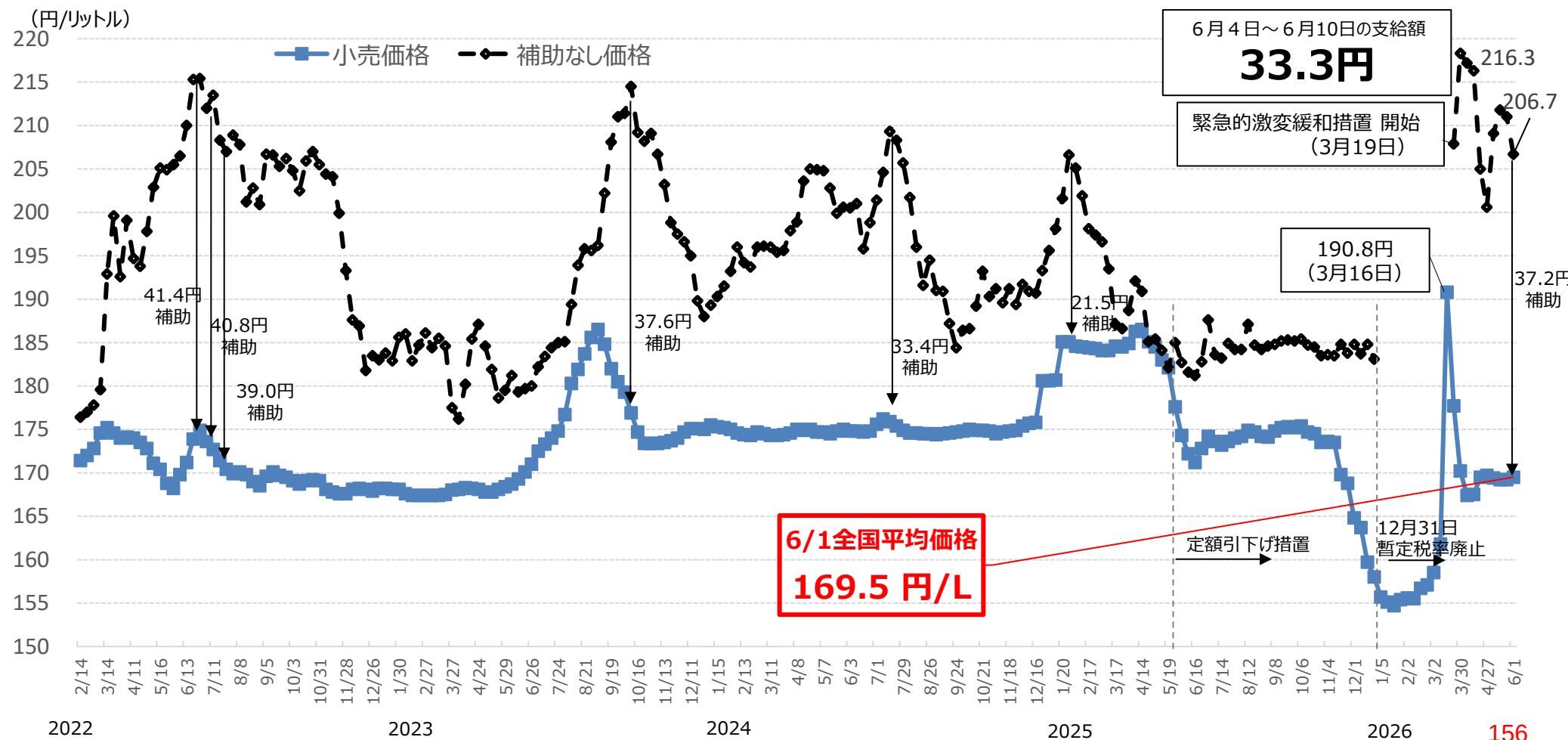
- 今般、令和7年度予備費を7,948億円措置。（3/24(火)閣議決定）
- 元々の3月末基金残高見込みと合わせて、1兆円超の基金規模を確保
⇒ 価格高騰が継続する場合にも、切れ目なく安定的な支援

ガソリン全国平均価格の推移

- 2026年6月1日（月）のガソリン全国平均価格は、169.5円（前週比+0.3円）となった。
- 6月4日（木）から適用するガソリンの補助額は33.3円。

※支給単価 = 翌週の想定ガソリン小売価格（今週の価格169.5円+前週の支給額37.2円+原油価格の変動分-3.4円）- 基準価格170.0円

レギュラーガソリン・全国平均価格



今夏の電気・ガス料金支援（2026年7月～9月）

【令和8年度一般会計予備費5,135億円】

- 暑くなる夏への対応として、エアコンを適切に利用いただくなど、国民の命と暮らしを守る観点から、使用量が増加する7月から9月まで電気・ガス代の支援を行う。
- 特に、電力使用量がピークとなる8月使用分の負担軽減を重点化する。

支援の概要

	電気		都市ガス
	低圧	高圧	
7月	3.5円/kWh	1.8円/kWh	14円/m ³
8月	4.5円/kWh	2.3円/kWh	18円/m ³
9月	3.5円/kWh	1.8円/kWh	14円/m ³

支援の効果

- ☑標準的な家庭において、3ヶ月5,000円程度の負担引下げ効果を実現。
- ☑支援後の料金水準は、昨年夏の水準を下回る見込み。

いわゆる年収の壁の概要と対策

概要

対策（令和7年以降）

106万
(社保)
↓
撤廃

- 扶養される側（被扶養配偶者（第3号被保険者））が、以下の全ての要件を満たす場合、扶養から外れ、厚生年金・健康保険に加入し、保険料負担（労使折半）が生じるため、壁を超える前後で手取りが減少する
 - ・ 賃金要件：雇用契約時の所定内賃金（注1）が月8.8万円（年収 約106万円）以上
 - ・ 労働時間要件：週の所定労働時間が20時間以上
 - ・ 企業規模要件：従業員50人超の企業に勤務
 - ・ 学生除外要件：学生ではない
- 加入すると、**厚生年金や健康保険の傷病手当金等の給付が上乗せされる**

130万
(社保)
↓
対応

- 扶養される側（被扶養配偶者（第3号被保険者）（注2））の年間収入見込み額（給与所得以外の収入も含む）が130万円以上となる場合、扶養から外れ、国民年金・国民健康保険に加入し、保険料負担が生じるため、壁を超える前後で手取りが減少する
- 壁を超えても、被扶養配偶者（第3号被保険者）であったときと**給付面は変わらない**

➤ 令和7年年金制度改正法による要件の見直し（被用者保険の適用拡大）

⇒ 賃金要件を撤廃（令和8年10月予定）

※ 最低賃金が時給1,016円以上となると週20時間以上働く方の賃金が月8.8万円以上となり、賃金要件の意味が実質的になくなる（2025年度には全ての都道府県の最低賃金が時給1,016円以上となる）

⇒ 企業規模要件を下表のとおり段階的に撤廃

対象時期	2027年10月～	2029年10月～	2032年10月～	2035年10月～
従業員数	36～50人	21～35人	11～20人	10人以下

- できる限り「被用者保険」への移行を促す観点から「**被用者保険の適用拡大**」を**着実に実施**。その上で、以下の取組を通じて働く方々に「壁」を意識せず働いていただける環境作りを支援。

➤ キャリアアップ助成金の拡充

⇒ 「短時間労働者労働時間延長支援コース」の新設（令和7年7月）

➤ 被扶養者認定に係る見直し

⇒ 被扶養者認定の円滑化（注3）の恒久化（令和7年10月）

⇒ 大学生年代の被扶養者の認定基準を150万円まで引上げ（令和7年10月）

※ 令和7年度税制改正における特定扶養控除の所得要件引き上げの趣旨との整合性を図る観点から見直しを実施。

⇒ 被扶養者認定を雇用契約の内容を基にして行う取扱いを新たに導入（令和8年4月）

（注1）毎月支払われる基本的な賃金を指し、時間外手当や家族手当、通勤手当、賞与などは除く。

（注2）健康保険の場合、扶養される側には配偶者以外に三親等以内の親族まで含まれる。その場合、年金は第1号被保険者となる。

（注3）人手不足による労働時間延長等に伴い一時的に収入が130万円を超えても、事業主の証明があれば、原則として連続2回までは引き続き扶養にとどまることが可能。

被用者保険の適用拡大（令和7年改正）

改正のねらい

- 年金額の増加など、働くことで手厚い保障が受けられる方を増やします。
- 厚生年金や健康保険（被用者保険）の加入条件をよりわかりやすくシンプルにし、働く方が自分のライフスタイルに合わせて働き方を選びやすくします。
- 人口が減少する中で、事業所の人材確保に資する取組を進めます。

〔短時間労働者（パート労働者など）の厚生年金等の適用要件を改正〕

撤廃

- ① 賃金が月額8.8万円（年収106万円相当）以上
- ② 週所定労働時間が20時間以上（雇用契約で判断）
- ③ 学生は適用対象外

段階的に撤廃

- ④ 51人以上の企業が適用対象

賃金要件

最低賃金が1,016円以上の地域では、週20時間働くと賃金要件（年額換算で約106万円）を満たすことから、全国の最低賃金が1,016円以上となることを見極めて撤廃（公布から3年以内の政令で定める日（令和8年10月予定）から施行）

※ 最低賃金の減額特例の対象者は、申出により任意加入を可能に。

企業規模の要件

より円滑な施行ができるよう、段階的に撤廃

企業規模（常勤の従業員数で判断）		実施時期
500人超	約107万人 （実績値）	2016年10月
100人超		2022年10月
50人超		2024年10月
35人超	約10万人	2027年10月
20人超	約15万人	2029年10月
10人超	約20万人	2032年10月
10人以下	約25万人	2035年10月

今回改正

〔個人事業所の適用業種を拡大（フルタイムも含めた適用拡大）〕

常時5人以上の者を使用する事業所

法律で定める17業種 適用（現行どおり）

上記以外の業種（※） 非適用 ⇒ 適用

※農業、林業、漁業、宿泊業、飲食サービス業等

5人未満の事業所

非適用（現行どおり）

＜2029年10月施行＞
ただし、経過措置として、
施行時に存在する事業所
は当面期限を定めず適用
除外。

※ これらの措置は、適用拡大の対象となる前の事業所が、
〔支援策〕 任意に短時間労働者への適用を行う場合にも活用可能とする。

被保険者への支援（就業調整を減らすための保険料調整）

適用拡大の対象となる比較的小規模な企業で働く短時間労働者に対し、社会保険料による手取り減少の緩和で、就業調整を減らし、被用者保険の持続可能性の向上につなげる観点から、3年間、保険料負担を国の定める割合（下表）に軽減できる特例的・時限的な経過措置を設ける。
（事業主が労使折半を超えて一旦負担した保険料相当額を制度的に支援）

標準報酬月額 （年額換算）	8.8万 （106万）	9.8万 （118万）	10.4万 （125万）	11万 （132万）	11.8万 （142万）	12.6万 （151万）	13.4万 （161万）
労働者の 負担割合	50% →25%	50% →30%	50% →36%	50% →41%	50% →45%	50% →48%	50%

※ 3年目は軽減割合を半減

事業主への支援

被用者保険の適用に当たり、労働時間の延長や賃上げを通じて労働者の収入を増加させる事業主をキャリアアップ助成金により支援。（令和7年159月開始、1人当たり最大75万円助成）

① 被扶養者認定における雇用契約ベースの判断の導入（令和8年4月1日施行）

- 被扶養認定基準（配偶者は年間収入見込み130万円）について、いわゆる「106万円」の取扱いと同様に、被扶養者の認定時点で労働契約の内容（基本給および諸手当等）によって年間収入が130万円未満であることが明らかな場合には、その時点で被扶養者認定を行う。

※ 併せて、当面の措置とされていた事業主証明による一時的な収入変動の場合の迅速な被扶養者認定を恒久化。

② 学生等を対象とした被扶養認定基準の見直し（令和7年10月1日施行）

- 特定扶養控除の所得要件の引上げに併せて、19～22歳の学生等についての被扶養者認定の収入要件を年間150万円未満に引き上げる。

キャリアアップ助成金の拡充（「年収130万円の壁」への対応）

労働時間延長メニュー（～R8.3.31）

	週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人当たり助成額
①	4時間以上	—	30万円
②	3時間以上 4時間未満	5%以上	
③	2時間以上 3時間未満	10%以上	
④	1時間以上 2時間未満	15%以上	

- (注)・助成額は中小企業の場合。大企業の場合は3/4の額。
 ・取組から6ヶ月後に支給申請。
 ・賃金は基本給。



短時間労働者労働時間延長支援コース（R7.7.1～）

【1年目】

	週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人当たり助成額	
			中小企業	小規模企業
①	5時間以上	—	40万円	50万円
②	4時間以上 5時間未満	5%以上		
③	3時間以上 4時間未満	10%以上		
④	2時間以上 3時間未満	15%以上		

- (注)・助成額は大企業の場合は中小企業の3/4の額。
 ・取組から6ヶ月後に支給申請。
 ・賃金は基本給。
 ・左記メニューからの切り替え可。
 ・複数年度かけて上記要件を満たす場合も対象。
 ・小規模企業とは、常時雇用する労働者の数が30人以下である事業主。

【2年目】

	週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人当たり助成額	
			中小企業	小規模企業
①	労働時間を更に2時間以上延長	—	20万円	25万円
②	—	基本給を更に5%以上増加又は昇給、賞与若しくは退職金制度の適用		

- (注)・被用者保険への継続加入が必要。
 ・助成額は大企業の場合は中小企業の3/4の額。
 ・取組から1年6ヶ月後に支給申請。
 （被用者保険適用後1年目と2年目で比較）
 ・賃金は基本給。
 ・小規模企業とは、常時雇用する労働者の数が30人以下である事業主。

キャリアアップ助成金

令和8年度当初予算額 1,022億円 (1,025億円) ※ () 内は前年度当初予算額

令和6年度実績：71,981件

労働特会			子子特会	一般
労災	雇用	徴収	育休	会計
	○			

1 事業の目的

うち雇用環境・均等局計上分 1,015億円 (1,020億円) うち職業安定局計上分 7億円 (5億円)

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者（以下「有期雇用労働者等」）といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内のキャリアアップを促進するため、正社員転換、処遇改善の取組を実施した事業主に対して包括的に助成

2 事業の概要・スキーム

※国（都道府県労働局）で支給事務を実施

コース名／コース内容

正社員化コース

有期雇用労働者等を正社員転換（※）

※多様な正社員（勤務地限定・職務限定・短時間正社員）を含む

- 正社員転換後6か月間の賃金が正社員転換前6か月間の賃金と比較して3%以上増額していることが必要

障害者正社員化コース

障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換

賃金規定等改定コース

有期雇用労働者等の基本給を定める賃金規定を3%以上増額改定し、その規定を適用

賃金規定等共通化コース

有期雇用労働者等と正規雇用労働者との共通の賃金規定等を新たに規定・適用

賞与・退職金制度導入コース

有期雇用労働者等を対象に賞与又は退職金制度を導入し、支給又は積立てを実施

短時間労働者労働時間延長支援コース

短時間労働者を新たに社会保険に適用した際に、賃上げ、労働時間の延長（週当たり5時間以上等）を実施。
また、更なる処遇改善に向けた2年目の取り組みの実施。

支給額（1人当たり）

	【重点支援対象者※】	【左記以外】
有期→正規：	80万円 (60万円)	40万円 (30万円)
無期→正規：	40万円 (30万円)	20万円 (15万円)

- ※ a: 雇入れから3年以上の有期雇用労働者
b: 雇入れから3年未満で、次の①②いずれにも該当する有期雇用労働者
①過去5年間に正規雇用労働者であった期間が1年以下
②過去1年間に正規雇用労働者として雇用されていない
c: 派遣労働者、母子家庭の母等、人材開発支援助成金の特定訓練修了者
- 新規学卒者で雇入れから一定期間経過していない者については支給対象外
 - 有期雇用期間が通算5年超の者は無期雇用労働者とみなして適用

上限人数：20人

- ①有期→正規： 90万円 (67.5万円)
- ②有期→無期： 45万円 (33万円)
- ③無期→正規： 45万円 (33万円)

- ①3%以上4%未満： 4万円 (2.6万円)
- ②4%以上5%未満： 5万円 (3.3万円)
- ③5%以上6%未満： 6.5万円 (4.3万円)
- ④6%以上： 7万円 (4.6万円)

上限人数：100人

1事業所当たり 60万円 (45万円)

1事業所当たり1回のみ

1事業所当たり 40万円 (30万円)

1事業所当たり1回のみ

60万円 (45万円) <75万円> (※)

※1～2年目までの各要件を全て満たした場合の2年間の合計額
複数年度かけて要件を満たす場合も助成対象

加算措置等／加算額

正社員化コース

- 通常の正社員転換制度を新たに規定し転換

1事業所当たり 20万円 (15万円)

- 勤務地限定・職務限定・短時間正社員制度を新たに規定し転換

1事業所当たり 40万円 (30万円)

- 非正規雇用労働者の情報公表加算【新設】

1事業所当たり 20万円 (15万円)

賃金規定等改定コース

- 「職務評価」の活用により実施 1事業所当たり 20万円 (15万円)

- 昇給制度を新たに設けた場合 1事業所当たり 20万円 (15万円)

賞与・退職金制度導入コース

- 両方を同時に導入した場合 1事業所当たり 16.8万円 (12.6万円)

※()は、大企業の場合の額。<>は、小規模事業所の場合の額。
※加算措置要件を満たした場合は、支給額+加算額を助成。
※障害者正社員化コースについては、重度障害者の場合は、
①120万円(90万円)②③60万円 (45万円) となる。
※上限人数は、1年度当たりの上限。記載がないコースは上限はない。

正社員化
支援

処遇改善
支援

年収の壁
対応

（参考）「年収の壁・支援強化パッケージ」概要

人手不足への対応が急務となる中で、短時間労働者が「年収の壁」を意識せず働くことができる環境づくりを支援するため、当面の対応として下記施策（支援強化パッケージ）に取り組むこととし、さらに、制度の見直しに取り組む。

106万円の壁への対応

◆キャリアアップ助成金

キャリアアップ助成金のコースを新設し、短時間労働者が被用者保険（厚生年金保険・健康保険）の適用による手取り収入の減少を意識せず働くことができるよう、労働者の収入を増加させる取組を行った事業主に対して、労働者1人当たり最大50万円の支援を行う。なお、実施に当たり、支給申請の事務を簡素化。

労働者の収入を増加させる取組については、賃上げや所定労働時間の延長のほか、被用者保険適用に伴う保険料負担軽減のための手当（社会保険適用促進手当）として、支給する場合も対象とする。

◆社会保険適用促進手当

事業主が支給した社会保険適用促進手当については、適用に当たっての労使双方の保険料負担を軽減するため、新たに発生した本人負担分の保険料相当額を上限として被保険者の標準報酬の算定において考慮しない。

130万円の壁への対応

◆事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

被扶養者認定基準（年収130万円）について、労働時間延長等に伴う一時的な収入変動による被扶養者認定の判断に際し、事業主の証明の添付による迅速な判断を可能とする。

配偶者手当への対応

◆企業の配偶者手当の見直しの促進

特に中小企業においても、配偶者手当の見直しが進むよう、

- (1) 見直しの手順をフローチャートで示す等わかりやすい資料を作成・公表した。
- (2) 中小企業団体等を通じて周知する。

今後の予定（案）

7月10日（金） 第2回目安に関する小委員会
於 未定

7月17日（金） 第3回目安に関する小委員会
於 未定

7月23日（木） 第4回目安に関する小委員会
於 未定

※上記の日程は調整中

最低賃金に関する調査研究

JILPT「最低賃金の引上げと企業行動に関する調査」(2025年)の概要(速報)

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

JILPT「最低賃金の引上げと企業行動に関する調査」(2025)の概要(速報)

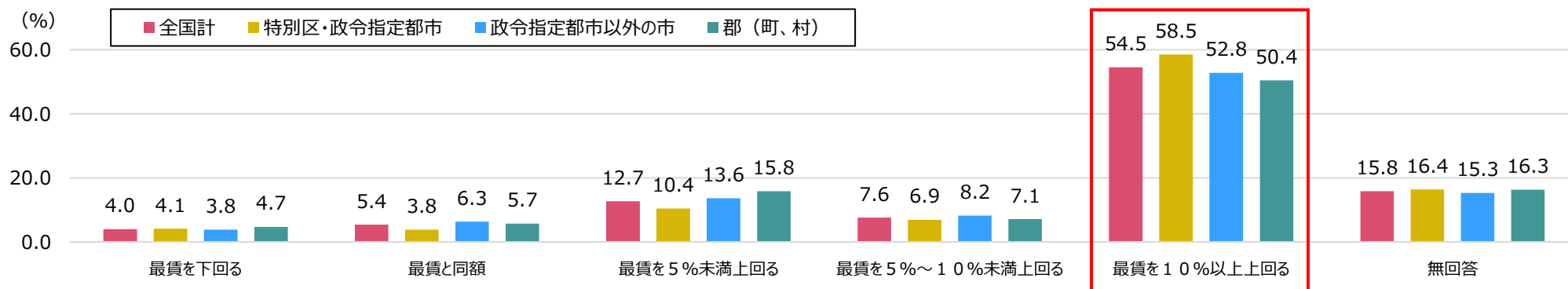
調査の概要	実施機関	労働政策研究・研修機構（JILPT）																																																																
	調査の目的	今後の最低賃金に関する検討に資するため、2025年度の最低賃金引上げに対する中小企業の対応等について調査するもの。																																																																
	調査の対象	従業員規模 1 人以上300人未満の全国の企業20,000社。 ※2024年調査に回答があった企業(8,618社)を対象とするとともに、民間調査会社が保有する企業データベースから、新規調査企業として、11,382社を抽出。8,618社には、2021～2024年調査とも回答があったパネル接続可能企業（1,836社）を含む。 ※抽出に当たっては、都道府県のグループ（中央最低賃金審議会が最低賃金の目安を示す際に用いるA～Cの3ランク区分）ごとに、産業（15区分）×従業員規模（7区分）別に層化無作為抽出。																																																																
	調査方法	郵送による配布・回収（回収にはオンライン併用）																																																																
	調査期間	2026年 1 月23日～ 2 月20日（3月末までに到着した調査票を集計）																																																																
集計対象企業数等	集計対象企業数・割合	集計対象企業数：8,754社（43.8% / 20,000社） （うち、2021年～2024年調査も回答した企業（パネル接続可能）の集計対象企業数：1,450社（79.0% / 1,836社）																																																																
	集計対象企業の主な属性	<table><tr><th>ランク</th><th>集計対象企業数</th><th>構成比（%）</th></tr><tr><td>Aランク</td><td>1, 8 8 6</td><td>2 1 . 5</td></tr><tr><td>Bランク</td><td>4, 4 6 9</td><td>5 1 . 1</td></tr><tr><td>Cランク</td><td>2, 3 9 9</td><td>2 7 . 4</td></tr></table>		ランク	集計対象企業数	構成比（%）	Aランク	1, 8 8 6	2 1 . 5	Bランク	4, 4 6 9	5 1 . 1	Cランク	2, 3 9 9	2 7 . 4	<table><tr><th>業種</th><th>集計対象企業数</th><th>構成比（%）</th></tr><tr><td>建設業</td><td>1, 8 8 4</td><td>2 1 . 5</td></tr><tr><td>製造業</td><td>1, 4 6 9</td><td>1 6 . 8</td></tr><tr><td>情報通信業</td><td>1 6 3</td><td>1 . 9</td></tr><tr><td>運輸業</td><td>3 5 7</td><td>4 . 1</td></tr><tr><td>卸売業</td><td>8 1 7</td><td>9 . 3</td></tr><tr><td>小売業</td><td>1, 1 6 1</td><td>1 3 . 3</td></tr><tr><td>金融業、保険業</td><td>1 0 9</td><td>1 . 2</td></tr><tr><td>不動産業、物品賃貸業</td><td>3 4 3</td><td>3 . 9</td></tr><tr><td>宿泊業</td><td>1 1 4</td><td>1 . 3</td></tr><tr><td>飲食サービス業</td><td>4 0 3</td><td>4 . 6</td></tr><tr><td>生活関連サービス業</td><td>2 6 6</td><td>3 . 0</td></tr><tr><td>娯楽業</td><td>6 9</td><td>0 . 8</td></tr><tr><td>教育、学習支援業</td><td>9 3</td><td>1 . 1</td></tr><tr><td>医療、福祉</td><td>4 5 0</td><td>5 . 1</td></tr><tr><td>上記以外のサービス業</td><td>1, 0 5 6</td><td>1 2 . 1</td></tr></table>			業種	集計対象企業数	構成比（%）	建設業	1, 8 8 4	2 1 . 5	製造業	1, 4 6 9	1 6 . 8	情報通信業	1 6 3	1 . 9	運輸業	3 5 7	4 . 1	卸売業	8 1 7	9 . 3	小売業	1, 1 6 1	1 3 . 3	金融業、保険業	1 0 9	1 . 2	不動産業、物品賃貸業	3 4 3	3 . 9	宿泊業	1 1 4	1 . 3	飲食サービス業	4 0 3	4 . 6	生活関連サービス業	2 6 6	3 . 0	娯楽業	6 9	0 . 8	教育、学習支援業	9 3	1 . 1	医療、福祉	4 5 0	5 . 1	上記以外のサービス業	1, 0 5 6	1 2 . 1
		ランク	集計対象企業数	構成比（%）																																																														
	Aランク	1, 8 8 6	2 1 . 5																																																															
Bランク	4, 4 6 9	5 1 . 1																																																																
Cランク	2, 3 9 9	2 7 . 4																																																																
業種	集計対象企業数	構成比（%）																																																																
建設業	1, 8 8 4	2 1 . 5																																																																
製造業	1, 4 6 9	1 6 . 8																																																																
情報通信業	1 6 3	1 . 9																																																																
運輸業	3 5 7	4 . 1																																																																
卸売業	8 1 7	9 . 3																																																																
小売業	1, 1 6 1	1 3 . 3																																																																
金融業、保険業	1 0 9	1 . 2																																																																
不動産業、物品賃貸業	3 4 3	3 . 9																																																																
宿泊業	1 1 4	1 . 3																																																																
飲食サービス業	4 0 3	4 . 6																																																																
生活関連サービス業	2 6 6	3 . 0																																																																
娯楽業	6 9	0 . 8																																																																
教育、学習支援業	9 3	1 . 1																																																																
医療、福祉	4 5 0	5 . 1																																																																
上記以外のサービス業	1, 0 5 6	1 2 . 1																																																																
		<table><tr><th>従業員数</th><th>集計対象企業数</th><th>構成比（%）</th></tr><tr><td>1～4人</td><td>3, 3 5 9</td><td>3 8 . 4</td></tr><tr><td>5～9人</td><td>1, 8 9 5</td><td>2 1 . 6</td></tr><tr><td>10～19人</td><td>1, 4 9 2</td><td>1 7 . 0</td></tr><tr><td>20～29人</td><td>6 4 7</td><td>7 . 4</td></tr><tr><td>30～49人</td><td>6 6 1</td><td>7 . 6</td></tr><tr><td>50～99人</td><td>4 5 7</td><td>5 . 2</td></tr><tr><td>100～299人</td><td>2 4 3</td><td>2 . 8</td></tr></table>		従業員数	集計対象企業数	構成比（%）	1～4人	3, 3 5 9	3 8 . 4	5～9人	1, 8 9 5	2 1 . 6	10～19人	1, 4 9 2	1 7 . 0	20～29人	6 4 7	7 . 4	30～49人	6 6 1	7 . 6	50～99人	4 5 7	5 . 2	100～299人	2 4 3	2 . 8																																							
従業員数	集計対象企業数	構成比（%）																																																																
1～4人	3, 3 5 9	3 8 . 4																																																																
5～9人	1, 8 9 5	2 1 . 6																																																																
10～19人	1, 4 9 2	1 7 . 0																																																																
20～29人	6 4 7	7 . 4																																																																
30～49人	6 6 1	7 . 6																																																																
50～99人	4 5 7	5 . 2																																																																
100～299人	2 4 3	2 . 8																																																																
備考		・本資料は、労働政策研究・研修機構「最低賃金の引上げと企業行動に関する調査」（2025年）の速報値をもとに厚生労働省労働基準局にて作成。速報値であるため、数値が改訂される可能性がある。 ・集計結果は、産業、従業員規模、ランク別の集計後の企業構成比が母集団の企業構成比と同様となるように復元処理（ウェイトバック）したものである。																																																																

167

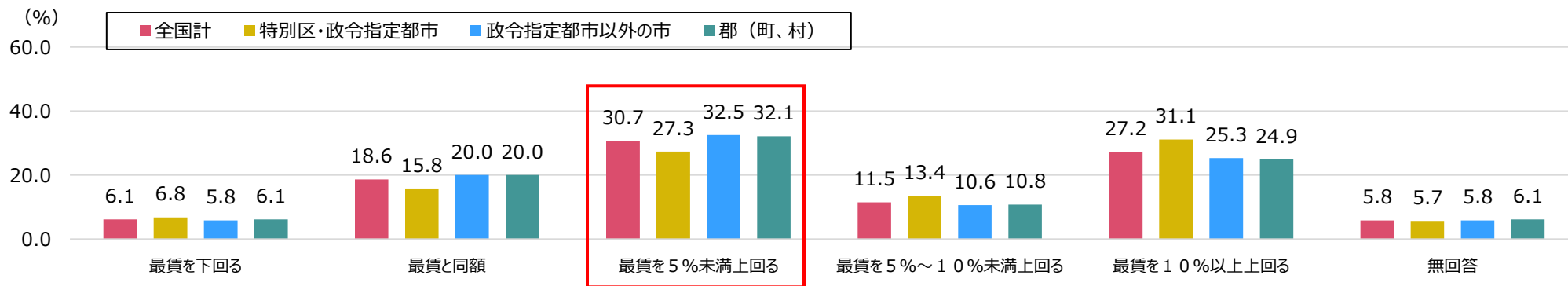
正社員及びパート・アルバイトの事業所内で最も低い賃金について

事業所内（※）で最も低い賃金について、正社員では、最低賃金を10%以上上回る企業が最も多く、その中でも「特別区・政令指定都市」の方が、「政令指定都市以外の市」や「郡（町、村）」よりも割合が高い。パート・アルバイトでは、「特別区・政令指定都市」を除き、最低賃金を5%未満上回る企業が最も多い。「政令指定都市以外の市」や「郡（町、村）」では、「特別区・政令指定都市」よりも「最賃と同額」等の割合が高く、「最賃を10%以上上回る」等の割合が低い。

事業所の正社員の最も低い賃金



事業所のパート・アルバイトの最も低い賃金



（※） 本社が立地する都道府県にあるすべての事業所内を指す。

（注） 集計対象企業（8,754社）のうち、上図は正社員がいる企業（8,333社）、下図はパート・アルバイトがいる企業（4,850社）について集計。

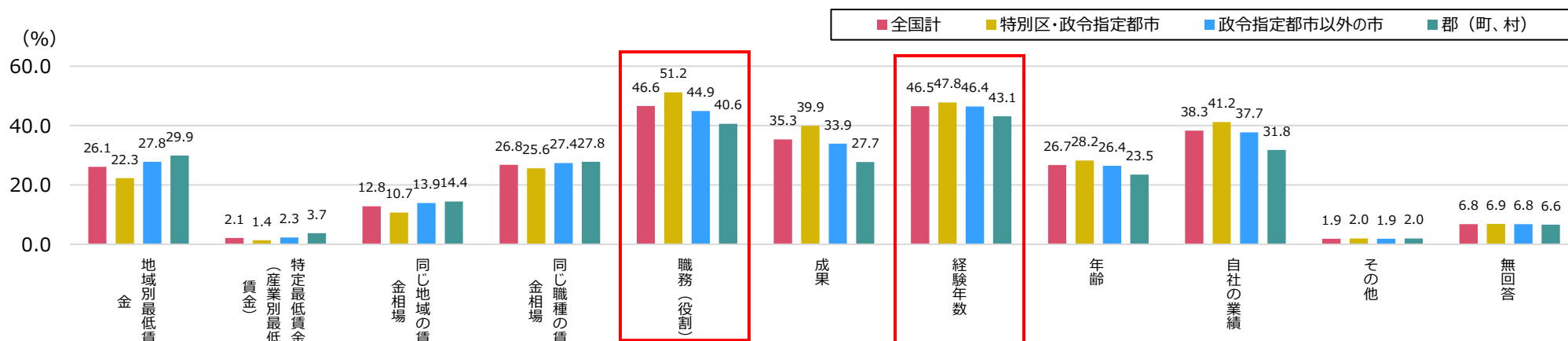
なお、地域区分別の集計対象企業数（総数）は、「特別区・政令指定都市」2,094社、「政令指定都市以外の市」5,457社、「郡（町、村）」1,195社、無回答8社である。

（注） 回答者は事業所内で最も低い賃金を時給換算して回答し、それを回答者が所在する都道府県の最低賃金額（調査時点で有効な地域別最低賃金額）と比較したもの。時給に換算する際は、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支給される結婚祝い金、賞与、時間外割増賃金、休日出勤手当などを除くこととしている。

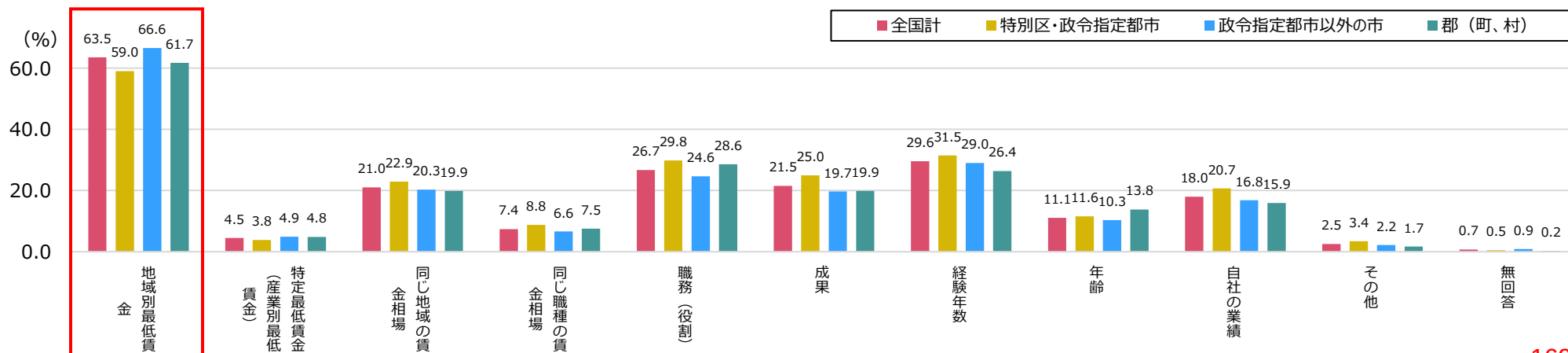
正社員及びパート・アルバイトの賃金決定の考慮要素

正社員の賃金決定の考慮要素として、「職務（役割）」や「経験年数」を挙げる中小企業が多いが、パート・アルバイトの賃金決定の考慮要素としては、「地域別最低賃金」を挙げる中小企業が最も多くなっている。

正社員の賃金決定の考慮要素（複数回答）



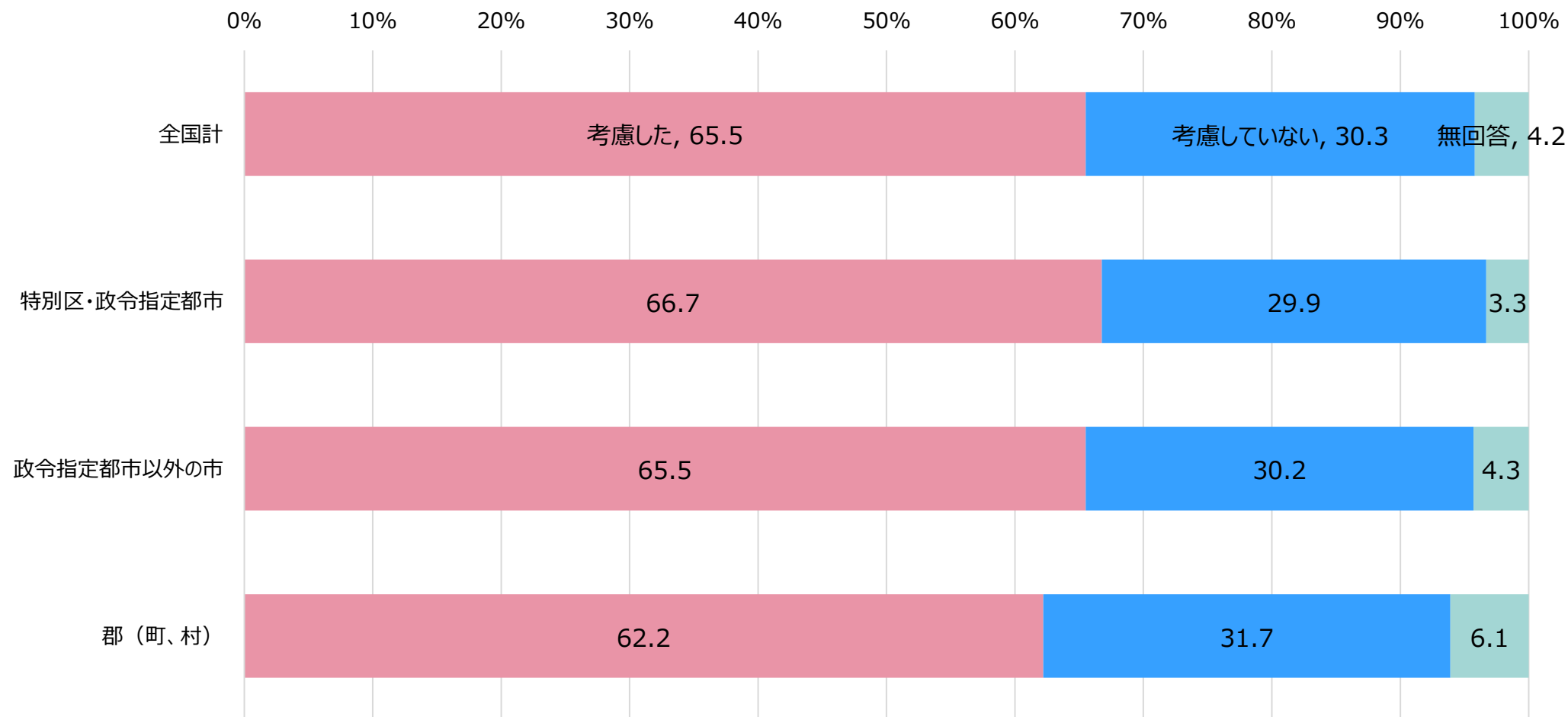
パート・アルバイトの賃金決定の考慮要素（複数回答）



（注）集計対象企業（8,754社）のうち、上図は正社員がいる企業（8,333社）、下図はパート・アルバイトがいる企業（4,850社）について集計。
本社が立地する都道府県にあるすべての事業所とその事業所に勤務する従業員に関する状況である。

賃金の引上げに際する物価上昇の考慮状況について

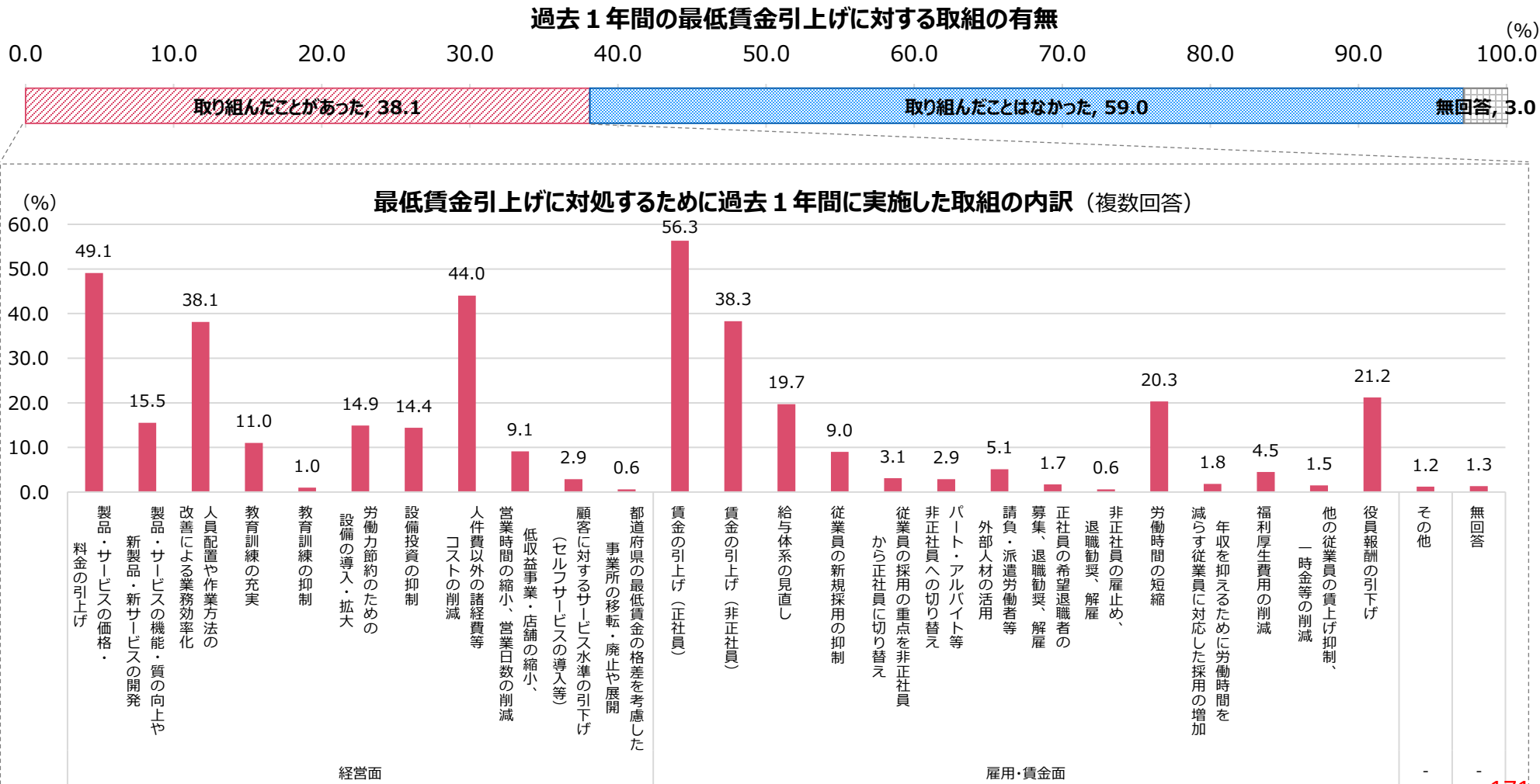
賃金の引上げに際して、物価の状況を考慮したと回答した企業の割合は65%程度である。



(注) 集計対象企業（8,754社）のうち、直近1年間に従業員（正社員あるいは非正社員のいずれか）の賃金を「引き上げた」企業（6,757社）について集計。

最低賃金引上げに対する取組の有無及び内容

過去1年間に、最低賃金引上げに対する取組を行ったことがある中小企業の割合は38.1%となっており、取組の内容では、「賃金の引上げ」を除けば、「製品・サービスの価格・料金の引上げ」、「人件費以外の諸経費等コストの削減」、「人員配置や作業方法の改善による業務効率化」の順に取り組んだ企業割合が高くなっている。

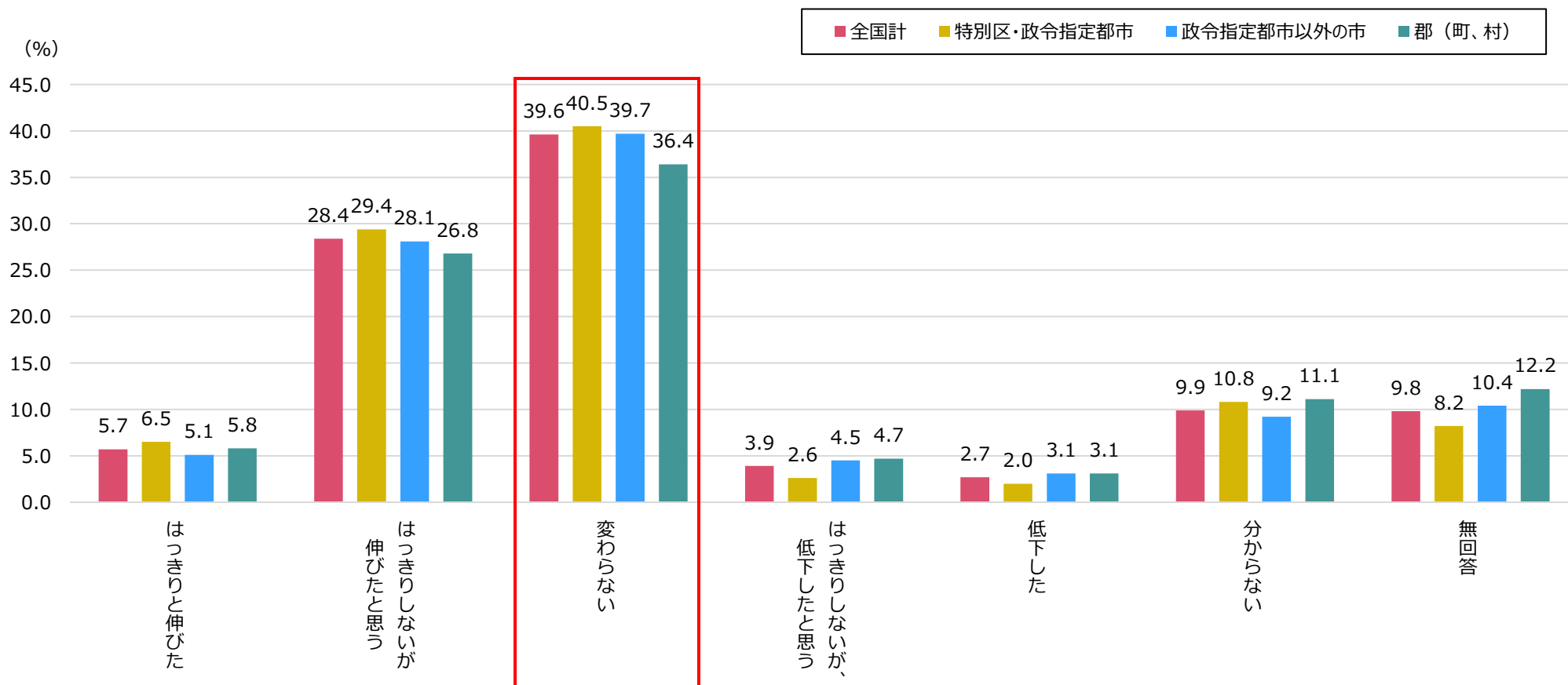


(注) 上図は集計対象企業（8,754社）、下図は集計対象企業のうち最低賃金引上げに対処するための取組について「取り組んだことがあった」を回答した企業（3,589社）について集計。
本社が立地する都道府県にあるすべての事業所とその事業所に勤務する従業員に関する状況である。

最低賃金引上げに対する取組による生産や売上の変化に関する企業の認識 (2025年)

過去1年間に最低賃金引上げに対する取組を行ったことがある中小企業に対し、取組の結果、労働者の1時間当たりの生産や売上が伸びたか尋ねたところ、「変わらない」が最も多く、次いで「はっきりしないが伸びたと思う」が多かった。

最低賃金の引上げに対する取組の結果、労働者の1時間当たりの生産や売上が伸びたか

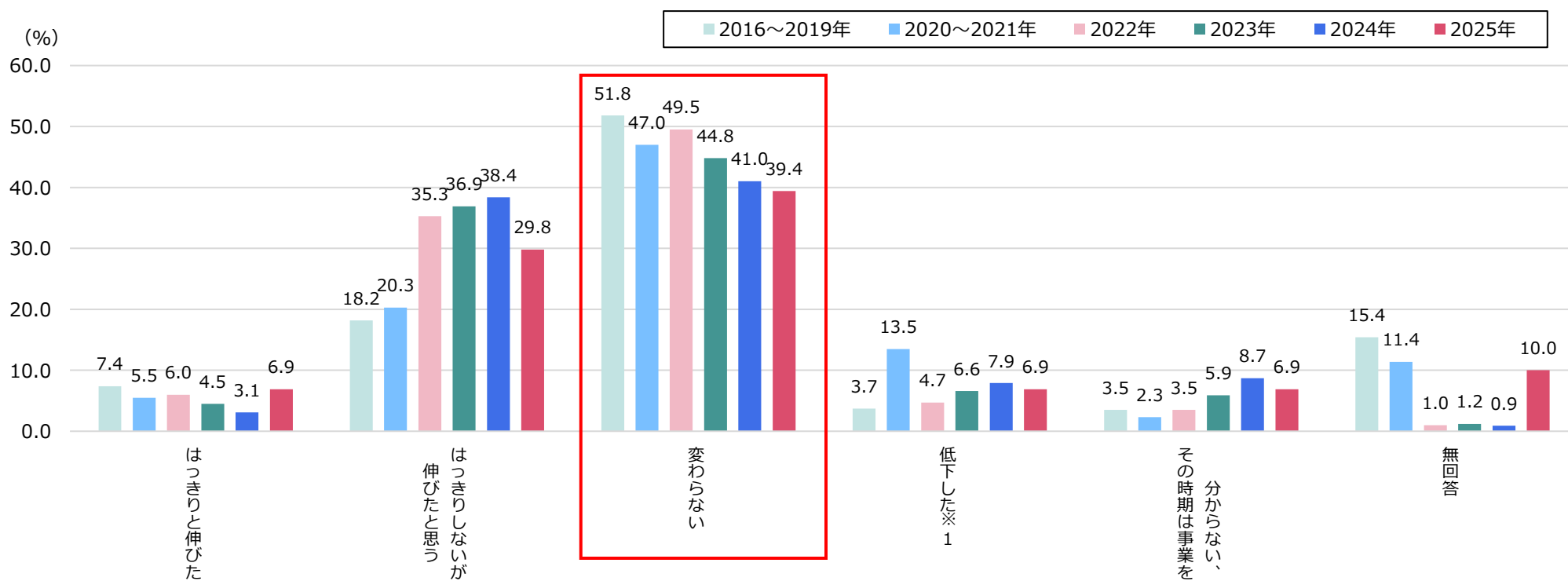


(注) 集計対象企業(8,754社)のうち、最低賃金引上げに対処するための取組について「取り組んだことがあった」を回答した企業(2025年調査:3,589社)について集計。
本心が立地する都道府県にあるすべての事業所とその事業所に勤務する従業員に関する状況である。

最低賃金引上げに対する取組による生産や売上の変化に関する企業の認識 (パネル集計)

2016年以降の最低賃金引上げに対する取組を行ったことがある中小企業に対し、取組の結果、労働者の1時間当たりの生産や売上が伸びたか尋ねたところ、いずれの年も「変わらない」が最も多いが、2023年以降、その割合は低下している。2025年は「はっきりしないが伸びたと思う」の割合も低下している。一方、「はっきりと伸びた」の割合が上昇しており、2016～2019年に次ぐ水準となっている。

最低賃金の引上げに対する取組の結果、労働者の1時間当たりの生産や売上が伸びたか



※1 2022年～2025年調査については、「低下した」、「はっきりしないが、低下したと思う」の選択肢の合算。

※2 2022年～2025年調査における選択肢は、「分からない」

(注) 「2016～2019年」と「2020～2021年」は、2021年調査によるもの。

(注) 集計対象企業(1,450社)のうち、最低賃金引上げに対する取組について「取り組んだことがあった」を回答した企業

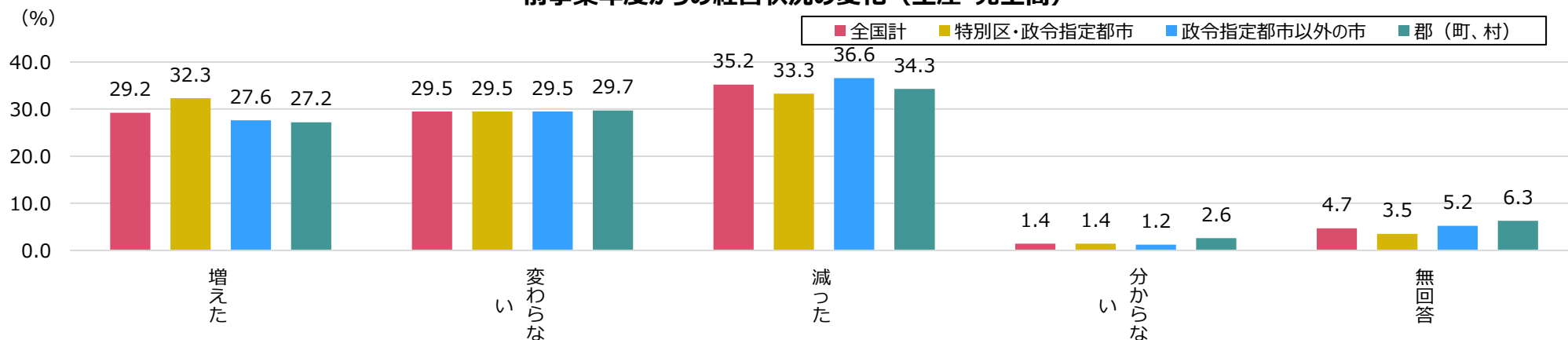
(2025年調査: 601社、2024年調査: 708社、2023年調査: 735社、2022年調査: 523社、2021年調査: 819社)について集計。

本調査が立地する都道府県にあるすべての事業所とその事業所に勤務する従業員に関する状況である。

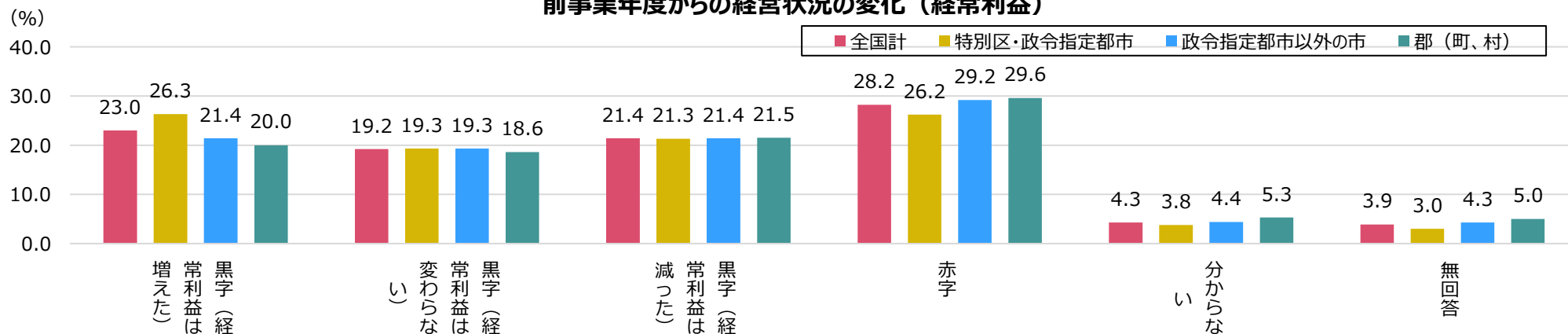
前事業年度からの経営状況の変化①（生産・売上高、経常利益）

前事業年度からの生産・売上額の変化を尋ねたところ、全国計では「増えた」「変わらない」はそれぞれ30%程度、「減った」は35%程度となっている。同様に、前事業年度からの経常利益の変化を尋ねたところ、黒字の中で、「特別区・政令指定都市」では「黒字（経常利益は増えた）」が最も多かったのに対し、「政令指定都市以外の市」では「黒字（経常利益は減った）」と「黒字（経常利益は減った）」がほぼ同数、「郡（町、村）」では「黒字（経常利益は減った）」が最も多かった。また、「政令指定都市以外の市」や「郡（町、村）」では「赤字」が「黒字（経常利益は増えた）」「黒字（経常利益は変わらない）」「黒字（経常利益は減った）」のそれぞれよりも多かった。

前事業年度からの経営状況の変化（生産・売上高）



前事業年度からの経営状況の変化（経常利益）

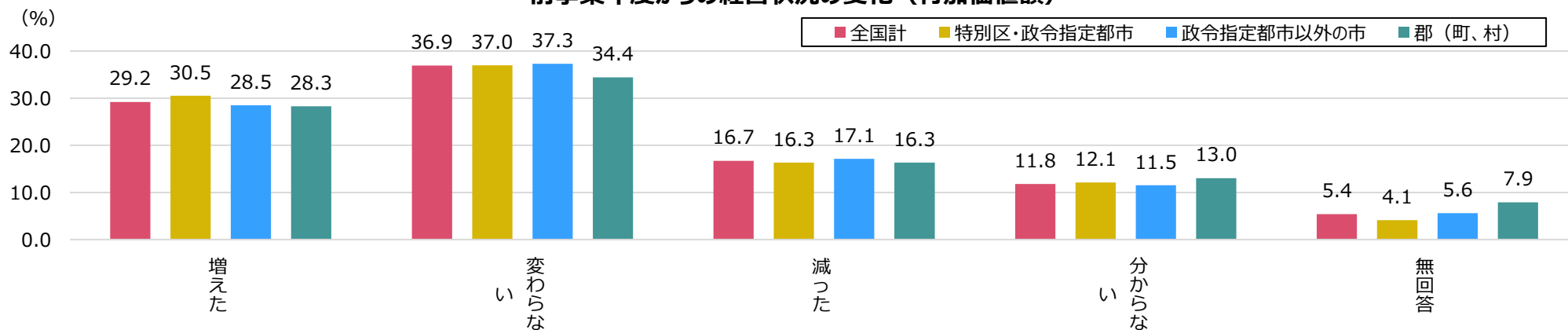


（注）集計対象企業（8,754社）について集計。

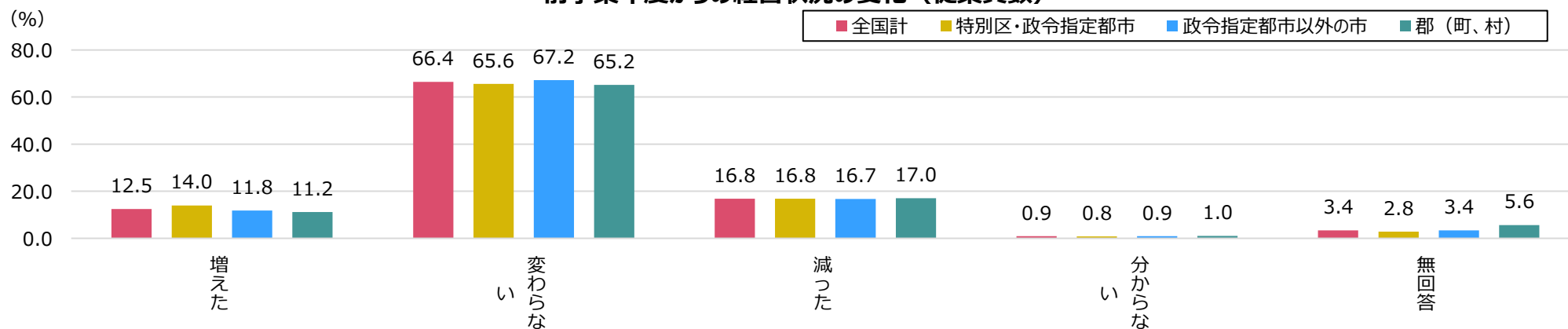
前事業年度からの経営状況の変化②（付加価値額、従業員数）

前事業年度からの付加価値額の変化を尋ねたところ、全国計では、「増えた」は29%程度、「変わらない」は37%程度、「減った」は17%程度となっている。同様に、前事業年度からの従業員数の変化を尋ねたところ、全国計では、「増えた」は12.5%、「変わらない」は66%程度、「減った」は17%程度となっている。

前事業年度からの経営状況の変化（付加価値額）



前事業年度からの経営状況の変化（従業員数）

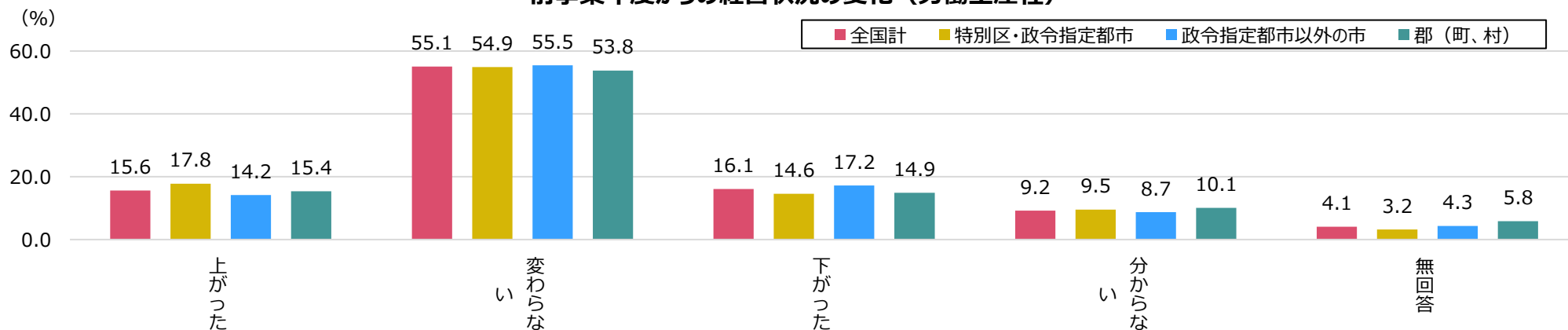


（注）集計対象企業（8,754社）について集計。

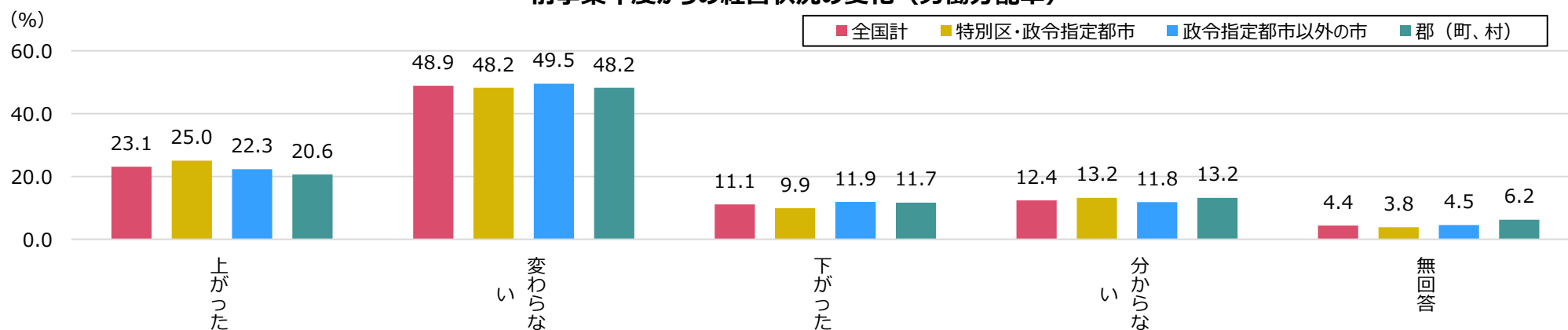
前事業年度からの経営状況の変化③（労働生産性、労働分配率）

前事業年度からの労働生産性の変化を尋ねたところ、全国計では、「上がった」が16%程度、「変わらない」は55%程度、「下がった」は16%程度となっている。同様に、前事業年度からの労働分配率の変化を尋ねたところ、全国計では、「上がった」が23%程度、「変わらない」は49%程度、「下がった」は11%程度となっている。労働生産性、労働分配率のいずれも、「特別区・政令指定都市」は「政令指定都市以外の市」や「郡（町、村）」と比べ、「上がった」の割合がやや高くなっている。

前事業年度からの経営状況の変化（労働生産性）



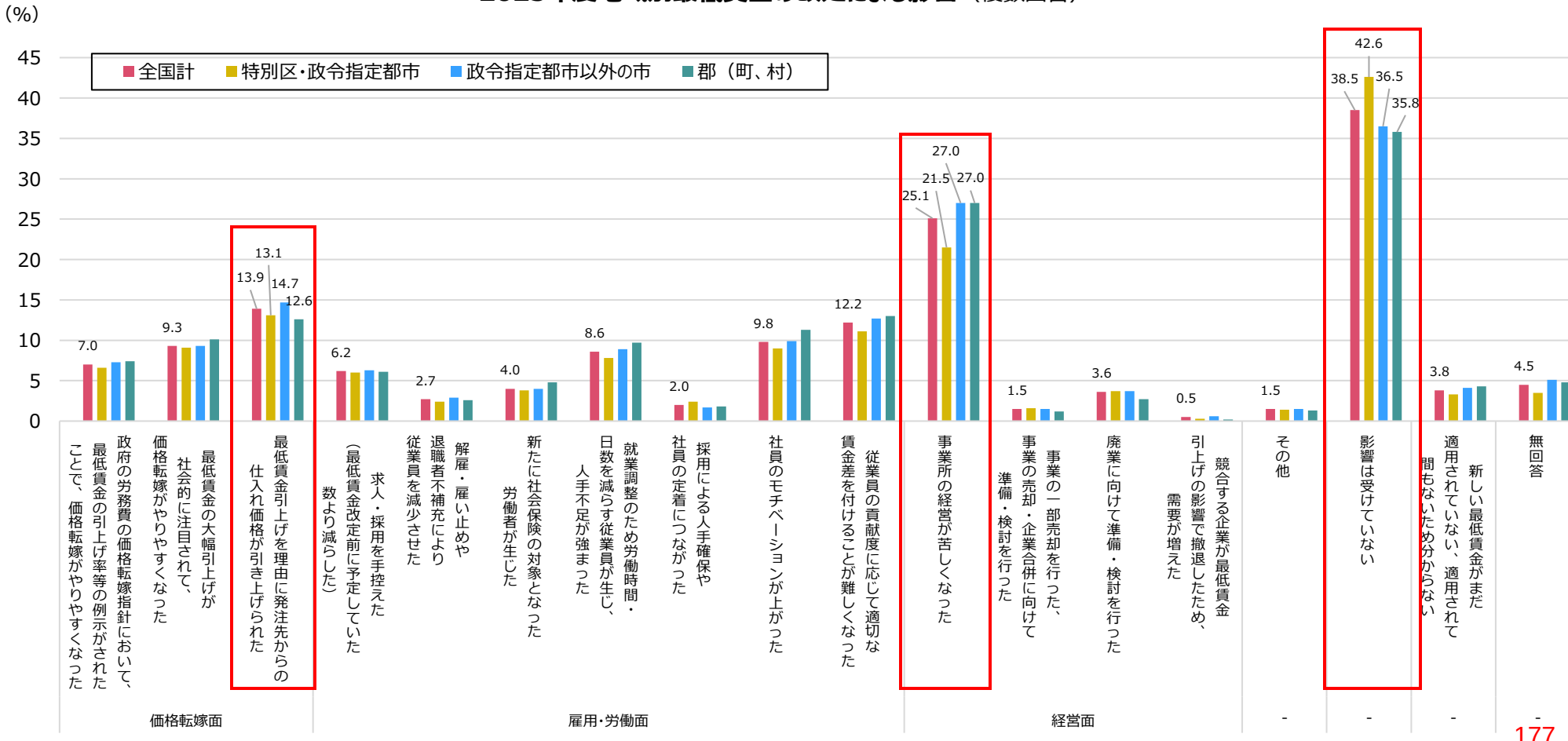
前事業年度からの経営状況の変化（労働分配率）



2025年度地域別最低賃金の改定による影響

2025年度地域別最低賃金の改定による影響については、「影響は受けていない」との回答が最も多く、次いで、「事業所の経営が苦しくなった」、「最低賃金引上げを理由に発注先からの仕入れ価格が引き上げられた」が多かった。

2025年度地域別最低賃金の改定による影響（複数回答）

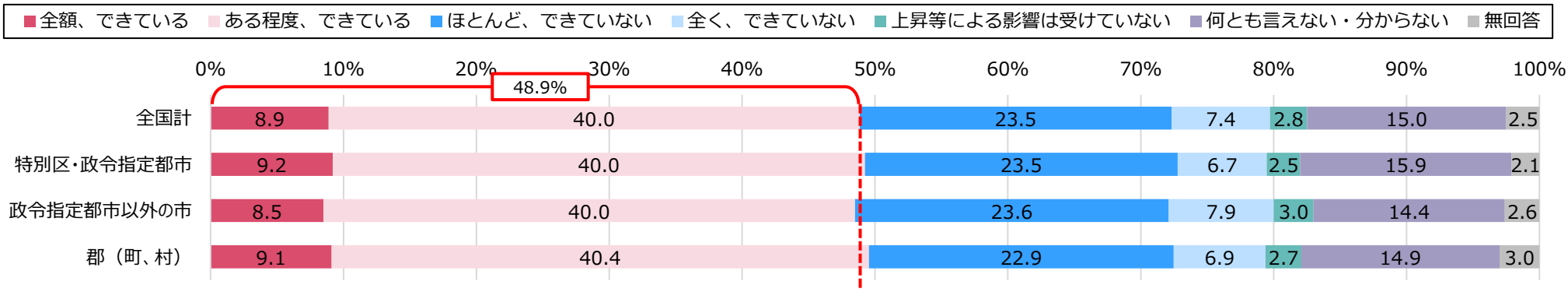


(注) 集計対象企業（8,754社）について集計。

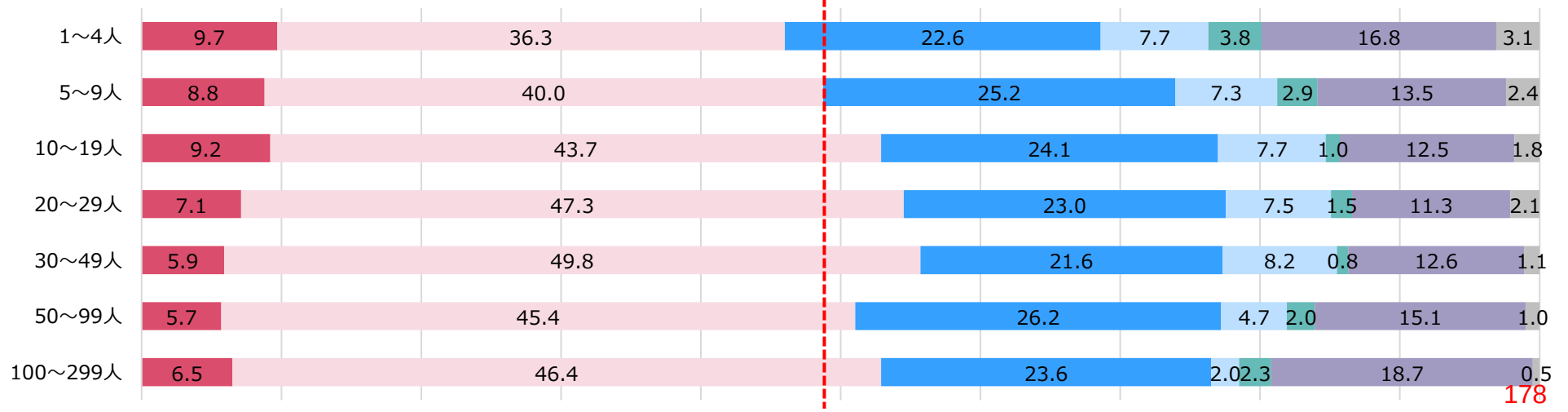
原材料・仕入れ価格、人件費の上昇等に対する価格転嫁①

原材料・仕入れ価格、人件費の上昇等に対して、製品やサービスの販売価格等に上昇コストを価格転嫁できているかについては、「全額、できている」又は「ある程度、できている」中小企業が合計48.9%。この割合は、「特別区・政令指定都市」、「政令指定都市以外の市」、「郡（町、村）」でほぼ同じであり、また、従業員規模に応じた明確な傾向は見取れない。

原材料・仕入れ価格、人件費の上昇等に対して、製品やサービスの販売価格等に、上昇コスト全額を価格転嫁できているか



(参考) 従業員規模別

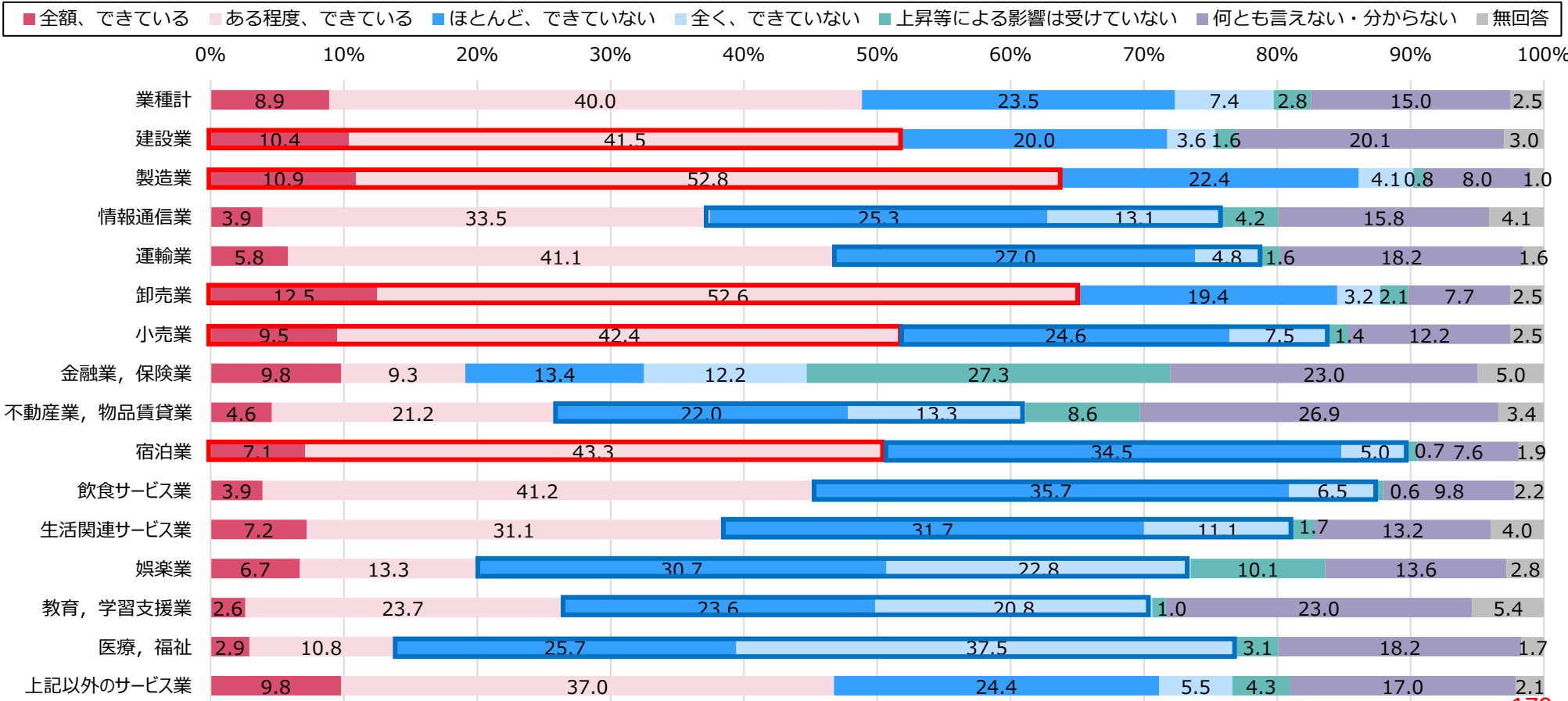


(注) 集計対象企業 (8,754社) について集計。

原材料・仕入れ価格、人件費の上昇等に対する価格転嫁②

価格転嫁に関する対応状況について、業種別にみると、「全額、できている」又は「ある程度、できている」中小企業の割合が5割を超える業種（建設業、製造業、卸売業、小売業、宿泊業）もあれば、「ほとんど、できていない」又は「全く、できていない」中小企業の割合が3割を超える業種（情報通信業、運輸業、小売業、不動産業、物品賃貸業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉）もある。

(参考)業種別

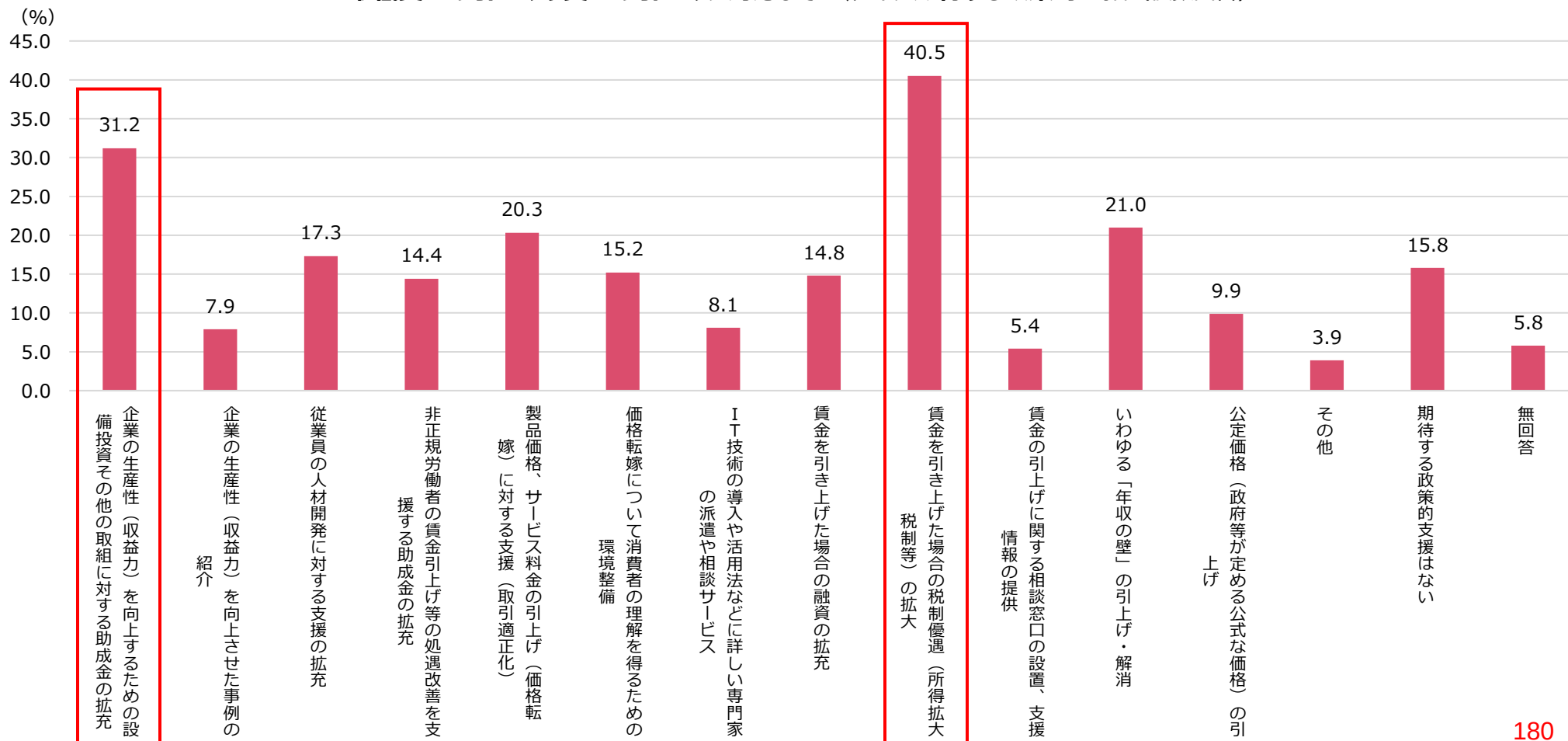


(注) 集計対象企業 (8,754社) について集計。

最低賃金引上げや賃金の引上げに対応するために期待する政策的支援

中小企業が地域別最低賃金の改定や賃金の引上げに対応していくために期待する政策的支援として、「賃金を引き上げた場合の税制優遇（所得拡大税制等）の拡大」が最も多く、次いで「企業の生産性を向上するための設備投資その他の取組に対する助成金の拡充」が多い。

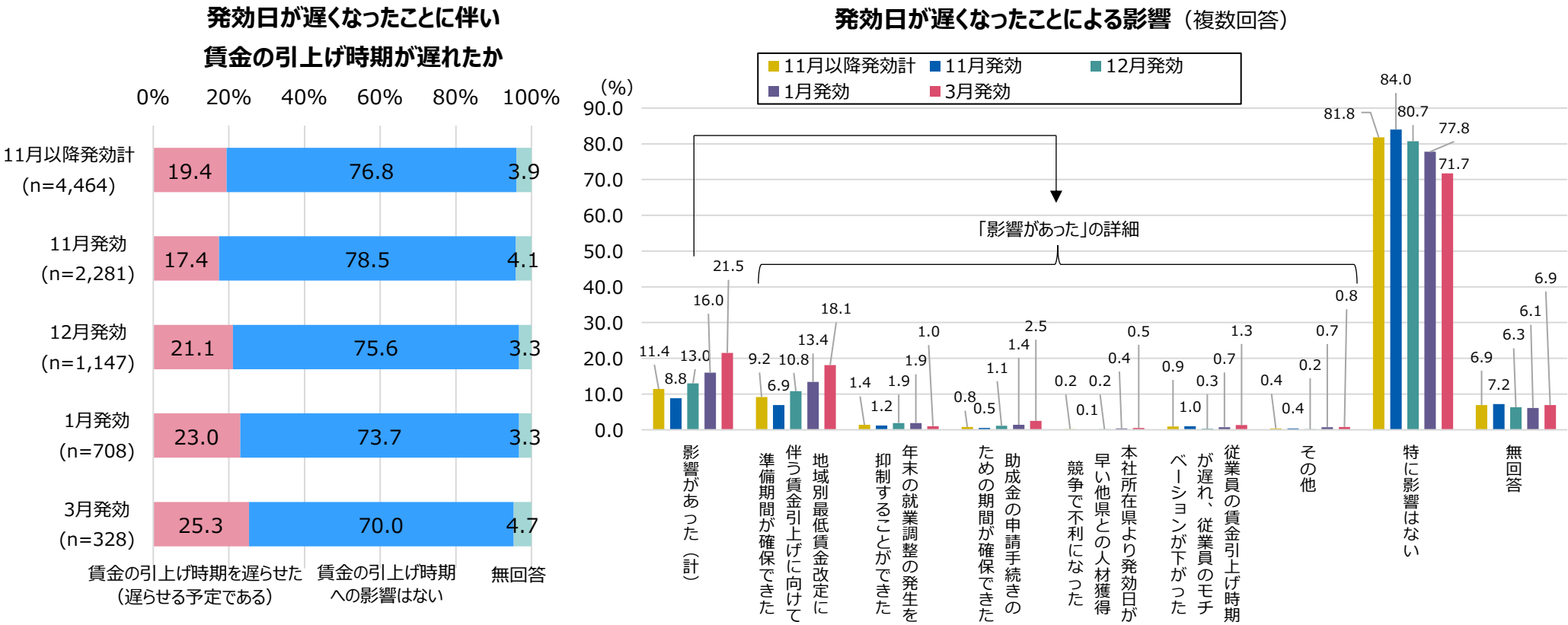
最低賃金の引上げや賃金の引上げに対応していくために期待する政策的支援（複数回答）



（注）集計対象企業（8,754社）について集計。

2025年度の地域別最低賃金の発効日が例年より遅くなったことの影響

- 2025年度の地域別最低賃金の発効日が例年より遅く11月から翌3月までの間であった27府県に本社のある企業のうち、「発効日の遅れに伴い賃金の引上げ時期を遅らせた（または遅らせる予定である）」と回答した企業の割合は約2割であり、その割合は、発効日が遅いほど高い。
- 発効日が遅くなったことによる影響については、約8割の企業が「特に影響はない」と回答した。「影響があった」と回答した企業は約1割であり、その割合は、発効日が遅いほど高い。何らかの影響があったと回答した中では、「賃金引上げに向けて準備期間が確保できた」と回答した企業が全体の約1割と最も多く、さらに、発効日が遅いほどその割合は高い。



(注) 集計対象企業（8,754社）のうち、本社所在地が、2025年度の地域別最低賃金の発効日が2025年11月1日以降であった、青森、埼玉、静岡、三重、京都、奈良、和歌山、島根、広島、福岡、佐賀、宮崎、鹿児島（以上、11月発効）、岩手、山形、山梨、岡山、愛媛、高知、長崎、沖縄（以上、12月発効）、福島、徳島、熊本、大分（以上、1月発効）、秋田、群馬（以上、3月発効）のいずれかである企業（4,464社）について集計。「発効日が遅くなったことによる影響（複数回答）」（右図）の「影響があった（計）」は、合計から「特に影響はない」と「無回答」を控除したもの。なお、「発効日が遅くなったことに伴い賃金の引上げ時期が遅れたか」の「賃金の引上げ時期への影響はない」は、必ずしも、最低賃金の改定による賃上げではない点に留意が必要。

株式会社クロスマーケティング「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や対応等に関する実態把握のための調査」(2026年)の概要(速報)

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

株式会社クロスマーケティング「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や
対応等に関する実態把握のための調査」（2026年）の概要（速報）

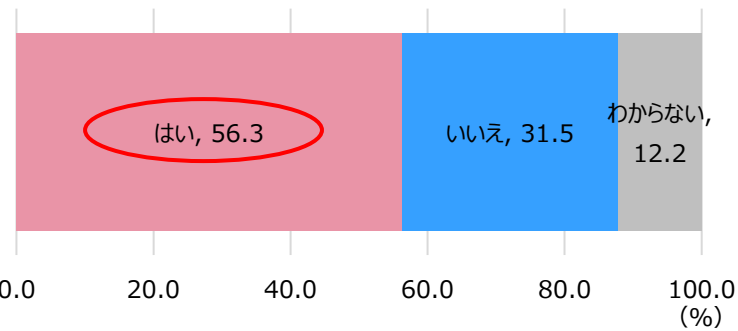
調査の概要	実施機関	株式会社クロスマーケティング（厚生労働省委託事業）								
	調査の目的	今後の最低賃金に関する検討に資するため、2025年の最低賃金引上げに対する最賃近傍雇用者の意識や対応等について調査するもの。（本資料中「2026年調査」と表記） なお、株式会社ナビット（厚生労働省委託事業）「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や対応等に関する実態把握のための調査」（2025年）は、2024年の最低賃金引上げに対する最賃近傍雇用者の意識や対応等について調査したもの。（本資料中「2025年調査」と表記）								
	調査の対象	時間当たり賃金が勤務地の地域別最低賃金の1.1倍未満の非正規雇用労働者で1年以上勤務している者（以下、本調査において「最賃近傍雇用者」という。）※スクリーニング調査により予め調査対象者を限定。								
	調査方法	WEB上でのモニター調査								
	調査期間	2026年5月1日～15日								
集計対象者数等	集計対象者数	集計対象者数：4,033人								
	集計対象者の主な属性	【性別】		【年齢階級】		【勤務地の地域区分】				
			復元前	復元後		復元前	復元後		復元前	復元後
		男性	1,194人	824人	29歳以下	207人	671人	Aランク	1,318人	1,437人
	女性	2,839人	2,176人	30～39歳	875人	298人	Bランク	1,871人	1,266人	
	合計	4,033人	3,000人	40～49歳	706人	441人	Cランク	844人	297人	
				50～59歳	985人	611人	合計	4,033人	3,000人	
				60歳以上	1,260人	979人				
				合計	4,033人	3,000人				
		※ 厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査」の調査票情報から集計した最賃近傍雇用者の属性（性別・年齢階級・勤務地の地域区分）別の構成比をもとにしつつ、Bランクのうち福島県・群馬県・徳島県、Cランクのうち秋田県・熊本県・大分県の各県が勤務地である者についてはサンプル数が多くなるよう、各属性毎の目標回答数を設定。集計に際しては、賃金構造基本調査における最賃近傍雇用者の属性別の構成比と同様となるよう、復元処理（ウェイトバック、復元後の全体回答数は3,000人）を行った。								
備考	本資料は、厚生労働省委託事業「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や対応等に関する実態把握のための調査研究事業（令和8年度）」の中間報告をもとに厚生労働省労働基準局にて作成。速報値であるため、数値が改訂される可能性がある。									

183

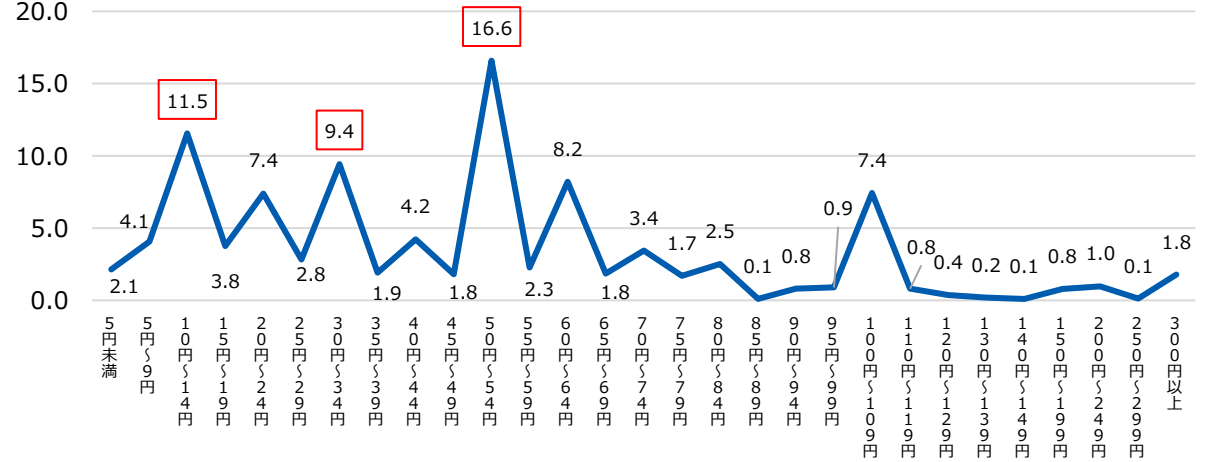
過去 1 年以内の時間当たり賃金の上昇の有無と上昇額、上昇した理由

○ 最賃近傍雇用者のうち、過去 1 年以内に時間当たり賃金が増えたのは56.3%であり、賃金増上額は「50～54円」（16.6%）、「10～14円」（11.5%）、「30～34円」（9.4%）の順に多くなっている。また、時間当たり賃金が増えた理由は、「最低賃金が上がったから」（80.3%）が最も多くなっている。

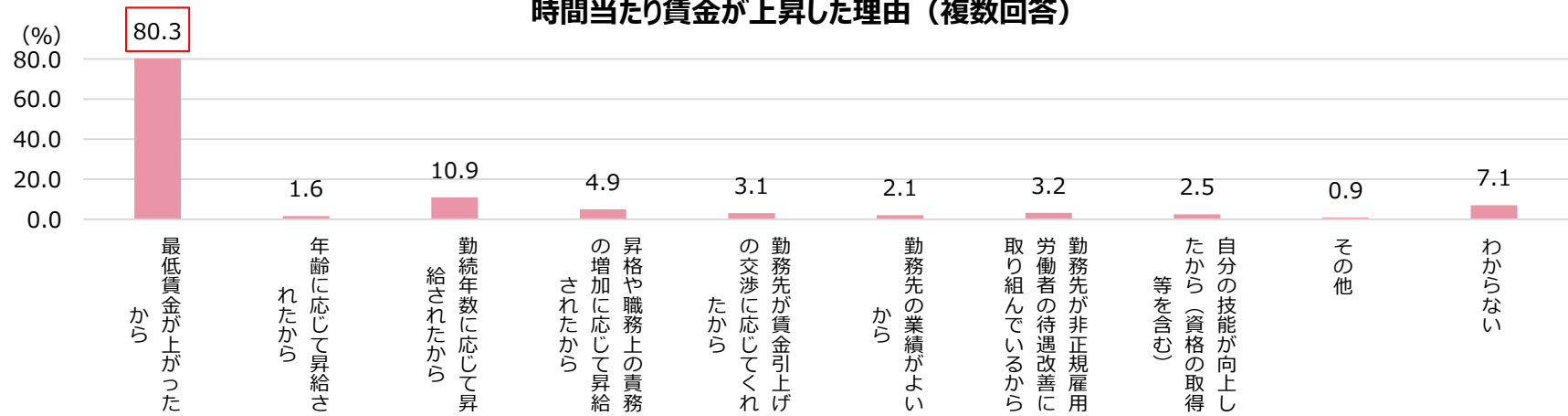
過去 1 年以内の時間当たり賃金の上昇の有無



1 年前と現在を比較した時間当たり賃金の上昇額



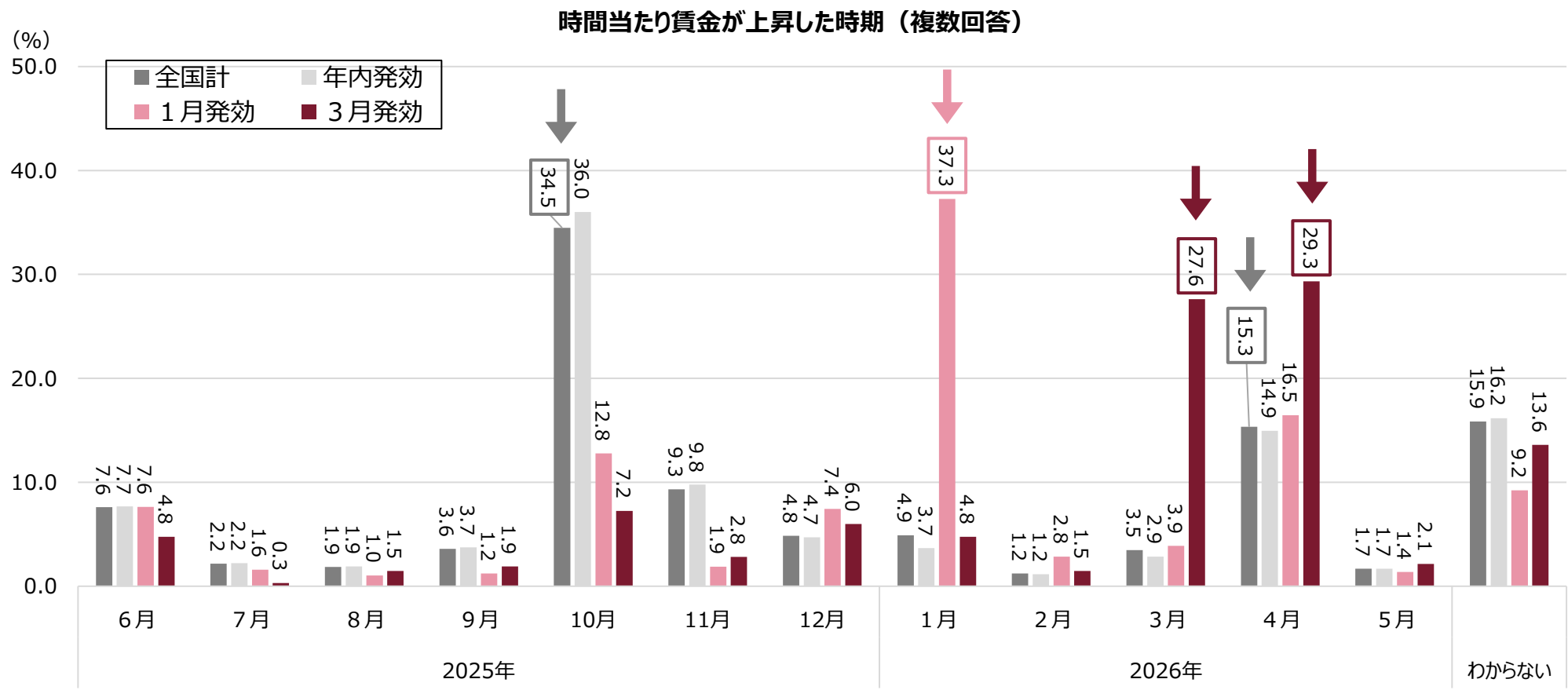
時間当たり賃金が増えた理由（複数回答）



(注) 本調査内での設問間の回答内容が整合的でなかった回答者（全4,033サンプル中76）を除いて集計した。
賃金増上額及び賃金が増えた理由は、有効回答者（復元後2,990人）のうち、過去 1 年以内に時間当たり賃金の上昇があった者（復元後1,683人）について集計。

過去 1 年以内の時間当たり賃金が上昇した時期

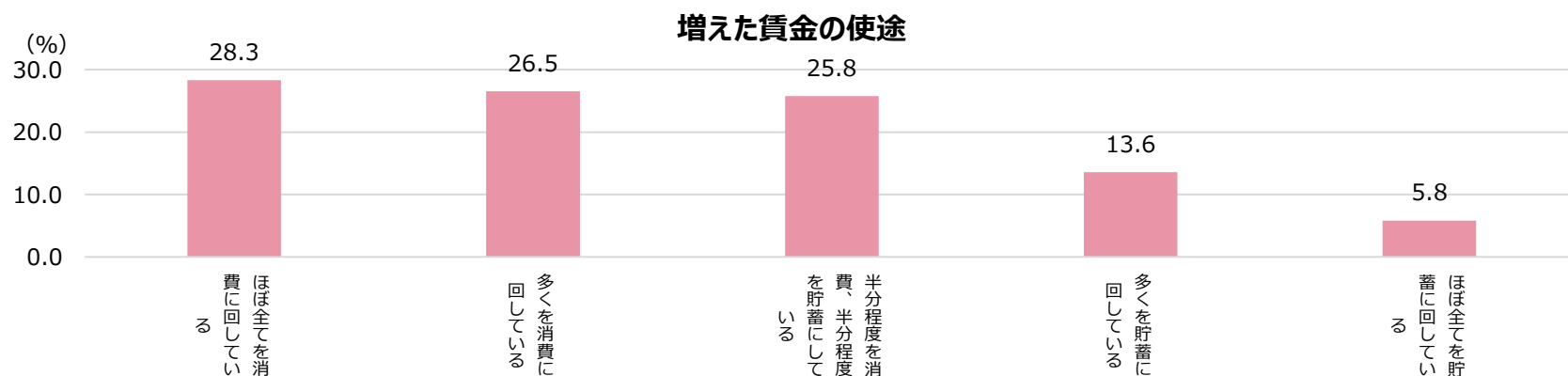
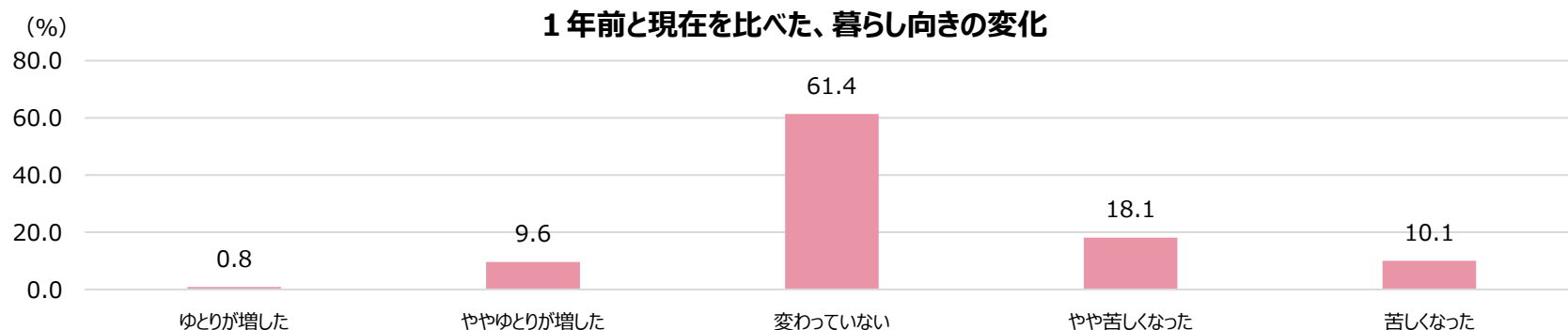
- 過去 1 年間で時間当たり賃金が上昇した最賃近傍雇用者について、賃金が上昇した時期は、「わからない」を除いて、「2025年10月」（34.5%）が最も多く、「2026年 4 月」（15.3%）が次いで多い。これを2025年度の最低賃金の発効日別にみると、2026年 1 月に発効した 4 県に勤務地のある者では「2026年 1 月」（37.3%）が最も多く、2026年 3 月に発効した 2 県に勤務地がある者では「2026年 4 月」（29.3%）が最も多く、「2026年 3 月」（27.6%）が次いで多くなっている。



(注) 本調査内での設問間の回答内容が整合的でなかった回答者（全4,033サンプル中76）を除いて集計した。
有効回答者（復元後2,990人）のうち、過去 1 年以内に時間当たり賃金の上昇があった者（復元後1,683人）について集計。
「1 月発効」は福島、徳島、熊本、大分の各県（集計に用いたサンプル数は復元前510）、「3 月発効」は秋田、群馬の各県（同389）、「年内発効」はそれら以外の41都道府県に勤務地の所在する者を指す。
複数回答であるため、年に 2 回以上賃金の上昇があった場合には、複数の時期を回答しているケースも存在する。このため、回答割合の合計は100%を超える。

賃金上昇の理由に最低賃金を挙げた労働者の暮らし向き、賃金使途

- 時間当たり賃金の上昇の理由として最低賃金引上げを挙げた労働者に対し、1年前と現在を比べた暮らし向きの変化を尋ねたところ、「変わっていない」が61.4%、「ゆとりが増した」「ややゆとりが増した」が計10.4%、「やや苦しくなった」「苦しくなった」が計28.2%となっている。
- 時間当たり賃金の上昇の理由として最低賃金引上げを挙げ、かつ、1年前と現在を比べて1ヶ月の賃金が増えた労働者に、増えた賃金の使途を尋ねたところ、「ほぼ全てを消費に回している」「多くを消費に回している」が計54.8%となっている。



(注) 本調査内での設問間の回答内容が整合的でなかった回答者（全4,033サンプル中76）を除いて集計した。

過去1年以内に時間当たり賃金の上昇があった者（復元後1,683人）のうち賃金上昇の理由が「最低賃金が上がったから」と回答した者（復元後1,351人）について集計。

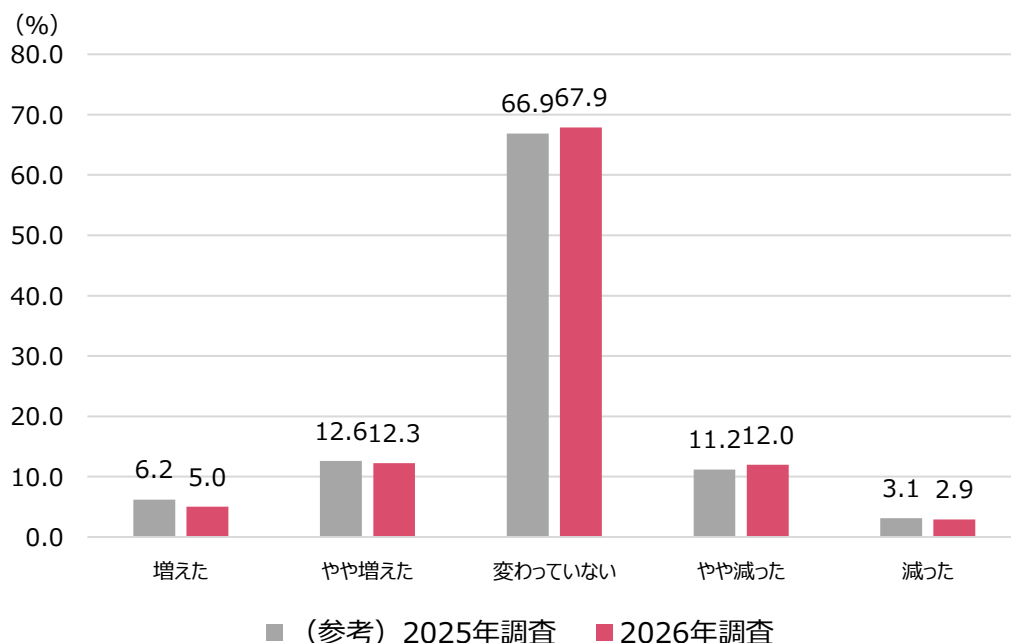
増えた賃金の使途については、そのうち1年前と現在を比べて1ヶ月の賃金が増えた者（復元後837人）について集計。

※ 図表に表示された数値は四捨五入された数値であることから、複数の項目の回答割合を足し上げた際に、実際の集計結果を足し上げた数値とグラフ上の数値を足し上げた数値が一致しない場合がある。

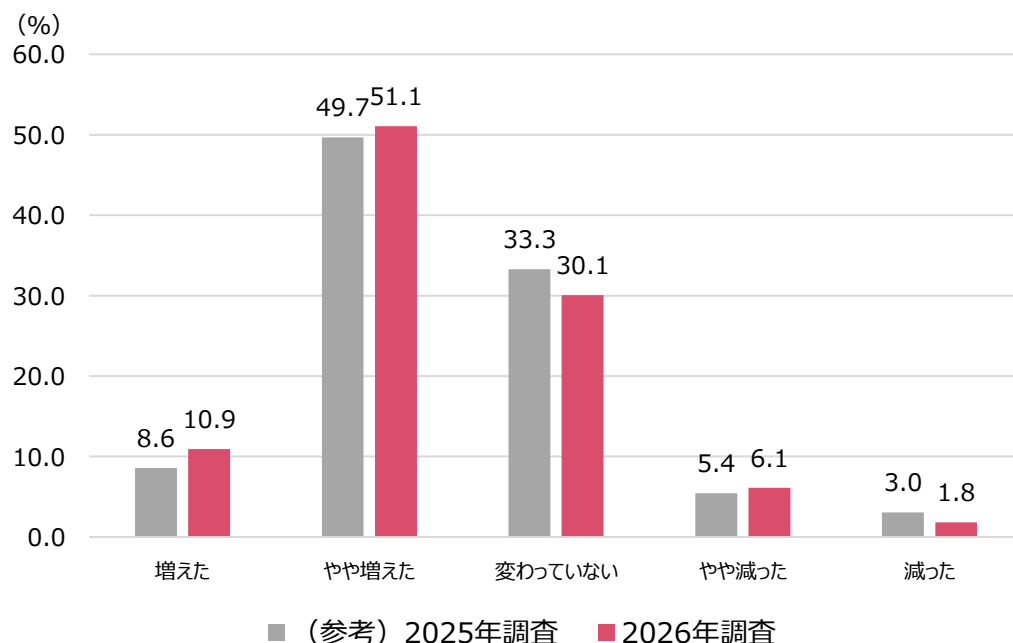
賃金上昇の理由に最低賃金を挙げた労働者の労働時間及び賃金の変化

- 時間当たり賃金の上昇の理由として最低賃金引上げを挙げた労働者に対し、1年前と現在を比べた、主な仕事の労働時間の变化を聞いたところ、「変わっていない」が67.9%と最も多く、2025年調査の結果と同じ傾向であった。
- 時間当たり賃金の上昇の理由として最低賃金引上げを挙げた労働者に対し、1年前と現在を比べた、主な仕事による1ヶ月当たりの賃金の増減を聞いたところ、「増えた」「やや増えた」が計62.0%、「変わっていない」が30.1%、「やや減った」「減った」が計7.9%となっており、2025年調査の結果（「増えた」「やや増えた」が計58.2%）と比べて、「増えた」または「やや増えた」者の割合がやや高くなった。

1年前と現在を比べた、主な仕事の労働時間の変化



1年前と現在を比べた、主な仕事による1ヶ月当たりの賃金の増減



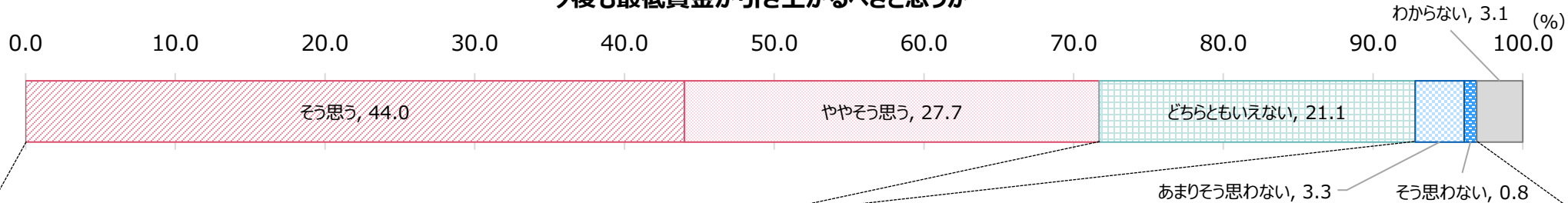
(注) 2026年調査については、調査内での設問間の回答内容が整合的でなかった回答者（全4,033サンプル中76）を除いて集計した。過去1年以内に時間当たり賃金の上昇があった者のうち賃金上昇の理由が「最低賃金が上がったから」と回答した者（2025年調査：有効回答数3,000人中1,214人、2026年調査：復元後の有効回答者数2,990人中1,351人）について集計。

※ 図表に表示された数値は四捨五入された数値であることから、複数の項目の回答割合を足し上げた際に、実際の集計結果を足し上げた数値とグラフ上の数値が一致しない場合がある。

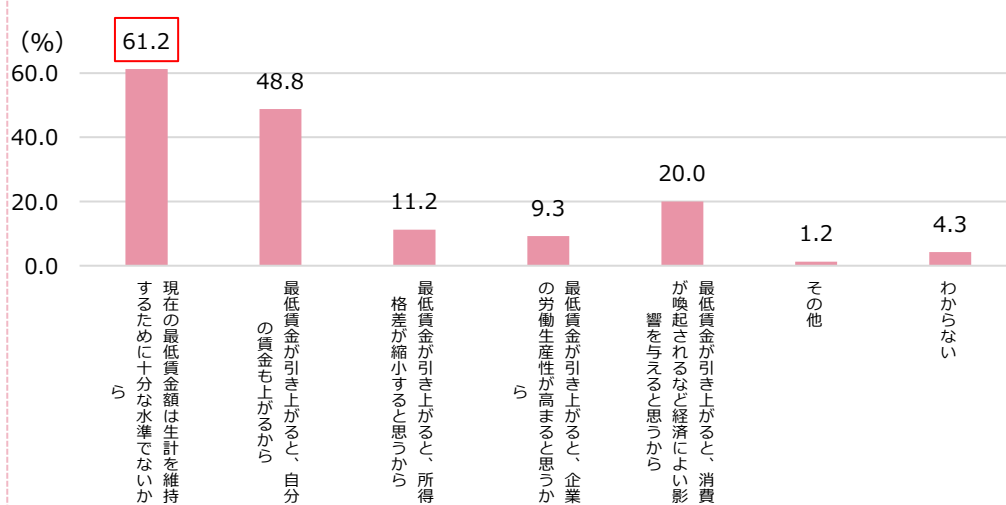
今後の最低賃金引上げに関する見解

- 今後も最低賃金が引き上がるべきかについて尋ねたところ、「そう思う」「ややそう思う」が計71.7%、「あまりそう思わない」「そう思わない」が計4.1%となっている。今後も最低賃金が引き上がるべきと思う理由は、「現在の最低賃金額は生計を維持するために十分な水準でないから」が61.2%と最も多く、今後も最低賃金が引き上がるべきと思わない理由は、「わからない」（41.1%）を除くと、「最低賃金が引き上がると、物価が上昇するなど経済に悪い影響を与えると思うから」が20.1%と最も多くなっている。

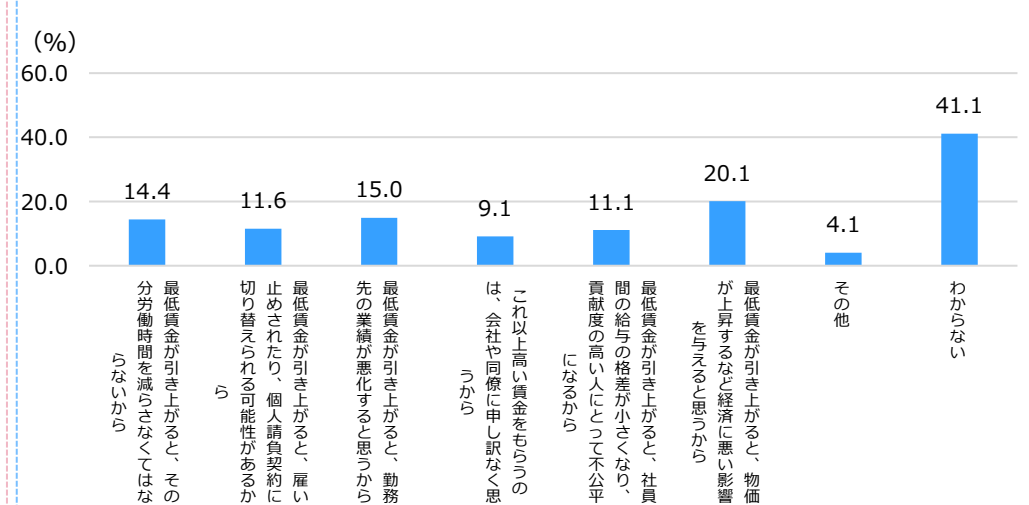
今後も最低賃金が引き上がるべきと思うか



今後も最低賃金が引き上がるべきと思う理由（複数回答）



今後も最低賃金が引き上がるべきと思わない理由（複数回答）

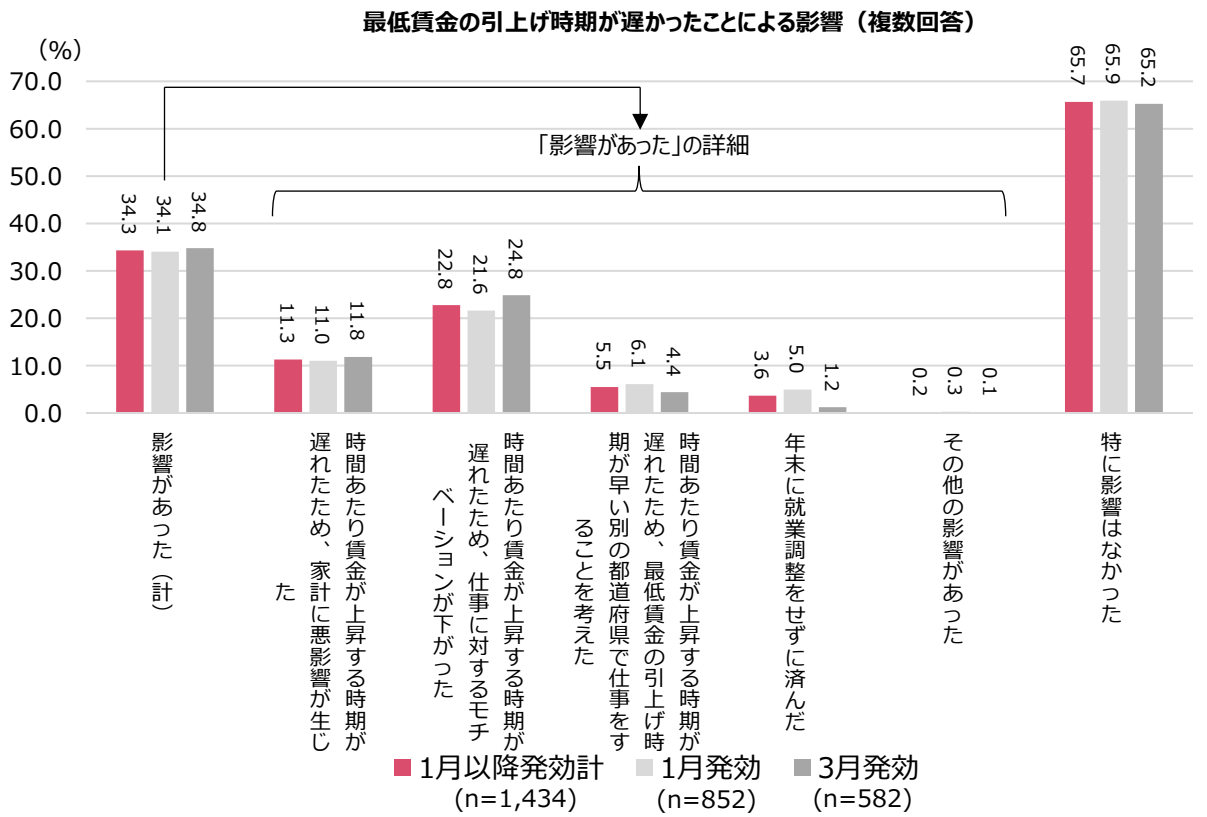
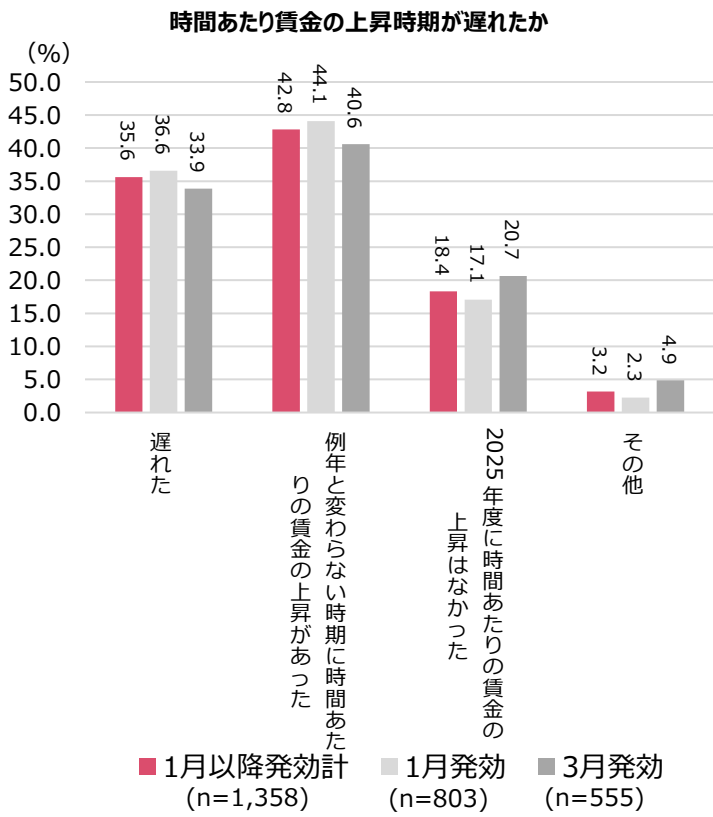


（注）今後も最低賃金が引き上がるべきと思うかについては、有効回答者（復元後3,000人）について集計。今後も最低賃金が引き上がるべきと思う理由については、今後も最低賃金が引き上がるべきと思うかについて「そう思う」「ややそう思う」と回答した者（復元後2,151人）、今後も最低賃金が引き上がるべきと思わない理由については、今後も最低賃金が引き上がるべきと思わないかについて「あまりそう思わない」「そう思わない」と回答した者（復元後123人）について集計。

※ 図表に表示された数値は四捨五入された数値であることから、複数の項目の回答割合を足し上げた際に、実際の集計結果を足し上げた数値とグラフ上の数値を足し上げた数値が一致しない場合がある。

最低賃金の引上げ時期が例年より遅くなったことの影響

- 2025年度の地域別最低賃金の発効日が例年より遅く2026年1月から3月までの間であった6県（2026年1月：福島、徳島、熊本、大分、2026年3月：秋田、群馬）に主な仕事の勤務先がある労働者に対し、最低賃金の引上げ時期が遅れたことにより時間あたり賃金の上昇時期は遅れたかを尋ねたところ、「例年と変わらない時期に時間あたりの賃金の上昇があった」が42.8%、「遅れた」が35.6%であった。
- 最低賃金の引上げ時期が遅れたことによる影響を尋ねたところ、「特に影響はなかった」が65.7%、「影響があった」は34.3%であった。何らかの影響があったと回答した中では、「時間あたり賃金が増える時期が遅れたため、仕事に対するモチベーションが下がった」が最も多く22.8%、次いで「時間あたり賃金が増える時期が遅れたため、家計に悪影響が生じた」が11.3%となっている。



（注）2025年度における最低賃金の引上げが例年より遅く2026年1月から3月までの間であった6県（2026年1月：福島、徳島、熊本、大分、2026年3月：秋田、群馬）に主な仕事の勤務先がある労働者について集計。（）内は集計に用いた復元前のサンプル数を示す。「時間あたり賃金の上昇時期が遅れたか」については、本調査内での設問間の回答内容が整合的でなかった回答者（1月以降発効計の1,434サンプル中76）を除いて集計した。「最低賃金の引上げ時期が遅かったことによる影響（複数回答）」（右図）の「影響があった（計）」は、合計から「特に影響はなかった」を控除したもの。



地方最低賃金審議会委員説明資料

<地域別最低賃金編>

厚生労働省 労働基準局賃金課
令和8年4月

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

最低賃金制度の概要

国が法的強制力をもって賃金の最低額を定め、使用者は、その額以上の賃金を支払わなければならないこととするもの。パートタイム労働者を含むすべての労働者とその使用者に適用される。

地域別最低賃金

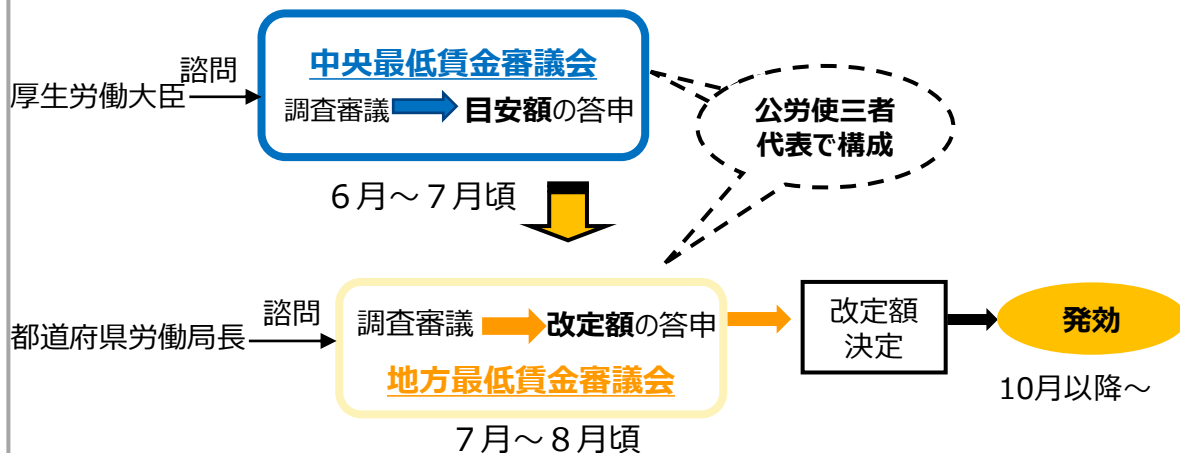
- 各都道府県ごとに、産業や職種を問わず決定。
- 毎年、**中央最低賃金審議会から示される引上げ額の目安**を参考に、地域の実情も踏まえ、**都道府県労働局に置かれる地方最低賃金審議会の調査審議を経て、都道府県労働局長が改定**。

地域別最低賃金の決定基準

最低賃金は、①労働者の生計費、②労働者の賃金の状況、③企業の賃金支払能力を総合的に勘案して、中央及び地方最低賃金審議会で審議し、その意見を聴いて厚生労働大臣又は都道府県労働局長が定めるものとされており、①を考慮するに当たっては、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとされている。

最低賃金決定の流れ

中央は、中央最低賃金審議会で議論し、目安額を提示。
地方は、目安を参考に、地域事情を踏まえて、改定額を審議。



罰則

- 最低賃金法 第四十条
第四条第一項（※）の規定に違反した者（地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。）は、五十万円以下の罰金に処する。（※）使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

令和7年度最低賃金引上げの概要

令和7年8月4日、中央最低賃金審議会において、最低賃金引上げの目安額の答申がなされた。

目安の取りまとめ後、地方最低賃金審議会で審議が行われ、9月5日、全ての都道府県で改定額が答申された。

	2024年度	2025年度
引上げ後の最低賃金額 (全国加重平均)	1,055円	1,121円 (目安時：1,118円)

6.3% (66円)

(目安時：6.0% (63円))

- 地方最低賃金審議会による上乗せにより、最終的に6.3% (66円) になった。
- 過去最高の引上げ額 (5年連続過去最高を更新)。
全国平均が1,100円を超えるほか、初めて全ての47都道府県で1,000円を超える。
- 昨年度、目安超えは27県であったが、今年度は39道府県。昨年度、10円以上の目安超えは、徳島県のみだったが、11県(18円：熊本県、17円：大分県、16円：秋田県、15円：岩手県・福島県・群馬県、14円：愛媛県・長崎県、13円：山形県、12円：青森県、10円：佐賀県)。

令和 7 年度最低賃金の目安の考慮要素について（令和 7 年 8 月 4 日 目安小委報告書より抜粋作成）

- 昨年度に引き続き、消費者物価の上昇が続いていることから労働者の生計費を重視
その際、生活必需品との関連が深い指標を広く確認
 - 加えて、賃上げの流れが続いていることも着目
 - 賃上げの流れの維持・拡大を図り、非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させること等にも留意
- ※目安は、6.0%（63円）を基準として検討。ランク別では、Aランク63円（5.6%）、Bランク63円（6.3%）、Cランク64円（6.7%）。

＜法定の 3 つの考慮要素の状況＞

（労働者の生計費） 消費者物価指数（令和 6 年 10 月～令和 7 年 6 月）
【 】は昨年

最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点

- ・「持家の帰属家賃を除く総合」 平均3.9【3.2】%
- ・「頻繁に購入」する品目 平均4.2【5.4】%
- ・「1 か月に 1 回程度購入」する品目 平均6.7【1.1】%
- ・基礎的支出項目 平均5.0【2.9】%
- ・食料 平均6.4【5.5】%

（賃金） 【 】は昨年

昨年を上回る賃金引上げの状況。中小企業でも一定の引上げ。

- ・連合 全体5.25【5.10】% 中小4.65【4.45】%
有期・短時間・契約等労働者 5.81【5.74】%
- ・経団連 大手企業 5.38【5.58】% 中小企業4.35【4.01】%
- ・日商調査 正社員 全体4.03【3.62】%
20人以下企業3.54【3.34】%
パート・アルバイト 全体4.21【3.43】%
20人以下企業3.30【3.88】%
- ・厚労省 賃金改定状況調査結果（30人未満企業）
全体 2.5【2.3】%
継続労働者 3.2【2.8】%

- （通常の事業の賃金支払能力）【 】は昨年
- ・売上高経常利益率
資本金1,000万円以上
四半期ごとで令和 6 年 6～10%程度で推移【6～9%程度】
令和 7 年の第 1 四半期 7.0【7.1】%
 - ・従業員一人当たり付加価値額
令和 5 年度 資本金1,000万円未満
製造業7.2【4.5】% 非製造業4.8【5.7】%
 - ・価格転嫁 3 月調査（改善）【 】は前回 9 月調査
コスト全体の価格転嫁率 52.4%【49.7%】
一部でも価格転嫁できた 83.1%【79.9%】
全く転嫁できず又はマイナスとなった 16.9%【20.1%】
 - ・労務費の転嫁 3 月調査 【 】は前回 9 月調査
価格交渉が行われた企業（64.2【59.5】%）のうち、
73.2【70.4】% 労務費の価格交渉が実施されている
6.4【7.6】% 労務費が上昇し、価格交渉を希望したが
出来なかった
 - ・倒産件数（増加）
2024 年 10,006【8,690】件

令和7年度地域別最低賃金の審議結果（最低賃金額一覧）

ランク 目安	都道府県 名	最低賃金時間額 【円】	引上げ		目安差額	発効日
			率 【%】	額 【円】		
A 5.6% 63円	埼 玉	1,141	5.8	63	±0	11/1
	千 葉	1,140	5.9	64	+1	10/3
	東 京	1,226	5.4	63	±0	10/3
	神奈川	1,225	5.4	63	±0	10/4
	愛 知	1,140	5.8	63	±0	10/18
	大 阪	1,177	5.7	63	±0	10/16
B 6.3% 63円	北海道	1,075	6.4	65	+2	10/4
	宮 城	1,038	6.7	65	+2	10/4
	福 島	1,033	8.2	78	+15	1/1
	茨 城	1,074	6.9	69	+6	10/12
	栃 木	1,068	6.4	64	+1	10/1
	群 馬	1,063	7.9	78	+15	3/1
	新 潟	1,050	6.6	65	+2	10/2
	富 山	1,062	6.4	64	+1	10/12
	石 川	1,054	7.1	70	+7	10/8
	福 井	1,053	7.0	69	+6	10/8
	山 梨	1,052	6.5	64	+1	12/1
	長 野	1,061	6.3	63	±0	10/3
	岐 阜	1,065	6.4	64	+1	10/18
	静 岡	1,097	6.1	63	±0	11/1
	三 重	1,087	6.3	64	+1	11/21
	滋 賀	1,080	6.2	63	±0	10/5
	京 都	1,122	6.0	64	+1	11/21
	兵 庫	1,116	6.1	64	+1	10/4
	奈 良	1,051	6.6	65	+2	11/16

ランク 目安	都道府県 名	最低賃金時間額 【円】	引上げ		目安差額	発効日
			率 【%】	額 【円】		
B 6.3% 63円	和 歌 山	1,045	6.6	65	+2	11/1
	島 根	1,033	7.4	71	+8	11/17
	岡 山	1,047	6.6	65	+2	12/1
	広 島	1,085	6.4	65	+2	11/1
	山 口	1,043	6.5	64	+1	10/16
	徳 島	1,046	6.7	66	+3	1/1
	香 川	1,036	6.8	66	+3	10/18
	愛 媛	1,033	8.1	77	+14	12/1
	福 岡	1,057	6.6	65	+2	11/16
C 6.7% 64円	青 森	1,029	8.0	76	+12	11/21
	岩 手	1,031	8.3	79	+15	12/1
	秋 田	1,031	8.4	80	+16	3/31
	山 形	1,032	8.1	77	+13	12/23
	鳥 取	1,030	7.6	73	+9	10/4
	高 知	1,023	7.5	71	+7	12/1
	佐 賀	1,030	7.7	74	+10	11/21
	長 崎	1,031	8.2	78	+14	12/1
	熊 本	1,034	8.6	82	+18	1/1
	大 分	1,035	8.5	81	+17	1/1
	宮 崎	1,023	7.5	71	+7	11/16
	鹿 児 島	1,026	7.7	73	+9	11/1
	沖 縄	1,023	7.5	71	+7	12/1
	全国 加重平 均額	1,121	6.3	66		

（※ 1）各ランクの引上げ率は、Aランク5.6%（目安時：5.6%）、Bランク6.6%（目安時：6.3%）、Cランク8.0%（目安時：6.7%）

（※ 2）赤ハイライトは目安+10円以上又は3月発効、黄色ハイライトは目安+1～9円又は1月1日発効、青ハイライトは、Cランク>Bランクとランク間で逆転が生じているもの。

令和7年度 最低賃金に関する閣議決定

経済財政運営と改革の基本方針2025（令和7年6月13日閣議決定）（抄）

第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現

1. 物価上昇を上回る賃上げの普及・定着～賃上げ支援の政策総動員～

（1）中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画の実行

最低賃金については、適切な価格転嫁と生産性向上支援により、影響を受ける中小企業・小規模事業者の賃上げを後押しし、2020年代に全国平均1,500円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続することとし、官民で、最大限の取組を5年間で集中的に実施する。

政府として、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」に定める、①地方の中小・小規模事業者にとって重要な官公需における対策等を含めた価格転嫁・取引適正化の徹底、②業種別の「省力化投資促進プラン」とそれに基づくきめ細かな支援策の充実と支援体制の整備を通じた中小企業・小規模事業者の生産性向上、③中小・小規模事業の経営者の方々の事業承継・M&Aに関する不安や障壁を取り払い、先々の経営判断を計画的に行うことができる環境の整備、④地域で活躍する人材の育成と処遇改善等の施策パッケージを実行する。また、EU指令においては、賃金の中央値の60%や平均値の50%が最低賃金設定に当たっての参照指標として、加盟国に示されている。最低賃金の引上げについては、我が国と欧州では制度・雇用慣行の一部に異なる点があることにも留意しつつ、これらに比べて、我が国の最低賃金が低い水準となっていること及び上記の施策パッケージも踏まえ、法定3要素のデータに基づき、中央最低賃金審議会において議論いただく。

「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」には、中小企業・小規模事業者の生産性向上、官公需の価格転嫁等が定められている。国は、計画を踏まえ、都道府県・市町村が地域の状況に応じてきめ細かな賃上げ環境整備に取り組むことを、様々な政策手段を活用して後押しする。その中で、各都道府県の地方最低賃金審議会において中央最低賃金審議会の目安を超える最低賃金の引上げが行われた場合は、持続的な形で売上拡大や生産性向上を図るための特別な対応として、政府の補助金による重点的な支援を行うことや、交付金等を活用した都道府県の様々な取組を十分に後押しすることにより、生産性向上に取り組み、最低賃金の引上げに対応する中小企業・小規模事業者を大胆に後押しする。

地方最低賃金審議会において、これらの政府全体の取組や各都道府県の賃上げ環境も踏まえ、法定3要素のデータに基づき、実態を踏まえた審議決定となるよう、議論いただく。

地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版（令和7年6月13日閣議決定）（抄）

Ⅱ. 中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画の推進

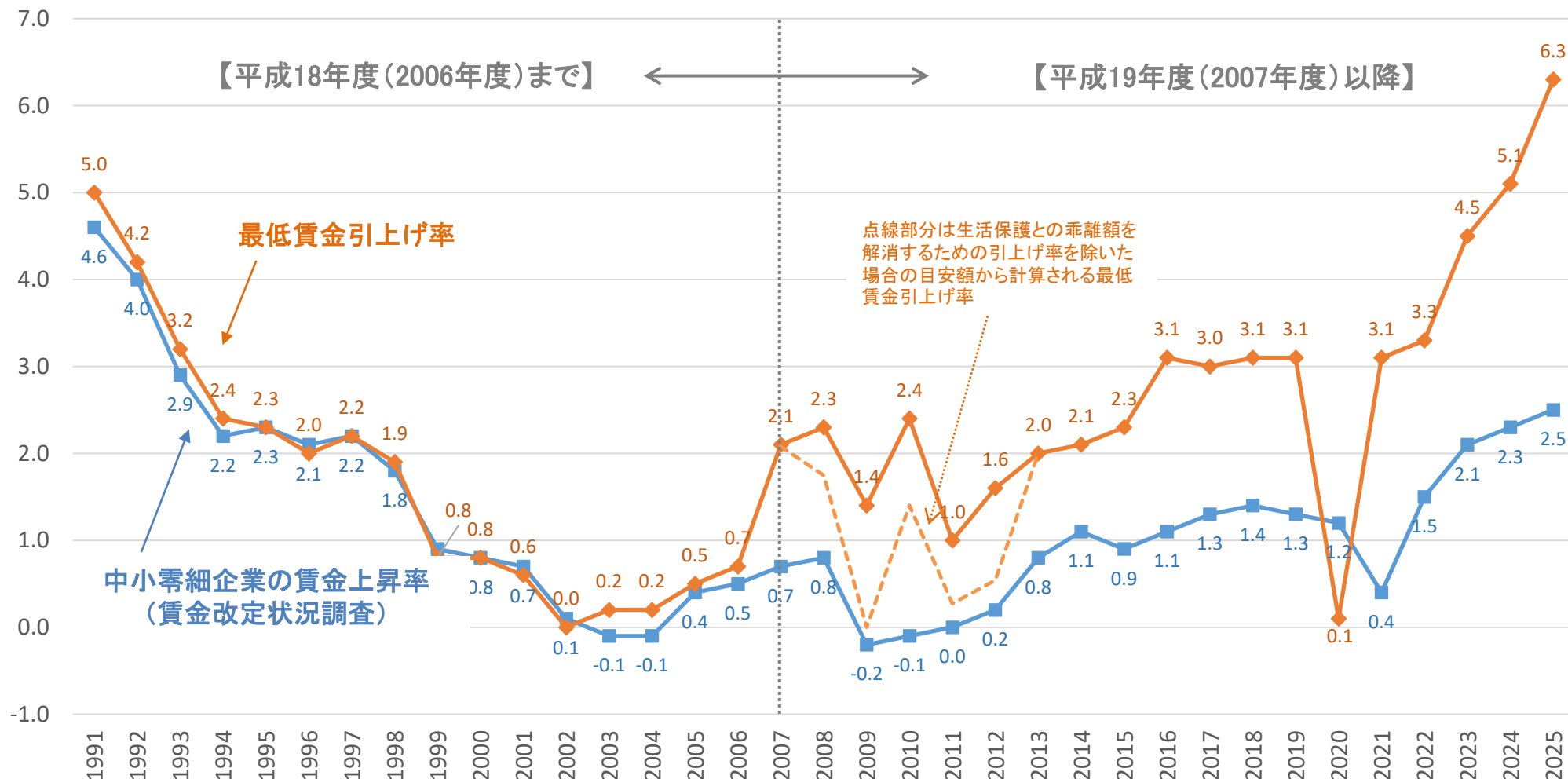
5. 最低賃金の引上げ

※ 経済財政運営と改革の基本方針2025の上記文言と同じ記載あり

賃金改定状況調査の賃金上昇率と最低賃金引上げ率の推移

○ 最低賃金引上げ率は、平成18年度(2006年度)までは賃金改定状況調査による中小零細企業の賃金上昇率と強く連動していたが、平成19年度(2007年度)以降は、令和2年度(2020年度)を除いて、これを大幅に上回る水準で推移している。

賃金改定状況調査による賃金引上げ率と最低賃金引上げ率の推移



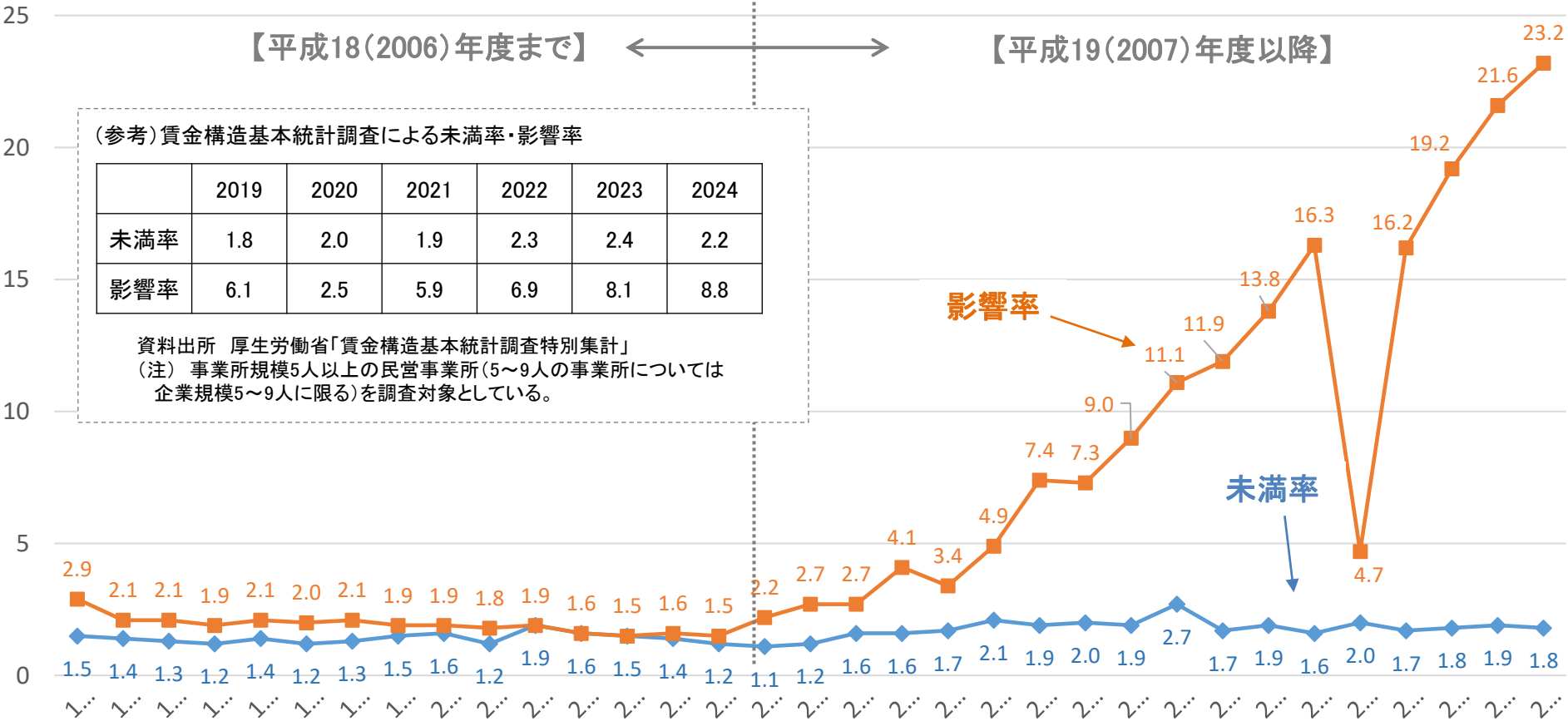
(資料出所)厚生労働省「賃金改定状況調査」

(注)最低賃金引上げ率は、地域別最低賃金額(時間額)全国加重平均の上昇率。

小規模事業者における未満率・影響率の推移

- 最低賃金に関する基礎調査による30人未満事業所（製造業等は100人未満）における「未満率」は2%前後で推移しているものの、「影響率」は平成19（2007）年度以降、令和2（2020）年度を除いて上昇傾向にある。
- 「未満率」：最低賃金額を改正する前に、最低賃金額を下回っている労働者の割合。
- 「影響率」：最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者の割合。

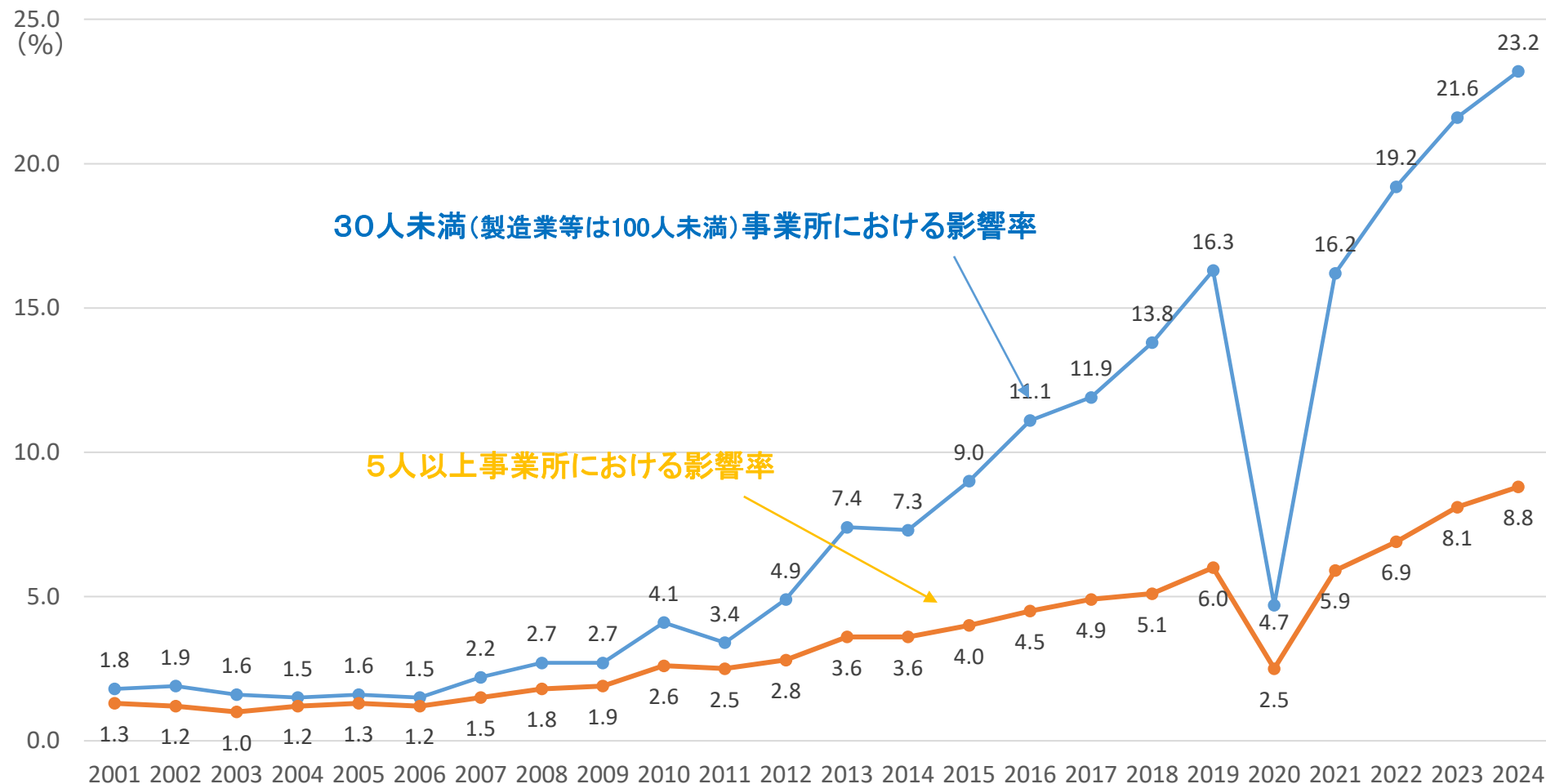
30人未満（製造業等は100人未満）事業所における未満率・影響率



資料出所 厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」
（注）事業所規模30人未満（製造業等は100人未満）を調査対象としている。

最低賃金の影響率の推移

- 最低賃金の影響率（最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者の割合）は、平成19（2007）年度以降、令和2（2020）年度を除いて上昇傾向にある。



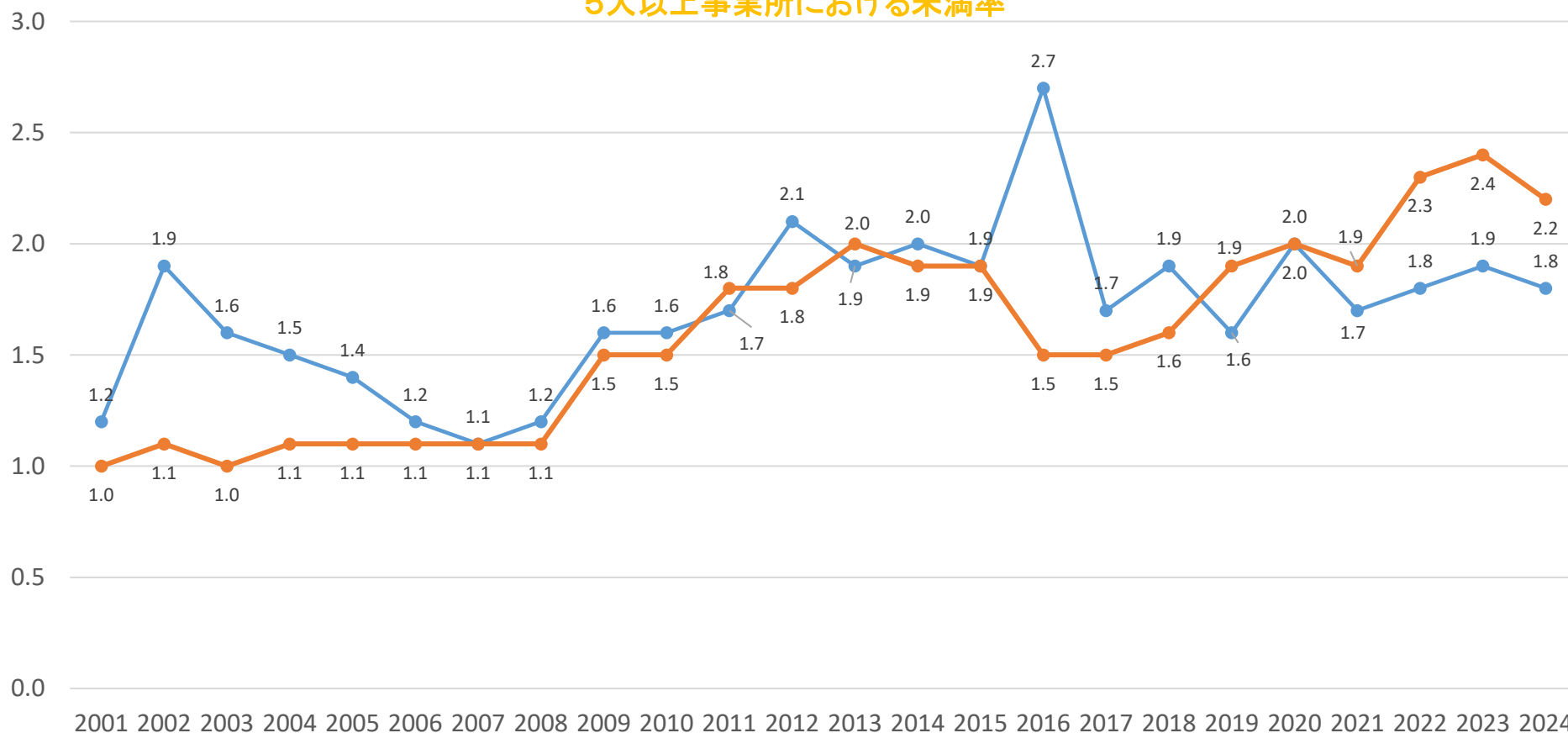
資料出所 厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」（注）事業所規模30人未満（製造業等は100人未満）を調査対象としている。
厚生労働省「賃金構造基本統計調査特別集計」（注）調査対象事業所には、事業所規模1～4人は含まれていない。

最低賃金の未満率の推移

○ 最低賃金に関する基礎調査による30人未満（製造業等は100人未満）事業所及び賃金構造基本統計調査特別集計による5人以上事業所における「未満率」は、近年は横ばいである。

➤ 「未満率」：最低賃金額を改定する前に、最低賃金額を下回っている労働者の割合。

30人未満（製造業等は100人未満）事業所における未満率
5人以上事業所における未満率



資料出所 厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」（注）事業所規模30人未満（製造業等は100人未満）を調査対象としている。

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査特別集計」（注）調査対象事業所には、事業所規模1～4人は含まれていない。

中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会について

- 毎年度の地域別最低賃金改定にあたっては、中央最低賃金審議会より地方最低賃議会に対して目安を示すこととしている。この目安制度の在り方については、平成7年の全員協議会報告において、「今後概ね5年ごとに見直しを行うことが適当」とされたことを踏まえ、ランク区分も含めて概ね5年ごとに見直しを行っている。
- 平成29年の全員協議会報告では、ランク区分に用いる指標の見直し等について取りまとめ。今後の見直しについては、「5年ごとに見直しを行い、平成34年度（2022年度）以後、当該見直しの結果に基づいて目安審議を行うことが適当である」としている。
- これを受け、令和3年5月以降、計11回全員協議会を開催し、令和5年4月6日に全員協議会報告をとりまとめた。

中央最低賃金 審議会

※本審は議事・
議事録ともに公開

目安に関する 小委員会

※3者が揃った場面
のみ議事・議事録公
開

目安制度の 在り方に関す る全員協議会

※3者が揃った場面
のみ議事・議事録公
開

毎年度の地域別最低賃金額改定の目安について調査審議すること。

- ※ 昭和53年度から、地域別最低賃金の全国的整合性を図るとともに、地賃の円滑な審議に資するよう、中賃が、47都道府県を数ランクに分け、ランク毎に地域別最低賃金額改定の「目安」を作成し、地賃へ提示することとした（目安制度。中賃の合意による運用であり、法令上の規定はない）。
- ※ 目安は、地方最低賃金審議会の審議の「参考」として示すものであって、これを拘束するものではないこととされている。

目安制度の在り方について調査審議すること。

- ※ 昭和57年7月の全員協議会設置以降、断続的に検討が進められてきたが、平成7年全員協議会報告において「今後概ね5年ごとに見直しを行うことが適当」とされたことを踏まえ、ランク区分も含めて概ね5年毎に見直しを行っている。

目安制度の在り方に関する全員協議会報告（令和5年4月6日中央最低賃金審議会了承）のポイント

※赤字が今般の主な見直し内容

1. 中央最低賃金審議会における目安審議の在り方

(1)あるべき水準	最低賃金のあるべき水準を定めること及び定める場合の水準については意見の一致に至らなかったが、引き続き労使で議論することが <u>適当</u> であるとの結論に至った。
(2)政府方針への配意の在り方	目安審議においては、時々々の事情として政府方針も勘案されているが、 <u>最賃法に基づく3要素（労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力）</u> のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要。
(3)議事の公開	議論の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しないという2つの観点を踏まえ、 <u>公労使三者が集まって議論を行う部分については、公開することが適当</u> との結論に至った。

2. 地方最低賃金審議会における審議に関する事項

(1)目安の位置付け	目安は、 <u>地賃の審議</u> において全国的なバランスを配慮するという観点から参考にするものであって、 <u>地賃の審議を拘束するものではない</u> ことを改めて確認した。
(2)ランク制度の在り方（ランク区分の見直しを含む）	○ ランク制度を維持することは妥当であることを改めて確認した。 ○ 47都道府県の総合指数（※）の差が縮小傾向であることや、ランク区分の数が多ければその分ランクごとに目安額の差が生じ、地域別最低賃金額の差が開く可能性が高くなること等を踏まえ、<u>ランク数は4から3に見直す。</u> ※ 賃金動向をはじめとする19指標を総合化した指数。各都道府県の経済実態とみなし、従来から各ランクへの振り分けに用いている。 ○ ランクの振り分けについては、特に地域間格差の拡大抑制・ランク間の適用労働者数の偏りの是正が図られるよう、 ・ 3ランクに変化することによる影響をできるだけ軽減する必要性、Aランクの地域数が増えてきたというこれまでの経緯及び直近の地域別最低賃金額の状況も踏まえ、現行のランクとの継続性を重視し、<u>Aランクの地域は現行のAランクと同じ</u>とし、 ・ ランク間の適用労働者数の偏りをできるだけ是正するため、<u>Aランクの適用労働者数とBランクの適用労働者数は同程度とする</u>等の考え方を総合的に勘案し、決定。
(3)発効日	発効日とは審議の結果で決まるものであることや、最賃法においても公労使で議論して決定できるとされていることについて、地方最低賃金審議会に周知することが適当。

3. 中央最低賃金審議会における目安審議に用いる参考資料

技術的な見直しを行った。

4. 今後の見直しについて

概ね5年ごとに見直しを行い、令和10年度（2028年度）を目途に、当該見直しの結果に基づいて目安審議を行うことが適当。

令和5年度から適用される目安のランク

ランク	令和5年度～	(適用労働者数の比率※)
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪（6都府県）	45.8%
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡（28道府県）	43.7%
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄（13県）	10.4%

ランク	(参考) 平成29年度～令和4年度	(適用労働者数の比率※)
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪（6都府県）	45.8%
B	茨城、栃木、富山、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島（11府県）	20.1%
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、徳島、香川、福岡（14道府県）	20.8%
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄（16県）	13.2%

欧州連合（E U）の最低賃金に関する指令（2022年10月成立）

最低賃金制度や労働協約を通じて設定される賃金の最低基準について、各加盟国の慣行を尊重しつつ、適正な水準の目安となる指標の設定や、水準の決定などにおける労使の参加、また労働協約や法定最低賃金による保護の状況に関するデータの収集・報告などを求めることで、水準の引き上げや適用拡大に向けた取り組みの促進をはかる内容

【労使交渉を通じた賃金決定を重視】

労使交渉を通じた賃金決定を重視する方針を明確に示している(4条)。

【賃金の中央値の60%などを目安に】

法定最低賃金制度を有する加盟国は、最低賃金額の設定・改定手続きの確立とともに、適切な水準への設定・改定のための基準を設定しなければならない(5条)。また、各国には適正さを評価するための目安となる額を設定することが求められる。指令は、使用可能な指標として、統計上の税引き前賃金の中央値の60%、平均値の50%、その他各国で使用している目安となる額などを挙げている。

各国は、少なくとも2年に1度(物価連動型を採用している場合は4年に1度)の最低賃金額の改定のほか、制度を所管する組織に対して各種の提言を行う専門機関を設置することが求められる。加えて、異なるグループ毎の最低賃金額の設定や、一部の労働者に減額を適用する場合、それらが差別的でないことや、目的に照らして相応でなければならない(6条)。

【労使の参加】

意思決定プロセス全般で労使参加を得るための措置を講じなければならない(7条)。また、労働基準監督官または最低賃金制度の執行機関による管理・検査、等に取り組むことを求めている(8条)。

【保護状況に関するデータ収集・報告】

各国には最低賃金(法定最低賃金及び労働協約による最低基準)による保護状況に関するデータ収集のための措置を講じ、収集したデータや情報を、2年毎に欧州委に報告することが義務付けられる(10条)。

目安制度の在り方に関する全員協議会（令和８年２月２７日～）

資料No. 3

目安制度の在り方に関する検討の進め方について（案）

目安制度の在り方については、平成７年４月２８日の目安制度のあり方に関する全員協議会報告において、今後概ね５年ごとに見直しを行い、その見直しの際にランク区分について見直しを行うことが適当であるとされているところであり、令和５年４月の前回報告でもその旨とりまとめられたところである。

これを踏まえて、できる限り目安制度の改善を図るという観点から、以下のように目安制度の在り方に関する検討を進めていくこととする。

１ 検討すべきものとして考えられる事項

- （１） 近隣県等との過度な競争意識や最下位争いによる目安を大幅に上回る高い引上げについて
- （２） ランク区分について
- （３） 発効日について（※）
- （４） ＥＵ指令についての考え方について
- （５） その他労使の意見に基づくもの等

（※）発効日については、令和７年度地方最低賃金審議会における審議の結果、都道府県ごとに大きなバラつきが生じたことから、本審議結果に係る課題等を議論するために、今般、「検討すべきものとして考えられる事項」に含めるものである。

２ 検討体制及び期間

（１） 検討体制

目安制度の在り方に関する全員協議会（仮称）で検討する。

（２） 検討期間

令和９年度中のとりまとめを目指し、労使の意見により、中央最低賃金審議会における令和８年度の目安審議までに一定の考え方の整理が必要と考えられるものは令和８年度の目安審議までのとりまとめを目指し検討を進める。

目安制度の在り方に関する全員協議会（令和８年２月２７日～）

令和７年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点（案）

- 近隣県等との過度な競争意識や最下位争いによる目安を大幅に上回る高い引上げの指摘について
 - ・ 令和７年度地方最低賃金審議会の審議に関し、近隣県等との過度な競争意識や最下位争いによって目安を大幅に上回る高い引上げが行われたのではないかと等の疑義がメディア等から呈されていることについて、どのように考えるか。
 - ・ ３要素に基づく審議が原則である中、他地域との比較を含めて審議を行う例が見られるが、こうした「他地域との比較」の在り方をどのように考えるか。
 - ・ 令和８年度の中央・地方最低賃金審議会の調査審議に際してどのような対応が望ましいか。
- 発効日について
 - ・ 令和７年度は１１月以降の発効が２７府県と過半数となり、令和７年１０月１日～令和８年３月３１日まで発効日に大きなバラつきが生じたことについてどのように考えるか。
 - ・ 発効日の「合理的な範囲」はあり得るか。あり得るとした場合、その考え方について。
 - ・ 令和８年度の中央・地方最低賃金審議会の調査審議に際してどのような対応が望ましいか。
- ランク制度の在り方について
 - ・ 現状のランク区分についてどのように考えるか。
- EU指令について
 - ・ EU指令の取扱いについてどのように考えるか。
- その他

目安制度の在り方に関する全員協議会（令和8年2月27日～）

第1回会議（令和8年2月27日）の議題1「令和7年度中央最低賃金審議会について」における山田厚生労働審議官の発言

- 藤村会長をはじめ、公労使の委員の皆様方におかれては、令和7年度の目安審議に当たって、長丁場に渡り精力的にご議論いただき、答申をとりまとめていただいたことに、まずは深く感謝申し上げます。
- 昨年夏の審議では、44年ぶりに7回に渡る長時間の審議となり、皆様にも、また地方最低賃金審議会の公労使委員の皆様にもご懸念やご心配をおかけしたものであると思います。地方最低賃金審議会の審議日程にも影響が生じており、議事進行に関し、事務局として至らない点があったと感じております。そうした中であっても、地域別最低賃金の決定は、公労使3者構成・法定3要素に基づく議論が原則であり、事務局としては、令和7年度の地方最低賃金審議会での審議においても、あくまで3要素に基づき、公労使で真摯にご議論いただいたものと考えております。
- また、中央及び地方最低賃金審議会においては、法定3要素に基づき、公労使で丁寧に議論を積み重ねていただくことが非常に重要であり、来年度以降の審議においても、この考えを徹底すべきものであると考えており、事務局として、こうした考えの下、しっかり議論いただけるよう、円滑な審議会運営に最大限取り組んでいくことをお約束いたします。
令和7年度の地域別最低賃金の改定については、全国加重平均で1,121円、過去最大となる66円の引上げ額となり、初めて全ての都道府県で1,000円を超えるとともに、最高額1,226円に対する最低額1,023円の比率が83.4%に上昇し、地域間格差も更に改善いたしました。
- 他方で、詳細についてはのちほど事務局からご説明いたしますけれども、ひとつには39道府県で目安を上回る答申が出され、うち11県で目安を10円以上超える高い引上げ額となったこと、ふたつ目、発効日について、11月以降に発効する県が過半数となり、1月以降に指定する県が6県、うち2県は、群馬県と秋田県ですが、3月発効となったということ、そして3つ目として、労使の退席についても、一昨年度はゼロ、昨年度は1県であったところ、今年度は6県で生じたことなど、事務局としても例年にない結果であったと考えております。
- このような結果を踏まえ、「中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会」を開催し、令和8年度以降の審議に向けて、忌憚のないご議論をいただきたいと考えているので、よろしくお願いしたいと思います。

最低賃金法上の規定

第14条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金に関する決定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、決定した事項を公示しなければならない。

2 第十条第一項の規定による地域別最低賃金の決定及び第十二条の規定による地域別最低賃金の改正の決定は、前項の規定による公示の日から起算して三十日を経過した日（公示の日から起算して三十日を経過した日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、同条の規定による地域別最低賃金の廃止の決定は、同項の規定による公示の日（公示の日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、その効力を生ずる。

令和7年度中央最低賃金審議会公益委員見解

地方最低賃金審議会への期待等

地域別最低賃金の発効日については、未組織労働者にも春闘における賃上げ結果を速やかに波及させるという地域別最低賃金の改定の趣旨も踏まえ、10月1日等の早い段階で発効すべき、就業調整の影響への懸念はあるものの、それを理由に就業調整と関係ない最低賃金に近い賃金水準の労働者の賃上げを遅らせるべきではない、という考えもある。

その一方、近年、地域別最低賃金の引上げ額が過去最高を更新し影響率が大幅に上昇していることに伴い、最低賃金の改定に必要な賃金原資が増大していることへの対応や、最低賃金・賃金の引上げに対する政府の支援策利用時に求められる設備投資の計画の策定等に当たって、経営的・時間的な余裕のない中小企業・小規模事業者が増加しているとの意見がある。

また、いわゆる「年収の壁」を意識して、年末を中心に一部の労働者が行っている就業調整のタイミングが年々早まり、人手不足がさらに深刻化して企業経営に影響が出ているといった声も挙がっている。

このため、こうした状況に留意するとともに、法的強制力を伴う地域別最低賃金の実効性を確実に担保する観点から、最低賃金法第14条第2項において、発効日は各地方最低賃金審議会の公労使の委員間で議論して決定できるとされていることを踏まえ、引上げ額とともに発効日についても十分に議論を行うよう要望する。

また、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

目安制度の在り方に関する全員協議会（令和8年2月27日～）

複数の地方最低賃金審議会から、中央で一定の方針を示してほしい等の要望があったことなどを受けて、令和8年2月から中央最低賃金審議会「目安制度の在り方に関する全員協議会」を開始し、発効日を含めて議論を行っている。

当該議論の中では、

- ・早期発効が重要との意見や、発効日がバラつくと制度の安定性・信頼性が揺らぐとの意見がある一方、
 - ・最賃引上げに対する地方の中小企業の負担感を懸念する声もあった
- ところ。夏の審議に向けて、引き続き議論を続ける予定。（令和8年4月現在）



地方最低賃金審議会委員説明資料

＜特定最低賃金編＞

厚生労働省 労働基準局賃金課

令和 8 年 4 月

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1 特定最低賃金について

- 地域別最低賃金が全ての労働者の賃金の最低額を保障するセーフティネットであるのに対し、特定最低賃金は、特定の産業又は職業について、**関係労使のイニシアティブに基づき、地域別最低賃金に上乗せ**をするもの(※)。

(※) 特定最低賃金が設定された場合でも、**使用者が、その雇用する労働者に対し、特定最低賃金を超える賃金を支払うことは禁じられていない。**

- **関係労使の申出に基づき、最低賃金審議会の調査審議を経て、地域別最低賃金よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認められた場合に決定**される。

- 令和8年4月1日現在、全国で223件設定(うち地域別最賃を上回るのは112件)。概ね都道府県の産業別に適用されており、全国単位のものは1件のみ(平成12年以降、改正されず)。

	特定最低賃金	地域別最低賃金
役割・機能	○ <u>労使の取組を補完するもの</u>	○ すべての労働者の賃金の最低限を保障する <u>セーフティネット</u>
適用対象	○ 産業又は職業ごとに適用 (実際は、概ね都道府県の産業別に適用されている)	○ 産業・職業を問わず <u>すべての労働者に適用</u> ○ 都道府県ごとに適用
決定方式	○ 関係労使の申出により新設、改正又は廃止 新設 : 対象労働者の <u>2分の1以上</u> の労働協約等 改正・廃止: 対象労働者の <u>3分の1以上</u> の労働協約等 ○ 新設、改廃を含め運用は労使のイニシアティブによる	○ 行政機関に決定を義務付け (全国各地域について必ず決定)

2 特定最低賃金の設定・改正・廃止の要件

- 特定最低賃金は労使のイニシアティブによる取組であり、(1) (2) の2つの枠組みとすることや、新設・改正・廃止の要件等については、いずれも中央最低賃金審議会における労使の話し合いの下、両者の合意に基づき定められている。
- 特定最低賃金は、一定規模の労働協約の締結等を要件としているため、実際に設定されているものは、製造業など、労働組合の組織率が比較的高く交渉力がある産業（製造業）となる傾向がある。地域別最低賃金の大幅な引上げが続く中、改正がなされず、結果として地域別最低賃金を下回るものが近年増加している。

(1) 労働協約ケース：関係労使の間で、同種の「基幹的労働者」の相当数（原則として1,000人以上）に適用される賃金の最低額に関する合意（労働協約）がある場合

新しく決定する場合の申出の要件

- ① 基幹的労働者の2分の1以上が労働協約の適用を受けること
- ② 労働協約の当事者の労働組合又は使用者の全部の合意により行われる申出であること

改正・廃止する場合の申出の要件

- ① 基幹的労働者の概ね3分の1以上が労働協約の適用を受けること
- ② 労働協約の当事者の労働組合又は使用者の全部の合意により行われる申出であること

(2) 公正競争ケース：事業の公正競争を確保する観点から、同種の基幹的労働者について、最低賃金を設定することが必要である場合

新しく決定する場合の申出の要件

- 企業間、地域間又は組織労働者と未組織労働者の間等に産業別最低賃金の設定を必要とする程度の賃金格差が存在する場合（注1、注2）

改正・廃止する場合の申出の要件

- 適用される労働者又は使用者の概ね3分の1以上の合意による申出等

（注1）「当該最低賃金の適用を受けるべき労働者又は使用者の概ね3分の1以上のものの合意による申出があったものについては受理・審議会への諮問が円滑に行われることが望ましい」ことが労使合意で定められている。

（注2）「一般の産業では企業間等に賃金格差は通常存在し、またその生ずる原因は多様。（略）賃金格差の程度について一定基準を定めることは適当ではない」、「競争関係の存在を前提にして、『より高いレベルでの公正競争』確保の必要性について、疎明の内容、関係労使間の合意形成の状況等を踏まえ審議会において適切な判断がなされることを期待」する旨、同じく労使合意で定められている。

3 特定最低賃金の現状（令和8年4月1日現在）

	設定件数	適用 使用者数	適用 労働者数
地域別最賃下回るものを含む	223件	約9.03万人	約301万人
地域別最賃下回るものを除く	112件	約4.77万人	約183万人

	新設	改正	廃止
平成27年度	0	199	0
平成28年度	0	193	2
平成29年度	1 岩手・百貨店	187	1
平成30年度	0	183	4
令和元年度	0	174	1
令和2年度	0	144	1
令和3年度	0	160	0
令和4年度	0	140	1
令和5年度	0	143	2
令和6年度	0	133	0
令和7年度	0	112	0

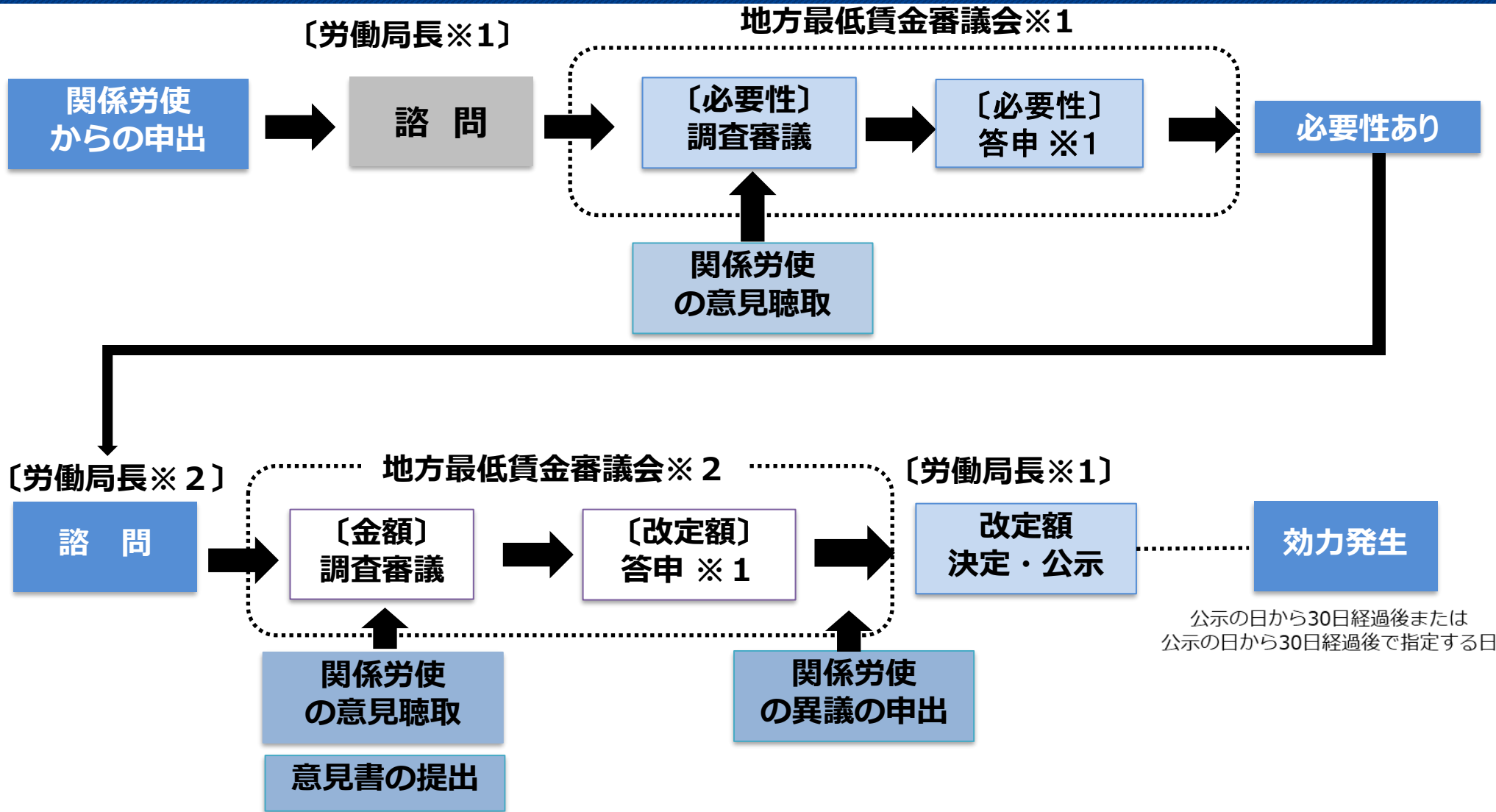
業 種	件数(件)	適用使用者数 (百人)	適用労働者数(百人)
食料品・飲料製造業関係	5 (1)	3 (1)	138 (50)
繊維工業関係	5 (0)	6 (0)	133 (0)
木材・木製品製造業関係	1 (0)	1 (0)	7 (0)
パルプ・紙・紙加工品製造業関係	2 (1)	1 (1)	78 (18)
印刷・同関連産業関係	1 (0)	3 (0)	34 (0)
塗料製造業関係	4 (3)	1 (1)	63 (48)
ゴム製品製造業関係	1 (0)	1 (0)	58 (0)
窯業・土石製品製造業関係	4 (2)	3 (1)	102 (68)
鉄鋼業関係	20 (17)	31 (26)	1,423 (1,303)
非鉄金属製造業関係	9 (6)	9 (6)	417 (221)
金属製品製造業関係	4 (0)	9 (0)	115 (0)
一般機械器具製造業関係	25 (14)	228 (124)	5,625 (3,384)
精密機械器具製造業関係	7 (4)	7 (4)	220 (139)
電気機械器具製造業等関係	45 (27)	211 (115)	9,145 (5,071)
輸送用機械器具製造業関係	33 (25)	143 (115)	8,486 (7,105)
小 計	166 (100)	657 (394)	26,044 (17,407)
新聞・出版業関係	1 (0)	1 (0)	5 (0)
各種商品小売業関係	30 (2)	16 (1)	1,813 (119)
自動車小売業関係	23 (10)	215 (82)	2,134 (771)
自動車整備業関係	1 (0)	10 (0)	35 (0)
道路貨物自動車運送業関係	1 (0)	3 (0)	23 (0)

※旧産業別最低賃金

全国非金属鉱業（厚生労働大臣決定）関係	1 (0)	1 (0)	4 (0)
合 計	223 (112)	903 (477)	30,058 (18,297)

※括弧書きは地域別最賃を上回る特定最低賃金

4 特定最低賃金の決定・改正・廃止までの流れ

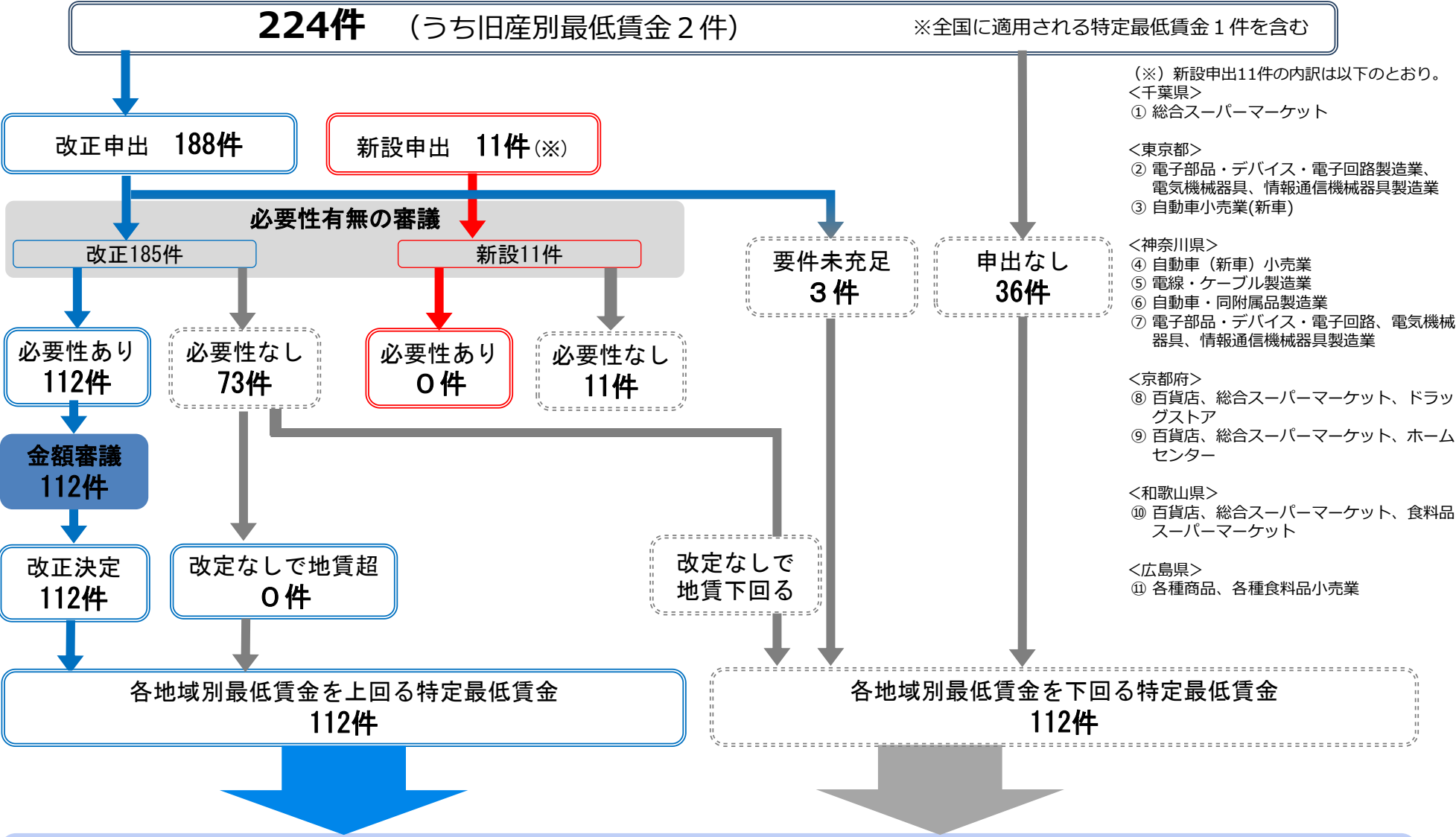


※1 特定最低賃金の決定・改正・廃止の**必要性**や、**金額審議**については、**全会一致の議決に至るよう努力**するものとされている（**労使合意による取り決め**）。

※2 特定最低賃金の適用区域が2以上の都道府県労働局の管轄区域にわたるものである場合は、労働局長は厚生労働大臣、地方最低賃金審議会は中央最低賃金審議会に読替える。

5 令和7年度の全国の特定最低賃金の審議・改正結果

令和7年4月時点の特定最低賃金



令和8年4月1日時点の特定最低賃金 **223件**（うち旧産業別最低賃金1件）

※ 全国に適用される特定最低賃金1件を含む
※ 旧産業別最低賃金1件は最低賃金法第17条に基づき令和8年3月31日限りで廃止されている

6 特定最低賃金の決定、改正又は廃止の必要性の有無に関する調査審議の運営について①

厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、特定最低賃金の決定等（決定、改正又は廃止のことをいう。以下同じ。）に関する申出を受けた場合には、原則として当該決定等の必要性の有無について最低賃金審議会に意見を求めるものとされている。

実際の必要性の有無に関する調査審議に当たっては、以下を参考に、関係労使（当該産業を含めた関係労使）が参加することにより、より実質的な審議が行われることが期待されている。

新産業別最低賃金と旧産業別最低賃金

特定最低賃金は、昭和61年2月14日の中央最低賃金審議会の答申「現行産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金等の転換等について」に基づき、特定の産業の関係労使が労働条件の向上又は事業の公正競争の確保の観点から、その産業の基幹的労働者について地域別最低賃金より金額水準より高い最低賃金を必要と認めた場合に、その労使の申出により設定することとされた「新産業別最低賃金」と、同答申に基づき平成元年以降改正を行わないこととされた「旧産業別最低賃金」がある。

昭和61年3月31日付け基発第188号「今後の産業別最低賃金制度の運営について」

2 申出に係る新産業別最低賃金の決定等の必要性に関する決定

(1) 新産業別最低賃金の決定等の必要性についての諮問等

(略)

□ 上記イにより新産業別最低賃金の決定等の必要性の有無について諮問を行った場合、その後の審議会の運営に当たっては特に次の点に留意するものとする。

(イ) 関係労使の意向や当該産業の実態等が十分反映されるよう関係労使の意見を必ず聴取すること。

また、必要に応じ審議会に各側委員から構成される小委員会等を設けるなど効率的な審議に努めること。

(□) 及び (ハ) (略)

「中央最低賃金審議会産業別最低賃金に関する全員協議会報告」（平成10年12月10日中央最低賃金審議会了承）

2 運用面の改善について具体的な対応

(2) 産業別最低賃金の審議手続上の取扱いの改善

① 中小企業関係労使の意見の反映

産業別最低賃金の設定による影響を受けやすい中小企業関係労使の意見が十分に反映されるようにするため、審議会委員の選任や参考人の意見聴取に当たって、中小企業関係労使からの選任や当該産業の中小企業関係労使からの意見聴取に配慮すること。

6 特定最低賃金の決定、改正又は廃止の必要性の有無に関する調査審議の運営について②

「中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告」（平成14年12月6日中央最低賃金審議会了承）

2 関係労使のイニシアティブの一層の発揮を中心とした改善

(1) 関係労使のイニシアティブ発揮による改善

① 関係労使当事者間の意思疎通

業別最低賃金の決定、改正又は廃止(以下「決定等」という。)に関する申出について、関係労使が双方の意向を了知しておくことは、その後の円滑な審議にとって重要であるため、当該申出の意向表明後速やかに、関係労使当事者間の意思疎通を図ることとする。

この場合の意思疎通としては、関係労使当事者間において話し合いを持つことが望ましい。

なお、関係労使当事者とは、主として、労働協約締結当事者の使用者(使用者団体を含む。)又は労働組合、都道府県内における当該産業の関係労使団体などを指すものである。

② 関係労使の参加による必要性審議

産業別最低賃金の決定等の必要性の有無に関する調査審議(以下「必要性審議」という。)について、従来どおりの方法で行うか、当該産業の労使が入った場で行うかを、地方最低賃金審議会において、地域、産業の実情を踏まえつつ、検討することとする。

なお、必要性審議において、当該産業別最低賃金が適用される中小企業を含めた関係労使が参加することにより、より実質的な審議が行われることを期待するものである。

③ 金額審議における全会一致の議決に向けた努力

関係労使のイニシアティブ発揮により設定されるという産業別最低賃金の性格から、産業別最低賃金の決定又は改正の金額に関する調査審議については、全会一致の議決に至るよう努力することが望ましい。

7 特定最低賃金の審議における労使イニシアティブの促進に向けた参考事例について

令和7年8月4日 中央最低賃金審議会提出資料

「改正の必要性なし」となったが、次年度の審議に向けて、該当産業の関係労使が参加した審議の調整をすることとなった事例

- 使用者側委員は、改正決定の必要性の有無の審議において、データに基づく根拠（厳しい経営環境におかれる中小企業の負担感や、地域別最低賃金の大幅な上昇等によって地域別最低賃金に対する該当産業の賃金の優位性が認められないこと等）を示し、「改正の必要性なし」と主張。
- 審議の結果、「改正の必要性なし」となったものの、労働者側委員の提案を踏まえ、次年度における改正の必要性審議に向けて、該当産業の労使が新たに参加する方向で調整を行っている。

労働者側委員が、使用者側の意見を踏まえた審議を行う旨を表明した結果、使用者側委員が意向を変更し「改正の必要性あり」となった事例

- 使用者側委員は、改正決定の必要性の有無の審議において、業界を取り巻く環境の厳しさを理由に当初「必要性なし」と主張。
使用者側参考人の意見陳述を聴いた労働者側委員から「使用者側の状況、産業界の状況を踏まえた金額審議を行う」との回答があったため、使用者側委員は意向を変更し「改正の必要性あり」とした。
- 次年度の審議運営について検討を行った結果、審議日数を十分確保するとともに、産業界の意見が反映されるよう産業界代表からの意見提出に加え、意見聴取も実施することとなった。

関係労使当事者間の意思疎通を図るために、審議前の勉強会の実施や運営に関する議論を行っている事例

- 労働者側委員は、産業の魅力向上や人材確保の観点から「改正の必要性あり」と主張。使用者側委員は、地域別最低賃金が過去最高の上昇であることを踏まえ「改正の必要性なし」と主張。
審議の結果、「改正の必要性なし」となったものの、審議の場において、公益委員から「特定最低賃金が労使のイニシアティブによって決定等する」という制度趣旨を改めて説明した上で、労働者側委員・使用者側委員に対し、根拠を示して主張を行うよう働きかけを行っている。
- 第1回専門部会開催前に勉強会を実施し、特定最低賃金について理解を深めている。また、運営委員会において、特定最低賃金の運営の在り方に関する議論を行っている。

双方の主張の歩み寄りや次年度につながる調整が十分に行われていない事例

- 使用者側委員は、改正決定の必要性の有無の審議において、労働者側委員の「必要性あり」との主張に対し、地域別最低賃金がかここ数年急激に上昇していることを理由に「改正の必要性なし」と主張。
- 使用者側委員から、経営環境やこういった状況であれば「改正の必要性あり」となり得るのかといった具体的な説明がなく、審議が終了している。

(注) 参考事例は、令和6年度の地方最低賃金審議会の審議等の実態をもとに労働基準局賃金課にて作成。